

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和3年2月12日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について																																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																		
内容	<p>足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和2年10月16日（金）～11月16日（月）</p> <p>(2) 実施結果 意見提出数 710件（個人438名、法人2団体）</p> <p>※ 平成29年度 意見提出数 603件（個人401名）</p> <p>(3) 意見・要望等 ア 内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>内訳</th> <th>件数</th> <th>前回 (平成29年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>介護保険料について</td> <td>420件</td> <td>264件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>介護サービスの利用者負担について</td> <td>13件</td> <td>123件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施設整備について</td> <td>15件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護人材確保について</td> <td>22件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>介護報酬改定について</td> <td>7件</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他</td> <td>233件</td> <td>66件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>710件</td> <td>603件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 パブリックコメントに対する区の考え方について 別添、報告資料1-1のとおり</p>			No	内訳	件数	前回 (平成29年度)	1	介護保険料について	420件	264件	2	介護サービスの利用者負担について	13件	123件	3	施設整備について	15件	100件	4	介護人材確保について	22件	22件	5	介護報酬改定について	7件	28件	6	その他	233件	66件		合計	710件	603件
No	内訳	件数	前回 (平成29年度)																																
1	介護保険料について	420件	264件																																
2	介護サービスの利用者負担について	13件	123件																																
3	施設整備について	15件	100件																																
4	介護人材確保について	22件	22件																																
5	介護報酬改定について	7件	28件																																
6	その他	233件	66件																																
	合計	710件	603件																																

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
1	介護保険料の値上げはしないでほしい	275	介護保険料の値上げには反対です。	96	<p>1 介護保険料について(420件)</p> <p>(1) 介護保険料の増減要因 第8期の介護保険料基準額について、9月の中間報告では、約7,070円～約7,270円としていましたが、以下の増減要因を精査した結果、「6,760円」としたいと考えています。第7期の介護保険料基準額(6,580円)より180円値上げとなります。</p> <p>《主な増要因》 1 高齢者数、特に75歳以上の後期高齢者数の増加による、介護サービス給付費の増 2 介護報酬改定率 +0.70% 《主な減要因》 1 第8期、3か年の総事業費については、新型コロナの影響も勘案して再精査 2 第8期介護保険料の所得段階区分は、14段階から17段階に変更 3 最高料率は、基準額の2.7倍(17,770円) ⇒ 4.5倍(30,420円) 4 保険料収納率を再精査97.0%⇒97.5% 5 第8期では、介護保険給付準備基金から40億円を取り崩し 6 介護保険制度改正による影響額を反映</p> <p>(2) 介護保険料の値上げに関すること 区としては、中間報告後、介護保険料の値上げ幅を抑制するために、総事業費の再精査、保険料収納率の精査、介護保険給付準備基金投入予定額の変更を行いました。前述のように、国の介護報酬改定という増要因もございしますが、結果として介護保険料基準額を中間報告よりも低い6,760円まで下げることができました。 今後も引き続き、様々な介護予防事業への積極的な取り組みによって、元気高齢者の増加と給付費の抑制に努めていきます。 第7期からは値上げとなりましたが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(3) 介護保険制度に関する国への要望 区では、介護保険制度を安定的に運営するとともに、保険料の上昇が高齢者の生活に過大な負担とならないよう、全国市長会を通じて、国に対して介護保険制度の抜本的見直しを要望していきます。</p> <p>(4) 介護保険料の支払いが困難な方 生活困窮やコロナ禍で保険料の支払いが困難な方には、次の減免制度がございますので、介護保険課までご相談ください。 ・所得の低い方を対象とする介護保険料軽減制度 ・新型コロナの影響に伴い収入が減少した方の介護保険料減免制度</p> <p>(5) 介護保険料を滞納している方 預貯金などがある場合、普段の生活に影響が無い範囲で、差押えを実施することがあります。</p>
			足立区の介護保険料は23区で一番高いのだから、これ以上上げないでほしい。	39	
			介護保険料を「自動的」に上げていくことは、あまりにも無策すぎます。区はもっと考えるべきです。	4	
			介護保険料は値上げしないで下さい。介護保険料は高いです。払うのが大変です。	25	
			ただでさえ、高すぎる介護保険料をまた値上げですか。値上げしないで済むように手立てを講じて下さい。	7	
			介護保険料は高いです 年金でギリギリです これ以上上げないで下さい。	60	
			第8期介護保険事業計画の区民の保険料の値上に反対です。 先日、区主催の公聴会に出席させていただきました。値上げの理由に「後期高齢者の人口が増大しそれに見合った試算を国の定めた計算式にあてはめて算出した」と述べられておりました。「後期高齢者の人口が増大」し、それに伴い要介護者も増大するだろうという予想を否定するものではないが、今のままでは区民の負担する保険料は天井知らずに増え続けることになるのではないかと懸念を抱くのは私だけではないと思います。保険料の値上をやめてください。	2	
			保険料の値上げは控えて下さい。これまでも値上げが度々ありました。あと半年で90才になる私には、これ以上の負担は重すぎます。区民の命とくらしを守る区政を願っています。	5	
			介護保険料は高いです。払うのが大変です。保険料値上げは反対です。私は年を取ってから病院にかかることが多くなってきました。薬代もばかになりません。これから介護もお世話になるかもしれませんが、貯えも減って費用の負担があまりに重いと困ります。	14	
			介護保険料をこれ以上上げないでほしいです。私は年金から引かれたいも年金も生活でギリギリです	2	
			いざ介護を受ける身になっても保険料以外に払わなければならないです。保険料を上げない事。		
			介護保険料の値上げはやめて下さい。		
			①都内で最高値の区であるのに値上げする理由がわかりません ②さらに値上げすると払えない人が多くなります。保険本来の目的が果たせないこととなります。	1	
			介護保険料の値上げは反対です。 がんばって働いています。	1	
			収入が少し増えれば保険料が高くなり収入がないとたべていけません。		
介護保険料値上げは反対です。日々の暮らが大変です。	8				
足立区介護保険料は23区で一番高いのでは、これ以上値上げしないで下さい。高所得者ばかりではありません。低所得者のことも考えて下さい。1ヶ月暮らすのがやっつです!! 値上げはぜったいに反対です。	2				
介護保険料の値上げは止めて下さい。 値上するなら年金も上げて下さい。	2				
日頃介護のことではいろいろお世話になっています。今まで元気でしたので、介護のことについての知識がありませんが、何とお金がかかることに今頃になって痛感しています。この先のことを考えると、不安な気持ちになります。これ以上値上げのことは考え直してください。お願いします。	2				
本当ですか、介護保険料値上げするの？23区で一番高いのはどうしてですか？高齢化社会です。高齢者にやさしい区政であってほしいと思います。足立区は積立金も23区中でも多くあると聞いています。これ以上、負担を押し付けしないで下さい。毎日の食事や病院に行くのをがまんして、高い保険料を納めるのは、命にかかわります。値上げをしないで下さい。	1				
私の友人は80才ですが、介護保険料が2ヶ月で3,000円→4,960円 1.6倍になりました。ヘルパー福祉用具貸与で月3,009円とられています。わが家の場合、夫婦で保険料7,300円→8,450円 15%アップしました。 年金は2人合わせて、月にすると、25万円です。毎月の家賃6万円を払うと、赤字になってしまいます。衣服費・食費を減らすしかありません。区は区民の実態をつかんでいるのでしょうか。介護保険料これ以上上げないで下さい。生活出来なくなります。	1				

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			私は、介護保険料を値上げすることは、反対です。 ・失業しました。高齢のため、すぐには、就職先が見つかりません。介護保険料の減免申請をしましたが、却下されました。 ・同居の家族とは、自立して、働いてきています。援助されたことはありません。個人の問題なのに、同居家族に頼れど、無理強いするのは、おかしいです。40年以上も、都民税・区民税も含めて、税金を払ってきたのに。収入が減ったので、減額してもらいたいです。 ・加えて、今まで都内で一番高い介護保険料であり、さらに、第8期計画で、保険料値上げを計画しているのは、納得いきません。 ・区民ばかりに負担を負わせないでください。	1	
			介護保険の値上がりには反対します。私達若い人が受けるころにはかなり高くなり今でも安い収入から払うのは負担が大きいです。これ以上上げないで下さい。	2	
			介護保険料値上げではなく値下げにしてほしい。	25	
			足立区の介護保険料は23区で一番高いのだから、むしろ下げてください	8	
			介護保険料は高すぎ。値下げして下さい。	3	
			介護保険は、改定するたびに保険料が上がるのはおかしいです。高齢者が増えるのだから、保険料はだんだん安くなるようにして、安心して年をとれるようにすべきです。	9	
			介護保険料は値上げしないでください。そして、介護保険料は安くして下さい。安い(少ない)年金に對し高い保険料とても生活ができません。	10	
			・介護保険料は安くしてください。 ・介護保険料は高いです。払うのが大変です。年金もらえてないので困っています。	2	
			保険料を安くして下さい。生活が出来ません	4	
			足立区は国保料金高く、この上介護保険料が上がると、とても大きな負担です。これ以上の値上げには絶対に反対です。むしろ、値下げをするべきです。	2	
			年金から引かれる介護保険料が前回より多くなっていくのは、とても切ないです。介護を受けないで済むように、体力維持の為、ジムに通い始めたので、出費が増えました。そうした努力をしている人は多いと思いますが、そうした人達を含めて保険料を上げるのは納得がいきません。都内23区で一番高い保険料を大幅に引き下げて「足立区に住んでいて良かった。」と思われるようにしてください。	1	
			足立区は23区中1番高い介護保険料ではなく23区中1番下い方にして下さることを願います。	1	
			私の母は現在、介護老人福祉施設に入居していますが、国民年金での支払額は当然不可能であります。したがって私が不足分の支払いをしておりますが、これ以上の介護としての出費は大変なことであるので、出来れば介護保険料の値下げや年金の増額をお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。	1	
2	値下げしてほしい	73	むすこと二人ぐらして給料が少ないのに負担ばかりかけていてつらいです。せめて介護を受けなくてもいいようにがんばっているのに、保険料がこれ以上あげられたらこまります。むすこがかわいそうです。なんとか値上げしないでください。もっと安くしてください。	1	
			とくに、足立区は23区で一番高いので、むしろ知恵を出していただき、値上げではなく値下げをしてほしいと思います。死ぬまで払い続ける保険料ですし、サービス利用しない人たちも多いので、抜本的に見直してほしいです。 もう払いつづけることができないという声が圧倒的です！ ラーメン屋ですが経営が大変です。 店を閉じたとしてもそのお金がありません。 介護保険料だけでなく支払いはいろいろありどれもこれも値上げどころか下げてもらいたいと思っています。消費税もたいへんどうなるのか…と不安です。	1	
				1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			赤旗新聞の日曜版を読んでいます。(63才、女性)介護保険料が目前なので生活に不安を感じます。リウマチを15年位患っており、うつ病もあります。繰り上げ年金とかけもちパートの収入のみです。コクホ税の支払いも苦しいのに。将来、介護保険料の増額はやめてほしいです。むしろ、非課税の区民は0円にしてほしいです。先月、インフルのワクチンが4,400円です。今月は3ヶ月に1度のリウマチの検査、薬代合わせて1万5千円位かかります。私たちの声を聞いて下さい！	1	
			親が介護を受けるのに介護保険料払っていても、いざ利用するとまた利用料を払って、簡単に利用できないということがあり、何のための介護保険かと思いました。収入が上がっていきなく、大変きついです。これ以上上げないで、値下げして下さい。値上げしないで下さい。お願い致します。	2	
			①介護保険料の引き上げは中止するとともに、引き下げてください。 足立区の保険料は23区で一番高いと聞きます。低所得層も多い中、また、年金生活者は年金以外の収入の道はありません。年々引き上げられる保険料は、その分、生活の切りつめにつながります。生活を維持するためにも、介護保険料の引き上げは止めて下さい。	1	
3	いざというとき利用できるか心配	14	介護保険料をこれ以上上げないでほしいです。私は年金から引かれいつも年金も生活でギリギリです	3	
			いざ介護を受ける身になっても保険料以外に払わなければならないです。保険料を上げない事。		
			年金ぐらして介護保険料支払いが大変です。保険料払って介護受けられないような事はとても不安です	1	
			保険料の引き上げは絶対にしないで下さい		
			第8期の介護保険料金の値上げに絶対反対です。今でも介護保険料の支払い苦慮しているのにこれ以上の値上げは絶対に認めることはできません。私はまだ介護保険の適用を受けていませんが、受けている人からさらに利用料を取るといふ。サービスの切り下げがずーっと行われてきている中で、さらに値上げなど認めることができません。都内最高額になるなどとてもないことです。	1	
			介護保険料を値上げしないで下さい。妻が(82才)私は90才です。妻は15年前から江北の特養ビジネスに入所してお世話になっていますが、家族の合算した所得によって入所費用が5～6年前は月10万位でしたが急に6～7万、16～7万も高くなり大へんです。私は年金も20万以下で介護保険料が妻も天引きされるので生活が苦しくて大へんで是非介護保険料は値上げしないで下さい	1	
			介護保険料を値上げしないでください。利用する人が安心して介護を受けられるようにしてほしいです。	1	
			介護を受けたくても費用がどれだけかかるのか不安です。ぎりぎりの生活ですからいっさいの負担増はできません。	1	
			3年毎に改定される65歳以上の介護保険料を値上げするというのは、保険制度として間違っています。それは、利用者自身が利用できない介護保険制度になってきているからです。	1	
			◎介護保険料の値上げは反対です。 ◎利用する時にどれくらいのお金が入用になるかわからないのが心配です。	1	
			くらしが大変なのに介護保険料の値上げは反対です。 足立区が23区で一番高いのはなぜなのでしょう。その上利用したいときに利用できない話も聞いております。保険料これ以上値上げしないでください。	4	
4	高い保険料を払っていざ利用するとなるとまた利用料を払わなくてはいけないのは、おかしいです。	17	介護保険料は高い保険料を払っていざ利用するとなるとまた利用料を払わなくてはいけない。そんなのおかしいです。保険料を下げるか利用料をただにするか、すべきです。	17	
			いつ終わるかわからないコロナに苦しめられている時に、介護保険料の値上げは、ますます負担が重くなります。23区で一番高い保険料を払わされて、さらにとは、あまりにひどすぎます。値上げはしないでください。	7	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
5	コロナで生活が苦しい	21	<p>私自身も含め、コロナ禍の影響もあるのか、周りの知人で体調を悪化させたり亡くなる人も多く気持ちが落ち込みがちです。少ない年金、独り暮らし、家賃を払うのもぎりぎりという人がたくさんいる。「廃品回収でなんとかがんばっているが古紙は安いし重いので止めた。介護保険が上がるのは本当に困る、何とか止めるように弥生ちゃんに言って！」</p>	2	
			<p>介護保険はあまねく高齢者の命とりですのに保険料を他区よりも高く値上げをする区長及び足立区は何と冷たい区政なのでしょう。</p> <p>私はこの夏「コロナ」と「熱中症」で死ぬ思いでした。生活費(食費)も住宅(自宅)でも従来とは大幅にアップしました。</p> <p>介護保険利用料も、税申告で200円程度基準をオーバーしたために1割が2割に上げられ、これが生活費オーバーになりました。消費税もすべて値上げ反対します。</p>	1	
			<p>介護保険料の値上げに反対です。</p> <p>コロナ禍の対応等のおくれから区民の目先をそらす為の火事場ドロボウ的な値上げをしないで下さい。</p> <p>弱者いじめは、やめて下さい。</p> <p>麻生大臣の「ナチスの手口を学んだらどうか」「高齢者はさっさと死ねる様に」の暴言を足立区はようにんしているのですか？</p>	1	
			<p>コロナ禍で職を失う人が多く、先が見えない。コロナも心配の種です。区民は心穏やかでない生活のさなか、介護保険料の値上げとは考えられません。又、高齢者の医療費の負担が2割にとかの話もでていて、心配は絶えません。消費税の減額と少しは庶民の身になって欲しいものです。介護保険料値上げ反対！</p>	1	
			<p>介護保険料の値上げを止めて下さい。年金で高齢者2人、細々と暮らしています。最近、スーパーの品々の値上がりりと値上げが無いと思うと減量になっていて実質の値上げです。Go Toキャンペーンなどには全く無縁です。この上、介護保険料が上げられたらますます切りつめなければなりません。コロナ禍の下、感染したら老夫婦共倒れになります。2月から自粛生活をしっかり守り、行政や医療機関に出来るだけ迷惑をかけないよう暮らしています。二重三重をお願いします。保険料の値上げは止めて下さい。</p>	1	
			<p>2、介護保険料の値上げについて</p> <p>足立区の介護保険料は20年連続して値上げをしてきました。現在23区で最高額です。今回、令和3年の保険料案が示され現在の6580円が7070円から7270円へ値上げをすると公表しました。コロナ禍でみなさん収入が減収になったり、職を失ったり大変苦しんでいます。朝日新聞の10月11日の紙面に18年度の65歳以上の高齢者1万9000人が介護保険料滞納で差し押さえされた記事がありました。このような時に21年連続値上げするとは呆れます。直ちに撤回するよう要求します。</p> <p>3、介護特別会計の予算の立て方に疑問を持ちます。</p> <p>毎年、介護保険の給付費の見積額と実際の給付費額に20億円から40億円の開きがあり介護特別会計は大きな黒字になっています。見積額を大きくして足りないからと保険料を値上げしてきたことです。保険料が高すぎて払えない人がたくさん出ています。納めた人も生活が苦しく介護の利用を控え、給付費が見込みより少なくなっている点です。給付見込み額を実態に近くすれば保険料の値上げはしなくても済みます。</p>	1	
			<p>消費税10%に値上げして、コロナによる影響で経済的ダメージを受け、国民全体に経済的支援が必要な時に年金は下げられ、保険料値上げでは話にならないどころか、支援の足を引っ張っている状態ではないか。ひどい話だ。</p> <p>介護保険料値上げは困ります。</p>	2	
			<p>年金は下がって消費税10%になり出費は多くなって居ります。コロナウィルスの為介護施設の利用料も上がりました。これは認意なので許す出来ませんがその場では出さないとはいいつらいです。</p> <p>消費税増税で本当にこまっています。コロナで収入も減っています。このうえ保険料の値上げは絶対にこまります。毎日1円2円の商売をしていますからお客さんの買い方もきびしいです。せめて消費税増税分は、減額にして欲しいです。</p>	3	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			これ以上介護保険料を引き上げないで下さい。毎日の家庭の生活ができなくなります。「積立金」の一部を回して区民の負担を軽くして下さい。区民の生活を守って下さい。 2020年10月に足立区の第8期介護保険事業計画の中間報告が出されました。中間報告では、基準月額で現在6580円の介護保険料が、約7070円から約7270円に引き上げられることが示されました。足立区の現在の介護保険料は、東京都23区の中で一番高く、負担が重くのしかかっています。このうえ、さらに保険料を引き上げることになれば、新型コロナウイルス感染拡大が区民の暮らしに深刻な影響を与えている中で、区民の暮らしは一層大変な状況になることは明らかです。これ以上介護保険料を引き上げないこと。現在の基準月額6580円の引き下げを図ること。	1	
6	保険料が高い分サービスが良いという話は聞かない	5	介護保険料の値上げには反対します！ 23区で一番高い。それに比例して23区で飛び抜けてサービスが良いという話は耳にしません。	5	
7	その他	15	賃貸住宅で年金生活している身としては高い介護保険料はきついです。湯水のように区民からすいあげるのではなく、区の財源のあり方、予算の配分をもっと考えて欲しいです。値上げは反対です。年金がないので現在働いています。高齢ですのでいつ働けなくなるか、医者にかかりながら頑張っています。なのに介護保険料、後期高齢者医療その他低所得者にとっては暮らしていけない。介護保険料を払っていますが利用せず亡くなった場合には戻りはしないでしょう。なのに値上げなんて許せません。	1	
			働けるうちは働きたいとがんばっています。収入が増えるときりぎりりで保険料があたり納得できない思いです。少しのオーバーで負担が増えるのは困ります。もっと段階(低所得者の)きめ細かに保険料を引き下げてください。	1	
			私は介護保険料を払っていますが、介護を受けていません。これ以上の値上げはしないで、値下してください。	1	
			②介護者・家族の立場からみれば、上記の実態(※保険料が高くサービス利用が困難)から、家族がかなりの介護や生活面の負担を引き受けざるを得ず、これも大変に困難な事態を招来する危険性があります。(介護離職・虐待・ネグレクトなど)コロナ禍にあつては、家族も経済的苦境にあり、老老介護の実態からも、看過できません。	1	
			第8期介護保険事業計画中間報告(案)では、これまでの介護保険料の基準月額6,580円(年額78,960円)を、同月額7,270円(年額87,240円)になるそうです。しかもこれはあくまでも区民税非課税の方。さらに、この金額は東京23区で最高額と聞いて驚いています。貧困世帯の多い足立区がなぜ？区民に対する愛情がまったく感じられない	1	
			施策と言わざる負えません。足立区への住民税支払いも切なくなる一方です。確かに国の制度ですが、なぜ足立区が一番高い保険料なのですか？コロナウイルス禍で中小商店・企業の皆さんは収入も減り、先が見えない中で、この金額を支払い求めていくのですか？	1	
			足立区の区民に対する思いとは、「値上げはしかたがない。」のひと言ですか？ 介護保険制度を使えない区民が数多く出ても平気な足立区なのですか？	1	
			とうとう介護保険料が7000円を超えるとの報告に、びっくりです。介護保険制度が開始当初、保険料が8000円を超えたら制度が崩壊すると言われていました。崩壊が近いのでしょうか？	1	
コロナ打撃に加えての経済的な負担に、高齢者はみな悲鳴をあげています。どうかしてください！！	1				
			介護保険料も税金の種類なので行政、銀行口座を差し押さえることもありうるとした見解を出して進めています。銀行口座を差し押さえることは生活圏・生存権を侵害することになりませんか。	1	
			①自分の年金が少なくても夫が住民税を払っていると高くなるのは納得できない。	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の方針について
【介護保険料について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の方針
			<p>足立区でも貧富の差が大きく、特に低所得者が多いですが、高所得者もいます。介護保険の最高段階の年収が1800万円から第8期では2500万円に変更案が出ていますが、何故2500万円で止めているのか？年収億単位の方もいますので、段階を億単位まで増やして欲しいです。そうすれば低所得者への負担を抑える事ができると思います。</p>	1	
			<p>第8期介護保険事業計画第五章について 本計画の概要は第四章で縷々述べられている。考えなければならないのは、本計画第四章が実行されたとして、果たして足立区民として、幸福な人生を送れるのか？という問題点が先ずあるが、取り敢えず、第五章について、その「第8期介護保険事業計画のポイント」で述べられている、数値について、「介護保険料の算定手順として」、「第一号被保険者数」、「要支援・要介護認定者数」、「介護保険給付に必要な費用の合計(総事業費)」などの「推計」を「介護保険料月額基準額」の算出根拠としているが、 1)第一期から第七期の「介護保険料月額基準額」の「算出」も「推計」を使用して算出したのか？ 2)もし、「算出」に「推計」を使用したとすれば、「推計値」と「実際の数値」との差はどうなっているのか？そもそも 3)「推計値」の算出は正確なのか？「実際の数値」との乖離は考えていたのか？いなかったのか？ 以上のことを考えると、「介護保険料月額基準額」の「算出」なるものも、根拠が曖昧で恣意性が介在する余地があったのではないのか？ 4)最後に 「保険料率」について 「高額所得者」の「保険料率」を大幅に上げたことは評価する。但し、「第十段階、第十一段階」の「対象」は問題があるのではないだろうか？「料率」が上がってしまう。私見はこの「第十段階、第十一段階」は「高額所得者」とは云えず、「料率」が上がらないように是正をお願いする。 以上</p>	1	
			<p>賃貸住宅で年金生活している身としては高い介護保険料はきついです。湯水のように区民からすいあげるのではなく、区の財源のあり方、予算の配分をもっと考えて欲しいです。値上げは反対です。</p>	2	
			<p>足立区でも貧富の差が大きく、特に低所得者が多いですが、高所得者もいます。介護保険の最高段階の年収が1800万円から第8期では2500万円に変更案が出ていますが、何故2500万円で止めているのか？年収億単位の方もいますので、段階を億単位まで増やして欲しいです。そうすれば低所得者への負担を抑える事ができると思います。</p>	2	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護サービスの利用者負担について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
1	利用料の負担が重い。	10	デイサービスの負担が重いです。なんとかありませんか。	2	2 利用料に関する事項(13件) (1)介護サービスを利用する際の費用負担 介護保険制度は、介護が必要となった高齢者が、所得に応じて利用料の1～3割を負担して頂くことで、介護サービスを受けられる保険制度です。(足立区では1割負担の方が92.0%、2割負担の方が3.8%、3割負担の方が4.2%です。) (2)区としては、利用料の負担軽減制度を周知してまいります。 ①利用者負担が高額な場合、自己負担限度額を超えた分が戻る制度 ②生計困難者の利用料負担軽減制度 ③低所得の方の居住費・食費の負担軽減の制度
			生活保護をうけていますがデイサービスの食事代の負担が重いです。計算をすると一日、1人1,000円ですべて口に入るものを買わなければなりません。1食に500円以上かけることは無理です。給食の料金もあげられては困ります。オムツの支給も困っています。 夫は要介護5	2	
			私の夫は脳内出血で倒れ車椅子の生活です。介護予防型リハビリと訪問看護ステーションのリハビリにお願いし皆様に助けられています。年金生活で毎月利用費の支払いも大変で苦しい毎日です。	1	
			利用料の負担が重く困っています。年間所得わずか6,000円オーバーで2割負担です。 この段階の世帯には、こまかい負担割合に(例1.2 1.5など)して下さい。	1	
			私自身も長い間体がこわれそうになる位働き続け介護保険料をたくさん払い続けてきました。いざ必要になったときには役に立つのだろうと思っていましたが、とんでもない。周りの人を見ても介護保険を利用するのにもお金がかかり、年金で暮らしている私たちには、とても利用しにくいのです。たくさん払ってきた介護保険料ですから、もっと利用しやすい、安心して暮らしていける介護保険にしてください。	1	
			介護を受けておりますが、利用料も高く週二回お願いしたいところ一回にしております。	1	
			高齢者の保険、自己負担を1→3割に改悪！とんでもないです。	1	
2	まだ利用したことがないが、低料金にしてほしい。	2	介護が必要ですが、「支給限度基準額」を超えてしまいます。超えた分は10割負担となり支払えません。食事、排泄、入浴等、介護を受けなければ生活できません。本当に必要な介護サービスは、負担なく利用できるようにしてほしい。	1	
			私はまだ73才ですが、利用したことがありません。今後利用する時には、安心して利用出来るように、低料金でお願いします。 年金制度で、若い時より年金支払を続けて参りました。然し年金積立内では収まらぬ、長期に及ぶ場合の負担金が考えさせられます。幸いにピンコロリとあの世に行けるならば問題はないのですが、ほとんどの方が老化現象をおこし、表情に出て、家族が悩む状態になります。然し介護を受けることにより、又、負担額があるのは考えるべき事ではないか。最近特養ホームも増えつつあり、それは良いことと思うが、利用者の負担を何としても考慮してほしいと思います。	1	
3	利用する時にどれくらいのお金が入用になるかわからないのが心配	1	利用する時にどれくらいのお金が入用になるかわからないのが心配です。	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【施設整備について】

NO	分類	件数	件数	区の考え方
1	特別養護老人ホームを増設してほしい	7	特養の入居を容易にしてほしい。(順番待ちが多い。)	<p>3 施設整備について(15件)</p> <p>区としては、特に入所希望の高い、特別養護老人ホームの施設整備に注力してまいります。</p> <p>また、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、地域密着型サービス施設の整備も進めてまいります。</p> <p>(1)特別養護老人ホームの増設 令和2年9月、区は、特別養護老人ホームの中長期的な整備方針「足立区特別養護老人ホーム整備方針(令和2年度～11年度)」を策定しました。</p> <p>現在、入所待機者約2,500名のうち、特に優先度の高い区分A1、229名の方が1年を待たずに速やかに施設入所できるよう、令和11年度までに累計1,270床を整備します。</p> <p>(2)地域密着型サービスの整備 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、地域密着型サービス施設の整備を進めていきます。</p> <p>令和3～5年度の整備計画は、次のとおりです。</p> <p>①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」・・・ 1施設、累計 6施設 ②「小規模多機能型居宅介護」・・・ 1施設、累計15施設 ③「認知症対応型共同生活介護」・・・ 1施設、累計37施設 ④「看護小規模多機能型居宅介護」・・・ 2施設、累計 7施設 ⑤「認知症対応型通所介護」・・・ 1施設、累計27施設</p>
			特養ホームを増設をお願いします。	3
			介護施設(特養老人ホーム)が要介護認定者数に比べ少なすぎます。要介護4と要介護5の認定者数は令和2年見込み数で9630人います。特養ホームの定員数は2813人です。要介護4及び要介護5では自宅での介護はとて大変です。自宅での介護を支援する施設として「定期巡回・随時訪問介護看護」施設がありますが足立区内には現在6か所だけです。これでは介護に困ったときの援助ができません。	1
2	小規模多機能型居宅介護施設を増設してください。	1	1	小規模多機能型居宅介護施設を増設してください。 自宅での介護と通所および入所がセットになった介護機能で介護疲れや個人の用事や仕事の時に入所機能もあり大変助かる施設です。料金も定額なので計画が立ちます。令和2年は14施設で利用者が243人(見込み)ですが今後の増設計画は毎年度1か所になっています。要介護4と要介護5の認定者数は令和2年見込み数でも9630人います。絶対数が少なすぎます。

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【施設整備について】

NO	分類	件数	件数	区の考え方	
3	要介護度など入所要件を緩和してほしい。	4	要介護2では特養に入れず認知症でなければグループホームにも入れません。改善して下さい。	1	(3)その他施設に関する事項 ①認知症でない方をグループホームに入所できるようにすることや、要介護3より軽い介護度の方を特別養護老人ホームに入所させることは、国が定める基準により困難であり、保険者ごとに変更することはできません。 ②老人保健施設への入所については、施設にご相談ください。 ③公立の高齢施設をつくることは予定しておりません。
			特養ホームに入るのには、要介護3から。これでは不自由な身体でもなかなか認定基準が厳しくて入れません。要支援の方でも入れる様、お願いします。	3	
4	公立の施設を作ってほしい。	1	民間の施設もずい分高いです。公立の老人施設をもっと作って下さい。	1	
5	その他	2	施設定員の増加数はたいした数ではなく、入所希望者にとってはまだまだ遠い道程です。居宅サービスの利用者がかなり増えると推測されていますが、その中には施設に入所できなくて、老々介護で苦しんでいる人がたくさんいると思います。それに加えて介護サービス費の自己負担限度額の引き上げだの入所者の食費の引き上げだのと、入所できてもできなくても大変だなと思いました。	1	
			他県にいる母の住民票を移したいと思ってみたが(現在)老建に入所中 足立区に来て老建に入所できるともかぎらないのでこわくて移動できません。	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護人材確保について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
1	介護従事者の待遇改善を	13	<p>介護をして下さる方への処遇の改善も宜しくお願い致します。</p> <p>ヘルパーさんの給料が低すぎます。給料を引き上げて介護人材も確保できるようにする必要があります。</p> <p>介護施設の職員さんの報酬も増してほしい。</p>	7	<p>4 介護事業者や職員向けの人材確保・育成策(22件) (1)人材確保・育成策 介護人材の確保と育成の支援について、当区では、次のとおり実施しております。 ①ホームヘルパーのフォローアップ研修 ②施設職員、介護支援専門員に対する研修 ③区内の介護サービス事業所に勤務する専門職員に永年勤続表彰 ④介護のしごと相談・面接会の開催 ⑤介護人材雇用創出事業 ⑥介護従事者向け宿舍借り上げ支援事業 ⑦生活支援サポーター養成講座 (2)国への要望 区は、質の高い人材の確保・育成及び人材定着に向け、国に対し、総合的な対策の実施及び財政支援をすることについて、特別区長会を通じて要望しています。</p>
2	介護事業者や職員向けの人材確保育成策を	1	<p>介護事業所や職員を励ますような担い手の育成、確保が求められています。</p>	1	
3	介護職を目指す人向けの人材確保策を	7	<p>介護職を希望する若者がいません。魅力的なお給料が払えるように支援してください。</p> <p>地域包括支援センターの人を増やし、ケアマネジャーさんやヘルパーさんを増やし、もつと一人ひとりにていねいにゆとり介護に来てもらえるような制度にしてください。今の一人あたりの時間ではしっかり介護をもらえませんか。</p> <p>より充実した介護福祉の為のご尽力に敬意を表します。今回の第8期介護保険事業計画の策定にあたり、足立区内で十数年、介護福祉士の養成に取り組んできた学校の立場から「8期計画」の介護人材養成についてコメントいたします。 ご承知のことと存じますが、高齢化の進行の中、介護福祉への要求の高まりに反して、それを支える施設の整備と同様に、介護の施設および仕事を支える人材はここ数年量的にも減少しており、構造的な問題があるように思われます。養成校としても、数年前の日本介護福祉士養成施設協会(「介護協」)の調査では、全国の養成校で介護学生不足のため、学生定員充足率が50%(全国平均)を切ってしまう状況にあります。介護事業の充実のためには、それを担う人の養成が不可欠です。働く環境の整備とともに、介護職員の育成なしには、どんな計画も砂上の楼閣になりかねません。 また、その不足を補うための外国人留学生の受け入れでは、留学生が認められている28時間/週労働と授業時間の保障を受け入れる法人の不足、経済的な困難を抱える留学生の生活費や住居の保障の問題などがあり、留学生にとって区内で学びかつ生活することが困難な環境にあります。 つきましては、次の計画において以下の諸点につき、検討され、具体化を図られるよう切に要望いたします。 1) 足立区内の介護養成校入学の学生に給付型奨学金を実施してください。</p> <p>足立区内の介護養成校入学の外国人留学生が区内に在住する時の家賃補助を実施してください。</p> <p>足立区内の外国人留学生を雇用した法人への補助を実施してください。</p> <p>4) 高校生だけでなく父母や教師でも、介護職のマイナスイメージがあります。介護福祉という仕事のやりがいが見える企画をご検討ください。</p> <p>介護保険料も高いけど、高齢化でもあり大変だと思います。ヘルパーさんも年齢を増していることですし、老老介護のようなもの。若者の力を借りなくてはと思います。</p>	1	
4	その他	1	<p>今後、特に傾注していただきたいのは、基本的な人権が十分に守られ尊重される啓発活動です。先般も、区議の方の言語道断なご発言があり、響きをかいました。しかし、かなりの高齢者の方々に、戦前からの、前近代的な意識や思考回路が内在されていることも、残念ながら事実です。外国人の方や女性やマイノリティの方々などへの差別観は、私たち区民にも少なからず残存し、セクハラ・パワハラ等の土壌になっています。これらは、女性が圧倒的に多い介護分野の人材定着を妨げる一因ともなっています。また、ウイルス感染への差別中傷の深刻さも、ある意味では同根なのもかもしれません。しかしながら、介護だけでなく外国人の方々の支えや交流は欠かせない時代です。足立区で毎年発行されている介護保険の関係パンフレットや各種広報・地域包括などで企画される学習プログラムにも、ジェンダー平等や理解共感を促す視点を積極的に盛り込んでいただきたい。難題かも知れませんが、自治体の努力ややる気は、全世代に伝わり効果も絶大です。 以上、限られた紙面での拙文ですが、よろしく申し上げます！</p>	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【介護報酬改定について】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
1	介護報酬を増額してほしい	2	<p>基本報酬の大幅引き上げ、増額が求められています</p> <p>2、介護崩壊を止めるためにも、介護保険制度及び総合事業の改善を国は介護報酬改定の議論を、社会保障審議会で議論しています。足立区として、新型コロナの影響により介護の現場は疲弊しています。そのためにも介護報酬の単件費分だけでも増額するように強く働きかけてください。介護報酬は、介護サービスの対価として介護保険財政から支払われる報酬です。介護事業所の収益の大部分を占め、訪問介護や通所介護ではほとんどとも言えます。2000年の介護保険制度以来、すべてマイナス改定で、倒産の危機にある事業所がほとんども聞いています。そのことが、介護の人材が集まらない原因にもなっています。介護保険制度の改善と、区が進める総合事業の大改善のためにも介護報酬の大幅アップを区として提言してください。</p>	1	<p>5 介護報酬改定(7件) (1)令和3年4月からの介護報酬改定率は+0.70%となりました。 (2)区では、全国市長会を通じて、介護従事者全体の処遇改善等、適切な報酬の評価を行うよう要望しています。</p>
2	利用者負担は上がらないようにしてほしい	5	<p>介護の事業所の運営が大変ときいています。介護報酬を引き上げてほしいと思います。しかし、利用者の負担が増えるのはこまります。負担増にならないよう対策をたててください。</p>	5	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
1	区の一般財源で区民の負担を減らしてください	60	足立区には1000億円をこえる積立金があります。その一部でも回して区民の負担を軽減すべきです。	33	6 その他(233件) (1)区的一般財源による区民負担の軽減 ア 介護保険は、税金と保険料から半分ずつ財源を拠出して制度運営を行っています。また、社会保険制度として、40歳以上の方から幅広く保険料をいただき、区民全体で制度を支えています。既に区は、法定負担割合として、12.5%を一般財源から拠出しており、これ以上区の財源を拠出することは考えておりません。 イ 基金については、それぞれ設置目的があり、異なる事業に使用することはできません。 介護保険では、各年度ごとの介護保険料を調整できるように、介護保険給付準備基金があり、第8期介護保険事業計画では、平成30年度から令和2年度に納付された保険料の余剰金40億円を令和3年度からの保険料に充当することとしています。 お尋ねの「黒字」という意味は、基金の積み立てがあるということかと存じますが、基金の積立金は次の事業計画期間で使い切っております。 ウ 23区で足立区の介護保険料が一番高い主な理由として、介護保険料基準額を下回る被保険者数が全体の5割を超えていることが挙げられます。
			介護保険の会計は黒字だそうですね。黒字なのに値上げするのはおかしいと思います。	7	
			区の積立金もいっぱいあるし、介護保険の財政も黒字だそうですね。そんな状況のなか、区民からさらに値上げというのは理解できません。	8	
			現行からの値上げ分のお金は一般財源から捻出してください。	11	
			・23区で足立区の財源は2番目に多いと聞いています。が介護保険料が一番高額というのはどういことでしょうか。高齢者が多いということですか。 ・年金から差し引かれる保険料は高齢夫婦には堪える問題ですね。	1	
			介護関係に対する公的資金(税金)の投入をふやして下さい。	5	(2)国や都の公費による区民負担の軽減 将来にわたって区の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げることなど介護保険制度の抜本の見直しを、全国市長会を通じて国に対して要望しています。
			介護保険料をあげずに高齢者福祉を、足立区の事業にしてとりこんでください。	4	
			国は当初公費負担50%をで始めました。都、区も高齢者福祉に力を入れて下さい。	1	
			保険給付費の財源割合が公費半分とのことですが、令和2年度の公費負担額が不明で、3年度～5年度公費負担予算はいくらか住民に示して、保険料を算出していますか？	1	
			足立区には1000億円をこえる積立金があるでしょう。その一部を回し、国からの負担も10%増やして質の向上を。	1	
			国の社会保障予算を増やし、値上げしないですむようにしてください。このままであると介護保険料は天井知らずとなってしまいます。国が社会保障を拡充し、命と生活を守る政治を行うことが必要です。	4	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
2	国や都の公費で区民の負担を減らしてください	33	<p>介護保険制度は既に破綻し、制度の仕組みそのものを変えるべきです。 2、介護保険制度は2000年に開始されましたが、当時は、国が50%負担していた財源を25%に減らしてきました。これが高い保険料の構図をつくられてきました。「保険料を抑えれば、サービスを削る。サービスを増やせば、保険料が上がる」という介護保険制度の根本矛盾です。介護で苦しむ区民の生活実態をみれば、介護制度は明らかに破綻しています。国の負担を増やすべきです</p> <p>1、介護保険の値上げは本当に必要ですか。 介護保険がスタートした2000年時に、国が50%負担していた財源を25%に半減させてきました。介護保険が高いという原因の一つが国の負担分の減少です。同時にこのことが介護サービスの縮小も招いています。 昨年からの消費税増額による財源など介護報酬の切り捨てが始まっています。今こそ、コロナ禍でコロナ対策の強化で、PCR検査の充実対策をしても、介護保険の値上げは不要と考えます。 介護保険への国の負担をふやすよう国に強く要請して下さい。</p> <p>これ以上値上げは区民に対してではなく国の方へ言って下さい。最初は国の負担は50%でした。今25%です。国が50%にして区民はむしろ下げしてほしいと思います。</p> <p>区が値上げせず済むよう、都や国に交付金等増額するよう、他自治体とともに強く要請してほしいです。</p> <p>国や都からの分担もあるはずなのになぜ区民からこれほどの高額な保険料をとるのでしょうか。私たちの暮らし老後を支えてくれるはずの区政であり介護保険制度ではないでしょうか。コロナ禍のもと必死にがんばっている区民を守るべく、国の財政負担割合を増やすなど地方自治体として要求し、区の財政負担も増やすなど策を講じてくださるようお願いいたします。</p> <p>介護保険制度は制度設計上誤っているとの立場を足立区として取るべきです。非課税者が保険料の平均であること、収入無し、資産無し、貯蓄無しの方でも保険料を支払いなさいとの制度は間違っています。勿論こうしたことは国の制度はありますが、認識として制度設計が間違っているとの立場を足立区として取るならば、様々な対応が可能です。足立区として国に保険者として責任が取れる制度ではないので抜本的に介護保険制度の改正を求める。介護保険制度が制度設計が間違っているとの立場に立てば、様々な方法で負担を軽くする方法あるはずで。ぜひ、足立区として他に先駆け介護保険制度の抜本改革の担い手になってください。</p>	1 1 7 4 2 1 1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方										
3	特別会計の残ったお金から区民の負担を減らしてください	9	介護保険料が余ったら、自治体には返金するのに、個人には返金しないのはおかしい、返金して下さい	2	(3)特別会計の残金による区民負担の軽減 ア 介護保険特別会計では、下表のように費用の負担割合が決まっています。(在宅系サービスの例。施設サービスや地域支援事業費では負担割合が若干異なりますが、考え方は同じです。) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>公費 50%</td> <td>国 25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都 12.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区 12.5%</td> </tr> <tr> <td>保険料 50%</td> <td>65歳以上の被保険者 23%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40～64歳の被保険者 27%</td> </tr> </table>	公費 50%	国 25%		都 12.5%		区 12.5%	保険料 50%	65歳以上の被保険者 23%		40～64歳の被保険者 27%
			公費 50%	国 25%											
				都 12.5%											
				区 12.5%											
			保険料 50%	65歳以上の被保険者 23%											
				40～64歳の被保険者 27%											
			介護保険特別会計は黒字が出たものを国等に返金すると聞いています。介護保険料は改定の度に値上げされるのは、こうした特別会計の根本的構造に問題があり、そこを直すべき、保険料を余った金で値下げする方式にすべきだと思います。	1											
介護保険料の財源を確保するために、毎年予算を組んで区民にそれを支払わせているのに、余ったお金を一般会計に回していると聞きました。それは詐欺行為に近いです。翌年の保険料にまわすなり、予算をもう少し少なめに設定するなりして、介護保険料以外の目的には使用しないでほしい。	1														
介護保険の予算は単年度主義です。第7期介護保険特別決算によると12億近くの剰余金を出しており、来春からの第8期介護保険を値上げする理由も根拠もありません。	1														
介護保険の決算で剰余金が出ていること、その剰余金が次年度の介護保険に繰り入れられていないことは、お怪しいと思います。その点の改善を求めるとともに、今回の保険料の値上げをしないでいただきたいと思います。	1														
老人がふえて、高齢者に介護保険を値上げしますなどよく言えますね。こうならない様に先を見越してしっかり行政を行うのが政治家の務めです！こんなことは何十年前からわかっていたことです！まして介護保険料は23区で一番高いのは(足立区)なのに、近隣の江戸川区が福祉が充実していると聞こえてきます。おごる平家は久しからず！庶民は見えてない様でよく見えています。貧しい老人の身になって行政を行ってください。高すぎる保険料で「毎年20～30億余らせているのに！」これは人災です！！中央の監督庁(日本政府)の怠慢です。監督官庁の監査を入れて改善して下さい！！	1														
介護保険の初めは行きとどくヘルパーせいどだったのに現在はお金を集めるためだよネ。	1														
介護保険料は年金から引かれている 足立区は23区で一番高いという 介護の意味を考えて、介護で金もうけは止めてほしい	1														
4	足立区から介護事業者にたくさんの支援をしてください	1	④介護サービスをしてきている事業者へも足立区として、たくさんの支援をしてください。	1	(4)介護事業者に対する区の支援 区では、足立区介護サービス事業者連絡協議会との協議等を通じ、必要な支援を行っています。新型コロナウイルス対策などについても、衛生物品の配布や特別給付金の支給を実施しています。										
			介護保険料は年金から勝手に引かれて困ります	11	(5)介護保険料の年金天引 介護保険制度では、65歳以上の方で一定以上の年金収入がある場合には、介護保険料を原則的に特別徴収(年金天引)の方法でお支払いいただくこととなっていますので、ご理解ください。										
			介護保険料は年金から先に引かれて年金が少なくなっているのが切ないです。	6											
			・介護保険料は年金から先に引かれるのは反対です。	8											

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
5	介護保険料は年金から勝手に引かれて困ります	33	年金だけの生活で苦しいです。介護保険料天引きが大きいです。宜しく願い致します。	5	
			年金から強制的に引き落としされるのは納得できません。だったら年金を増やすべきです。	1	
			年金から引かれるのはなぜ？	1	
			⑤年金は、働きぬいてきた団かい世代の宝であり、個人の貯金のようなものです。勝手に税金のように取りたて又、人数が多いこの世代からしぼり取ろうとするのはいかがなものか。	1	
6	認定が厳しかったり遅かったり、利用しにくい	19	・高齢者が多い中、介護認定が厳しすぎると思います。安心して利用できるようにしてほしいです。	8	(6)認定制度などによる介護サービスの利用のしにくさ ア 今後も介護保険制度の主旨に則り、介護が必要な方が適切なサービスを受けられるように制度を運用していきます。 イ 介護保険の申請後、速やかに認定結果を出せるよう努めております。また、要介護認定は全国一律の基準により適正な認定を行うよう努めております。 認定結果が出る前に介護サービスを使う必要がある場合や、決定された要介護度で介護サービスが不足する場合には、まずは担当のケアマネジャーまでご相談ください。
			私は3年前に背骨の骨折という大ケガをしたのですが、ケガをしてすぐに介護保険の手続きをしたのに、要支援1の判定が出るまでに1ヶ月余りもかかり、結局その頃には何とか身の回りのことができるくらいになっていて、何ら恩恵に預かることはありませんでした。介護保険は何のためにあるのかと疑問に思いました。嘗々と納めてきた保険料はどこへ？と思います。	4	
			1.私は今までも「高い介護保険料」を支払っています。しかし、現実を利用する段階になると、私自身ほとんど利用できない。介護保険と言いながら介護に利用できない制度そのものが問題です。	5	
			・令和元年度介護保険特別会計決算状況を見ると、保険給付費が予算現額と決算額の差額が約20億円となっている。これは介護サービスを抑制した結果なのではないか？	1	
			私の両親は脳梗塞が見つかり入院、退院後も治療のため通院や定期的に検査、週1回のデイケアに通い再発防止のため予防に努めています。しかし、今後介護保険料や利用料が高くなったり、介護認定の基準が厳しくならないか不安です。やってほしい介護サービスが誰でも受けられるように、継続してほしいです。	1	
7	利用してないので保険料を減額してください	3	特に介護保険を利用していない私のような人の保険料は低くしてください。	3	(7)サービスを利用していない場合の保険料減額 介護保険は、社会保険制度として、40歳以上の方から幅広く保険料をいただき、区民全体で制度を支えています。介護保険サービスを利用されていないという理由で保険料を減額することはできません。
8	高齢者にやさしい区政であってほしい	15	高齢化社会です。高齢者にやさしい区政であってほしいと思います。	3	(8)高齢者にやさしい区政 今後も、区民、地域、事業者、団体、行政等の各役割に応じた主体的な活動により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように各種事業を展開し、「自助・共助・公助」のバランスのとれた福祉のしくみづくりを進めていきます。
			定年まで働いて社会に貢献してきた老人が安心して足立区で余生を送れるような介護保険事業を望みます。	7	
			皆さん年は重ねるのです。今の世なぜ老いる事がこれほど心細く感じるのですか？	1	
			地域で元気に安心して暮らせる様にするには何が必要か？をもっともって考えてほしいです。	1	
			底辺にいる人達の切ない思いをわかろうとしない足立区を悲しく思います。	1	
			息を引き取る時いい区に住んで良かったと思いたい。 年を取ると生活しにくくなるような足立区にしないで下さい。年をとったら足立区に移ろうか…のような区にしてほしい。	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
9	介護保険料の使い道を公表してほしい	4	介護保険料の使いみちを公表して下さい。 具体的に区としてどのように取りくんだのか、広報などで報告して下さい。又次回の説明会でも説明して下さい。	2 2	(9)介護保険料の使いみちの公表 介護保険特別会計の決算状況については、毎年度、区ホームページに決算書や「足立区福祉事業概要」、「介護保険事業概要(あだちの介護保険)」等を掲載し、公表しています。
10	公聴会・パブコメについて	6	区の第8期介護保険事業計画の公聴会の説明は、分かりにくく参加者からの声、意見は充分でないと思います。 先日、中間報告のお話を聞かせていただきましたが、困っている人の発言に対して誠意を持って理解しようとする温かい心を見られず、とても残念でした。なるべく元気で長く生活していけるよう色々工夫した取り組みをしてくださっているということはとても嬉しいのですが、今現実に目の前で困っているということに対しては、きちんと誠意あるお返事が聞けませんでした。 まず、この投稿フォームに性別欄がある必要があるのか検討すべきです。また、必要と判断するならば男性、女性に限定した選択肢しかないのは、白石区議発言を受けて区全体として反省をマイノリティ問題に対して新たな立場を確立しようとしている今、恥ずべきなことではないでしょうか。 第7期の計画案の時にパブリックコメントが行われましたが、区議会の決算委員会の質疑では、区民から寄せられた声、意見を反映されずに足立区は値上げしたそうですが、とんでもありません。区は姿勢を改め、区民の声、意見をよく聞いて第8期の計画にきちんと反映し、制度立て直しに努力すべきです。	2 1 1 1	(10)公聴会とパブリックコメント ア 公聴会 ①公聴会は、令和2年10月17日から28日までの間に区内各地で6回開催し、合計122名の方にご参加いただきました。 ②次期計画の公聴会においても、より分かりやすい説明に努めてまいります。 ③参加者の方の十分な意見聴取についても努力してまいります。開催回数・時間にはどうしても限界がありますので、パブリックコメントをご利用ください。 ④開催の曜日・時間帯については、できるだけ幅広く皆様にご参加いただけるよう、土・日や平日夜間の回を設けております。公聴会への参加が難しい高齢者の方は、パブリックコメントをご利用ください。 イ パブリックコメント ①現在、ご意見入力フォームには、性別欄は設けておりません。 ②第8期の計画策定にあたっては、パブリックコメントのご意見を、可能な範囲で反映してまいります。
			3、第7期の給付額では、計画値と実績値に乖離がありました。何故なのか疑問です。 区は「高齢者の生活実態調査は、昨年の夏に行った」と言っていますが、3年ごとに改定する計画に新型コロナ禍のなか高齢者実態調査をすべきではありませんか。 1 計画の位置付けについて 地域包括ケアシステムビジョンの行動計画ということですが、位置付けの図では「足立区保健衛生計画」やその他の分野の計画もシステムビジョンの一環という図になっているように見受けられます。高齢者の枠を超えた全世代のビジョンという位置付けでしょうか。それならば障がいの計画が含まれないのはなぜですか。孤立ゼロプロジェクトと高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との関係がよくわかりません。保健衛生計画を見ると、〇のところは計画になっていますが、孤立ゼロプロジェクトは計画ではないように思いますが、また、HPで足立区保健衛生計画を探しましたが、H26年度までの計画しか見つけれませんでした。	1 1 1	(11)計画と高齢者等実態調査 ア 高齢者等実態調査 ①令和元年12月から令和2年2月にかけて、第8期の計画策定のために高齢者等実態調査を実施しております。コロナ禍のためにやり直す必要があるものとは考えておりません。 ②中間報告及び本計画においても高齢者等実態調査の結果分析の一部を掲載しておりますが、高齢者等実態調査については、これまでと同様、本計画とは別に報告書をまとめ、区ホームページで公表しますので、詳細についてはそちらをご覧ください。 イ 第7期における給付額の計画値と実績値の乖離 計画を策定する際には、高齢者人口や要介護認定者数・受給者数の推計や給付費の実績などを基に、次期計画に必要な給付額を推計しております。

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			2 計画の体系について 第8期からシステムビジョンの体系に合わせるようですが、第7期の柱と第8期の柱の比較、対照がないため、どのように体系・柱が変化するのかわかりづらいです。また、2040年に向けての考え方がわかりません。	1	第8期においても、乖離が大きにならないよう、中間報告後も改めて精査しています。
			3 日常生活圏域について 地域包括ケアシステムの推進には日常生活圏域ごとの取組が重要と思いますが、日常生活圏域ごとの高齢化率や特徴が掲載されていません。圏域ごとにどのように施策を展開していくのかも書かれていません。	1	ウ 計画の位置づけ 本計画は、地域包括システムビジョンに定める将来像の実現に向けた取り組みを定めますが、その他の保健福祉計画などの関連計画と調和がとれたものにいたします。将来像の実現には、高齢者施策推進室が実施する事業以外にも、民間を含む多くの事業主体との連携が欠かせませんが、高齢者の健康・生活が柱となるため、関係図については一部修正いたします。
			4 認知症施策推進大綱について 認知症施策推進大綱の考えに基づいて認知症施策を推進することとされていますが、「認知症施策推進大綱」について述べられておらず、本人発信支援についても弱いように思います。	1	エ 計画の体系について 計画では、第7期における体系に基づく進捗を説明のうえ、第8期においては地域包括ケアシステムビジョンの18の柱による体系とし、ビジョンに掲げる目標を達成するための行動計画としています。
			5 成果指標について 具体的な数値目標が記載されていませんが、3月には示されると考えてよろしいでしょうか。	1	オ 日常生活圏域について 本計画では、日常生活圏域ごとの高齢化率等を追記いたします。また、高齢者実態調査では日常生活圏域ごとの集計をしておりますので、事業実施にあたり参考にまいります。
			6 PDCAについて 記載が見当たりません。	1	カ 認知症施策推進大綱について 高齢化に伴い認知症施策の推進は重要な課題のひとつと認識しております。
			7 介護ロボット、ICT化について 介護ロボットの導入等についてはどのような状況、施策でしょうか。	1	キ 成果指標について 本計画において、18の柱の各項目のそれぞれについて、成果指標、関連事業名と事業概要、関連事業の指標・目標値を掲載します。
			8 感染症対策・防災対策について 感染症対策について具体的な施策が見当たりません。荒川の増水をはじめ、風水害が身近なものとなっていますが、災害時の避難や地域防災計画との関係など、具体的な防災対策を記載していただきたいです。	1	ク PDCAについて 本計画において、18の柱の各項目のそれぞれについて、成果指標、関連事業名・事業概要・指標の目標値等を掲載しています。毎年度の進捗を確認し3年後の次期(第9期)計画において、第8期計画の成果検証する予定です。
		17	9 SDGsについて 本計画とSDGsの取組との関係はどのようなものでしょうか。	1	ケ 介護ロボット、ICT化について 今後の国等の動向や製品開発の推移等を注視しつつ、介護事業者には介護ロボット、ICT化についての情報を周知してまいります。
			①地域包括ケアシステムビジョンの組立方(図)は良いと思います。 理由は:高齢者の老いによる生活状態の変遷(自立→終末)の観点から、必要とされる支援および支援内容が18項目にわたり記述されています。	1	コ 感染症対策・防災対策について 区としては、引き続き、高齢者に対する新型コロナウイルス感染症

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
11	計画・高齢者実態調査について		<p>②今回、2040年度を想定した理由を説明してください 別冊の第5章に現状と推計(令和22年度まで)が載っています。左ページが現状で右側ページが推計です。いわゆる団塊世代が後期高齢者に達することによる影響は想像できます。しかし、右側の令和22年度までの推計の根拠がどこにも書かれていません。58ページの下端2行は令和5年度までの結論であり、推計の部分についての根拠と結論はどこにも書いてありません。この理由を説明してください。 逆に、58ページの表を見ると令和12年度から22年にかけて激増しているのは前期高齢者です。60、62ページは、この激増と要介護認定者の激増を根拠なく推計しているようです。高齢化は現実ですが、戦後の社会変化を見るとき、定年年齢は約10～15年延長され、国民の健康年齢は確実に伸びてきました。今後、20年で健康寿命が伸びることも考えられます。この計画を進めることで、健康寿命が伸びることが反映されているのでしょうか？もし反映されていないとすると、本計画の自立期のビジョンを自己否定することになります。(健康の維持の目指すべき姿に、“健康寿命を伸ばす”が入っているべきだと思います。)これらのことから、2040年度までを想定した理由と要介護者の激増(および、その図)は、全く、想像の産物といわざるを得ません。介護料値上げを認めさせるための印象操作といわれても仕方がないと思います。 結論としてのコメント:2040年度を想定した理由を説明してください。</p>	1	<p>対策や災害対策に取り組んでまいりますが、具体的な事業については他の計画等に記載いたします。</p> <p>サ SDGs(持続可能な開発目標)について SDGsの取組は、足立区基本計画に記載する予定ですので、これに基づき高齢者施策推進分野においてSDGsに取り組んでまいります。</p> <p>シ 2040年の推計について 2040年については、厚生労働省告示「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などにおいて、いわゆる団塊ジュニア世代が六十五歳以上になる年として触れられていますので、区としても推計を示しました。 2040年までの高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス利用者数は、足立区人口推計(令和2年2月)における高齢者人口の推計を基に年代・性別毎の認定率・受給率等の実績値から推計しております。本計画の介護予防事業等により、健康寿命を伸ばすことに取り組んでいきます。</p> <p>ス その他 ①地域包括ケアシステムの支援を提供する主体については「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に、事業の実績は「介護保険事業概要(あだちの介護保険)」に記載し、区のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。また、本計画の策定にあたって、すべての事業内容を網羅することは困難なため、成果指標や活動指標など各事業の掲載の仕方を工夫してまいります。 ②本計画では、公聴会やパブリックコメントの実施状況について記載します。 ③本計画は、令和3年2月3日の地域保健福祉推進協議会介護保</p>

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			<p>③本計画を遂行するための仕組みと努力のあとが区民から見えません。P5からP14に18項目それぞれについて目指すべき姿と注力すべき視点が記述されています。別冊には、関連する事業についての事業概要および継続／新規の区別が記述されています。</p> <p>①で述べたように、本計画の目的と目標は良く定義されていると思います。しかし、支援を提供する主体の記述があいまいです。このため全貌が見えません。今回の計画提案の最終目的は、介護保険料の大幅値上げを国民・区民に認めてもらうことにあると考えられます。国民は、少ない所得のなかで必死の思いで介護保険料を払っています。払った保険料が何に使われ、18項目がどれくらい実現したか、あるいは実現されようとしているかが分からないと、「制度あって、サービスなし」の声が、世に蔓延する根拠を作ってしまう。具体的には、どのようにして今まで実現したか、これから実現しようとしているかを、18項目のそれぞれについて分かりやすく広報してください。この内容をわかってもらうには、工夫が必要だと思います。18項目の各々に、関連する事業の一覧がつけられ、事業名、事業概要(目的を含む)が記述されています。しかし、大変抽象的で良く分かりません。具体的には、どれくらいの人がサービスを受け、どれくらいの人・機関がサービスに関与提供し、どんな仕組みで、どれくらいの費用を使うかなどを表の右側に付け加えてください。【図・表は別添】これらを明示しないと、「制度あって、サービスなし」の声が、世に蔓延する根拠を作ってしまう。</p>	1	<p>障がい福祉専門部会、令和3年2月12日の地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会で計画案を審議のうえ、策定されます。</p> <p>④第8期の計画から、これまでの体系を改め、地域包括ケアシステムビジョンの18の柱に基づく体系に変更しています。これまでの体系による取り組み結果を踏まえ、成果目標や関連事業を整理しています。実態調査については、無作為で抽出した方を対象に実施し、調査結果については、本計画書とは別の高齢者等実態調査報告書を作成し、区ホームページで公表します。</p>
			<p>④保険制度を歴史的にみてください。そして評価を双方向(区役所・区民)で行ってください。</p> <p>介護保険制度は、平成12年に発足して18年経過しました。この制度の評価をサービスを提供する側、およびサービスを受ける側の双方が各期計画毎に評価し、改正を進める必要があります。</p> <p>・第8期計画を立てるにあたって、系統的で変遷が分かりようにしてください。そのために、</p> <p>③で述べた表を各期で作成し、各事業をいつ始め、いつ充実したか、どんな課題を残したかなどを継続的に作成することを提案します。そうすれば、各期で目標としたこと、実現したこと、課題として残ったことなどが浮かびあがってくると思います。</p> <p>・次に受ける側の要望についての報告です。調査結果の報告が(4)で18項目についてされています。しかし、数表のみで詳細がまったくありません。これは単なるアンケートです。区民、利用者の要望や意見の聴取が行われたのでしょうか？こんなあいまいなことで、行政を進められると困ります。冒頭に述べたとおり、介護保険制度は、人の一生にかかわり、社会全体の仕組みにかかわる大変重要な制度です。意見は、パブリックコメントでたくさん来ていると思います。これの整理、分析 および 評価と計画への反映について記述してください。</p>	1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			<p>・今までのレビューなしで、次の計画を立てることは、どんな公的組織も私的組織でも通常あり得ません。株式会社は、有価証券報告書を公開し、そして株主総会で事業の是非を採決します。株式会社は株主(国民のごく一部)に対して責任を負います。介護保険事業は、区議会で討論し議決していますが、冒頭に述べたとおり、人の一生にかかわり、社会全体の仕組みにかかわる大変重要な制度です。議会の審議だけで済む問題ではありません。上で述べた支援の提供図のとおり、全関与者・機関からの意見や評価の聴取し、計画と実施に反映されなければなりません。</p> <p>・地域包括ケアシステムと名付けられたのは、たくさんの関与者に関与を深めて欲しいと貴室が考えておられるためと推定します。賛成ですが全関与者の組込み方を提案してください。</p> <p>・少なくとも、現状行われているレビューの内容を開示し、区民に広く知らせてください。そうでないと、「制度あって、サービスなし」の声が、世に蔓延する根拠を作ってしまう。足立区は特養ホームを拡充する計画を発表したようです。拡充自体は大変喜ばしいことです。しかし、この計画を実行するためには、介護保険料を上げる必要があるとの理由に直結する説明はしないでください。</p>	1	
			<p>⑤最後に この制度の目的は支援や介護が必要となった方へのサービスの提供ですが、社会が本来目指すべきは、いわゆるびんびんコロリ(健康で長生き)の実現だと思います。そのためには、病気の予防や生活の支援が大事だと思います。それは、保健活動や健康診断などを街のすみずみまで張り巡らせること、そしてかかりつけ医による心身の健康状態の保全がキーになると思います。しかし実際は、働きすぎて気がついたら心身が弱っていて、診察や介護がかかるというのが現実です(事後対応)。びんびんコロリを実現するには、長時間労働の制限や孤立の防止などの社会規範の確立が必要だと思います。この制度がびんびんコロリを実現できるような社会をめざすための道筋を示すようになることを期待します。貴室が国民・区民に寄り添っていいな活動を行われることを期待します。以上</p>	1	
12	区政の高齢分野への意見	8	<p>たびたびの値上げ、いつの間にか年金から天引き！折角納めているのだから、本当の意味での高齢者の役に立つように税金を使ってください。例えば高齢者のゴミ出し、これは体力がなくなってくる高齢者、または障害者にとってはまことに大変なことです。ゴミ出し介助(これはほんの一例ですが)などご考慮下さい。</p> <p>今まで年金をかけてきていますので、老後は区責任で生活を保障するようにして下さい。</p> <p>生きがい奨励金バラマキやめてください。</p> <p>年一度の健康診断の中に認知症の診断を加えてほしいと思います。</p> <p>ムダな開発に多額の予算をつかわずに、各種福祉制度につかってほしいと思います。</p> <p>福祉と教育にお金を回してください。</p> <p>②区民から集めた税金を大規模開発に使うのではなく、福祉、介護保険の方へ使ってください。</p>	1 1 1 1 1 1 1	<p>(12)区政の高齢分野への意見 ア 年一度の健康診断の中に認知症の診断を加えてほしいとのご意見について 認知症の早期発見・早期対応のために、まずは普段からご自身でできる定期的なチェックをお勧めします。「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を定期的に実施し、認知機能の低下が見られたら精神科医など専門医に相談し、適切に対応することが重要です。チェックリストは区や地域包括支援センターの窓口で配布しており、区のホームページでもご覧になれますので、ぜひ取り組んでみてください。</p> <p>イ 引き続き、高齢者がいつまでも健康で住み続けられる安心な暮らしが実現できるよう、区民・団体・企業等との「協働」「協創」により、様々な課題に対し区民と行政がともに挑み解決していける仕組み作りを進めていきます。</p>

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			②介護にかからないように毎日常食、運動、睡眠など健康に留意して生活しています。以前は区の施設利用料が無料、または半額だったのが、今は全額なので私たちの健康サークルは解散をしてしまいました。年金生活者が自主的に介護予防の活動をやり易く、以前のように減額して下さい。区もその方が結局は得になると思います。	1	
			菅は国民又は区民のことを考えているのか	1	(13) 区政の高齢分野以外への意見、国等に対する意見 ア 区として、新型コロナウイルス感染症対策、生活困窮者支援、子育て支援等に取り組んでいます。高齢分野以外へのご意見については、関係所管へ情報提供いたします。 イ 国等へのご意見については、区では、介護保険制度の抜本的な見直しを、全国市長会を通じ国に要請しています。その他、国等に対するご意見として承ります。
		菅が、国民一人ひとりの事考えれば年金をもっと上げて、介護料を下げた消費税全でなくせ。	1		
		すべての公共料金を見直して減額にして欲しいです。	1		
		菅総理大臣は、まず「自助」からだと言いました。足立区議の自民党議員や足立区長(区長は自民推薦でしたよね)も、そういうお考えなのでしょうか？ まず最初に「自助」と言うなら、自分達の力で解決。わざわざ税金を出す必要ないし、集める必要ない。その税金の使い途を決める議員や区長は、その権限を持たなくていい。必要なし…ということになるかと思えます。	1		
		介護保険料は保険ではなく高齢者福祉にするべきです。税金を50年以上支払ったのですから国が介護費用を支払うべきと考えます。ヨーロッパのデンマークやスウェーデンのように福祉国家になって下さい。	1		
		貴計画に異を唱えさせていただきます。マクロ経済スライドに依拠した年金カット、公立病院の独法化、そして介護保険料の値上げと、国及び自治体が一体となった「棄老政策」は、介護、医療、社会福祉の各分野に重大な影響を与えるでしょう。特に介護保険料は制度自体が破綻しており、抜本的な見直しが必要です。	1		
		介護保険制度から20年となり、保険者としての長年のご尽力は、諸資料を通して十分に伝わってきました。改めて、敬意を表します。しかし、公聴会席上でも多くの方からご指摘あったように、制度設計上の根本的な再検討も必要なのではないかと感じます。制度維持の観点からのみの施策に終始せず、制度設計そのものにメスを入れるような姿勢での取り組みが必要です。	1		
		今回は、高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ・負担限度額認定の見直し・食費自己負担額の見直し＝引き上げ予定とあります。事実上の三重苦・四重苦です。介護保険上の利用料負担以外にも、各種の経済的負担が伴うため、必要なサービス利用が困難なケースが多々あります。	1		

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
13	区政の高齢分野以外への意見、国等に対する意見	25	<p>なお、「介護保険制度の主な改正点」も問題がある。</p> <p>1)「自己負担上限額」について 「医療保険」の「高額療養費制度」に合わせて「高額介護サービス費の負担上限額」を変更するのは問題である。そもそも、「医療費」と「介護給付費」は性質が異なるものである。性質の異なる「費用」の負担額を同一の考え方で決めるのは如何なものか。</p> <p>2)「負担限度額認定」について 「資産要件の基準額の見直し」は、そもそも「負担限度額」に「資産要件」なる「基準」を設けるのは問題ではないか？「預貯金」は、ほとんどの被介護者にとって、緊急事態に対応するものでもある。改正では「区分に併せて上限を変更」ということだが、詳細が把握できていないので、断定はできないが、現行の「預貯金等一千万円以下」の基準を引き上げるような「基準」の設定をお願いする。</p> <p>3)ショートステイ・施設での「食費」の金額自体は引き上げなければならないが、「食費の自己負担額」は据え置くことを願う。現在、「居住費用」、「食費」は「自己負担」が基本ではある。しかし、「介護事業」自体が自治体の事業である事を鑑みて、「国・自治体」の財政より補填するべきと考える。よって、今回の「食費」の「自己負担」分は一般財政からの「補助」をお願いしたい。</p> <p>6、介護プラン作成費を有料にしないでください。</p> <p>制度あって介護なしといわれる様な、介護度の低い人はずして行く方向は絶対反対です。</p> <p>私はまだ介護保険制度を利用しなくても良い体調ですが、「要支援」と認定された方のサービスが削られた方の例も聞きました。本当に介護保険制度が、必要な時に必要なサービスが受けられるものになっていますか？区の職員の中にもお年寄りを抱えて大変な思いをされている方がいるはず。本当にこれが、区民が使える介護保険制度とお思いですか？</p> <p>・値上げだけでなく利用の方もどんどん悪くなる事納得できません。2000年に誰でも保険料を払えば安心して公平に1割負担で介護がしてもらえると始まった介護制度がこわれています。考え直して下さい</p> <p>介護保険の財政負担のあり方は、発足当時から国民の負担が増えていく問題が指摘されておりましたが、全くその通りになってきています。「福祉の充実」「社会保障のために」と導入された消費税は今や10%までに引き上げられ、さらに増やそうという方向が出されていますが、消費税の財源が一体どのように「福祉の充実」や「社会保障」のために使われているのか実感することができません。さらに国は自治体が行っている「総合事業」に要支援のみならず、要介護1～5までの要介護者もこの事業に組み込もうとしているなどの新聞報道を見ると、「やらずぶったくり」の介護保険制度となってしまいます。第8期以降の介護保険制度を見据えて、今こそその在り方を見直す時期に来ていると感じます。</p>	1	
				1	
				1	
				1	
				1	
				1	

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について
【その他】

NO	分類	件数	提出された意見(概要)	件数	区の考え方
			②介護保険の利用範囲を引き下げないで下さい。 保険料を引き上げ、保険適用を狭めれば介護保険はお金を吸い上げる「社会保障」とはいえないものになってしまいます。安心して利用できる介護制度に改善して下さい。私たち夫婦もいつお世話になるかと不安な毎日です。	1	
			介護保険ははじめた時の約束はどうになりました。福祉に負担はかけないのではないですか。	1	
			年金の増額	1	
			消費税は引き上げられ、年金は減少、こんな政治は許されないではありませんか。	1	
			年金のみの収入に頼る区民です。 保険料は天引なので見えにくいですが、毎月の光熱水費に匹敵する結構な金額です。介護にはお世話にならないよう努力していても、保険料の一部が介護を必要としている方のためになるからと、ムダにはならないと言いつた聞かせています。しかし、こういった弱い立場に立たされた方への援助が、年金生活者の保険料(負担)でまかなわれるといったシステムに納得いきません。その上で、値上げされるとなると、福祉って何だろうと疑問に思います。現役時代はしっかり税金を納めてきたし、えらいシッベ返しです。	1	
			国が全世代型社会保障制度を企画し、①介護保険料の値上げ、②要介護2の生活支援給付なくす等聞くと、不安になります。	1	
			介護保険制度は、「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンをかけて導入されたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われてきている。 さらに、「介護保険だけで在宅生活を維持できない」状況はますます深刻化している。給付削減の改悪は、利用者・家族を苦しめるとともに、「いざというとき使えない制度」という、制度の存立基盤を危うくしている。	1	
			消費税も福祉の為に上げながら何ら寄与していません。	1	
			そのくせ、大手のゼネコンや建設会社に何十億円もつぎこんでマンションを建てさせたり、駅前改発をする、そんなんでは、税金の横流しと同じです。区職員は給料を市民の税で肥えているが、少子化や保育所に入れない母子が困っている。仏並みに変革してほしい。 ⑨ずっと働いてきて、70代になり、病気になり確かに薬も高くすりをのんでいます。制度を使って補償されるのは恥ずかしい事でしょうか？	1	
			今、やるべき事は、コロナの対応でクラスター等をなくす為にPCR検査拡充、貧困の格差のかいぜんだと思います。	1	
			もっと住みよい区 子育てしやすい区にして若い人が住みたいと思われる区にしてほしい	1	

令和 2 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 3 年 2 月 1 2 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課
内容	<p>令和 2 年 9 月にまとめた「足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 令和 3 年度～令和 5 年度 中間報告」について、公聴会やパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、別添、報告事項 2-1 「足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 令和 3 年度～令和 5 年度（案）」のとおり計画案を策定したので報告する。</p> <p>1 主な内容</p> <p>第 1 章 計画の概要 計画策定の目的、計画の位置づけ、計画期間等を説明する。</p> <p>第 2 章 前期（第 7 期）計画の成果 第 7 期における事業の成果を総括し説明する。</p> <p>第 3 章 地域包括ケアシステムビジョンについて 地域包括ケアシステムビジョンの体系図を説明する。</p> <p>第 4 章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業 地域包括ケアシステムビジョンの 18 本の柱ごとの目指すべき姿、成果指標、注力する視点、関連する事業等について説明する。</p> <p>第 5 章 第 8 期介護保険事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の現状と推計 2 介護給付費の適正化 3 介護保険制度の主な改正点 4 介護保険料の算出 5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み <p>2 第 8 期介護保険料基準額の設定案 月額 6,760 円</p> <p>3 区民への周知</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あだち広報「介護保険特集号」発行 令和 3 年 3 月 30 日（予定） (2) 「高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」をホームページに掲載

令和3年2月4日時点

足立区
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
令和3年度～令和5年度
(案)

令和3年3月



足立区

福祉部 高齢者施策推進室

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

介護保険課

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景及び趣旨.....	1
3 法令等の根拠.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の策定経過等.....	3
6 計画の期間.....	5
第2章 前期（第7期）計画の成果	6
1 事業の進捗状況.....	6
2 成果と今後の展望.....	8
第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて	9
第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業	12
1 健康の維持.....	12
2 孤立の防止.....	13
3 地域での活躍.....	14
4 老いへの備え.....	15
5 異変への気づき.....	16
6 専門機関とのつながり.....	17
7 将来の住まいへの備え.....	18
8 在宅生活を支える支援.....	19
9 安心の向上や楽しみの持続.....	20
10 医療と介護の連携促進.....	21
11 人材の確保・育成.....	22
12 安定的な介護サービスの提供.....	23
13 安心できる住まいの確保.....	24
14 地域とのつながりの維持.....	25
15 本人の意思に基づく専門的支援.....	26
16 看取りを視野に入れた対応の推進.....	27
17 支援の質を高める連携の強化.....	28
18 施設ニーズにも対応した住環境の確保.....	29
各柱に関連する事業及び、関連する目標値.....	30
第5章 第8期介護保険事業計画	83
1 介護保険事業の現状と推計.....	83
2 介護給付費の適正化.....	105
3 介護保険制度の主な改正点.....	106
4 介護保険料の算出.....	107
5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み.....	111

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、平成31年3月に策定した、『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の行動計画としての位置づけをもつものです。

2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、足立区でも平成29年には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、今後も増加が見込まれます。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。平成18年4月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。そして平成27年度から29年度には、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症施策推進事業」等の取り組みがスタートしました。平成30年度からは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が大きな柱として掲げられ、取り組みを進めてきました。

平成31年3月には『足立区地域包括ケアシステムビジョン』を策定し、「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちをめざして取り組みを進めているところです。また、令和2年6月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」等が柱として盛り込まれ、2040年度（令和22年度）を見据えた基盤整備・人材確保にも取り組むことが求められています。

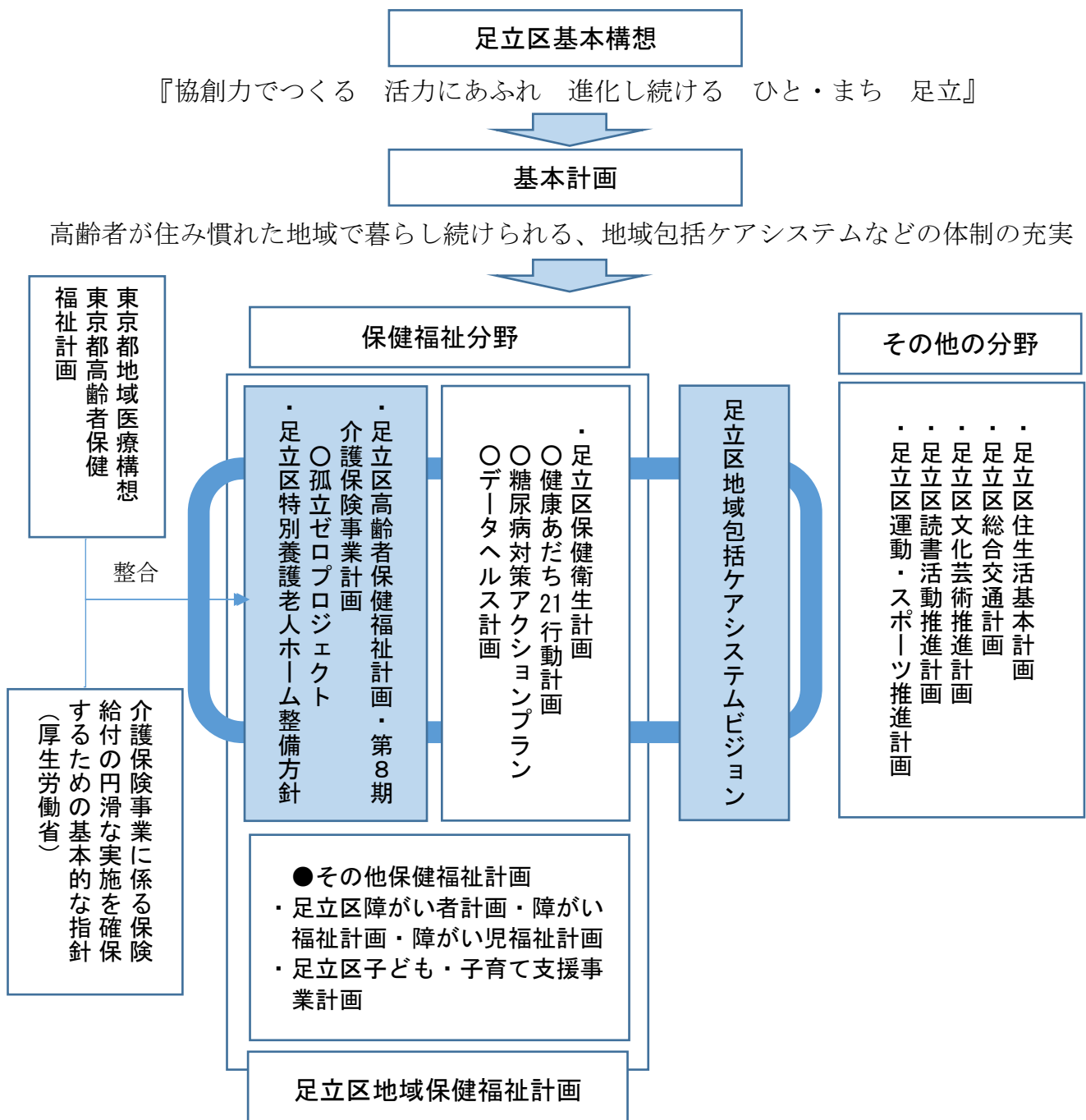
3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。

4 計画の位置付け

本計画は、「足立区基本計画」を上位計画とし、「足立区地域保健福祉計画」における高齢者分野の計画に位置付けられ、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、18本の柱ごとに成果指標、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や、「足立区総合交通計画」「足立区住生活基本計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」などの関連計画と調和がとれたものとします。



5 計画の策定経過等

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉・保険・医療分野の専門家、学識経験者並びに区民代表で構成する区長の付属機関「地域保健福祉推進協議会」及び「同協議会介護保険・障がい福祉専門部会」において必要な事項の協議・検討を行いました。

令和元年	
12月16日(月)	高齢者実態調査実施
令和2年	
5月11日(月)	第1回介護保険・障がい福祉専門部会 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料送付のみ
7月6日(月)	第2回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画のための高齢者等実態調査分析の報告について ・令和元年度足立区介護保険事業実施状況(速報値)について
7月29日(水)	第1回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会へ第8期介護保険料諮問 ・第1、2回専門部会と同内容を報告
9月9日(水)	第3回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に伴う中間報告(案)について ・令和元年度介護保険事業の実績について
10月17日(土)～10月28日(水)	中間報告公聴会実施
10月16日(金)～11月16日(月)	中間報告パブリックコメント実施
11月20日(金)	第4回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画公聴会及びパブリックコメントについて
12月24日(木)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 ・第3、4回専門部会と同内容を報告
令和3年	
2月3日(水)	第5回介護保険・障がい福祉専門部会 ・第8期介護保険料答申案について審議 ・本計画策定案について審議
2月12日(金)	第3回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第8期介護保険料答申 ・本計画策定案について審議
3月25日(木)	第4回足立区地域保健福祉推進協議会

(2) 計画策定への区民参加・区民への周知

より多くの区民の意見や意向を計画に反映するため、以下の方法を取り入れました。

ア 高齢者等実態調査

幅広く区民の意見や意向を反映し、高齢者等の実態を把握するため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下、全9種の調査を並行して実施しています。区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査票		発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	7,500	4,103	3,967	136	54.7%
	②高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,353	796	557	54.1%
	③要介護認定者実態調査	5,000	2,637	2,637	0	52.7%
	④在宅介護実態調査	942	688	687	1	73.0%
事業所対象調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	738	449	449	0	60.8%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査	219	156	156	0	71.2%
	⑦介護保険施設実態調査	44	36	36	0	81.8%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査	45	19	19	0	42.2%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査	36	22	22	0	61.1%

イ 公聴会

令和2年10月に、区民に中間報告を説明するため、公聴会を実施しました。

(ア) 日程・参加者等

No.	開催日	時間	会場	参加者
1	10月17日(土)	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人
2	10月20日(火)	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人
3	10月22日(木)	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人
4	10月25日(日)	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人
5	10月27日(火)	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人
6	10月28日(水)	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人
合計			6回実施	122人

(イ) 主な意見・要望等

- ・介護保険料を値上げしないでほしい。
- ・国の負担をもっと増やすよう要望してほしい。
- ・新型コロナで苦慮している介護事業者を支援してほしい。
- ・特養の入所が必要な高齢者を今すぐどうにかしてほしい。
- ・地域包括支援センターが多忙だ、本来の活動ができるようにしてほしい。
- ・元気なうちに素人にも出来る介護の知識を普及してほしい。

第1章 計画の概要

【5 計画の策定経過等・6 計画の期間】

(ウ) 町会・自治会連合会への説明会

25の地区町会・自治会連合会に対して、要望があった1か所で説明会を実施(参加人数 8名)。資料のみの請求があった10か所に資料186部を配布した。

ウ パブリックコメントの実施

(ア) 実施期間

令和2年10月16日(金)から11月16日(月)まで

(イ) 実施結果

710件(個人438名、法人2から)

(ウ) 主な意見・要望

内訳	件数
介護保険料について	420件
介護サービスの利用者負担について	13件
施設整備について	15件
介護人材の確保について	22件
介護報酬改定について	7件
その他	233件
合計	710件

- ・介護保険料が高い。値上げしないでほしい。
- ・介護サービス利用料の負担が重い。
- ・特別養護老人ホームをもっと増やしてほしい。
- ・介護職員の待遇を改善してほしい。
- ・国の財源負担を増やすよう強く要望してほしい。

6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第8期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第7期計画までの取り組みを踏まえ、また第9期計画以降、2040年度(令和22年度)のめざすべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7期計画											
	見直し		第8期計画								
			見直し		第9期計画(予定)						
						見直し		第10期計画(予定)			

第2章 前期（第7期）計画の成果

1 事業の進捗状況

前期（第7期）計画では、「高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます」「介護保険サービスを適切に提供します」「高齢者の在宅生活を支援します」「高齢者の権利を守るしくみを充実します」「地域で支えあうしくみを充実します」「福祉サービスの質を高めていきます」の6本の柱で、取り組みを進めてきました。

重点的に取り組んだ事業として、地域包括ケアシステム梅田地区モデル事業の実施、生活支援サポーター養成の開始、認知症サポーター養成講座や元気応援ポイント事業などがあり、事業の参加者も着実に増えています。

しかし、令和元年度後半では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防につながる各種の教室事業や検診事業において十分な事業展開ができませんでした。

（1）高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

ア 健康寿命の延伸を実現

「健康づくり推進員」の育成・支援では、各保健センターでの会議や学習会で、糖尿病対策を推進するための情報提供や体制作りを実施しています。区全体では年2回の研修会を通して、区民の健康実態や野菜の摂取量の現状を説明し、「野菜から食べよう」の声かけの重要性を伝え、「あだちベジタベライフ」の啓発に取り組みました。また、野菜たっぷりメニュー等を提供するあだちベジタベライフ協力店を、新規開拓委託等により87店舗増加し815店舗となるなど、目標（720店舗）以上に協力店が増加しており、取り組みの定着が図られています。

イ 介護予防による地域づくり

65歳以上の区民へ元気応援ポイント事業のボランティア活動を紹介する「元気応援通信」の配布を行い、高齢者ボランティア（元気応援ポイント）の推進に努めた結果、参加者は2,732人となり、こちらも目標（2,500人）以上の参加者を集めています。

（2）介護保険サービスを適切に提供します

ア 介護保険施設等の整備を拡充

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業者との意見交換・連絡調整を定期的に行い、情報交換等を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施することができませんでした。

イ 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホーム入所検討委員会を定期的に行っており、優先度の高い方から入所できるように待機者名簿の調整を行っています。しかし、令和2年6月時点では、2,554人の待機者がおり、なおかつ今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針を定め、中長期的な整備を進めていくこととしました。

（3）高齢者の在宅生活を支援します

ア 在宅医療・介護の連携

在宅医療・介護連携に関する相談支援では、利用促進のため、新たにちらしを作成し、区内医療・介護関係者が集まるイベント等で周知した結果、令和元年度においては295件の相談があり、目標件数（100件）を大幅に上回る件数の相談がありました。

イ 認知症高齢者の支援

認知症を正しく理解し、適切に対応する環境作りでは、認知症講演会の実施や新たな認知症啓発用リーフレット等（「知って・備えて認知症」）の配布を行っています。また、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を開催し、受講者数は目標（4,500人）に達していませんが、平成30年度2,380人、令和元年度3,041人と年々増加してきています。

ウ 高齢者の在宅支援を進めるモデル事業

高齢者の在宅支援を進めるモデル事業を梅田地区で実施し、居場所の開設、認知症高齢者への声かけ訓練、ICTを活用した医療介護連携の試行などを実施しました。

（4）高齢者の権利を守るしくみを充実します

ア 成年後見制度の利用促進

認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用促進について、申立て及び後見報酬費用助成の環境整備および周知を進めたことにより、制度利用者は、平成30年度1,014人、令和元年度1,109人、助成利用者は、平成30年度22件、令和元年度38件と徐々に増加しています。一方、区長申立件数は目標（100件）を下回り、67件という状況ですが、引き続き、区長申立審査会を毎月実施し、権利擁護支援が必要な区民の区長申立につなげていきます。

また、成年後見制度利用促進法の施行に基づき、「権利擁護センターあだち」では、成年後見制度の利用が必要な区民に対し、制度が適正に利用できるよう制度の普及・啓発に努めました。

（5）地域で支えあうしくみを充実します

ア 地域の包括支援体制を整える

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化のため、業務の見直し、整理などを行ってきました。また、センターに対する公平な評価の実施に向けて、検証と試行を区内全25センターで実施しました。

イ 地域の見守り体制を整える

地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていく「絆のあんしんネットワーク」に取り組み、町会・自治会との連携による見守りネットワークの強化を図ったことにより、「絆のあんしん協力機関」に登録した町会・自治会は93団体となり、目標（80団体）を上回りました。

（6）福祉サービスの質を高めていきます

ア 福祉分野の人材の確保と育成

福祉分野の人材確保と区民の就業の機会を図るため、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けるハローワークと共催した「介護のしごと相談・面接会」を実施し、目標人数（150人）を達成する参加となりました。また、認知症サポーター養成講座に積極的に取り組み、講座の受講者数は、これまでの累計で30,000人を超えました。

さらに、新しい介護サービスの担い手として、清掃や洗濯などの支援を行う生活支援サポーターの養成も開始しました。

2 成果と今後の展望

令和元年12月に実施した高齢者等実態調査では、幸福度を7点以上とした高齢者の割合は61.0%となり、平成28年11月に実施した調査時（以下、「前回調査時」という。）の56.8%から上昇しました。

一方で、今後の生活について不安を感じている高齢者の割合は56.1%と、前回調査時の54.5%と比べ増えるなど、将来の健康、住まい、医療などの不安をどう払拭するかの課題があります。

今後については、新型コロナウイルス感染症対策としての3密回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた取り組みなど、事業の実施方法の工夫にも努めていくとともに、介護サービス事業者への衛生物品の配付など、感染症拡大予防につながる支援を引き続き実施していきます。

第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて

【第7期体系図】

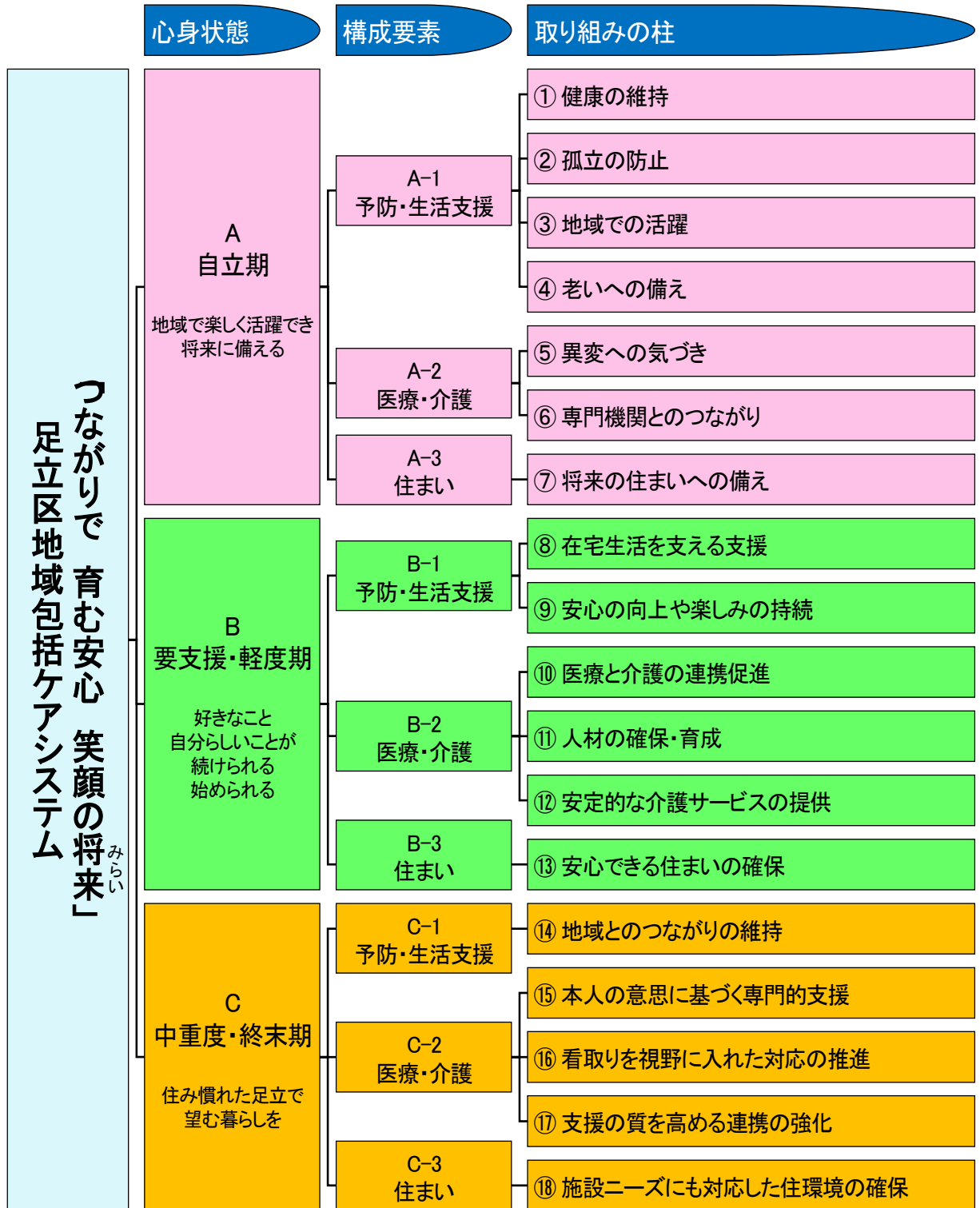
「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、地域包括ケアシステムビジョンが策定（平成30年度策定）される前の平成29年度に策定しました。

第7期計画の柱	第7期計画の施策群	第8期計画との関係
1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	(1) 健康寿命の延伸を実現します	A-1-①健康の維持 A-2-⑤異変への気づき
	(2) 介護予防による地域づくりを進めます	A-1-①健康の維持 A-1-③地域での活躍
	(3) 高齢者の社会参加を進めます	A-1-①健康の維持 A-1-②孤立の防止 A-1-③地域での活躍
2 介護保険サービスを適切に提供します	(1) 介護保険施設等の整備を拡充します	B-2-⑩安定的な介護サービスの提供 C-3-⑩施設ニーズにも対応した住環境の確保
	(2) 介護保険サービスを供給します	B-1-⑥在宅生活を支える支援 B-2-⑩安定的な介護サービスの提供 C-3-⑩施設ニーズにも対応した住環境の確保
3 高齢者の在宅生活を支援します	(1) 在宅医療・介護の連携を進めます	A-2-⑥専門機関とのつながり B-2-⑩医療と介護の連携促進
	(2) 認知症高齢者の支援を進めます	A-2-⑤異変への気づき
	(3) 日常生活支援します	B-1-⑥在宅生活を支える支援
	(4) 高齢者向け住宅の確保を進めます	A-3-⑦将来の住まいへの備え B-3-⑩安心できる住まいの確保
	(5) 介護者の支援を進めます	C-1-④地域とのつながりの維持
	(6) 高齢者対応型のまちづくりを進めます	A-3-⑦将来の住まいへの備え B-1-⑥安心の向上や楽しみの持続
4 高齢者の権利を守るしきみを充実します	(1) 高齢者の権利を守るしきみを充実します	A-1-④古いへの備え B-1-⑥安心の向上や楽しみの持続 C-2-⑤本人の意思に基づく専門的支援
5 地域で支えあうしきみを充実します	(1) 地域の包括支援体制を整えます	A-2-⑥専門機関とのつながり B-2-⑩医療と介護の連携促進 C-2-⑤本人の意思に基づく専門的支援 C-2-⑥看取りを視野に入れた対応の推進 C-2-⑦支援の質を高める連携の強化
	(2) 地域の見守り体制を整えます	A-1-②孤立の防止 A-1-③地域での活躍 B-1-⑥安心の向上や楽しみの持続 C-1-④地域とのつながりの維持
	(3) 情報提供と相談の体制を整えます	B-2-⑩医療と介護の連携促進 B-2-⑩安定的な介護サービスの提供
	(4) 幅広いボランティア・NPO活動を支援します	A-1-③地域での活躍
6 福祉サービスの質を高めていきます	(1) 人材の確保と育成を進めます	B-2-①人材の確保・育成
	(2) 福祉サービスの質の確保と向上を目指します	B-3-⑩安心できる住まいの確保 C-2-⑦支援の質を高める連携の強化



【第8期体系図】

平成30年度に地域包括ケアシステムビジョンが、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の上位計画として策定されたため、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」からは、その体系に基づき事業を展開します。



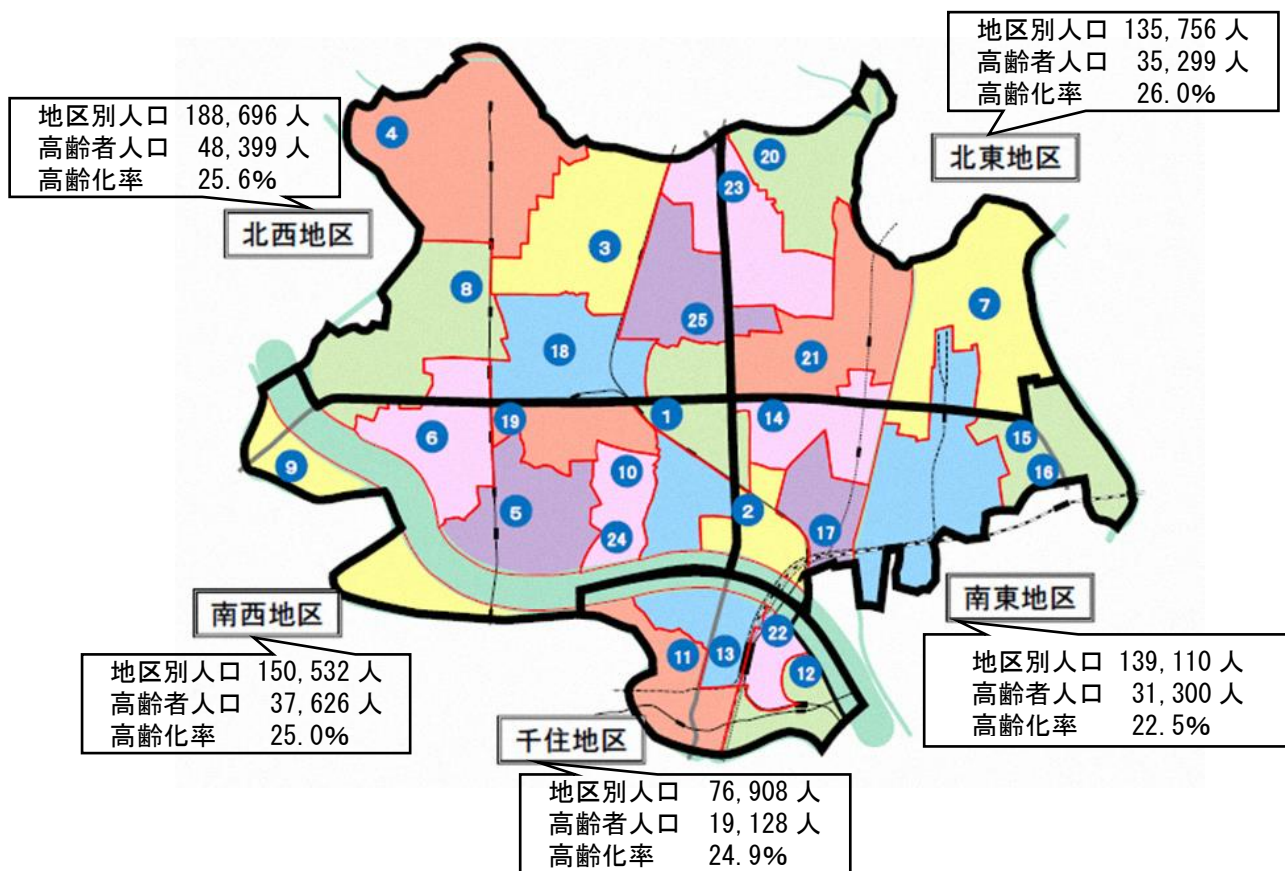
自立期:介護の必要がない状態

要支援・軽度期:介護認定がおおよそ「要支援1」～「要介護2」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期:介護認定がおおよそ「要介護3」～「要介護5」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

【サービスの提供圏域と地域包括支援センター】

地域包括ケアシステムビジョンでは、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活圏域を5地区に分け、25の地域包括支援センターを中核とし、高齢者に関わる各種事業に取り組みます。



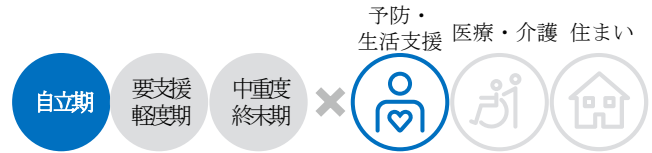
足立区地域包括支援センター一覧

No.	名称	住所	No.	名称	住所
①	基幹	梅島 2-1-20	⑭	中央本町	中央本町 4-14-20
②	あだち	足立 4-13-22	⑮	東和	東和 4-7-23
③	伊興	伊興 3-7-4	⑯	中川	中川 4-2-14
④	入谷	入谷 9-15-18	⑰	西綾瀬	西綾瀬 3-2-1
⑤	扇	扇 1-52-23	⑱	西新井	西新井 2-5-5
⑥	江北	江北 3-14-1	⑲	西新井本町	西新井本町 2-23-1
⑦	さの	佐野 2-30-12	⑳	はなはた	花畑 4-39-11
⑧	鹿浜	皿沼 2-8-8	㉑	一ツ家	一ツ家 4-5-11
⑨	新田	新田 3-4-10	㉒	日の出	日ノ出町 27-4-112
⑩	関原	関原 2-10-10	㉓	保木間	保木間 5-23-20
⑪	千住西	千住中居町 10-10	㉔	本木関原	本木 1-4-10
⑫	千寿の郷	柳原 1-25-15	㉕	六月	六月 1-6-1
⑬	千住本町	千住 3-7-101	(②～⑤は50音順)		

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

地域包括ケアシステムビジョンで策定した将来像の実現のために、10 ページの【第8期体系図】で示すとおり、3つの心身状態及び3つの構成要素で分けられた9つの区分を設定しており、その中で取り組むべき事項を18本の「柱」として設定しています。

1 健康の維持



(1) 目指すべき姿

自立した生活を少しでも長く続けるためには、健康を維持することが何よりも大切です。そのため、高齢者自身は、各種講座や運動・体操プログラムなどに参加して、介護予防に努めます。また、区や専門機関は、高齢者が適度な運動とバランスのとれた食生活で、規則正しい生活が送れるよう啓発をしていきます。

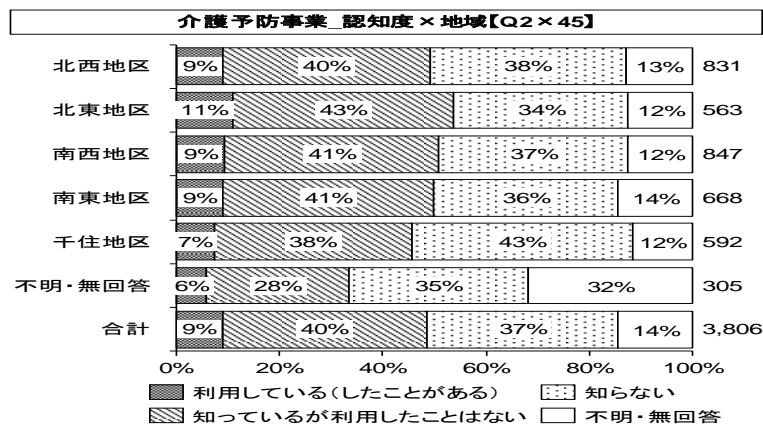
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱1-I	健康寿命（男性）	77.49 歳	78.90 歳
	健康寿命（女性）	82.31 歳	83.30 歳

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

介護予防事業の認知度は、区全体では「利用している（したことがある）」と「知っているが利用したことはない」の合計は約半数（49%）ですが、37%が「知らない」となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2, 問45

(4) 注力する視点

介護予防事業の認知度向上の取り組みとあわせ、自分にあった取り組みを高齢者に理解してもらう工夫が必要となります。

高齢者が自身の状態を知ること、専門職による個別アドバイスができる仕組みを取り入れていくことが重要です。

2 孤立の防止



(1) 目指すべき姿

退職や家族構成の変化を迎える高齢期は、職場や家庭、地域における人間関係が希薄になりがちです。住み慣れた自宅・地域で長く暮らしていくために、ゆるやかに社会とつながりを持てる地域ネットワークを作っていきます。

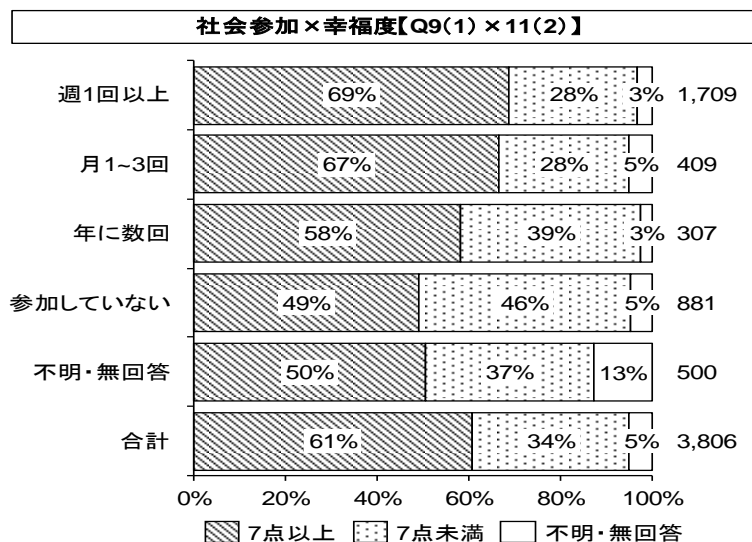
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱2-I	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合	91.8%	93.8%
柱2-II	閉じこもり傾向のある高齢者の割合 (外出が週1回以下)	11.5%	10.0%
柱2-III	現在の幸福度を7点以上(10点満点)とした高齢者の割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から)	61.0%	62.7%
柱2-IV	高齢者孤立防止・見守り活動への協力意向を持つ高齢者の割合	54.8%	57.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

区全体では、幸福と感じている(7点以上)割合は61%であるのに対して、社会参加が週1回以上の場合は69%、月1~3回の場合は67%と、社会参加している頻度が多いほど、幸福度がより高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問9(1)，問11(2)

(4) 注力する視点

高齢者をいかに地域ネットワークへ巻き込んでいくかが重要であり、特に男性は女性に比べ地域との関わりが少ないため、工夫した取り組みが必要となります。

地域高齢者の受け皿となる地域ネットワークを育てていく仕組みの構築が必要となります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

3 地域での活躍



(1) 目指すべき姿

人生100年時代を迎える今後、高齢者が地域でいきいきと活動・活躍でき、楽しさや生きがいを感じられるまちにしていきます。

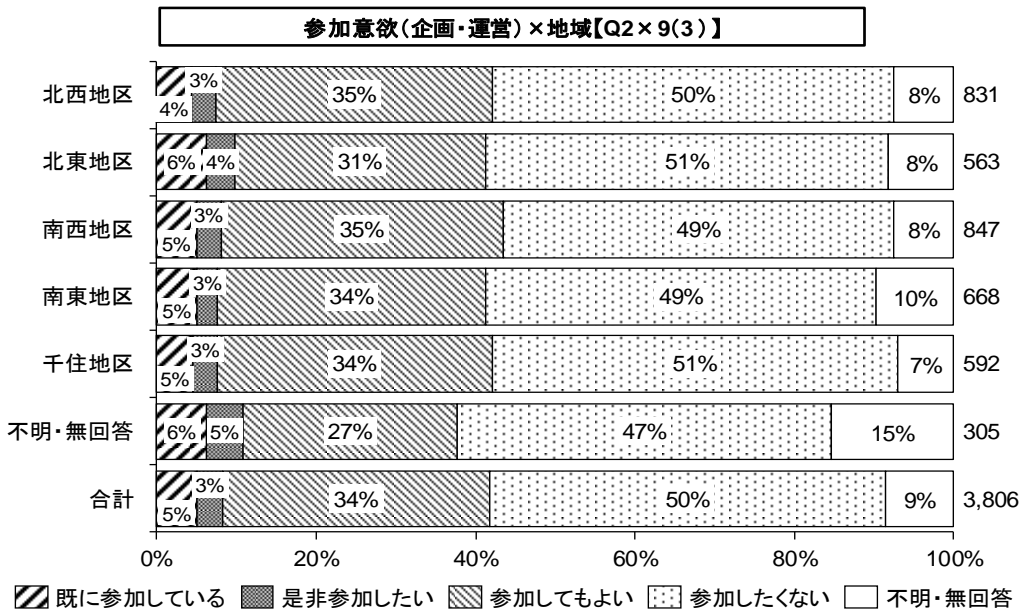
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱3-I	地域活動へ「年数回以上」参加している高齢者の割合	調整中	調整中
柱3-II	高齢者孤立防止・見守り活動への参加意向を持つ高齢者の割合【再掲】	54.8%	57.8%
柱3-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から）【再掲】	61.0%	62.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

通いの場の企画・運営としての参加意欲については、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせて約40%が参加意欲を示しています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2、問9(3)

(4) 注力する視点

地域活動に参加する意向のある高齢者を発掘していく仕組みが必要になります。また、地域ネットワークのリーダーとなりうる人材の発掘、養成が重要です。

4 老いへの備え

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

高齢者本人が、自立期のうちから権利擁護や介護保険制度等を学び、「老い」に向けた準備ができるよう、区は場や機会の提供などの支援に取り組んでいきます。また、長く続けられる楽しみを見出すことも、豊かな老いを迎えるための備えになります。

(2) 柱の成果指標

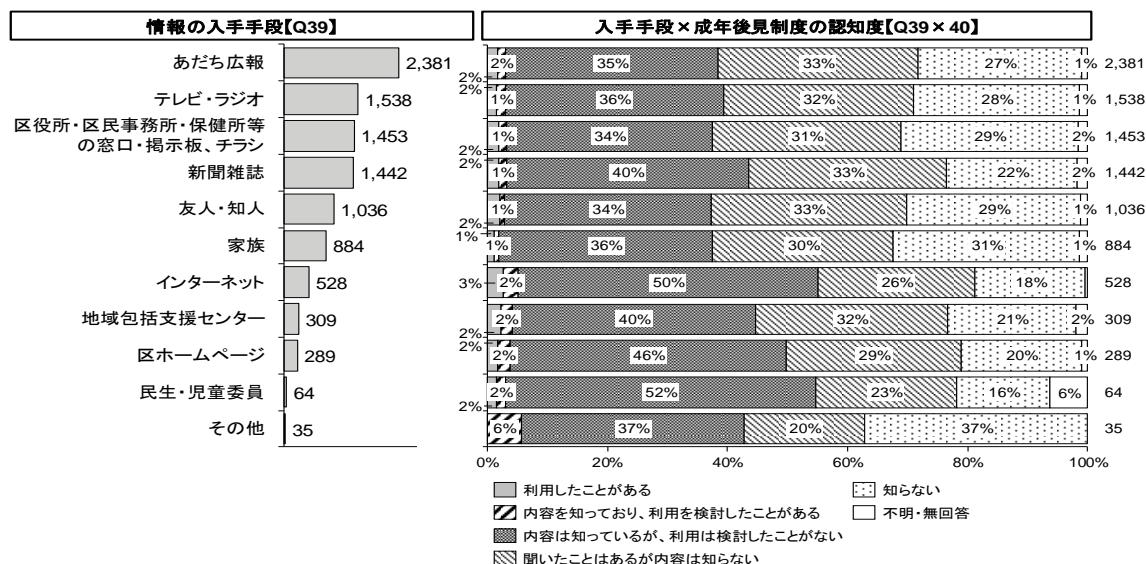
下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱4-I	老いへの備えを「考えている」高齢者の割合	38.9%	41.9%
柱4-II	趣味が「ある」高齢者の割合	69.1%	70.0%
柱4-III	生きがいが「ある」高齢者の割合	55.0%	58.0%
柱4-IV	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から） 【再掲】	61.0%	62.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期の高齢者の身近なくらしの情報入手手段としては、「あだち広報」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「区役所・区民事務所・保健所等の窓口・掲示板、チラシ」、「新聞雑誌」となっています。

成年後見制度については、「インターネット」や「民生・児童委員」、「区ホームページ」から情報を入手している層が、制度の利用につながっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問39、問40

(4) 注力する視点

高齢者に対する情報発信を、きめ細かく地域ごとに行える仕組みの構築が必要になります。また、パソコンやスマートフォンを日常的に使用してきた世代が徐々に高齢化し、ICTを活用した情報発信も工夫していく必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

5 異変への気づき



(1) 目指すべき姿

高齢者は自身の変化に気づけるよう定期的に健康診査を受診し、区や専門機関は受診啓発に努めることが大切です。周囲の人が高齢者の異変に気付いた場合は、声を掛けたり関係機関へつなぐなどして、病気の早期発見・早期治療につながるまちづくりを進めます。

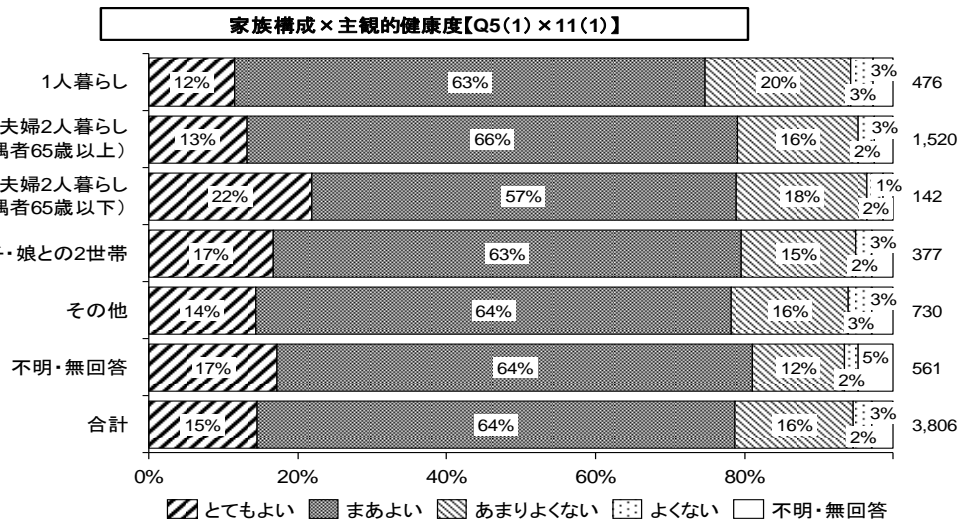
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱5-I	認知症サポーター数（新規養成者数）	2,250人	3,500人
柱5-II	特定健診受診率	調整中	調整中
柱5-III	後期高齢者医療健診受診率	調整中	調整中
柱5-IV	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合【再掲】	91.8%	93.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者の主観的健康度について、区全体では「とてもよい」が15%、「まあよい」が64%となっています。家族構成別でみると、「とてもよい」が1人暮らし世帯で12%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で13%と低く、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）で22%と高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(1)，問11(1)

(4) 注力する視点

健診データなどを活用し、個別アプローチでより具体的な指導・支援ができる仕組みの構築が必要です。

専門職を巻き込みながら、その人にあった支援が行える体制を構築することが必要になります。

6 専門機関とのつながり



(1) 目指すべき姿

かかりつけ医・歯科医・薬局など、健康状態を把握してくれる専門家や、日常生活を支援する介護事業者、地域包括支援センターが、早期に高齢者につながる体制を作ることで、高齢者の自立度と安心感を高めていきます。

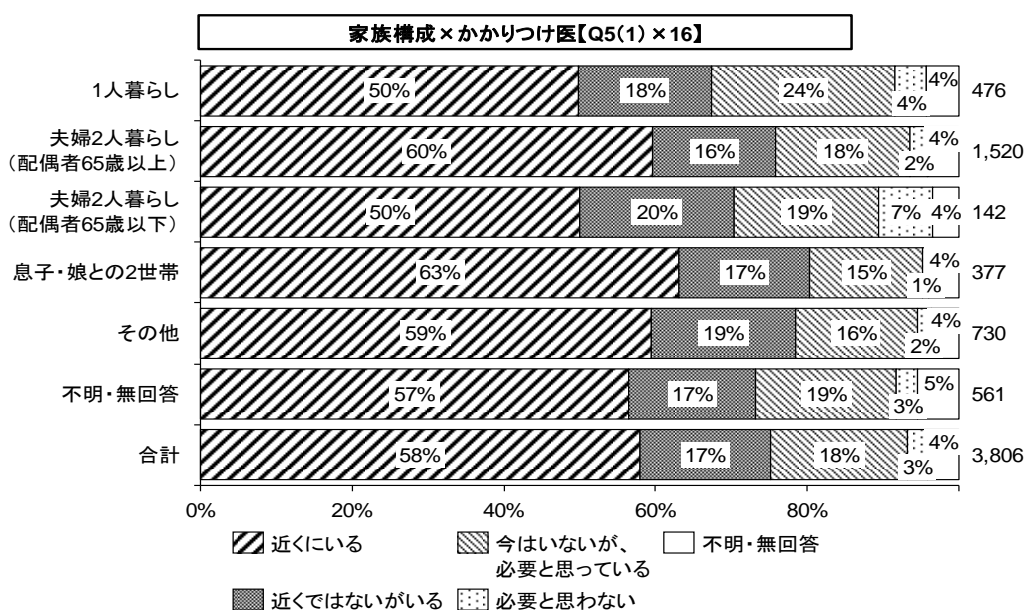
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱6-I	日常の健康について相談するかかりつけの医師がいる割合	75.0%	77.0%
柱6-II	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	55.3%	58.3%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者のかかりつけ医の状況は、区全体では「近くにいる」が58%、「近くではないが、必要と思っている」が17%であり、「今はいないが必要と思っている」が18%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(1)，問16

(4) 注力する視点

医療と介護の連携や、ライフプランにおける「かかりつけ医」を持つことの重要性など、その必要性を具体的に示して、理解を広めていく工夫が必要です。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

7 将来の住まいへの備え



(1) 目指すべき姿

関連する事業者・専門機関は、高齢者の住まいの悩みに適切に対応できる人材を育成するとともに相談窓口を設けます。区は、高齢者が必要とする住まいに関する情報を、確実に得ることができるよう支援します。

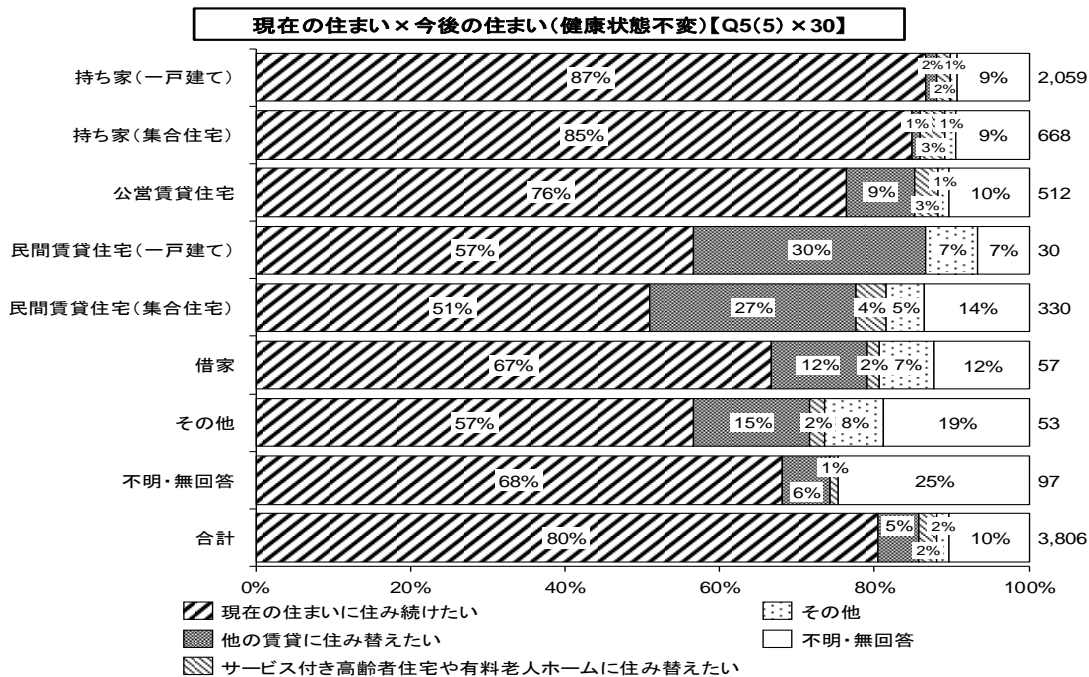
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱7-I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合	12.2%	11.2%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

現在の住まいについては、区全体では、「持ち家（一戸建て）」が54%、「持ち家（集合住宅）」が18%、「公営賃貸住宅」が13%となっています。今後の住まいについて、区全体では、「現在の住まいに住み続けたい」が80%、「他の賃貸に住み替えたい」が5%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(5)，問30

(4) 注力する視点

在宅生活を継続していくために必要な、具体的な備えや蓄えを理解してもらう取り組みが重要です。

8 在宅生活を支える支援



(1) 目指すべき姿

介護の重度化を防ぐには、介護事業者等が、高齢者自らができることを最大限尊重しながら、早期に適切な支援を行っていくことが重要です。区も生活支援サービスのメニューを増やし、高齢者の自立生活維持をサポートできる体制を整えます。

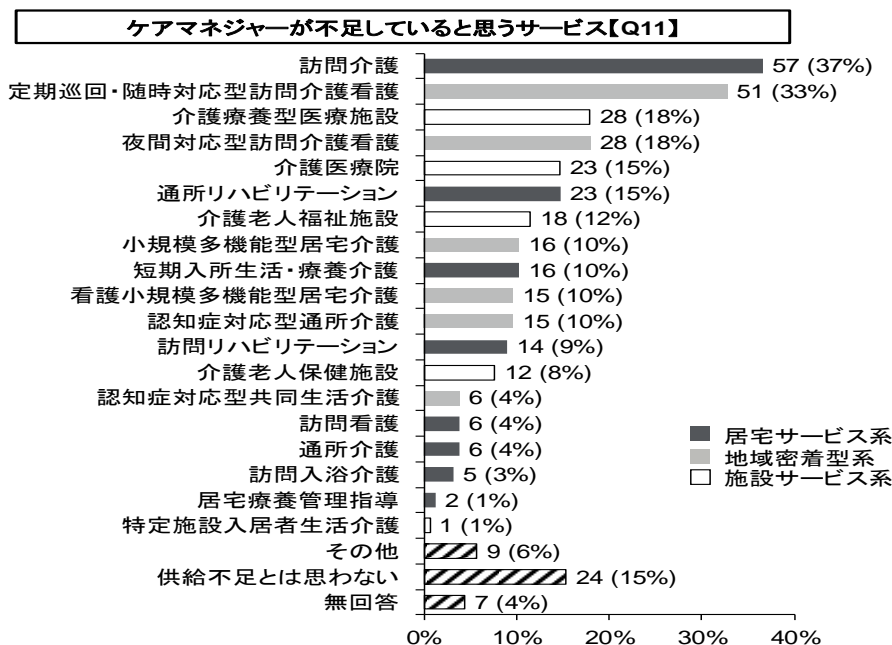
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱8-I	在宅サービスに「満足している」高齢者の割合	66.1%	69.1%
柱8-II	BMIが20.0以下（やせ、低栄養傾向）の高齢者の割合	調整中	調整中
柱8-III	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合 【再掲】	91.8%	93.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーが不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高い割合で、次いで介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護が18%となっています。



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問11

(4) 注力する視点

介護サービスのほかに、地域住民による生活支援の仕組みを制度的に構築していくことが必要です。また、介護サービスの担い手拡大のために、より幅広く人材を受け入れられる工夫が必要になります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

9 安心の向上や楽しみの持続



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者には、身体の衰えや認知症の症状が出始める方もいますが、多くの場合、周囲の支えにより在宅生活を継続できます。区や専門機関は高齢者の孤立を防ぎ、安心感や生活上の楽しみを持ち続けられるように、在宅生活を支えます。

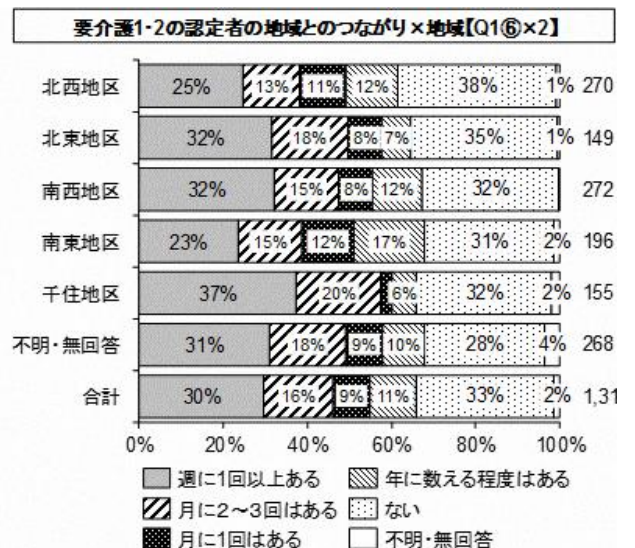
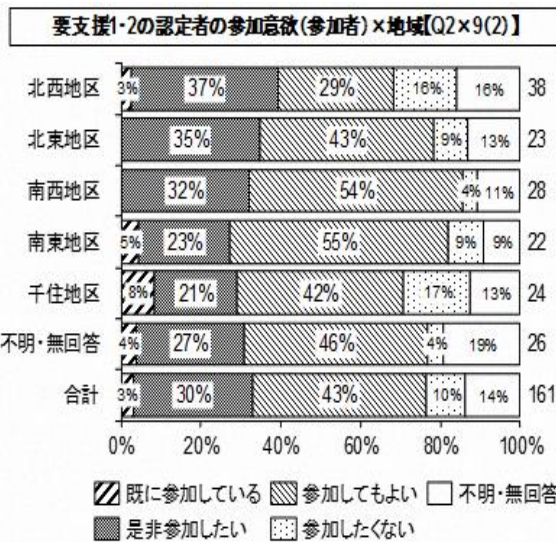
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱9-I	消費者被害やオレオレ詐欺にあったことがある高齢者の割合	5.7%	4.0%
柱9-II	今後の生活について、不安を感じている高齢者の割合【再掲】	62.1%	59.1%
柱9-III	趣味が「ある」高齢者の割合【再掲】	35.6%	36.0%
柱9-IV	生きがいが「ある」高齢者の割合【再掲】	26.7%	29.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

要支援1・2の方の地域での活動参加意欲は、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると76%となっています。要介護1・2の方の地域とのつながりについては、区全体では「週に1回以上ある」「月に2～3回はある」「月に1回はある」を合わせると55%となっています。



出典:①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2、問9(2)

出典:③要介護認定者実態調査 問2、問1⑥

(4) 注力する視点

認知症になっても、これまでの生活が続けられるよう、地域で支えられるような人材を発掘、育成し活用できる仕組みの構築が必要になります。

10 医療と介護の連携促進



(1) 目指すべき姿

診断から適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へとつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職、柔道整復師といった、多様な職種との連携も重要です。また、医療機関相互においても、大規模な病院と地域の診療所とのいわゆる「病診連携」を強め、より効果的・効率的に医療が提供される体制を推進します。

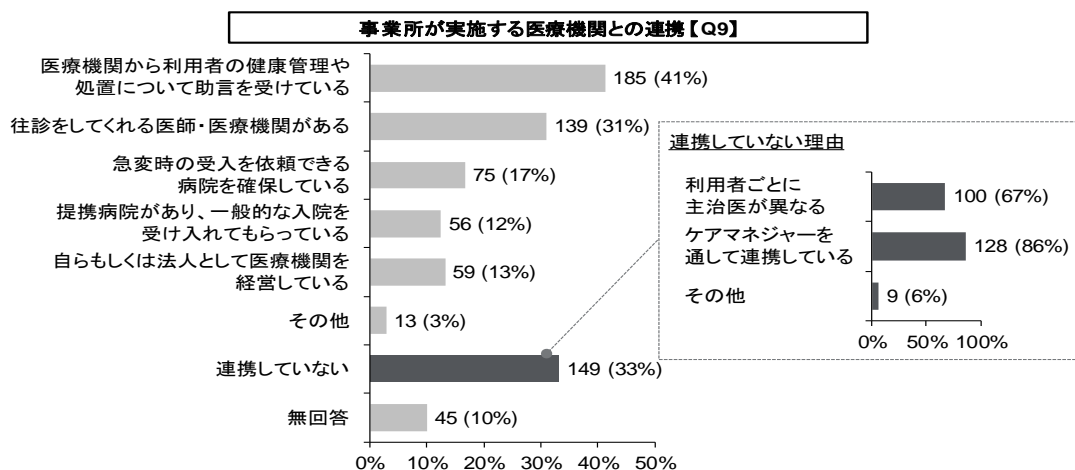
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 10-I	(居宅介護支援) ケアプラン作成時に主治医と連携している事業所の割合	69.0%	73.0%
柱 10-II	医療機関と連携して取り組んでいることが「ある」在宅サービス事業所の割合	57.0%	59.8%
柱 10-III	医療・介護情報提供システムで後方支援病院（協力病院）有としている病院・診療所の割合	調整中	調整中

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

医療機関との連携については、33%の介護事業所が直接連携していないと回答していますが、そのうち86%はケアマネジャーを通して間接的に連携しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問9、問9-1

(4) 注力する視点

医療介護連携のためのツールとして、ICTを活用した仕組みを導入し、効果的・効率的な連携体制の強化が必要です。

地域課題の解決に向けて、地域ごとに医療と介護の連携プラットフォームが構築される必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

11 人材の確保・育成



(1) 目指すべき姿

認知症や介護の重度化防止支援に対するニーズが高まる中、高齢者一人ひとりの心身状態に応じた質の高いケアを提供するために、区は介護人材の確保と育成を行い、区民が望むサービスを安定して提供できるよう努めます。

(2) 柱の成果指標

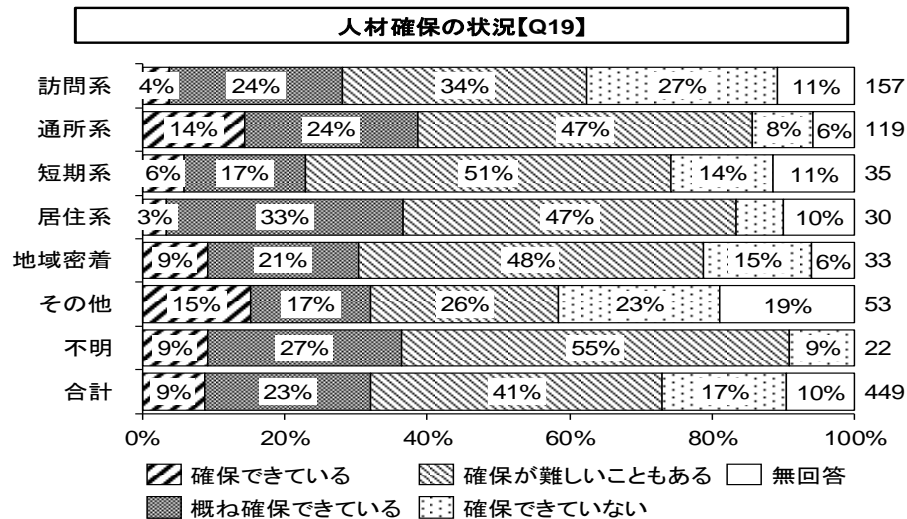
下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 11-I	人材が確保できている事業所の割合（介護保険在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者住宅の実態調査から）	58.7%	60.7%
柱 11-II	利用している介護保険サービスに満足している人の割合	66.1%	68.1%
柱 11-III	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合	77.0%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

人材確保の状況は、区全体では 41%が「確保が難しいこともある」と回答しており、「確保できている」の回答は 9%、「概ね確保できている」でも 23%と低くなっています。

サービス別にみると、訪問系で 27%が確保できていないと回答しており、全国的な状況と同様に人材確保に窮しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 19

(4) 注力する視点

医療と介護の連携に根差した人材育成を、体系的に行っていく取り組みや、仕組みが必要です。「あだち」の高齢者福祉フィールドで働くことの魅力を発信し、区の人材の確保策を体系的に示していくことが重要です。

12 安定的な介護サービスの提供



(1) 目指すべき姿

在宅での生活ニーズにきめ細かく応えられるよう、区は介護保険における地域密着型サービスの普及に努めるとともに、高齢者にも分かりやすくサービスの内容等を伝えていきます。

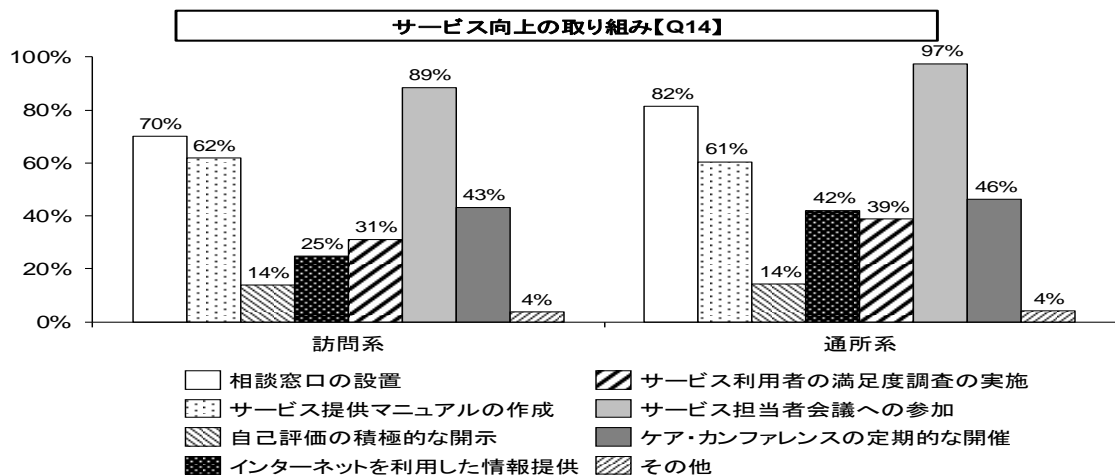
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 12-I	サービスの今後の方針について「拡大予定」または「現状維持」と回答した在宅サービス事業所の割合	84.6%	87.6%
柱 12-II	人材が確保できている事業所の割合（介護保険在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者住宅の実態調査から）【再掲】	58.7%	60.7%
柱 12-III	利用している介護保険サービスに満足している人の割合【再掲】	66.1%	68.1%
柱 12-IV	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】	76.7%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

事業所数の多い訪問系および通所系について、サービス向上の取り組みを集計すると、「サービス担当者会議への参加」を9割前後、「相談窓口の設置」を7~8割、「サービス提供マニュアルの作成」を6割以上が実施している一方で、「利用者の満足度調査」については全体の約1/3しか実施していません。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 14

(4) 注力する視点

地域密着型サービスを含む介護サービスを安定的に提供するとともに、サービスの向上を図ります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

1.3 安心できる住まいの確保



(1) 目指すべき姿

高齢者の心身の状態が変化しても、区や専門機関は、住宅改修費の助成や住み替えにおける家主とのマッチング等により、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるよう支援します。また、区は有料老人ホームなどの居住系サービスの質の確保等に取り組んでいきます。

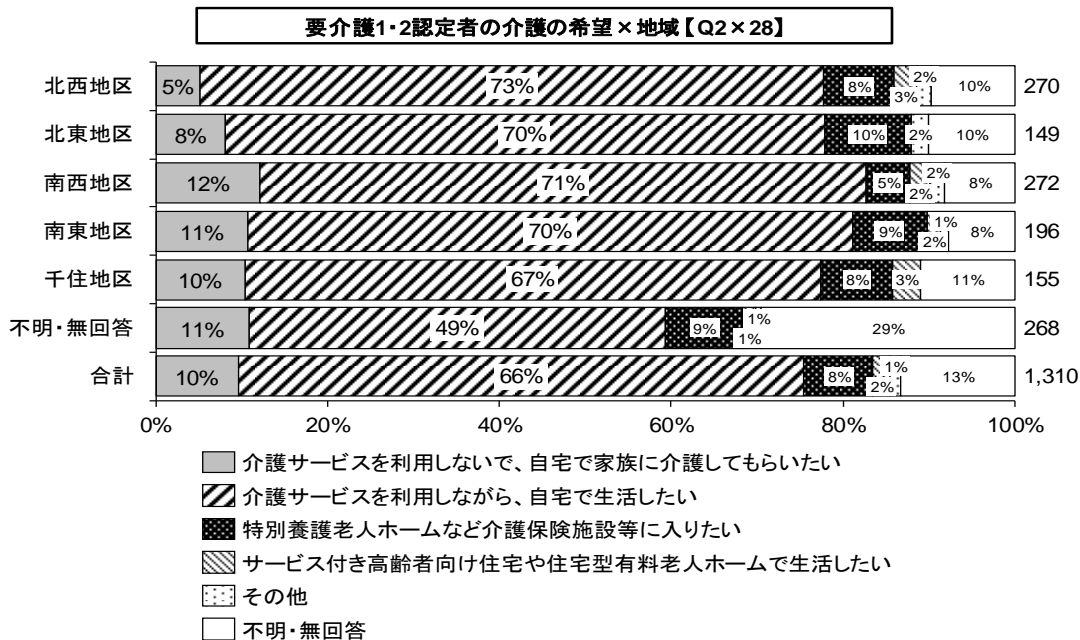
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 13-I	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	調整中	調整中
柱 13-II	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録件数	調整中	調整中
柱 13-III	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合	12.2%	11.2%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

要介護1・2の方の介護の希望については、区全体では「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が66%と一番高く、「特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたい」は8%と低くなっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問2，問28

(4) 注力する視点

高齢者の住まい確保の際の課題となっている保証人がいない、緊急連絡先がないなどの解決に向け、支援メニューの整備とあわせ、サポート体制の構築が必要です。

14 地域とのつながりの維持



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期では医療や介護などの専門機関による支援が中心ですが、地域の方々が本人や家族を気に掛け、つながりを保つことも大切なサポートです。区も高齢者やその家族を孤立させないための支援に取り組んでいきます。

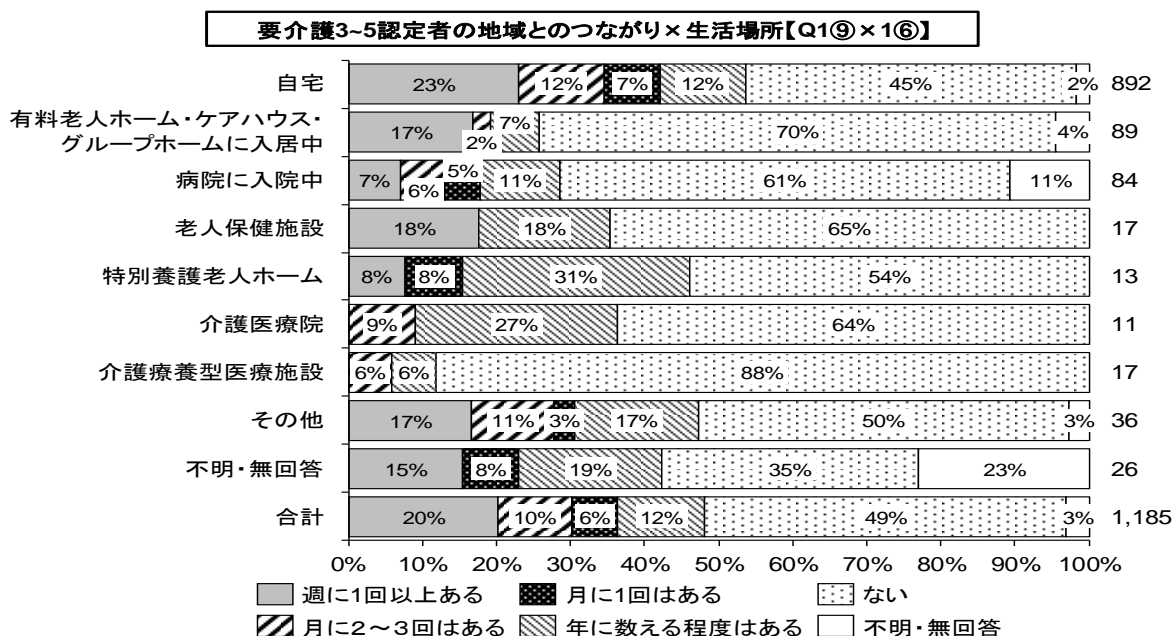
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 14-I	自身が健康と感じる主介護者の割合（「とても健康」「まあ健康」の割合）	52.9%	55.9%
柱 14-II	地域とのつながりがある高齢者の割合	48.0%	50.5%
柱 14-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	28.4%	31.4%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

地域とのつながりの頻度について、生活場所別にみると、自宅以外になると地域とのつながりの頻度が大きく減少しており、介護療養型医療施設では88%、有料老人ホーム・ケアハウス・グループホームに入居中では、70%が「ない」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨，問1⑥

(4) 注力する視点

自宅以外で暮らす高齢者が地域とつながりを保てるよう、病院や介護施設が地域ネットワークへ参加する仕組みの構築に努める必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

15 本人の意思に基づく専門的支援



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期の高齢者の医療・介護ニーズは刻々と変化します。医療機関や介護事業者は、本人や介護家族等と意思疎通を密にし、本人等の意向を最大限尊重した治療や介護を行っていく必要があります。

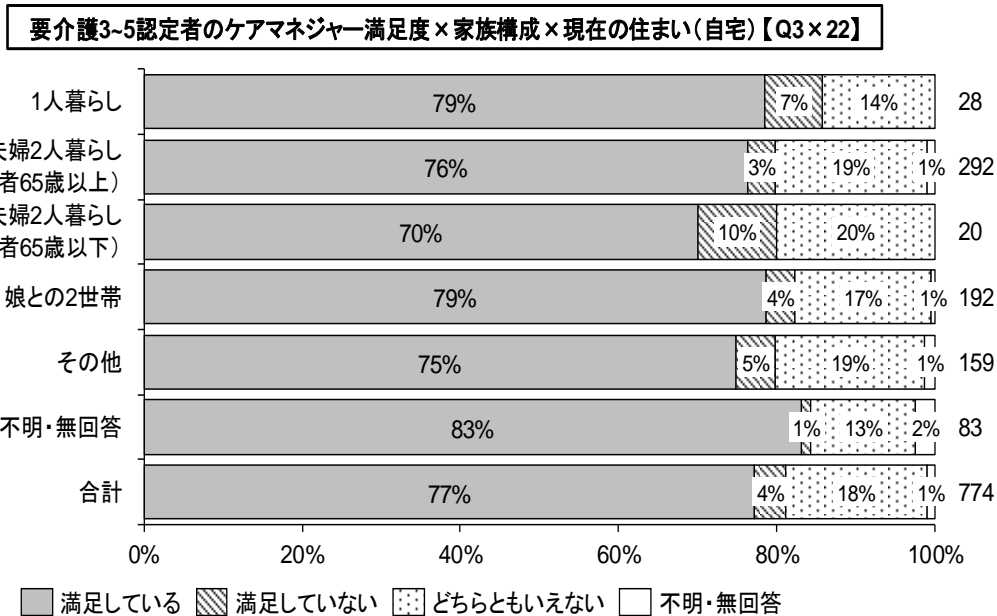
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 15-I	成年後見制度利用者数	1,220 件	1,350 件
柱 15-II	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合	77.0%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーに対する満足度は、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）では70%と最も低い水準となっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問3, 問22-6

(4) 注力する視点

終末期へと向かう本人の意思を確認するツールや仕組みの周知と、その必要性の理解を広げる取り組みが必要です。

16 看取りを視野に入れた対応の推進

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

専門機関は、在宅療養に対応できる医師、看護師や、医療ニーズの高い高齢者の介護、看取り段階のケアを適切にできる医療・介護人材を育成するとともに、区は専門機関同士の連携を促進することや、看取りに取り組む体制の支援を行なっています。

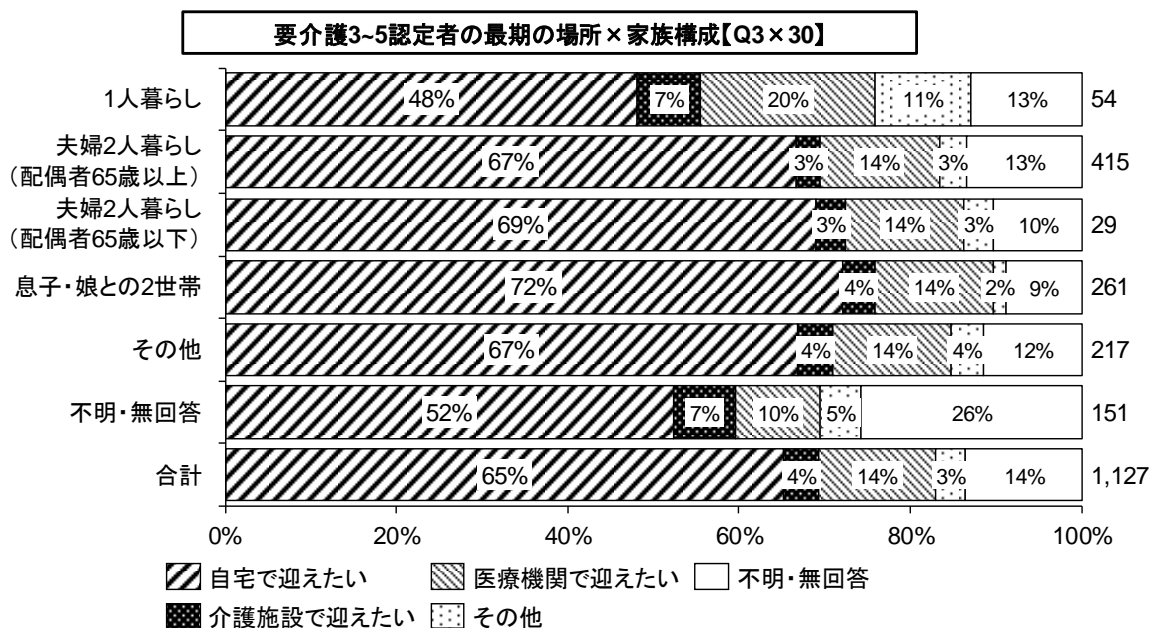
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 16-I	看取りの相談に対応する体制がある事業者の割合	93.0%	96.0%
柱 16-II	看取りを実施している施設の割合	89.6%	92.6%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

最期の場所として、65%が「自宅で迎えたい」と回答しています。家族構成別では、1人暮らし高齢者は自宅以外を希望する割合が高く、20%が「医療機関で迎えたい」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問3，問30

(4) 注力する視点

容体の急変などに対応した医療と介護の連携に向けて、個々の支援チームのネットワーク強化や、情報共有の仕組みを構築する必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

17 支援の質を高める連携の強化



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者を支える中心は、医療や介護の専門機関です。区も専門機関と協力し、在宅療養や介護サービスなどの連携を強めるモデル事業を実施するとともに、サービスの根幹である介護保険制度の安定的な運営を堅持していきます。

(2) 柱の成果指標

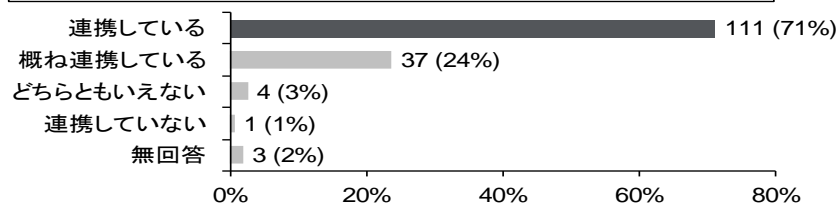
下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 17-I	医療機関との連携が強化されていると回答した居宅介護支援事業者の割合	53.8%	56.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

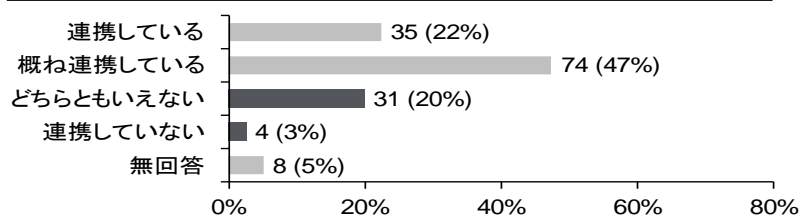
ケアプランを立てる際の事業所間の連携については、71%で実施されていますが、主治医とは「連携していない」が3%、「どちらともいえない」が20%となっており、事業者間の連携と比較すると主治医との連携には課題があるものと考えられます。

ケアマネジャーがケアプランを立てる際の併設外事業所との連携【Q13】



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 13

ケアマネジャーがケアプランを立てる際の主治医との連携【Q14】



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 14

(4) 注力する視点

支援チームで共有が必要な個人情報の取り扱いルールや範囲について明確化し、質の高いケアが提供できる基盤の構築が必要です。

18 施設ニーズにも対応した住環境の確保



(1) 目指すべき姿

人生の最期を迎えるにあたっては、本人や介護者家族等、誰もが不安を抱えることとなります。区は、住み続けられる家や安心できる質の高い介護施設を提供することで、住まいに関する不安や焦り・負担感を軽減し、最後まで穏やかな日々を過ごせるよう取り組んでいきます。

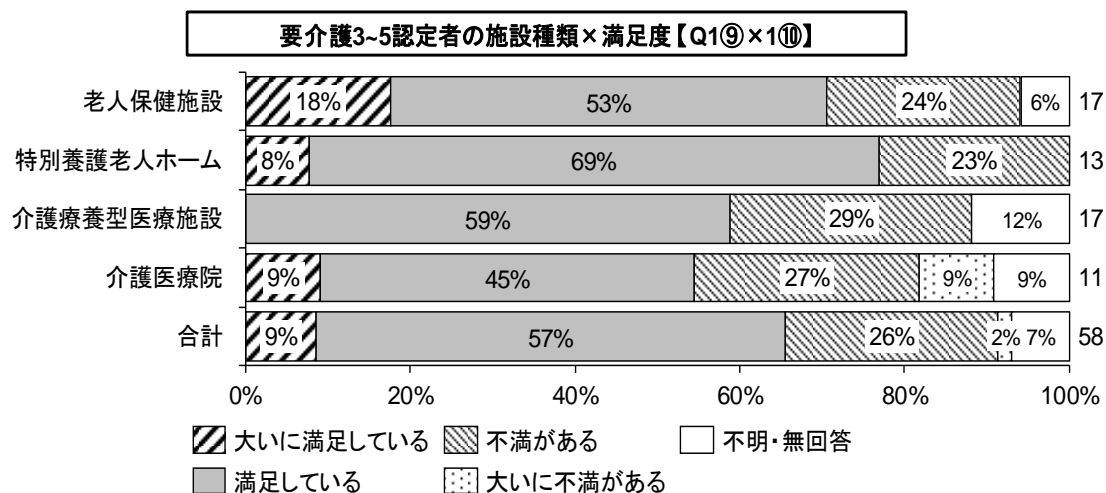
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 18-I	入所している老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホームに満足している高齢者の割合	66.0%	68.0%
柱 18-II	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合【再掲】	12.2%	11.2%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

施設利用者の満足度は、特別養護老人ホームで「大いに満足している」と「満足している」を合わせて77%と最も高く、次いで老人保健施設で71%、介護療養型医療施設59%となっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨，問1⑩

(4) 注力する視点

施設ニーズを正確に把握し、安定的に施設の供給が可能となるよう中長期的な計画に基づき、整備していく必要があります。

各柱に関連する事業及び、 関連する目標値

各柱に関連する事業及び、関連する目標値について、次ページ以降でまとめます。

1 健康の維持

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
①-1	悠々会館健康体操事業	悠々会館を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します（30人×8回の教室を年度2回実施）。
①-2	パークで筋トレ	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していただけることを目標に事業を開催します。
①-3	ウォーキング教室	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。
①-4	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	総合型地域クラブによる高齢者を対象とした事業を開催します。
①-5	スポーツ推進委員会による事業	高齢者を中心に体力測定を実施し（スポーツカーニバル）運動・スポーツを始めるきっかけづくりに発展させていきます。
①-6	スポーツ施設高齢者対象事業	高齢者を対象とした健康体力づくり事業を開催していきます。
①-7	体育協会による活動支援事業	体育協会加盟団体の高齢者の継続的な運動・スポーツ活動に対して支援していきます。
①-8	特定健康診査・特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。
①-9	後期高齢者医療健康診査	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
①-10	後期高齢者歯科健診	高齢期における口腔機能の低下を予防し、健康の維持・増進を図るため歯科健診を実施します。
①-11	高齢者の健康・趣味の講座	後期高齢者医療被保険者を対象に地域学習センターで各種講座等を開催することで健康増進の積極的推進と社会参加の促進を図ります。
①-12	配食サービス促進事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①-1	悠々会館健康体操 実施回数	16回	8回	0回	8回	住区推進課	
	参加者のべ人数	320人	160人	0人	160人		
①-2	パークで筋トレ実施回数	595回	752回	790回	828回	スポーツ 振興課	
	参加人数	15,500人	19,400人	20,200人	21,000人		
①-3	ウォーキング教室 実施回数	33回	46回	47回	48回	スポーツ 振興課	
	参加人数	660人	920人	940人	960人		
①-4	総合型地域クラブによる 高齢者対象の事業開催数	25事業	26事業	27事業	27事業	スポーツ 振興課	
	参加人数	5,778人	7,280人	7,560人	8,100人		
①-5	スポーツカーニバルの 体力測定に参加した 高齢者数	0人	500人	500人	500人	スポーツ 振興課	
①-6	高齢者の参加を対象とし た事業数	128事業	180事業	180事業	180事業	スポーツ 振興課	
①-7	体育協会加盟団体の 高齢者登録数	8,200人	8,500人	9,000人	9,500人	スポーツ 振興課	
①-8	特定健診受診率 (高齢者対象)	53%	55%	57%	60%	国民健康 保険課	
①-9	健康診査受診率	55%	58%	62%	65%	高齢医療・ 年金課	
①-10	後期高齢者歯科健診	1,250人	1,300人	1,400人	1,450人	高齢医療・ 年金課	
①-11	長寿健康増進事業 参加人数	585人	735人	770人	805人	高齢医療・ 年金課	
①-12	配食件数	601,352食	605,000食	605,000食	605,000食	高齢福祉課	

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
①-13	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)		4月1日現在、満70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四水曜日を含む週の月〜土曜日に、各1回350円引きで入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。
①-14	はつらつ教室(通所型)		屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。
①-15	自主グループの育成		社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
①-16	高齢者体力測定会	新規	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定会を行います。
①-17	はじめてのフレイル予防教室		要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。
①-18	住区センターにおける自主的な介護予防講座	新規	住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として①身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動②口腔機能の向上に資する講座③栄養に関する講座を実施します。
①-19	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う)事業		銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。
①-20	あだちベジタベライフの定着		区民や業者等と区の協働により、糖尿病対策の一環として「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を図ります。
①-21	健康づくり推進員の育成・支援		糖尿病対策を推進するため、健康づくり推進員が「あだちベジタベライフ」を効果的に普及・啓発できるよう、支援していきます。
①-22	保健師等の訪問による本人及び家族支援のための地域コーディネート		電話や面接による相談に対応し、必要に応じて保健師が家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①-13	延べ利用者数	367,000人	365,000人	365,000人	365,000人	365,000人	高齢福祉課
①-14	はつらつ教室（通所型） 参加人数	1,000人	1,500人	1,510人	1,520人	1,520人	地域包括ケア 推進課
①-15	自主グループ数	150か所	150か所	175か所	200か所	200か所	地域包括ケア 推進課
①-16	高齢者体力測定会 参加者数	900人	1,260人	1,270人	1,280人	1,280人	地域包括ケア 推進課
①-17	はじめてのフレイル予防 教室参加者数	720人	700人	705人	720人	720人	地域包括ケア 推進課
①-18	住区センターにおける 自主的な介護予防講座	200人	800人	1,500人	1,500人	1,500人	地域包括ケア 推進課
①-19	地域ミニデイサービス （ふれあい遊湯う） 開催回数	316回	428回	428回	428回	428回	地域包括ケア 推進課
	参加人数	1,800人	4,280人	4,280人	4,280人	4,280人	
①-20	ベジタベライフ協力店数	900店舗	900店舗	900店舗	900店舗	900店舗	こころと からだの 健康づくり課
①-21	健康づくり推進員数	262人	250人	250人	250人	250人	こころと からだの 健康づくり課
①-22	保健師による 家庭訪問件数	500件	600件	600件	600件	600件	各保健 センター等

2 孤立の防止

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
②-1	町会・自治会との連携	孤立ゼロプロジェクト実態調査を通して、町会・自治会の自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を啓発し、見守りネットワークを強化していきます。
②-2	住区 de 団らん事業	新型コロナウイルス対策を講じながら、住区センターの悠々館（老人館）で高齢者を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。 （現在飲食禁止につき実施していない）
②-3	住区センター（悠々館）等の運営	新型コロナウイルス対策を講じながら、高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）の来館者が安心して利用できる事業を展開していきます。
②-4	絆のあんしんネットワーク	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。
②-5	シルバー人材センターの支援	シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労相談と就労機会の拡充を図っていきます。
②-6	民生・児童委員との連携	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。
②-7	要支援者早期発見のためのライフライン関係事業者等との連携	日々の業務において区民と接する機会の多いライフライン関係事業者等と協定を締結し、要支援者に係る通報をしてもらうことにより、要支援者早期発見のための体制を構築します。
②-8	老人クラブ指導助成事業	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。
②-9	友愛実践活動への支援	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。
②-10	ふれあいサロン支援事業	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。
②-11	ボランティア活動助成事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。
②-12	おはよう訪問事業	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌飲料を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立っています。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
②-1	「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施団体数	95 団体	98 団体	102 団体	106 団体	地域調整課 絆づくり 担当課	
②-2	住区 de 団らん事業実施回数	20 回	700 回	720 回	740 回	住区推進課	
	参加者数	150 人	12,000 人	12,300 人	12,600 人		
②-3	60歳以上の区民1人あたりの年度間利用回数	1 回	3.7 回	3.7 回	3.7 回	住区推進課	
②-4	「絆のあんしん協力員」登録者数	1,050 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人	絆づくり 担当課	
②-5	シルバー人材センター加入会員数	3,300 人	3,400 人	3,450 人	3,500 人	企業経営 支援課	
②-6	民生・児童委員が扱う相談・支援件数 (高齢者対象)	34,000 件	56,000 件	56,000 件	56,000 件	福祉管理課	
②-7	通報を受けて関連所管・機関の支援につないだ件数	4 件	5 件	6 件	7 件	くらしと しごとの 相談センター	
②-8	区助成金交付クラブ数	146 団体	148 団体	150 団体	150 団体	高齢福祉課	
②-9	友愛活動実施クラブ数	88 団体	100 団体	111 団体	111 団体	高齢福祉課	
②-10	総サロン数	150 か所	170 か所	190 か所	210 か所	社会福祉 協議会	
②-11	グループの活動回数	16 回	22 回	22 回	22 回	社会福祉 協議会	
	参加者数	13 人	13 人	13 人	13 人		
②-12	総利用者数	1,250 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人	社会福祉 協議会	

3 地域での活躍

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
③-1	【再掲】 住区 de 団らん事業	P. 35 ②-2 を参照
③-2	生涯学習ボランティア 活動の推進事業	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。
③-3	学び情報提供サービス	地域の学習会や学校の授業に、講師を派遣します。
③-4	あだち区民大学塾の支援 事業	専門的な学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。
③-5	地域学習センター登録団 体による出張講座・発表 支援事業	学びの成果を発表できる団体と高齢者施設等のつながりを継続していきます。
③-6	【再掲】 シルバー人材 センターの支援	P. 35 ②-5 を参照
③-7	【再掲】 老人クラブ指導助成事業	P. 35 ②-8 を参照
③-8	【再掲】 友愛実践活動への支援	P. 35 ②-9 を参照
③-9	【再掲】 はつらつ教室（通所型）	P. 33 ①-14 を参照
③-10	【再掲】 自主グループの育成	P. 33 ①-15 を参照
③-11	高齢者ボランティア （元気応援ポイント）	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。
③-12	あったかサポート事業	事業に協力していただける区民（協力会員）が、日常生活に支障のある高齢者等（利用会員）に対し、生活支援や生きがい支援を行います。
③-13	ちょこっとサポート事業	区民のサポート隊員が日常生活に支障のある高齢者等に「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
③-1	P.36 ②-2 を参照						住区推進課
③-2	ボランティア養成講座等の実施件数	570 件	570 件	570 件	570 件		生涯学習支援課
③-3	高齢者関連施設等への講師紹介件数	10 件	10 件	10 件	10 件		生涯学習支援課
③-4	あだち区民大学塾の支援事業	15 事業	15 事業	15 事業	15 事業		生涯学習支援課
③-5	高齢者施設等へのアウトリーチ件数	42 件	42 件	42 件	42 件		生涯学習支援課
③-6	P.36 ②-5 を参照						企業経営支援課
③-7	P.36 ②-8 を参照						高齢福祉課
③-8	P.36 ②-9 を参照						高齢福祉課
③-9	P.34 ①-14 を参照						地域包括ケア推進課
③-10	P.34 ①-15 を参照						地域包括ケア推進課
③-11	登録者数	2,600 人	2,650 人	2,700 人	2,750 人		介護保険課
	事業数	1,400 事業	1,410 事業	1,420 事業	1,430 事業		
③-12	利用回数	4,500 回	4,600 回	4,700 回	4,800 回		高齢福祉課 社会福祉協議会
	協力会員数	250 人	270 人	290 人	310 人		
③-13	派遣件数	70 件	90 件	110 件	130 件		高齢福祉課 社会福祉協議会

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
③-14	ボランティアセンター 運営事業	ボランティア活動をしたい方と受け入れたい方のコーディネート、ボランティア相談、各種情報提供を行います。
③-15	ボランティアまつり事業	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進を図ります。
③-16	【再掲】 ふれあいサロン支援事業	P. 35 ②-10 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
③-14	登録ボランティア数 (個人)	640人	640人	640人	640人	社会福祉 協議会	
	登録ボランティア数 (団体)	72団体	72団体	72団体	72団体		
	ボランティアコーディネーターの割合	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
③-15	参加団体数	新型コロナ の影響によ り中止	30団体 以上	30団体 以上	30団体 以上	社会福祉 協議会	
	来場者数		3,000人 以上	3,000人 以上	3,000人 以上		
③-16	P.36 ②-10を参照					社会福祉 協議会	

4 老いへの備え

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
④-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	P. 31 ①-11 を参照
④-2	【再掲】学び情報提供サービス	P. 37 ③-3 を参照
④-3	老い支度啓発事業	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。エンディングノートの活用を含めた関連講座を、権利擁護センターあだちや地域包括支援センターで開催します。
④-4	地域包括支援センター 高齢者総合相談	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。
④-5	高齢者あんしん生活支援事業	65歳以上で区内に身寄りのない高齢者に対して、見守り、入院時の支援、成年後見制度への確実な橋渡し、葬祭等を含めた包括的な老い支度支援を契約により提供します。
④-6	権利擁護センターあだちの運営	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。
④-7	「成年後見制度」周知事業	新規 成年後見制度利用支援事業を権利擁護センターあだちに業務委託し、区民への高齢者等の権利を守るしくみとして「成年後見制度」の周知に努めます。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
④-1	P.32 ①-11 を参照						高齢医療・年金課
④-2	P.38 ③-3 を参照						生涯学習支援課
④-3	講座の開催回数	85回	90回	95回	100回	高齢福祉課	
	参加者数	2,550人	2,600人	2,650人	2,700人		
④-4	相談件数	87,120件	88,176件	89,232件	90,288件	地域包括ケア推進課	
④-5	新規契約件数	8件	8件	8件	8件	社会福祉協議会	
④-6	相談数	1,500件	1,600件	1,700件	1,800件	社会福祉協議会	
④-7	認知度	58.8%	60%	61%	62%	高齢福祉課 社会福祉協議会	

5 異変への気づき

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑤-1	【再掲】 特定健康診査・ 特定保健指導	P. 31 ①-8 を参照
⑤-2	【再掲】 後期高齢者医療健康診査	P. 31 ①-9 を参照
⑤-3	【再掲】 町会・自治会との連携	P. 35 ②-1 を参照
⑤-4	【再掲】 絆のあんしん ネットワーク	P. 35 ②-4 を参照
⑤-5	【再掲】 民生・児童委員との連携	P. 35 ②-6 を参照
⑤-6	認知症サポーター養成 講座の実施	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらい講座を開催し認知症サポーターの養成を図ります。
⑤-7	認知症訪問支援事業	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能の低下に気づき、適切な医療・介護に結び付くように地域包括支援センター職員が訪問、早期対応の充実を図ります。
⑤-8	認知症初期集中支援推進 事業	認知症の疑いがあり受診が難しい方や、介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ、医療と介護の専門職が訪問を行い、アセスメントや家族の支援などを行います。
⑤-9	認知症講演会の実施	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会等を実施します。
⑤-10	認知症啓発用リーフレット 等の配布	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関するリーフレット等を配布します。
⑤-11	若年度性認知症の本人・ 家族への支援	区内の若年度性認知症の本人・家族の交流会を開催し、早い段階から支援につなげます。
⑤-12	地域包括支援センター もの忘れ相談事業	もの忘れや認知症が心配な高齢者や家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑤-1	P.32 ①-8を参照						国民健康 保険課
⑤-2	P.32 ①-9を参照						高齢医療・ 年金課
⑤-3	P.36 ②-1を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑤-4	P.36 ②-4を参照						絆づくり 担当課
⑤-5	P.36 ②-6を参照						福祉管理課
⑤-6	新規養成者数	2,250人	3,000人	3,250人	3,500人		地域包括ケア 推進課
⑤-7	認知症自記式チェックリストの結果、認知症の疑いがあった人の中で訪問をした割合	80%	85%	90%	90%		地域包括ケア 推進課
⑤-8	認知症初期集中支援チームが相談を受け、医療・介護サービスに繋がり、問題が解決された割合	70%	75%	80%	80%		地域包括ケア 推進課
⑤-9	認知症講演会の実施回数	1回	1回	1回	1回		地域包括ケア 推進課
⑤-10	認知症啓発用リーフレット等の配布部数	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部		地域包括ケア 推進課
⑤-11	実施回数	6回	6回	6回	6回		地域包括ケア 推進課
⑤-12	相談件数	170件	220件	230件	240件		地域包括ケア 推進課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑤-13	胃がん内視鏡検診	新規	問診、経口内視鏡または経鼻内視鏡による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-14	胃がんハイリスク検診		ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-15	大腸がん検診		便潜血反応検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-16	乳がん検診		マンモグラフィ(乳房X線撮影)による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-17	子宮頸がん検診		子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-18	肺がん検診		胸部X線検査と喀痰検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-19	前立腺がん検診		PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-20	健康増進健診		特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。
⑤-21	成人歯科健診		歯周病を中心とした歯科健診を区内指定医療機関で行います。
⑤-22	【再掲】 後期高齢者歯科健診		P.31 ①-10を参照
⑤-23	教職員研修と福祉との連携		福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑤-13	胃がん内視鏡検診受診者数	5,000人	5,000人	5,500人	5,500人	データヘルス推進課	
⑤-14	胃がんハイリスク検診受診者数	5,000人	11,500人	11,500人	11,500人	データヘルス推進課	
⑤-15	大腸がん検診受診者数	43,000人	80,000人	80,000人	80,000人	データヘルス推進課	
⑤-16	乳がん検診受診者数	12,000人	13,000人	13,000人	13,000人	データヘルス推進課	
⑤-17	子宮頸がん検診受診者数	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人	データヘルス推進課	
⑤-18	肺がん検診受診者数	8,000人	9,000人	10,000人	10,000人	データヘルス推進課	
⑤-19	前立腺がん検診受診者数	800人	1,000人	1,200人	1,400人	データヘルス推進課	
⑤-20	健康増進健診受診者数	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	データヘルス推進課	
⑤-21	成人歯科健診受診者数	4,800人	5,700人	6,000人	6,100人	データヘルス推進課	
⑤-22	P.32 ①-10を参照					高齢医療・年金課	
⑤-23	関連する教職員研修の実施回数	3回	3回	3回	3回	教育指導課	
	参加者数	380人	380人	380人	380人		

6 専門機関とのつながり

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑥-1	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談		P. 41 ④-4 を参照
⑥-2	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動等の支援	新規	在宅療養のためには、かかりつけの医療機関・歯科・薬局等とのつながりが大切であることを区民に啓発します。
⑥-3	地域包括支援センター訪問等による高齢者の実態把握	新規	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方に、年に1度介護予防チェックリストを配付しています。介護予防チェックリストの結果と孤立ゼロプロジェクトの結果を基に、実態把握を行い、支援が必要な方を早期発見・早期対応します。
⑥-4	高齢者福祉相談		高齢者の生活困難等の相談に応じます。
⑥-5	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業		P. 41 ④-5 を参照
⑥-6	【再掲】権利擁護センターあだちの運営		P. 41 ④-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑥-1	P.42 ④-4 を参照						地域包括ケア推進課
⑥-2	啓発リーフレットの作成	調査・ 情報収集	関係機関 と検討	作成・ 配布	—		地域包括ケア推進課
⑥-3	実態把握者数	30,000人	30,000人	30,000人	30,000人		地域包括ケア推進課
⑥-4	相談件数	2,900件	2,900件	2,900件	2,900件		足立福祉事務所 生活保護 指導課
⑥-5	P.42 ④-5 を参照						社会福祉協議会
⑥-6	P.42 ④-6 を参照						社会福祉協議会

7 将来の住まいへの備え

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑦-1	高齢者見守りサービス助成	新規	申請者が見守りサービス提供事業者と契約した際に、該当申請者の申請に基づき、初期設置費用の一部を助成します。
⑦-2	緊急通報システムの設置事業		緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する装置を給付します。
⑦-3	高齢者住宅改修給付(予防給付)		日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。
⑦-4	高齢者住宅改修給付(設備改修)		日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
⑦-5	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進		「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。
⑦-6	あだちお部屋さがしサポート事業(専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業)	新規	住宅相談窓口 zu 専門職員を配置し、区内の不動産協会と区の住宅・福祉部門とが協働し、「寄り添い相談会」を実施するなど高齢者の民間賃貸住宅への入居をサポートします。
⑦-7	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業		住宅を探している高齢者に対して、宅地建物取引業協会・全日本不動産協会の協力を得て、民間賃貸住宅の入居をあっせんします。
⑦-8	家具転倒防止器具取付工事等助成		大規模地震への備えとして、家具類の転倒防止工事、窓ガラスの飛散防止フィルム貼り工事、ブロック塀等補強工事に対し、工事費を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑦-1	助成件数	20件	25件	25件	25件	高齢福祉課	
⑦-2	給付人数(累計)	960人	1,000人	1,000人	1,000人	高齢福祉課	
⑦-3	給付件数	41件	45件	45件	45件	高齢福祉課	
⑦-4	給付件数	92件	100件	100件	100件	高齢福祉課	
⑦-5	足立区公共施設等整備 基準に基づく事前協議 ・調整	実施	実施	実施	実施	障がい福祉課 都市計画課	
⑦-6	寄り添い相談会の高齢者 相談件数	—	30件	30件	30件	住宅課 地域包括ケア 推進課	
⑦-7	高齢者世帯向け民間賃貸 住宅あっせん事業利用件 数	40件	50件	60件	70件	住宅課	
⑦-8	助成件数	70件	70件	70件	70件	建築安全課	

8 在宅生活を支える支援

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑧-1	【再掲】 特定健康診査・ 特定保健指導	P. 31 ①-8 を参照
⑧-2	【再掲】 後期高齢者医療健康診査	P. 31 ①-9 を参照
⑧-3	【再掲】 町会・自治会との連携	P. 35 ②-1 を参照
⑧-4	【再掲】 絆のあんしん ネットワーク	P. 35 ②-4 を参照
⑧-5	【再掲】 民生・児童委員との連携	P. 35 ②-6 を参照
⑧-6	見守りキーホルダーの 配付	認知症高齢者等に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。
⑧-7	【再掲】 配食サービス促進事業	P. 31 ①-12 を参照
⑧-8	高齢者日常生活用具給付 事業	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、電磁調理器など)を給付します。
⑧-9	【再掲】 高齢者住宅改修 給付(予防給付)	P. 49 ⑦-3 を参照
⑧-10	【再掲】 高齢者住宅改修 給付(設備改修)	P. 49 ⑦-4 を参照
⑧-11	救急医療情報キット支給 事業	健康に不安のある高齢者又は障がいの手帳をお持ちの方に医療情報を記入し冷蔵庫に保管するキットを支給します。
⑧-12	徘徊高齢者位置検索シス テム費用助成事業	認知症により徘徊行動のある高齢者を介護する区内の親族が位置検索システム事業者と契約した際に加入・検索料を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑧-1	P.32 ①-8 を参照						国民健康 保険課
⑧-2	P.32 ①-9 を参照						高齢医療・ 年金課
⑧-3	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑧-4	P.36 ②-4 を参照						絆づくり 担当課
⑧-5	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑧-6	見守りキーホルダー配付 件数（新規配付件数）	1,458 件	1,600 件	1,600 件	1,600 件		高齢福祉課
⑧-7	P.32 ①-12 を参照						高齢福祉課
⑧-8	給付件数	427 件	500 件	500 件	500 件		高齢福祉課
⑧-9	P.50 ⑦-3 を参照						高齢福祉課
⑧-10	P.50 ⑦-4 を参照						高齢福祉課
⑧-11	救急医療情報キット支給 件数（新規支給件数）	493 人	500 人	500 人	500 人		高齢福祉課
⑧-12	加入件数	1 件	2 件	2 件	2 件		高齢福祉課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑧-13	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談		P. 41 ④-4 を参照
⑧-14	介護予防サポーターの育成	新規	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うサポーターを育成します。
⑧-15	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	新規	自立した生活を継続するために、介護支援専門員等の介護予防マネジメントの強化を図ります。
⑧-16	地域包括支援センター家族介護者教室		要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。
⑧-17	円滑に移動できるための交通手段の提供	新規	交通不便地域への交通手段の導入を検討します。 1：バス路線の導入 2：バス以外の交通手段（デマンド交通・乗合タクシー等）の導入
⑧-18	車いすの貸出事業		一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。
⑧-19	シルバーステッキ支給事業		高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑧-13	P.42 ④-4を参照						地域包括ケア推進課
⑧-14	介護予防サポーター養成研修の修了者数	-	158人	316人	474人		地域包括ケア推進課
⑧-15	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議	プレ会議	5回	5回	5回		地域包括ケア推進課 介護保険課
⑧-16	開催回数	75回	75回	75回	75回		地域包括ケア推進課
⑧-17	要検討	1:運行計画の作成	1:検証運行	1:運行後の検証 2:運行計画の検討	1:本格運行 2:運行計画の検討		交通対策課
⑧-18	貸出件数	1,400件	1,425件	1,450件	1,475件		社会福祉協議会
⑧-19	貸出本数	1,300本	1,725本	1,750本	1,775本		社会福祉協議会

9 安心の向上や楽しみの持続

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑨-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	P. 31 ①-11 を参照
⑨-2	【再掲】町会・自治会との連携	P. 35 ②-1 を参照
⑨-3	【再掲】絆のあんしんネットワーク	P. 35 ②-4 を参照
⑨-4	【再掲】学び情報提供サービス	P. 37 ③-3 を参照
⑨-5	消費生活相談事業	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談や苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたります。
⑨-6	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	消費者被害未然・拡大防止のため「だまされないで通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていきます。
⑨-7	【再掲】民生・児童委員との連携	P. 35 ②-6 を参照
⑨-8	生活困窮者自立支援相談	仕事、家計、こころ、からだ、家族や介護のことなどについて、高齢者を含む生活困窮者の相談に応じます。
⑨-9	成年後見制度等利用支援事業	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進します。
⑨-10	成年後見制度利用助成事業	成年後見制度の申し立てに必要な費用及び後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な方に費用の助成を行います。
⑨-11	成年後見制度推進機関の運営	成年後見制度の普及啓発、あだち区民後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進を図ります。
⑨-12	成年後見制度利用促進	新規 成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度の利用が必要な区民が確実に制度利用に繋がられるよう支援します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-1	P.32 ①-11 を参照						高齢医療・年金課
⑨-2	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑨-3	P.36 ②-4 を参照						絆づくり 担当課
⑨-4	P.38 ③-3 を参照						生涯学習 支援課
⑨-5	消費生活相談受付件数 (高齢者対象)	1,700 件	1,700 件	1,700 件	1,700 件		産業政策課
⑨-6	だまされないで通信の 発行回数	6 回	6 回	6 回	6 回		産業政策課
⑨-7	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑨-8	生活困窮者自立支援 相談受付件数 (窓口分)	4,800 件	4,800 件	4,800 件	4,800 件		くらしと しごとの 相談センター
⑨-9	区長申立て件数 (新規申立て件数)	80 件	90 件	100 件	110 件		高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑨-10	助成利用件数 (新規利用者数)	50 件	55 件	60 件	65 件		高齢福祉課
⑨-11	あだち区民後見人養成 登録者数 (累計)	34 人	37 人	37 人	47 人		高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑨-12	成年後見制度利用者数 (新規利用者数)	1,220 人	1,260 人	1,300 人	1,350 人		高齢福祉課 社会福祉 協議会

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑨-13	【再掲】 高齢者見守りサービス助成	新規	P. 49 ⑦-1 を参照
⑨-14	【再掲】 緊急通報システムの設置事業		P. 49 ⑦-2 を参照
⑨-15	地域連携ネットワークの構築		権利擁護支援が必要な方を早期に見つけて速やかに支援に繋ぎ、本人の意思や心身の状況を尊重した適切な後見活動を支援すること等を目的とした地域連携ネットワークを構築していきます。
⑨-16	【再掲】 認知症訪問支援事業		P. 43 ⑤-7 を参照
⑨-17	【再掲】 認知症初期集中支援推進事業		P. 43 ⑤-8 を参照
⑨-18	高齢者の日常生活支援の充実（買い物・外出手段の支援）	新規	高齢者の日常生活における支援ニーズや地域ニーズを把握し、必要なサービスを構築します。
⑨-19	認知症カフェ		認知症の人と家族が同じ悩みを持つ人同士の交流の場として、また、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として、地域包括支援センターで実施します。
⑨-20	【再掲】 地域包括支援センター高齢者総合相談		P. 41 ④-4 を参照
⑨-21	バス停の利用環境整備		安心して安全な利用しやすいはるかぜバス停の利用環境を整備します。
⑨-22	交通安全教育の実施		高齢者交通事故防止のため住区センター、悠々会館において、高齢者交通安全講習会等を継続実施します。
⑨-23	安全で快適な歩道の整備		幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-13	P.50 ⑦-1 を参照					高齢福祉課	
⑨-14	P.50 ⑦-2 を参照					高齢福祉課	
⑨-15	要検討	検討	実施	実施	実施	高齢福祉課 社会福祉 協議会	
⑨-16	P.44 ⑤-7 を参照					地域包括ケア 推進課	
⑨-17	P.44 ⑤-8 を参照					地域包括ケア 推進課	
⑨-18	要検討	内容検討	内容検討	内容検討	実施	地域包括ケア 推進課	
⑨-19	実施回数	300回	300回	300回	300回	地域包括ケア 推進課	
⑨-20	P.42 ④-4 を参照					地域包括ケア 推進課	
⑨-21	ベンチの整備数	0箇所	5箇所	5箇所	5箇所	交通対策課	
	点字ブロックの整備数	0箇所	33箇所	25箇所	25箇所		
⑨-22	高齢者交通安全講習会 の回数	10回	48回	48回	48回	交通対策課	
	参加者数	400人	1,920人	1,920人	1,920人		
⑨-23	歩道整備延長（累計）	2,120m	2,520m	2,800m	2,800m	工事課	

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑨-24	高齢者等にやさしい公園の整備	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。
⑨-25	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	P. 41 ④-6 を参照
⑨-26	地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。
⑨-27	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	P. 41 ④-5 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-24	誰もが利用しやすい 出入口、園路、ベンチ等 を整備した公園の数	65件	75件	85件	95件	みどり推進課 パークイノ ベーション 担当課	
⑨-25	P.42 ④-6を参照					社会福祉 協議会	
⑨-26	新規契約件数	10件	10件	10件	10件	社会福祉 協議会	
⑨-27	P.42 ④-5を参照					社会福祉 協議会	

10 医療と介護の連携促進

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	在宅医療・介護連携に関する相談支援	新規	在宅療養支援窓口の相談員が、医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関わる相談に応じます。
⑩-2	地域ケア会議		地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出・把握し、政策提言等を行い、施策化、事業化への検討を行います。
⑩-3	(仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅療養に関わる人たちに研修を実施し、医療・介護の連携や在宅療養サービスの向上を図ります。
⑩-4	地域ケアネットワーク事業		介護支援専門員や他業種を交えた連絡会を開催し、情報提供、事例検討、研修等を行います。
⑩-5	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		地域の医療・介護事業者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
⑩-6	多職種連携研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちが集まり、一緒に事例検討などを行うことを通して、相互理解を深め、在宅療養を支えるために必要な連携体制の向上を図ります。
⑩-7	スキルアップ研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちに、医療・介護現場の症例から役立つ知識を習得してもらうことにより、在宅医療に必要な人材の育成と医療・介護の連携の向上を図ります。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑩-1	相談件数	350件	360件	370件	380件	地域包括ケア推進課	
⑩-2	開催回数	56回	56回	56回	56回	地域包括ケア推進課	
⑩-3	(仮称)医療・介護等連携研修センターの設置	検討	検討	検討	検討	地域包括ケア推進課	
⑩-4	開催回数	50回	50回	50回	50回	地域包括ケア推進課	
⑩-5	医療・介護連携部会の開催回数	2回	2回	2回	2回	地域包括ケア推進課	
⑩-6	開催回数	7回	12回	12回	12回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	450人	700人	700人	700人		
⑩-7	開催回数	2回	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	140人	210人	210人	210人		

1.1 人材の確保・育成

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	介護のしごと相談・面接会		身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
⑩-2	介護職員初任者・実務者研修助成	新規	区内介護サービス事業所等の人材確保と育成を図るため、事業所を通して行う介護職員初任者・実務者研修受講費を助成します。
⑩-3	ヘルパーフォローアップ研修会		訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。
⑩-4	施設職員向け研修事業		介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。
⑩-5	【再掲】 介護予防サポーターの育成	新規	P. 53 ⑧-14 を参照
⑩-6	医療・介護の資源の把握	新規	区内の医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の情報を定期的に調査し、インターネット上のシステムで公開することにより、医療・介護関係者や区民に情報提供を行います。
⑩-7	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑩-8	生活支援サポーター養成事業	新規	新しい介護サービスの担い手として、主に買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどを行う、足立区が認定する生活支援サポーターを養成します。
⑩-9	介護職員宿舍借り上げ支援事業	新規	介護人材の確保定着を図るとともに地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的として、区独自の補助事業として介護職員のために借り上げる宿舍についての助成を行います。
⑩-10	介護支援専門員研修事業		継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上を図ります。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑪-1	来場者数	150人	150人	150人	150人	高齢福祉課	
	就労者数	20人	20人	20人	20人		
⑪-2	助成件数	60人	60人	60人	60人	高齢福祉課	
⑪-3	研修実施回数	26回	26回	26回	26回	高齢福祉課 社会福祉 協議会	
	受講者数	265人	550人	550人	550人		
⑪-4	研修実施回数	4回	4回	4回	4回	高齢福祉課 社会福祉 協議会	
	受講者数	60人	100人	100人	100人		
⑪-5	P.54 ⑧-14を参照					地域包括ケア 推進課	
⑪-6	把握資源数	1,950件	2,000件	2,050件	2,100件	地域包括ケア 推進課	
⑪-7	P.62 ⑩-3を参照					地域包括ケア 推進課	
⑪-8	実施回数	4回	5回	5回	5回	地域包括ケア 推進課	
	養成者数	84人	100人	100人	100人		
⑪-9	助成戸数	5戸	5戸	5戸	5戸	介護保険課	
⑪-10	実施回数	2回	4回	4回	4回	介護保険課	
	受講者数	350人	800人	800人	800人		

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑪-11	認知症介護基礎研修	事業所に勤務する介護職員等に対し、認知症に係る基礎的研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。
⑪-12	認知症介護実践者研修	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-13	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	事業所に勤務する認知症実践リーダー研修修了者等に対し、フォローアップ研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-14	介護従事者永年勤続褒賞事業	区内の介護サービス事業所に永年継続して勤務した専門職員を表彰します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑪-11	実施回数	3回	4回	4回	4回	介護保険課	
	受講者数	36人	80人	80人	80人		
⑪-12	実施回数	1回	2回	2回	2回	介護保険課	
	受講者数	20人	40人	40人	40人		
⑪-13	実施回数	1回	1回	1回	1回	介護保険課	
	受講者数	20人	20人	20人	20人		
⑪-14	受講者数	610人	610人	610人	610人	介護保険課	

1.2 安定的な介護サービスの提供

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑫-1	【再掲】 介護のしごと 相談・面接会		P. 63 ⑪-1 を参照
⑫-2	【再掲】 ヘルパー フォローアップ研修会		P. 63 ⑪-3 を参照
⑫-3	【再掲】 施設職員向け研修事業		P. 63 ⑪-4 を参照
⑫-4	【再掲】 医療・介護の資源の把握		P. 63 ⑪-6 を参照
⑫-5	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑫-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業		P. 63 ⑪-10 を参照
⑫-7	【再掲】 認知症介護基礎研修		P. 65 ⑪-11 を参照
⑫-8	【再掲】 認知症介護実践者研修		P. 65 ⑪-12 を参照
⑫-9	小規模多機能型居宅介護 事業所の整備		「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせた地域に密着した施設を整備していきます。
⑫-10	認知症対応型共同生活介護 の整備		地域に密着した施設として、整備していきます。
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の整備		日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスを整備していきます。
⑫-12	看護小規模多機能型居宅 介護（複合型サービス） の整備		小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスを整備していきます。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑫-1	P.64 ⑪-1 を参照						高齢福祉課
⑫-2	P.64 ⑪-3 を参照						高齢福祉課 社会福祉協議会
⑫-3	P.64 ⑪-4 を参照						高齢福祉課 社会福祉協議会
⑫-4	P.64 ⑪-6 を参照						地域包括ケア推進課
⑫-5	P.62 ⑩-3 を参照						地域包括ケア推進課
⑫-6	P.64 ⑪-10 を参照						介護保険課
⑫-7	P.66 ⑪-11 を参照						介護保険課
⑫-8	P.66 ⑪-12 を参照						介護保険課
⑫-9	小規模多機能型居宅介護事業所数	14 事業所	14 事業所	15 事業所	15 事業所		介護保険課
⑫-10	認知症対応型共同生活介護事業所数	36 事業所	36 事業所	37 事業所	37 事業所		介護保険課
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	5 事業所	5 事業所	6 事業所	6 事業所		介護保険課
⑫-12	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所数	5 事業所	5 事業所	6 事業所	7 事業所		介護保険課

1.3 安心できる住まいの確保

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑬-1	【再掲】 高齢者住宅改修給付 (予防給付)		P. 49 ⑦-3 を参照
⑬-2	【再掲】 高齢者住宅改修給付 (設備改修)		P. 49 ⑦-4 を参照
⑬-3	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム を含む) の支援		食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を支援します。
⑬-4	【再掲】 高齢者見守りサービス 助成	新規	P. 49 ⑦-1 を参照
⑬-5	【再掲】 緊急通報システムの設置 事業		P. 49 ⑦-2 を参照
⑬-6	福祉サービス第三者評価 受審支援事業		都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者を経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行います。
⑬-7	【再掲】 認知症対応型共同生活 介護の整備		P. 67 ⑫-10 を参照
⑬-8	住宅改修支援事業 (理由書作成)		介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者に費用を助成します。
⑬-9	【再掲】 家具転倒防止器具取付工 事等助成		P. 49 ⑦-8 を参照
⑬-10	住宅改良助成事業		高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や高齢者等との同居に伴う間取り変更に対し、工事費の一部を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑬-1	P.50 ⑦-3 を参照						高齢福祉課
⑬-2	P.50 ⑦-4 を参照						高齢福祉課
⑬-3	軽費老人ホームの 施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	高齢福祉課	
	定員数	212人	212人	212人	212人		
⑬-4	P.50 ⑦-1 を参照						高齢福祉課
⑬-5	P.50 ⑦-2 を参照						高齢福祉課
⑬-6	区内介護サービス事業所 の受審数	240件	260件	280件	300件		介護保険課
⑬-7	P.68 ⑫-10 を参照						介護保険課
⑬-8	助成件数	75件	75件	75件	75件		介護保険課
⑬-9	P.50 ⑦-8 を参照						建築安全課
⑬-10	住宅改良助成事業の 利用件数	25件	25件	25件	25件		建築安全課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。
⑬-12	【再掲】 あだちお部屋さがしサポート事業（専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業）	新規 P.49 ⑦-6 を参照
⑬-13	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	高齢者の居住の安定と安心・安全を図るため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行います。
⑬-14	【再掲】 高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業	P.49 ⑦-7 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅の管理戸数	73戸	73戸	73戸	73戸	住宅課	
⑬-12	P.50 ⑦-6 を参照					住宅課 地域包括ケア 推進課	
⑬-13	高齢者専用住宅の管理戸数	441戸	441戸	441戸	441戸	住宅課	
⑬-14	P.50 ⑦-7 を参照					住宅課	

14 地域とのつながりの維持

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑭-1	【再掲】 町会・自治会との連携	P. 35 ②-1 を参照
⑭-2	【再掲】 民生・児童委員との連携	P. 35 ②-6 を参照
⑭-3	要介護高齢者家族会の 支援事業	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。
⑭-4	高齢者訪問理美容 サービス事業	ねたきりの高齢者に理髪・美容訪問サービスを提供します。
⑭-5	紙おむつの支給事業	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。
⑭-6	【再掲】 地域包括支援センター 家族介護者教室	P. 53 ⑧-16 を参照
⑭-7	認知症高齢者家族 やすらぎ支援員派遣事業	認知症高齢者を介護している家族が、外出をする時や休息が必要な時に家族にかわって見守りや話し相手を行う「やすらぎ支援員」を派遣することにより、介護家族の負担を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図ります。
⑭-8	【再掲】 認知症カフェ	P. 57 ⑨-19 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑭-1	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑭-2	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑭-3	「あだち1万人の介護者 家族会」会員数	270人	280人	280人	280人		高齢福祉課
⑭-4	理容 利用件数(延べ)	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件		高齢福祉課
	美容 利用件数(延べ)	550件	550件	550件	550件		
⑭-5	支給延べ件数	17,500件	29,900件	29,900件	29,900件		高齢福祉課
⑭-6	P.54 ⑧-16 を参照						地域包括ケア 推進課
⑭-7	利用延べ人数	12人	18人	24人	36人		地域包括ケア 推進課
⑭-8	P.58 ⑨-19 を参照						地域包括ケア 推進課

15 本人の意思に基づく専門的支援

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑮-1	【再掲】 成年後見制度等利用支援 事業	P. 55 ⑨-9 を参照
⑮-2	【再掲】 成年後見制度推進機関の 運営	P. 55 ⑨-11 を参照
⑮-3	【再掲】 権利擁護センターあだち の運営	P. 41 ④-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値			所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑮-1	P.56 ⑨-9 を参照					高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑮-2	P.56 ⑨-11 を参照					高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑮-3	P.42 ④-6 を参照					社会福祉 協議会

16 看取りを視野に入れた対応の推進

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	【再掲】 ヘルパーフォローアップ 研修会		P. 63 ⑩-3 を参照
⑩-2	【再掲】 施設職員向け研修事業		P. 63 ⑩-4 を参照
⑩-3	【再掲】 医療・介護の資源の把握		P. 63 ⑩-6 を参照
⑩-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑩-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 61 ⑩-6 を参照
⑩-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 61 ⑩-7 を参照
⑩-7	【再掲】 介護支援専門員研修事業		P. 63 ⑩-10 を参照
⑩-8	【再掲】 認知症介護基礎研修		P. 65 ⑩-11 を参照
⑩-9	【再掲】 認知症介護実践者研修		P. 65 ⑩-12 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑩-1	P.64 ⑩-3 を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑩-2	P.64 ⑩-4 を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑩-3	P.64 ⑩-6 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-4	P.62 ⑩-3 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-5	P.62 ⑩-6 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-6	P.62 ⑩-7 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-7	P.64 ⑩-10 を参照						介護保険課
⑩-8	P.66 ⑩-11 を参照						介護保険課
⑩-9	P.66 ⑩-12 を参照						介護保険課

17 支援の質を高める連携の強化

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑰-1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営		福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会を設置しています。
⑰-2	地域包括支援センターの機能強化		地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。
⑰-3	地域包括支援センターの評価		地域包括支援センターの事業や運営体制を評価し、区と地域包括支援センターで、結果の要因や背景を分析・共有し、事業の質の向上及び業務改善を図ります。
⑰-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑰-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 61 ⑩-6 を参照
⑰-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 61 ⑩-7 を参照
⑰-7	【再掲】 福祉サービス第三者評価 受審支援事業		P. 69 ⑬-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑰-1	委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	高齢福祉課	
	件数	20件	20件	20件	20件		
⑰-2	具体策の構築	実施	経過検証	経過検証	経過検証	地域包括ケア推進課	
⑰-3	評価実施箇所	25か所	25か所	25か所	25か所	地域包括ケア推進課	
⑰-4	P.62 ⑩-3を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-5	P.62 ⑩-6を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-6	P.62 ⑩-7を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-7	P.70 ⑬-6を参照					介護保険課	

18 施設ニーズにも対応した住環境の確保

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑱-1	【再掲】 施設職員向け研修事業		P. 63 ⑪-4 を参照
⑱-2	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑱-3	【再掲】 福祉サービス第三者評価 受審支援事業		P. 69 ⑬-6 を参照
⑱-4	特別養護老人ホームの 整備		入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。
⑱-5	介護療養型医療施設・ 介護医療院の整備		療養型からの転換を含め、介護医療院の整備を支援します。
⑱-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業		P. 63 ⑪-10 を参照
⑱-7	【再掲】 認知症介護基礎研修		P. 65 ⑪-11 を参照
⑱-8	【再掲】 認知症介護実践者研修		P. 65 ⑪-12 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑮-1	P.64 ⑪-4 を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑮-2	P.62 ⑩-3 を参照						地域包括ケア 推進課
⑮-3	P.70 ⑬-6 を参照						介護保険課 障がい福祉課
⑮-4	特別養護老人ホームの 総定員数	2,813 床	2,903 床	3,053 床	3,183 床		介護保険課
⑮-5	介護療養型医療施設・ 介護医療院の総定員数	130 床	130 床	130 床	130 床		介護保険課
⑮-6	P.64 ⑪-10 を参照						介護保険課
⑮-7	P.66 ⑪-11 を参照						介護保険課
⑮-8	P.66 ⑪-12 を参照						介護保険課

第5章 第8期介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状と推計

(1) 被保険者数の現状と推計

① 被保険者数の現状

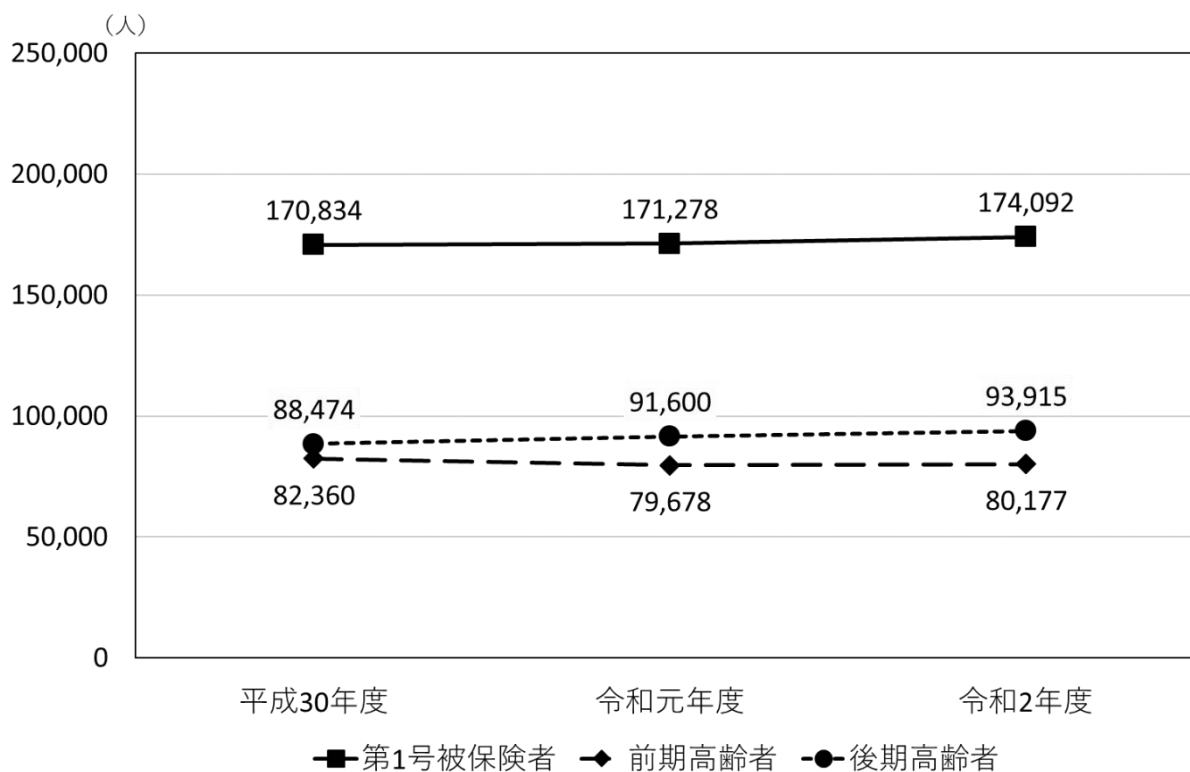
(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,834	171,400	171,278	172,499	174,092	173,095
65～74歳の 前期高齢者	82,360	83,585	79,678	81,238	80,177	79,729
75歳以上の 後期高齢者	88,474	87,815	91,600	91,261	93,915	93,366
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	238,472	237,332	240,485	239,561	244,383	241,690

出典：足立区住民基本台帳（各年10月1日現在）（平成30年・令和元年）

足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）

【令和2年見込値＝令和2年推計(1月1日)＋9/12×(令和3年推計(1月1日)－令和2年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度170,834人、令和元年度171,278人）にありますが、前期高齢者数は減少傾向（平成30年度82,360人、令和元年度79,678人）にあります。計画値と比較すると、前期高齢者数は減少傾向が大きく、後期高齢者数は増加傾向が大きくなっています。

第2号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度238,472人、令和元年度240,485人）にあります。

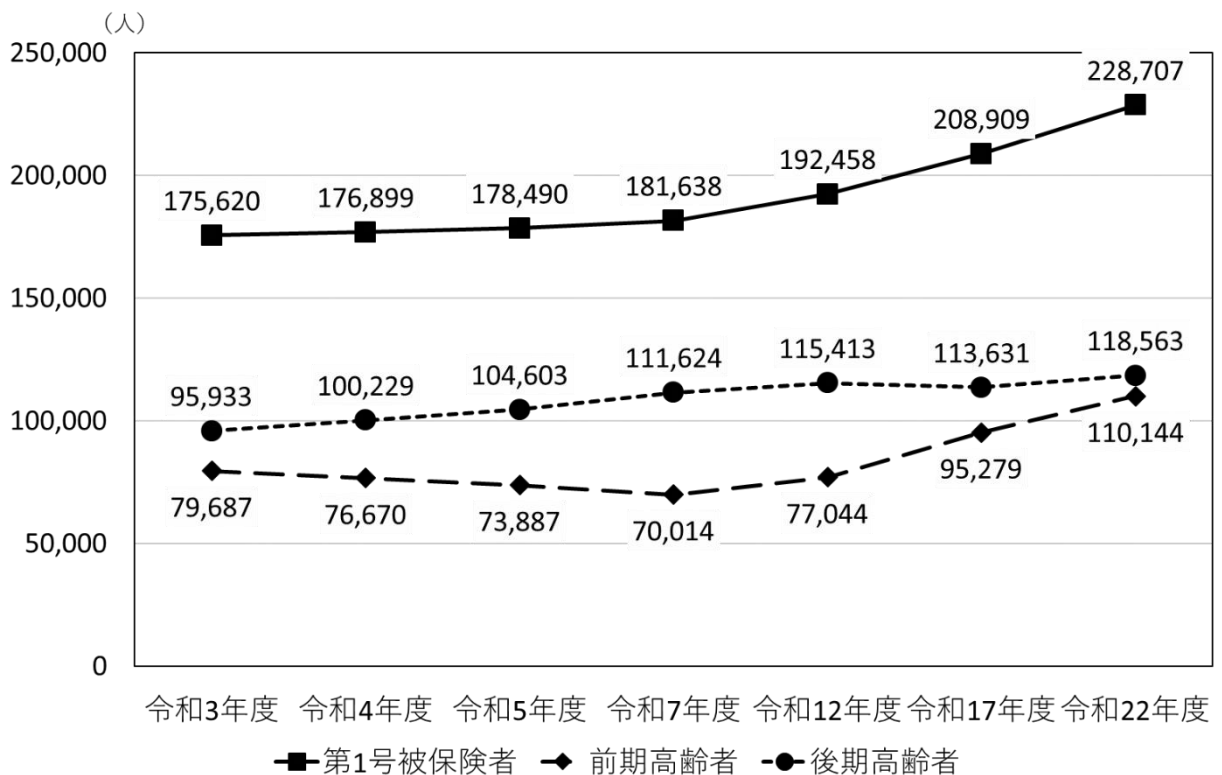
② 被保険者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	175,620	176,899	178,490	181,638	192,458	208,909	228,707
65～74歳の 前期高齢者	79,687	76,670	73,887	70,014	77,044	95,279	110,144
75歳以上の 後期高齢者	95,933	100,229	104,603	111,624	115,413	113,631	118,563
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	247,330	250,315	252,800	257,076	258,789	253,351	237,541

出典：足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）から10月1日データに補正

【令和〇年(10月1日)＝令和〇年推計(1月1日)＋9/12×(令和〇+1年推計(1月1日)－令和〇年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、今後も増加する見込み（令和3年度175,620人、令和4年度176,899人、令和5年度178,490人）ですが、前期高齢者の人数は減少傾向（令和3年度79,687人、令和4年度76,670人、令和5年度73,887人）となる見込みで、特に令和5年度に前期高齢者が大きく減少し、後期高齢者が急増する（令和4年度100,229人、令和5年度104,603人）見込みです。

この構成比の変化は、令和5年度以降団塊の世代が後期高齢者に達するために見込まれているもので、令和7年度にかけて変化が著しくなっています。

(2) 要介護認定者数の現状と推計

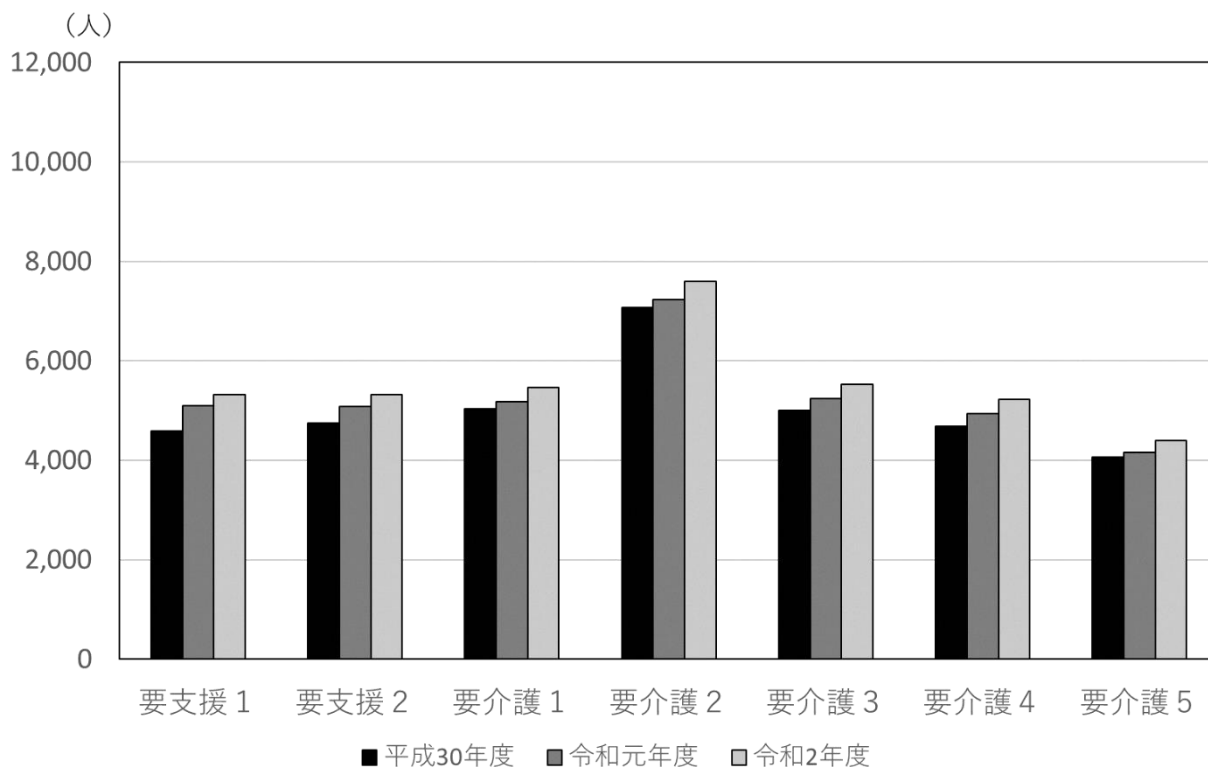
① 要介護認定者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,343	9,433	10,176	9,763	10,644	10,049
要支援1	4,593	4,775	5,098	4,935	5,326	5,069
要支援2	4,750	4,658	5,078	4,828	5,318	4,980
要介護認定者	25,856	26,002	26,737	27,161	28,225	28,257
要介護1	5,031	5,204	5,175	5,417	5,462	5,608
要介護2	7,074	6,890	7,226	7,179	7,604	7,449
要介護3	4,995	4,889	5,234	5,115	5,529	5,331
要介護4	4,686	4,804	4,938	5,038	5,228	5,266
要介護5	4,070	4,215	4,164	4,412	4,402	4,603
合計	35,199	35,435	36,913	36,924	38,869	38,306

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は、令和元年度の性・年齢階級・要介護度別認定率を被保険者数の見込値に掛けたもの】



要支援認定者については、増加傾向（平成30年度9,343人、令和元年度10,176人）にあり、計画を上回るペースで増加しています。

要介護1（平成30年度5,031人、令和元年度5,175人）及び要介護5（平成30年度4,070人、令和元年度4,164人）は、微増にとどまり、計画値を下回り乖離が大きくなっています。一方で、要介護2（平成30年度7,074人、令和元年度7,226人）及び要介護3（平成30年度4,995人、令和元年度5,234人）は、計画値を上回っています。

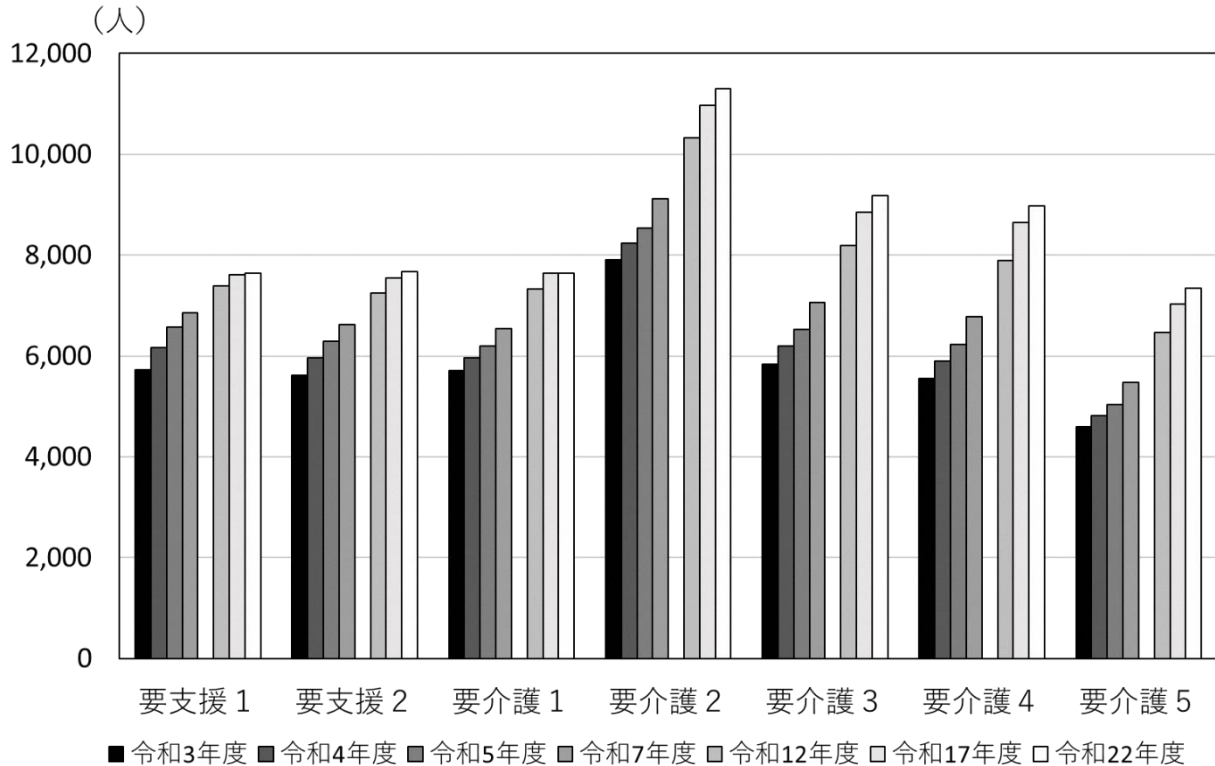
② 要介護認定者数の推計

(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援認定者	11,346	12,121	12,867	13,478	14,646	15,155	15,315
要支援 1	5,724	6,161	6,581	6,859	7,395	7,614	7,643
要支援 2	5,622	5,960	6,286	6,619	7,251	7,541	7,672
要介護認定者	29,605	31,122	32,530	34,970	40,202	43,134	44,450
要介護 1	5,707	5,969	6,195	6,544	7,328	7,646	7,637
要介護 2	7,904	8,234	8,538	9,113	10,323	10,964	11,307
要介護 3	5,846	6,195	6,530	7,060	8,195	8,852	9,183
要介護 4	5,547	5,901	6,232	6,774	7,897	8,642	8,972
要介護 5	4,601	4,823	5,035	5,479	6,459	7,030	7,351
合計	40,951	43,243	45,397	48,448	54,848	58,289	59,765
認定率*	22.8%	23.9%	24.9%	26.2%	28.0%	27.5%	25.8%

算出方法：被保険者数の推計値に性・年齢階級・要介護度別の認定率を掛けて算出

性・年齢階級・要介護度別の認定率は、令和元年の実績値をベースとして、令和3～5年の間は、伸び率を反映したもの（伸び率は、平成30年実績、令和元年実績から算出）



要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴って増加する見込み（令和3年度40,951人、令和4年度43,243人、令和5年度45,397人）です。他の要介護度に比べ、要介護5は増加傾向が緩やか（令和3年度4,601人、令和4年度4,823人、令和5年度5,035人）と見込んでいます。

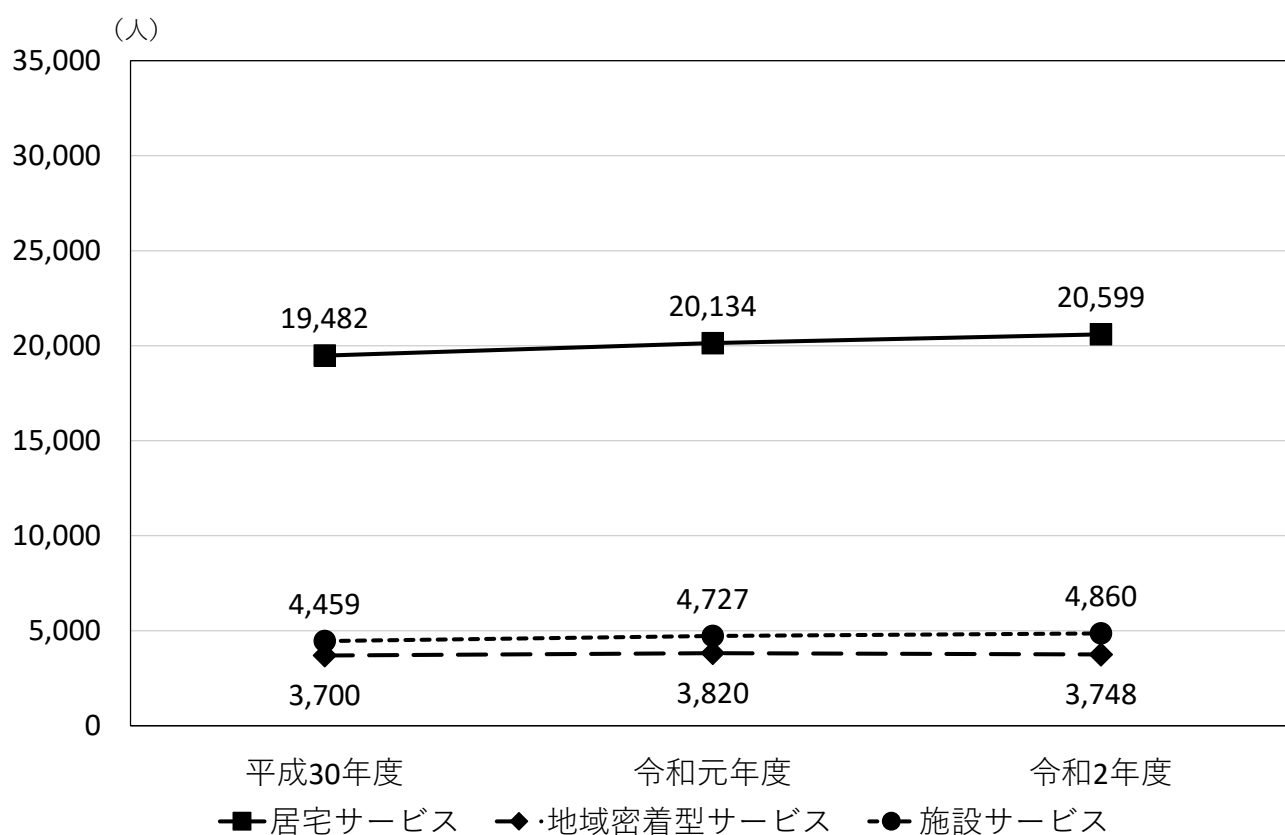
(3) サービス利用者数の現状と推計

① 介護サービス利用者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値
居宅サービス	19,482	20,134	20,599
地域密着型サービス	3,700	3,820	3,748
施設サービス	4,459	4,727	4,860
合計	27,641	28,681	29,207

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告分）



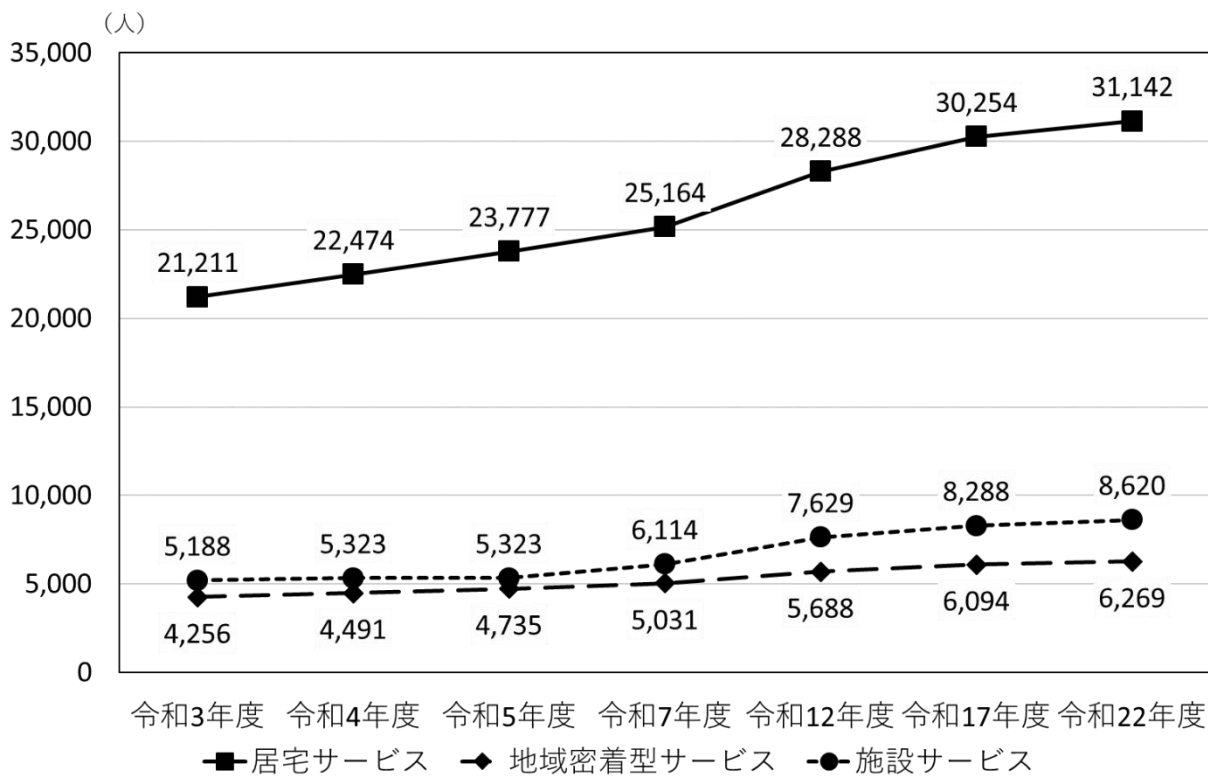
介護サービス利用者数は、平成30年度には27,641人でしたが、令和2年度には29,207人と、5.7%の伸びを見込んでいます。

介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。なお、地域密着型サービスは、平成30年度は3,700人でしたが、令和2年度には3,748人、1.3%の伸びを見込んでいます。

② 介護サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	21,211	22,474	23,777	25,164	28,288	30,254	31,142
地域密着型サービス	4,256	4,491	4,735	5,031	5,688	6,094	6,269
施設サービス	5,188	5,323	5,323	6,114	7,629	8,288	8,620
合計	30,655	32,288	33,835	36,309	41,605	44,636	46,031



利用者は、令和3年度の30,655人が令和5年度には33,835人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者は、令和3年度の21,211人が令和5年度の23,777人に、地域密着型サービス利用者は、令和3年度の4,256人が令和5年度の4,735人に、施設サービス利用者は、令和3年度の5,188人が令和5年度の5,323人に、それぞれ増加すると推測されます。

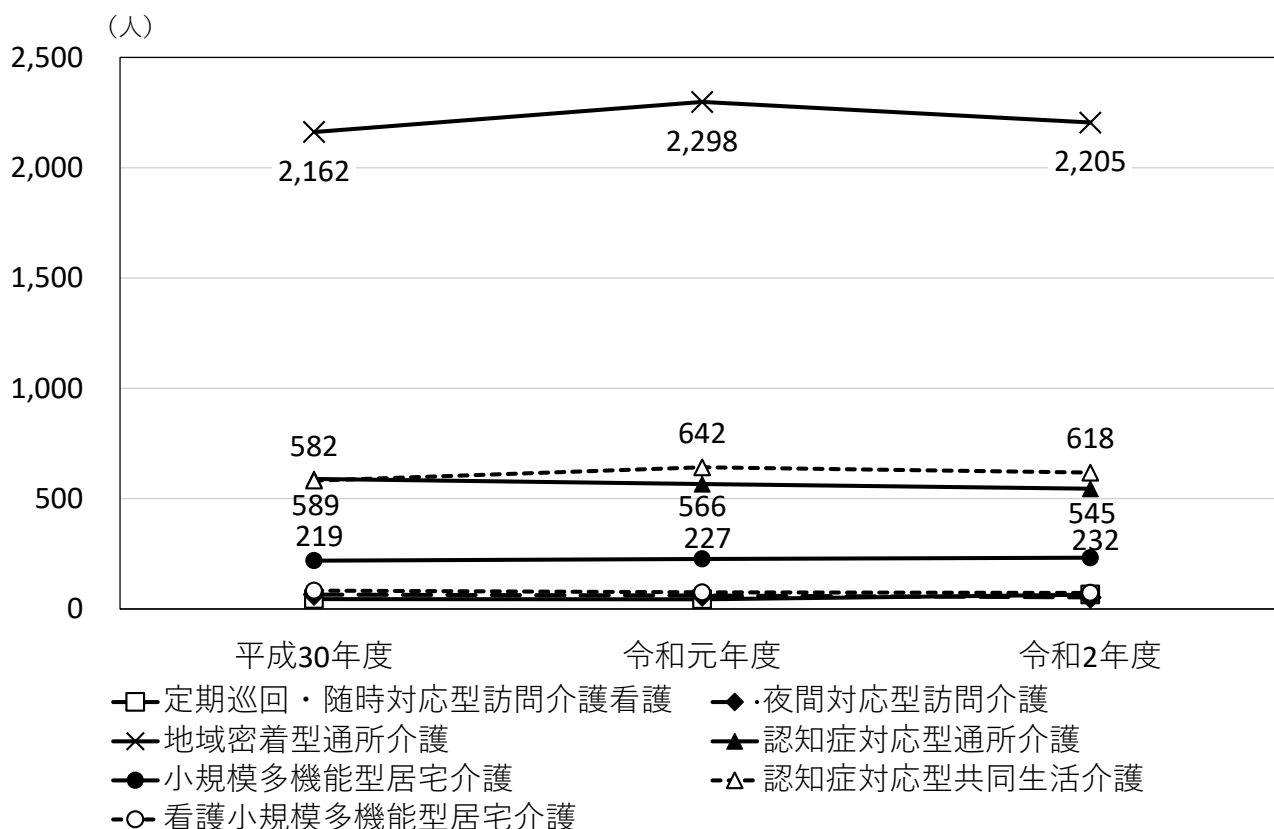
(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

① 地域密着型サービスの現状 (利用者数)

(単位:人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45	44	65
夜間対応型訪問介護	65	61	52
地域密着型通所介護	2,162	2,298	2,205
認知症対応型通所介護	589	566	545
小規模多機能型居宅介護	219	227	232
認知症対応型共同生活介護	582	642	618
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	83	75	73

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告）



地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、平成30年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和元年度には、認知症対応型共同生活介護が認知症対応型通所介護を上回っており、令和2年度も同様と見込んでいます。

② 地域密着型サービス計画値(施設数)

() 内は対前年度からの増数

区分	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	整備数
	中間報告時点	年度末まで				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	5	5(0)	6(1)	6(0)	1
夜間対応型訪問介護	1	1	1(0)	1(0)	1(0)	0
地域密着型通所介護	92	92	92(0)	92(0)	92(0)	0
認知症対応型通所介護	26	25	26(1)	26(0)	26(0)	1
小規模多機能型居宅介護	14	14	14(0)	15(1)	15(0)	1
認知症対応型共同生活介護	36	36	36(0)	37(1)	37(0)	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
看護小規模多機能型居宅介護	4	5	5(0)	6(1)	7(1)	2

地域密着型サービスの施設数は、令和5年度に向けて、小規模多機能型居宅介護で1施設(計15施設)、認知症対応型共同生活介護で1施設(計37施設)、認知症対応型通所介護で1施設(計26施設)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で1施設(計6施設)、看護小規模多機能居宅介護で2施設(計7施設)の増加を見込んでいます。

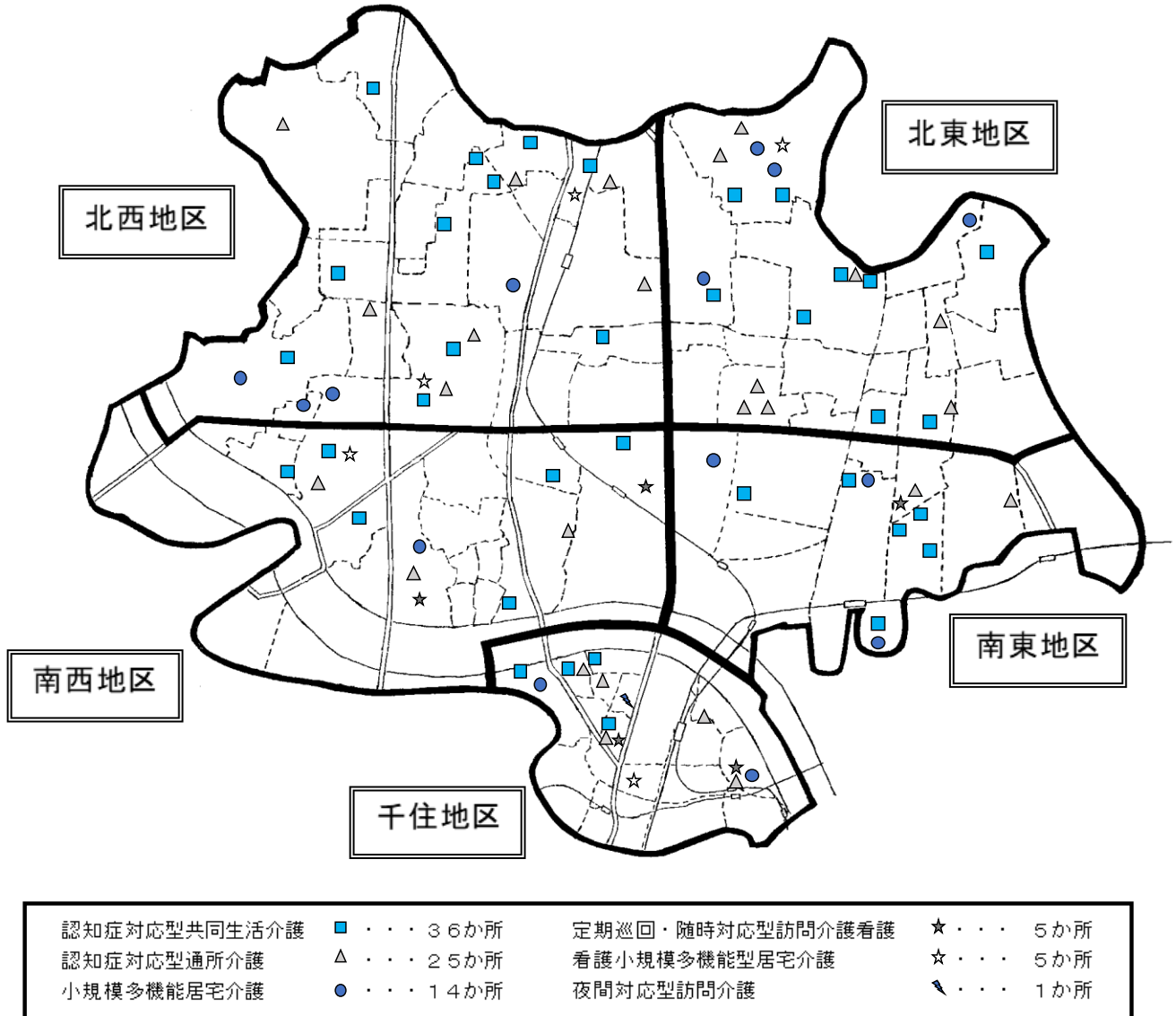
地域偏在にも配慮しながら整備を進めます。

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護や療養上の世話などが受けられる。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護などが受けられる。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられる。
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型施設への「通い」を中心としつつ、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練が受けられる。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活を営み、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられる。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを受けられる。

【日常生活圏域図】

足立区地域密着型サービス事業所配置図（令和3年4月1日見込）



【日常生活圏域における地域密着型サービス事業所数】

区分	千住地区	南西地区	南東地区	北東地区	北西地区	合計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2	2	1	0	0	5
夜間対応型 訪問介護	1	0	0	0	0	1
認知症対応型 通所介護	5	3	2	8	7	25
小規模多機能型 居宅介護	2	1	3	4	4	14
認知症対応型 共同生活介護	4	6	6	9	11	36
看護小規模多機能型 居宅介護	1	1	0	1	2	5

(令和3年4月1日見込)

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

① 施設定員の年次別実績

(上段：施設総定員数、下段：整備数)(単位：人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,583	2,813	2,813
	0	230	0
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	130
	0	0	0
介護医療院	0	24	24
	0	24	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	650	650
	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

施設定員の年次別実績をみると、令和元年度は、介護老人福祉施設で230床、介護医療院で24床増加しています。令和2年度では、どの施設も増床・新設はありません。

<参考>高齢者向け住宅数

区分	令和2年度
住宅型有料老人ホーム	436人
軽費老人ホーム(ケアハウス)	180人
都市型軽費老人ホーム	32人
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	1,753戸

出典：東京都福祉保健局ホームページ(令和2年10月時点)

また、介護保険サービス以外の高齢者向けの施設や住居として、住宅型有料老人ホームなどが整備されています。

今後の介護基盤整備の検討では、上記の施設や住居の整備状況も勘案しながら、取り組んでいく必要があります。

② 施設定員の年次別推計

(上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数)(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,903	3,053	3,183
	90	150	130
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	0
	0	0	0
介護医療院	24	24	154
	0	0	130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	668	668
	0	18	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院への移行を予定していますが、現在の介護療養型医療施設がすべて介護医療院への移行を選択するとは限りません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針により、中長期的な整備を進めていきます。第8期計画期間中は、上記のとおり開設を見込んでいます。特別養護老人ホームには、従来どおり災害備蓄倉庫を設置するとともに、福祉避難所としての指定を進めます。

なお、特定施設入居者生活介護については、新規整備を見込んでいません。

(6) 給付額の現状と推計

① 給付額の現状

(単位：千円)

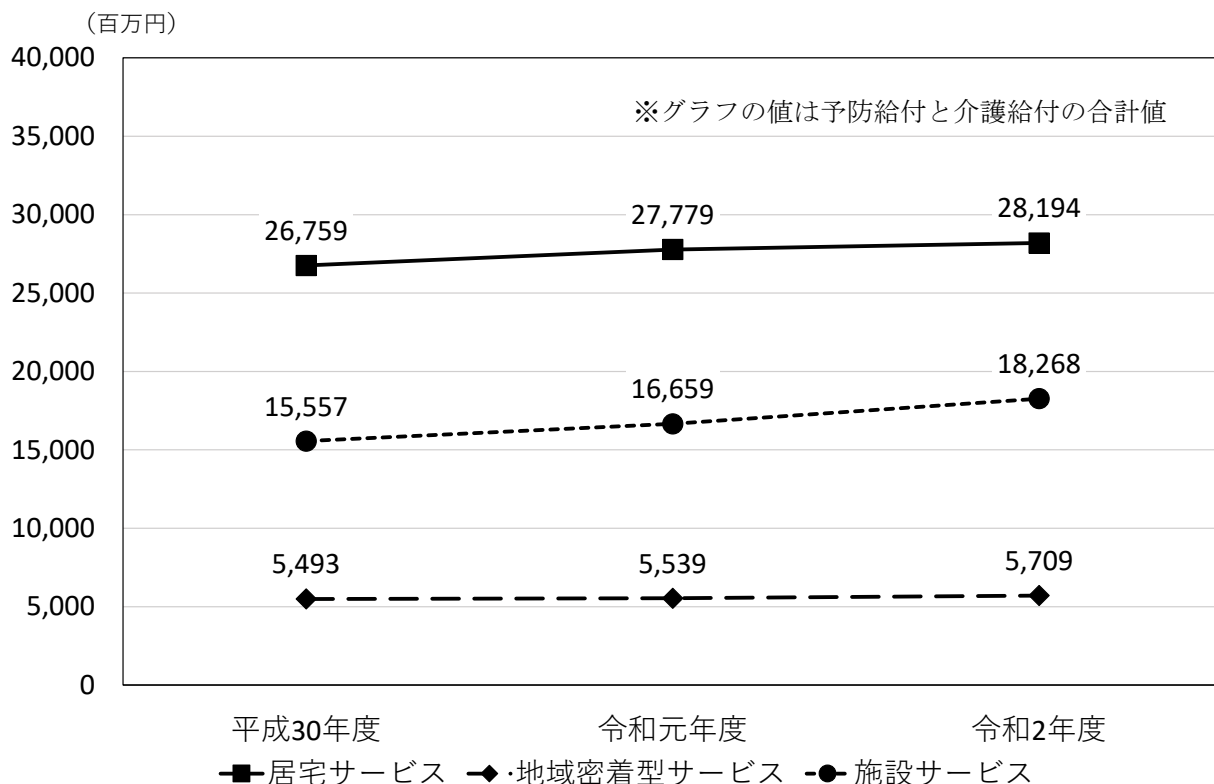
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	724,569	837,115	750,869	930,852	755,118	1,030,940
居宅サービス	706,571	810,073	739,238	901,496	739,762	998,007
地域密着型サービス	17,994	27,042	11,631	29,356	15,357	32,933
介護給付	47,084,362	49,559,384	49,225,919	52,288,379	51,416,169	55,777,618
居宅サービス	26,052,271	27,360,990	27,039,697	29,071,598	27,453,806	31,980,076
地域密着型サービス	5,474,788	5,863,155	5,527,237	6,329,149	5,693,897	6,770,845
施設サービス	15,557,304	16,335,239	16,658,985	16,887,632	18,268,466	17,026,697
合計	47,808,932	50,396,499	49,976,788	53,219,231	52,171,287	56,808,558

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は令和2年9月月報までと令和元年の実績値から推計】

*：平成30年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり



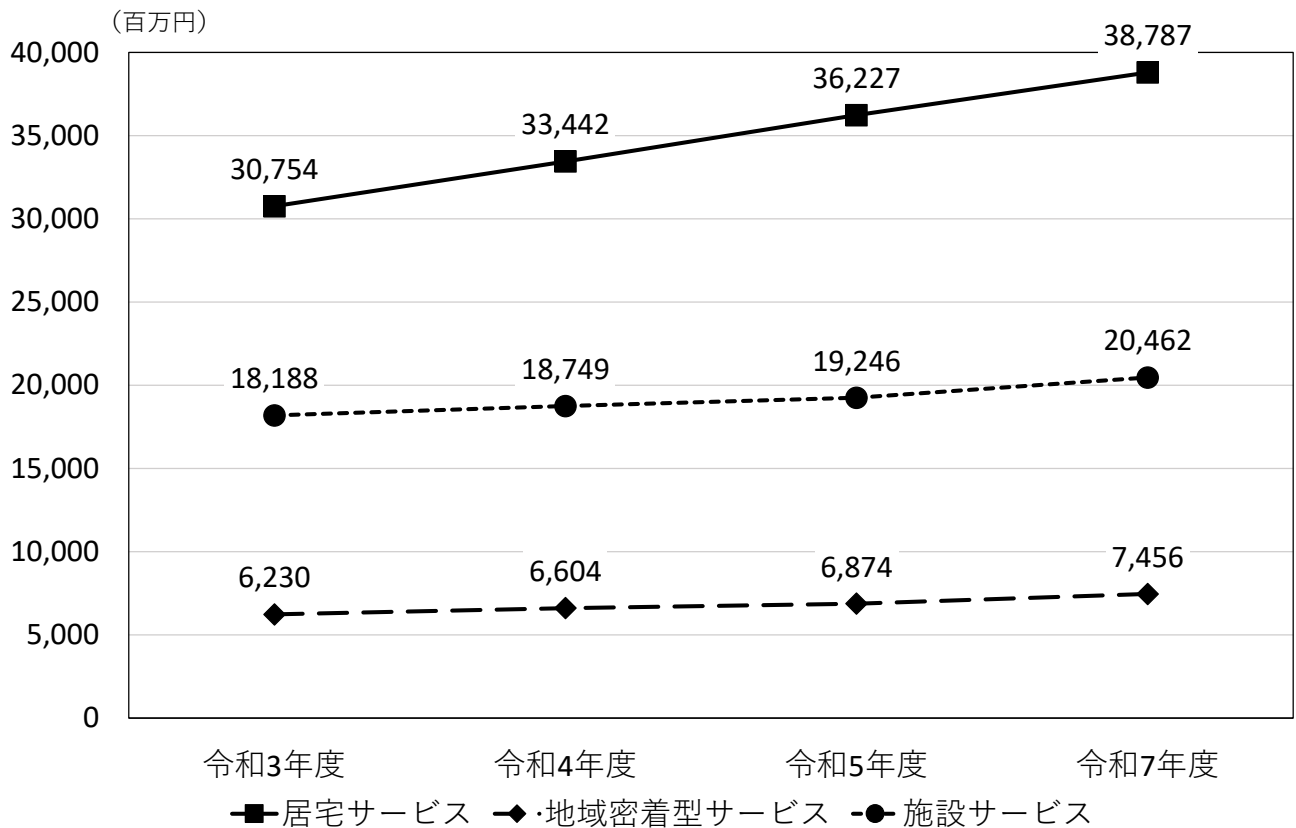
給付総額は増加傾向（平成30年度47,809百万円、令和元年度49,977百万円、令和2年度52,171百万円）にありますが、3か年平均で年35億円ほど計画値を下回っています。特に、居宅サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、令和2年度は約46億円計画値を下回っています。また、地域密着型サービスも、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護などが計画ほど給付額が伸びておらず、計画値を下回っています。

② 給付額の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	876,128	926,503	977,810	1,026,986
居宅サービス	850,429	899,738	949,867	997,266
地域密着型サービス	25,699	26,765	27,943	29,720
介護給付	54,295,504	57,869,086	61,369,431	65,678,487
居宅サービス	29,903,873	32,542,584	35,277,481	37,790,123
地域密着型サービス	6,204,080	6,577,613	6,845,675	7,426,744
施設サービス	18,187,551	18,748,889	19,246,275	20,461,620
合計	55,171,632	58,795,589	62,347,241	66,705,473

※グラフの値は予防給付と介護給付の合計値



給付総額は毎年 35 億円ほど増加することを見込んでいます（令和3年度 55,172 百万円、令和4年度 58,796 百万円、令和5年度 62,347 百万円）。令和3年度から令和11年度の間、特に緊急性の高い特別養護老人ホーム待機者の方が速やかに入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を進めてまいります。その影響は第9期以後の施設サービス給付費に影響するものと見込んでいます。第8期においては、要介護の居宅サービスで増加が大きく伸びることを見込んでいます（令和3年度 29,904 百万円、令和4年度 32,543 百万円、令和5年度 35,277 百万円）。

【介護予防サービス給付額の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(1) 居宅介護予防サービス		706,571	739,238	739,762
介護予防訪問介護	給付費(千円)	85	45	0
	人数(人)	2	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	408	101	98
	回数(回)	3.9	0.9	0.9
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	99,008	105,815	126,148
	回数(回)	2,206.3	2,419.9	2,985.6
	人数(人)	251	276	342
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	20,783	18,219	14,553
	回数(回)	568.6	483.7	399.4
	人数(人)	53	49	44
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	40,116	40,357	43,007
	人数(人)	308	308	334
介護予防通所介護	給付費(千円)	220	62	0
	人数(人)	1	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	168,052	167,294	131,853
	人数(人)	371	365	305
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	5,893	5,043	7,678
	日数(日)	73.7	68.1	116.8
	人数(人)	14	11	12
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	571	423	358
	日数(日)	4.6	3.5	3.5
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	19	18
	日数(日)	0.0	0.3	0.3
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	25	24
	日数(日)	0.0	0.3	0.3
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	94,705	107,845	126,034
	人数(人)	1,375	1,542	1,831
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	12,227	13,835	10,773
	人数(人)	38	44	34
介護予防住宅改修	給付費(千円)	60,231	64,474	49,337
	人数(人)	50	56	43
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	90,317	91,488	93,917
	人数(人)	105	104	109
介護予防支援	給付費(千円)	113,954	124,194	135,965
	人数(人)	1,862	2,029	2,321
(2) 地域密着型介護予防サービス		17,994	11,631	15,357
介護予防地域密着型通所介護	給付費(千円)	25	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,585	3,686	3,044
	回数(回)	21.5	32.0	22.9
	人数(人)	4	6	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	12,338	6,882	11,095
	人数(人)	14	9	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,046	1,063	1,218
	人数(人)	1	1	1
合計	給付費(千円)	724,565	750,869	755,118

【介護予防サービス給付額の推計】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅介護予防サービス		850,429	899,738	949,867
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	99	99	99
	回数(回)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	154,075	163,715	173,597
	回数(回)	3,499	3,716	3,940
	人数(人)	382	406	431
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	22,612	24,076	25,527
	回数(回)	595	634	672
	人数(人)	61	65	69
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	46,026	49,010	52,107
	人数(人)	343	365	388
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	157,377	167,528	177,305
	人数(人)	347	370	392
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,641	3,643	3,853
	日数(日)	54	54	57
	人数(人)	12	12	13
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	544	544	544
	日数(日)	5	5	5
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	66	66	66
	日数(日)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	70	70	70
	日数(日)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	137,985	146,839	155,346
	人数(人)	1,939	2,065	2,186
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	15,937	16,255	16,923
	人数(人)	48	49	51
介護予防住宅改修	給付費(千円)	74,890	78,461	80,836
	人数(人)	63	66	68
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	93,763	96,659	101,777
	人数(人)	105	109	115
介護予防支援	給付費(千円)	143,344	152,773	161,817
	人数(人)	2,348	2,501	2,649
(2)地域密着型介護予防サービス		25,699	26,765	27,943
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	6,659	6,663	7,048
	回数(回)	57	57	60
	人数(人)	12	12	13
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	16,321	17,382	18,175
	人数(人)	17	18	19
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,719	2,720	2,720
	人数(人)	1	1	1
合計	給付費(千円)	876,128	926,503	977,810

【介護給付サービス給付額の実績①】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(1) 居宅サービス		26,052,271	27,039,697	27,453,806
訪問介護	給付費(千円)	6,258,616	6,307,854	6,599,285
	回数(回)	166,372.9	163,901.6	163,140.4
	人数(人)	7,503	7,552	7,325
訪問入浴介護	給付費(千円)	448,656	442,574	444,378
	回数(回)	2,873.5	2,776.3	2,698.3
	人数(人)	600	582	556
訪問看護	給付費(千円)	1,330,981	1,509,339	1,705,336
	回数(回)	23,520.6	27,416.5	29,931.9
	人数(人)	2,579	2,920	3,144
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	230,637	210,695	198,654
	回数(回)	6,152.3	5,628.5	5,192.1
	人数(人)	524	469	436
居宅療養管理指導	給付費(千円)	833,258	894,136	921,585
	人数(人)	5,512	5,842	6,047
通所介護	給付費(千円)	5,406,050	5,719,423	5,517,610
	回数(回)	55,615	55,615	53,525
	人数(人)	5,876	6,133	5,488
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,805,141	1,819,824	1,625,573
	回数(回)	15,707.1	15,707.1	13,547.7
	人数(人)	2,072	2,128	1,873
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,670,175	1,592,983	1,381,654
	日数(日)	14,998.3	14,998.3	11,663.6
	人数(人)	1,374	1,373	1,063
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	133,321	115,089	73,265
	日数(日)	953.1	810.3	494.8
	人数(人)	117	106	64
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	27,903	33,102	28,712
	日数(日)	219.7	256.2	208.5
	人数(人)	21	23	17
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	6,804	6,972
	日数(日)	0.0	44.5	44.5
	人数(人)	0	6	6
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,718,906	1,810,790	1,946,334
	人数(人)	9,631	10,219	10,603
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	50,615	55,037	53,020
	人数(人)	131	151	137
住宅改修費	給付費(千円)	101,665	117,112	83,280
	人数(人)	105	118	80
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,172,174	3,449,675	3,763,541
	人数(人)	1,298	1,402	1,483
居宅介護支援	給付費(千円)	2,864,173	2,955,260	3,104,607
	人数(人)	15,028	15,439	15,484

【介護給付サービス給付額の推計①】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス		29,903,873	32,542,584	35,277,481
訪問介護	給付費(千円)	7,190,574	7,829,736	8,354,294
	回数(回)	181,158	197,205	210,448
	人数(人)	8,308	8,948	9,426
訪問入浴介護	給付費(千円)	473,707	501,552	525,385
	回数(回)	2,929	3,100	3,247
	人数(人)	601	637	667
訪問看護	給付費(千円)	1,952,483	2,073,058	2,202,410
	回数(回)	34,927	37,044	39,310
	人数(人)	3,496	3,707	3,932
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	277,496	289,328	295,871
	回数(回)	7,389	7,700	7,873
	人数(人)	599	624	638
居宅療養管理指導	給付費(千円)	968,359	1,030,803	1,097,907
	人数(人)	6,470	6,882	7,328
通所介護	給付費(千円)	5,580,518	6,581,379	7,804,630
	回数(回)	54,899	64,767	76,783
	人数(人)	6,011	6,518	7,037
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,832,986	1,945,062	2,061,657
	回数(回)	15,560	16,467	17,395
	人数(人)	2,215	2,343	2,474
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,769,244	1,850,756	1,915,542
	日数(日)	15,231	15,907	16,449
	人数(人)	1,520	1,584	1,635
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	129,243	130,752	134,147
	日数(日)	883	891	914
	人数(人)	117	118	122
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	30,998	32,647	35,912
	日数(日)	226	238	262
	人数(人)	19	20	22
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	11,699	13,600	15,851
	日数(日)	71	81	95
	人数(人)	9	10	12
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,015,575	2,142,279	2,278,721
	人数(人)	11,240	11,915	12,620
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	63,590	68,180	71,984
	人数(人)	169	181	191
住宅改修費	給付費(千円)	137,192	145,565	153,646
	人数(人)	135	143	151
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,073,289	4,309,455	4,526,161
	人数(人)	1,636	1,729	1,816
居宅介護支援	給付費(千円)	3,396,920	3,598,432	3,803,363
	人数(人)	17,240	18,224	19,223

【介護給付サービス給付額の実績②】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(2) 地域密着型サービス		5,474,788	5,527,237	5,693,897
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	107,983	113,899	144,354
	人数(人)	47	49	65
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	22,764	16,123	19,732
	人数(人)	64	43	19
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,743,762	1,738,494	1,692,287
	回数(回)	18,829.3	19,185.6	18,253.6
	人数(人)	2,222	2,286	2,170
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	859,642	816,833	798,740
	回数(回)	5,793.3	5,523.5	5,302.2
	人数(人)	590	580	543
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	574,635	597,058	689,382
	人数(人)	208	216	244
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	1,904,721	1,974,931	2,096,369
	人数(人)	587	619	613
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	338	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	260,941	269,899	253,034
	人数(人)	75	77	69
(3) 施設サービス		15,557,304	16,658,985	18,268,466
介護老人福祉施設	給付費(千円)	9,435,251	10,209,258	11,087,090
	人数(人)	2,872	3,046	3,134
介護老人保健施設	給付費(千円)	5,437,487	5,730,619	6,370,501
	人数(人)	1,527	1,571	1,681
介護医療院	給付費(千円)	21,203	149,992	276,370
	人数(人)	5	31	59
介護療養型医療施設	給付費(千円)	663,362	569,116	534,505
	人数(人)	141	120	106
合計	給付費(千円)	47,084,362	49,225,919	51,416,169

【介護給付サービス給付額の推計②】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 地域密着型サービス		6,204,080	6,577,613	6,845,675
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	134,035	164,378	173,425
	人数(人)	64	79	83
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	46,009	51,250	53,487
	人数(人)	44	49	51
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,974,249	2,091,933	2,213,172
	回数(回)	21,179	22,369	23,574
	人数(人)	2,544	2,683	2,822
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	857,618	914,623	974,745
	回数(回)	5,671	6,038	6,425
	人数(人)	591	629	669
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	700,898	747,620	769,868
	人数(人)	252	268	275
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,210,219	2,307,992	2,342,669
	人数(人)	645	673	683
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	281,052	299,817	318,309
	人数(人)	78	83	88
(3) 施設サービス		18,187,551	18,748,889	19,246,275
介護老人福祉施設	給付費(千円)	11,110,655	11,584,512	11,989,859
	人数(人)	3,215	3,350	3,467
介護老人保健施設	給付費(千円)	6,282,117	6,355,869	6,415,152
	人数(人)	1,697	1,716	1,732
介護医療院	給付費(千円)	375,984	512,953	664,148
	人数(人)	82	112	145
介護療養型医療施設	給付費(千円)	418,795	295,555	177,116
	人数(人)	85	60	36
合計	給付費(千円)	54,295,504	57,869,086	61,369,431

(7) 地域支援事業等の現状と推計

① 地域支援事業の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域支援事業費	2,321,607	2,310,944	2,951,708
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,414,329	1,404,062	1,781,735
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）・任意事業費	832,193	830,273	1,059,894
包括的支援事業 （社会保障充実）	75,085	76,609	110,079

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問型サービス	事業費	409,405	387,906	489,418
	利用者数	2,719	1,867	2,054
通所型サービス	事業費	685,713	696,505	866,616
	利用者数	3,519	2,456	2,702

介護保険事業には、介護保険給付のほかに、地域支援事業があります。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）の推移を見ると、サービス利用者数は、訪問型サービス・通所型サービスともに、令和2年度は令和元年度と比べて1.1倍となる見込みです。

総合事業費のうち、訪問型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて約1.3倍、通所型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて1.2倍と見込んでいます。

② 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	2,952,430	3,149,445	3,375,116	3,438,877
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,772,192	1,960,607	2,175,588	2,218,192
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	1,069,193	1,076,984	1,086,669	1,105,834
包括的支援事業（社会保障充実）	111,045	111,854	112,860	114,850

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス	事業費	484,039	555,849	627,439	633,826
	利用者数	2,498	2,868	3,233	3,268
通所型サービス	事業費	845,962	944,868	1,070,773	1,090,540
	利用者数	3,264	3,646	4,131	4,207

地域支援事業費は、令和3年度の2,952,430千円が令和5年度には3,375,116千円に、422,686千円増加すると推測されます。

このうち、総合事業費は、令和3年度の1,772,192千円が令和5年度には2,175,588千円に、403,395千円増加すると推測されます。

包括的支援事業・任意事業費（社会保障充実分を含む。）は、令和3年度の1,180,238千円が令和5年度には1,199,529千円に、19,291千円増加すると推測されます。

【その他費用の推計】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	2,014,686	1,968,712	2,054,603	2,195,753
高額介護サービス費等給付額	1,705,742	1,770,093	1,847,313	1,974,227
高額医療合算介護サービス費等給付額	256,396	269,037	280,774	300,064
算定対象審査支払手数料	59,543	62,492	65,212	69,694
合計	4,036,367	4,070,334	4,247,902	4,539,738

2 介護給付費の適正化

介護保険制度が持続可能な形で適正に運用されていくためには、状態に応じた適正な要介護認定を実施し、利用者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。

(1) 要介護認定の適正化

認定調査員及び認定審査会合議体の平準化を図り、基準に基づく適正な要介護認定を行います。そのため、認定調査員及び審査員への研修、一次判定から二次判定の変更率の分析を実施します。

(2) ケアプラン点検

自立支援に資するケアマネジメントを達成するため、居宅介護支援事業所の実地指導時にケアプランを確認、指導を行います。また、頻度が高い生活援助中心型サービスについては、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から届出のあったケアプランについて点検を行っていきます。

(3) 住宅改修等点検

受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、手引きやQ&Aを通じて事業者への普及啓発を図ります。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

適正かつ正確な報酬請求がなされているかを確認するため、帳票類の点検を行います。

(5) 介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化の目的や意義を情報発信していきます。

3 介護保険制度の主な改正点

(1) 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ

自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて、変更することが予定されています。

区分	自己負担限度額
年収約 383 万円以上 770 万円未満	(変更なし) 44,400 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	44,400 円⇒93,000 円
年収約 1,160 万円以上	44,400 円⇒140,100 円

(2) 負担限度額認定

① 資産要件の基準額の見直し

現在、預貯金等一律 1,000 万円以下が、補足給付の対象ですが、以下のように変更が予定されています。

区分	預貯金等
第 1 段階 (生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税)	(変更なし) 1,000 万円以下
第 2 段階 (住民税非課税で年金収入等が 80 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒650 万円以下
第 3 段階① (住民税非課税で年金収入等が 80 万円超 120 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒550 万円以下
第 3 段階② (住民税非課税で年金収入等が 120 万円超)	1,000 万円以下 ⇒500 万円以下

② ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し

食費について、第 2・第 3 段階で日額及び月額限度額が引き上げられます。

区分	ショートステイ	施設入所
第 1 段階	(変更なし) 日額 300 円	(変更なし) 月額 9,000 円
第 2 段階	日額 390 円⇒日額 600 円	(変更なし) 月額 12,000 円
第 3 段階①	日額 650 円⇒日額 1,000 円	(変更なし) 月額 20,000 円
第 3 段階②	日額 650 円⇒日額 1,300 円	月額 20,000 円⇒月額 42,000 円

(3) 認定期間の延長

現在、要介護認定の更新認定に関しては、有効期間の上限は 36 か月ですが、令和 3 年 4 月以降は、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された方については、有効期間の上限が 48 か月に延長されることが予定されています。

4 介護保険料の算出

- ・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ・ 所得段階別の保険料率 14段階、2.7 ⇒ 17段階、4.5

第7期保険料基準額 6,580円 ⇒ 第8期保険料基準額 **6,760円**

給付費等の推計結果から、保険料を算出しています。

※金額は千万の位で四捨五入しているため、合計値と一致しない箇所あり

① 高齢者人口（第1号被保険者数）（及び第2号被保険者数）の推計



高齢者人口
令和3年度 175,620人 令和4年度 176,899人 令和5年度 178,490人

② 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数
令和3年度 40,951人 令和4年度 43,243人 令和5年度 45,397人

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計 標準給付費見込額(1,887億円)＝総給付費(1,763億円)＋その他費用(124億円) 総事業費(1,982億円)＝標準給付費見込額＋地域支援事業費(95億円)

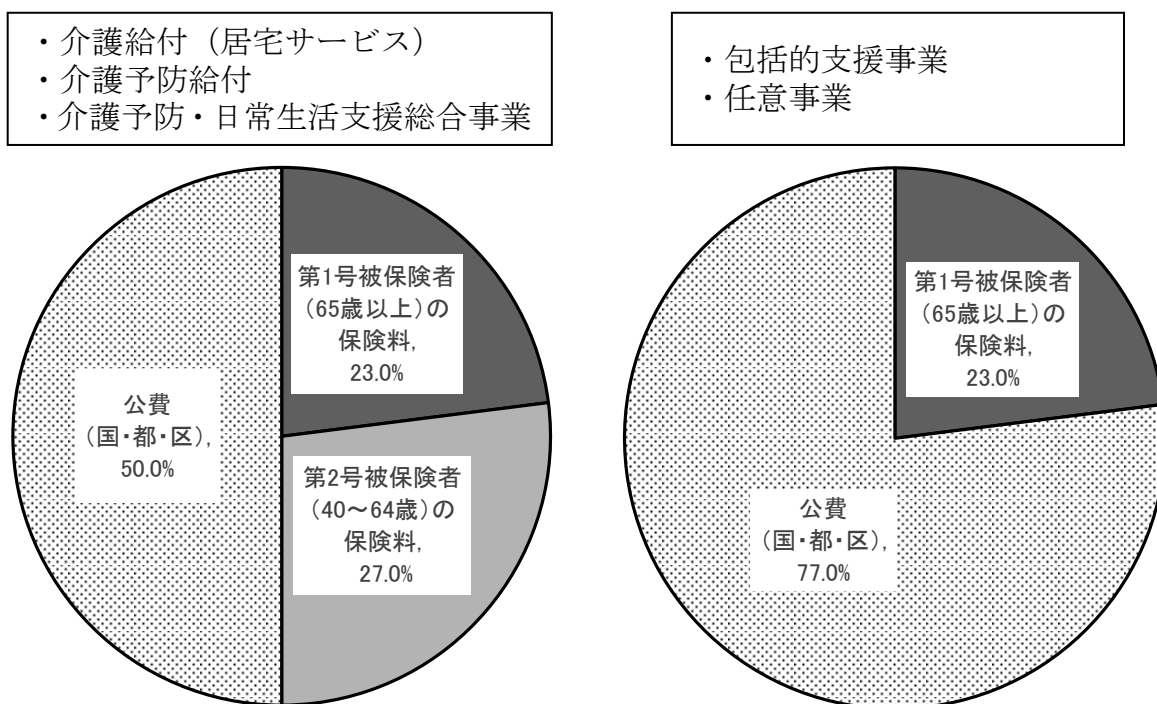


総事業費
令和3年度約 622億円 令和4年度約 660億円 令和5年度約 700億円

④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から準備基金取崩額等を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left(\left(\text{3年間の総事業費} \times \text{第1号被保険者負担分}(\%) \right) - \text{準備基金取崩額等} \right) \div \text{保険料収納率}(\%) \div \text{弾力化第1号被保険者数延人数(3年)}$$

(1) 保険給付費の財源構成 (全国標準)



(2) 第7期・第8期介護保険料の増減要因等の比較

NO	項目	第7期	第8期
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,817 億円	1,982 億円
2	介護保険給付準備基金の投入額	40 億円	40 億円
3	介護報酬改定率	0.54%	0.7%
4	消費税増税に伴う影響	0.20%	—
5	介護人材の処遇改善導入による影響	1.00%	—
6	利用料3割負担導入による影響	▲1.5 億円	—
7	調整交付金	13 億円	17 億円
8	介護保険料所得段階・料率	14 段階・2.7 倍	17 段階・4.5 倍
9	介護保険料収納率	97.0%	97.5%
10	高額介護自己負担上限額改正	—	▲1 億 6 千万円
11	負担限度額認定	資産要件の基準額の見直し	—
12		ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し	▲7 億円

【第7期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	0.7%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	0.5%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	0.8%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	0.9%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	2.2%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	6.8%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.21	11.7%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.30	23.9%

【第8期所得段階別介護保険料及び保険料率(案)】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	0.3%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	0.1%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	0.2%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	1.2%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	2.0%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	11.8%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.30	23.9%

※保険料率は第5段階が基準額です。

※第7段階から第9段階の基準所得金額については、国の介護保険法施行規則改正に伴い変更します。

5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み

(1) 取り組みと目標

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになりました。

このような環境下においても、感染のリスクには十分留意しつつ、健康の維持や地域とのつながりの持続に向けた取り組みが重要です。

介護保険の基本理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、自立した日常生活を送ることができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防(介護予防)、要介護状態等の軽減・悪化の防止(重度化防止)等に関し、区では以下の事業を実施します。

① 地域包括支援センターの機能充実

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	絆のあんしんネットワーク	「絆のあんしん協力員」登録者数	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人	P. 35, 36 ②-4	
2	地域包括支援センター 高齢者総合相談	相談件数	87,120件	88,176件	89,232件	90,288件	P. 41, 42 ④-4	
3	地域包括支援センター もの忘れ相談事業	相談件数	170件	220件	230件	240件	P. 43, 44 ⑤-12	
4	地域包括支援センター 訪問等による高齢者 の実態把握	実態把握者数	30,000人	30,000人	30,000人	30,000人	P. 47, 48 ⑥-3	
5	自立支援・重度化防止 に向けたマネジメント 機能の強化	自立支援・介護 予防に向けた 地域ケア会議	プレ会議	5回	5回	5回	P. 53, 54 ⑧-15	
6	地域包括支援センター 家族介護者教室	開催回数	75回	75回	75回	75回	P. 53, 54 ⑧-16	
7	地域ケア会議	開催回数	56回	56回	56回	56回	P. 61, 62 ⑩-2	
8	地域包括支援センター の機能強化	具体策の構築	実施	経過検証	経過検証	経過検証	P. 79, 80 ⑰-2	
9	地域包括支援センター の評価	評価実施箇所	25か所	25か所	25か所	25か所	P. 79, 80 ⑰-3	

② 在宅医療・介護の連携

No	事業名	指標名	見込み	数値目標			掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談件数	350件	360件	370件	380件	P. 61, 62 ⑩-1
2	地域ケアネットワーク事業	開催回数	50回	50回	50回	50回	P. 61, 62 ⑩-4
3	多職種連携研修	開催回数	7回	12回	12回	12回	P. 61, 62 ⑩-6
		参加者数	450人	700人	700人	700人	
4	スキルアップ研修	開催回数	2回	3回	3回	3回	P. 61, 62 ⑩-7
		参加者数	140人	210人	210人	210人	

③ 認知症高齢者の支援

No	事業名	指標名	見込み	数値目標			掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	認知症サポーター養成講座の実施	新規養成者数	2,250人	3,000人	3,250人	3,500人	P. 43, 44 ⑤-6
2	認知症訪問支援事業	認知症自記式チェックリストの結果、認知症の疑いがあった人の中で訪問をした割合	80%	85%	90%	90%	P. 43, 44 ⑤-7
3	認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームが相談を受け、医療・介護サービスに繋がり、問題が解決された割合	70%	75%	80%	80%	P. 43, 44 ⑤-8
4	認知症講演会の実施	認知症講演会の実施回数	1回	1回	1回	1回	P. 43, 44 ⑤-9
5	認知症啓発用リーフレット等の配布	認知症啓発用リーフレット等の配布部数	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部	P. 43, 44 ⑤-10
6	若年度性認知症の本人・家族への支援	実施回数	6回	6回	6回	6回	P. 43, 44 ⑤-11
7	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	相談件数	170件	220件	230件	240件	P. 43, 44 ⑤-12
8	見守りキーホルダーの配付	配付件数	1,458件	1,600件	1,600件	1,600件	P. 51, 52 ⑧-6
9	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	加入件数	1件	2件	2件	2件	P. 51, 52 ⑧-12
10	認知症カフェ	実施回数	300回	300回	300回	300回	P. 57, 58 ⑨-19
11	認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	利用延べ人数	12人	18人	24人	36人	P. 73, 74 ⑭-7

④ 介護予防事業の推進

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	悠々会館健康体操事業	悠々会館健康体操 実施回数	16回	8回	0回	8回	P. 31, 32 ①-1	
		参加者のべ人数	320人	160人	0人	160人		
2	パークで筋トレ	パークで筋トレ 実施回数	595回	752回	790回	828回	P. 31, 32 ①-2	
		参加人数	15,500人	19,400人	20,200人	21,000人		
3	ウォーキング教室	ウォーキング教室 実施回数	33回	46回	47回	48回	P. 31, 32 ①-3	
		参加人数	660人	920人	940人	960人		
4	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	延べ利用者数	367,000人	365,000人	365,000人	365,000人	P. 33, 34 ①-13	
5	はつらつ教室 (通所型)	はつらつ教室 (通所型) 参加人数	1,000人	1,500人	1,510人	1,520人	P. 33, 34 ①-14	
6	自主グループの育成	自主グループ数	150か所	150か所	175か所	200か所	P. 33, 34 ①-15	
7	はじめてのフレイル 予防教室	はじめての フレイル 予防教室参加者数	720人	700人	705人	720人	P. 33, 34 ①-17	
8	住区センターにおける 自主的な介護予防講座	住区センターに おける自主的な 介護予防講座	200人	800人	1,500人	1,500人	P. 33, 34 ①-18	
9	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う) 事業	地域ミニデイ サービス (ふれあい遊湯う) 開催回数	316回	428回	428回	428回	P. 33, 34 ①-19	
		参加人数	1,800人	4,280人	4,280人	4,280人		
10	保健師等の訪問 による本人及び 家族支援のための 地域コーディネート	家庭訪問件数	500件	600件	600件	600件	P. 33, 34 ①-22	
11	高齢者ボランティア (元気応援ポイント)	登録者数	2,600人	2,650人	2,700人	2,750人	P. 37, 38 ③-11	
		事業数	1,400 事業	1,410 事業	1,420 事業	1,430 事業		

⑤ 介護人材の確保・資質の向上

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	介護のしごと相談・面接会	来場者数	150人	150人	150人	150人	P. 63, 64	
		就労者数	20人	20人	20人	20人	⑩-1	
2	ヘルパーフォローアップ研修会	研修実施回数	26回	26回	26回	26回	P. 63, 64	
		受講者数	265人	550人	550人	550人	⑩-3	
3	施設職員向け研修事業	研修実施回数	4回	4回	4回	4回	P. 63, 64	
		受講者数	60人	100人	100人	100人	⑩-4	
4	生活支援サポーター養成事業	実施回数	4回	5回	5回	5回	P. 63, 64	
		養成者数	84人	100人	100人	100人	⑩-8	
5	介護職員宿舍借り上げ支援事業	助成戸数	5戸	5戸	5戸	5戸	P. 63, 64 ⑩-9	
6	介護支援専門員研修事業	実施回数	2回	4回	4回	4回	P. 63, 64	
		受講者数	350人	800人	800人	800人	⑩-10	
7	認知症介護基礎研修	実施回数	3回	4回	4回	4回	P. 65, 66	
		受講者数	36人	80人	80人	80人	⑩-11	
8	認知症介護実践者研修	実施回数	1回	2回	2回	2回	P. 65, 66	
		受講者数	20人	40人	40人	40人	⑩-12	
9	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	実施回数	1回	1回	1回	1回	P. 65, 66	
		受講者数	20人	20人	20人	20人	⑩-13	
10	介護従事者永年勤続褒賞事業	受講者数	610人	610人	610人	610人	P. 65, 66 ⑩-14	

⑥ 業務の効率化

今後の国等の動向や製品開発の推移等を注視しつつ、介護事業者に介護ロボット、ICT化についての情報を周知し、必要な支援をしていきます。

⑦ サービスの質の確保・向上

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	福祉サービス第三者評価受審支援事業	区内介護サービス事業所の受審数	240件	260件	280件	300件	P. 69, 70 ⑬-6	
2	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	P. 79, 80	
		件数	20件	20件	20件	20件	⑰-1	

(2) リハビリテーションの提供体制

リハビリテーションについては、要支援・要介護者が必要に応じたリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期のリハビリテーションまで、切れ目のないサービス提供体制の確立が必要です。

生活期のリハビリテーションとしては、単に身体機能の改善だけでなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることを目指していきます。

ア リハビリテーション指標を用いた現状分析

(数値は厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムより)

① 利用率 (%)		令和元年度		
種別	要介護度	足立区	東京都	全国
訪問リハビリテーション	要支援1	0.03	0.06	0.08
	要支援2	0.11	0.15	0.22
	要介護1	0.10	0.25	0.30
	要介護2	0.38	0.38	0.42
	要介護3	0.31	0.27	0.29
	要介護4	0.28	0.25	0.25
	要介護5	0.24	0.20	0.21
	合計	1.44	1.56	1.76
通所リハビリテーション	要支援1	0.30	0.47	1.09
	要支援2	0.71	0.67	1.61
	要介護1	0.87	1.22	2.33
	要介護2	2.23	1.42	2.23
	要介護3	1.42	0.84	1.18
	要介護4	0.89	0.53	0.68
	要介護5	0.50	0.25	0.30
	合計	6.93	5.40	9.42
介護老人保健施設	要介護1	0.26	0.41	0.64
	要介護2	0.61	0.64	1.02
	要介護3	1.10	0.91	1.32
	要介護4	1.36	1.06	1.48
	要介護5	1.04	0.62	0.96
	合計	4.37	3.64	5.42
介護医療院	要介護1	0.00	0.00	0.01
	要介護2	0.00	0.00	0.01
	要介護3	0.01	0.00	0.02
	要介護4	0.02	0.02	0.09
	要介護5	0.06	0.04	0.11
	合計	0.09	0.07	0.24

要介護度別にみると、足立区は全国・東京都と比べ、高い要介護度で利用率が高く、低い要介護度で利用率が低い傾向が見られます。

② 加算算定者数（人）〔認定者1万人対〕 令和元年度

種別	足立区	東京都	全国
短期集中（個別）リハビリテーション実施加算 (短期集中のリハビリテーションを実施している提供実態)			
訪問リハビリテーション	8.68	8.14	8.42
通所リハビリテーション	30.22	20.18	32.43
介護老人保健施設	90.39	76.78	93.60
介護医療院	1.89	0.57	1.90
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (医療・介護関係者が、認知症の人を伴走者として支援していく体制等)			
通所リハビリテーション	0.09	0.84	1.00
介護老人保健施設	24.43	29.38	31.61
介護医療院	—	0.00	0.26
個別リハビリテーション実施加算 (短期入所療養介護（介護老人保健施設）の個別のリハビリテーションを実施している提供実態)			
	23.53	40.41	57.37
経口維持加算 (多職種での経口維持に対する取組を実施している実態)			
介護老人保健施設	45.27	48.70	48.82
介護医療院	0.65	1.43	2.51
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 (リハビリテーションマネジメントを実施している提供実態)			
訪問リハビリテーション	1.09	17.03	15.24
通所リハビリテーション	46.50	87.41	146.11
生活機能向上連携加算 (外部のリハビリテーション専門職と訪問介護事業所等との連携の量)			
	40.89	86.36	198.65
通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満）） (地域における短時間サービスの提供量)			
	87.09	48.87	66.53

認定者1万人中の各種加算算定者数では、足立区は全国・東京都と比べ、通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））は人数が多いのに対し、個別リハビリテーション実施加算やリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上、生活機能向上連携加算は人数が少ない結果となっています。

イ 取組と目標

第8期介護保険事業計画におけるリハビリテーション提供体制の強化のためには、関係者間の連携や介護人材の確保・資質の向上などの取組が重要です。そのため、自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化（P.53 ⑧-15）、医療と介護の連携促進（P.61 ⑩-1～7）、介護職員の各種研修事業（P.63・65 ⑪-10～13）などの目標達成に向け注力していきます。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和3年2月12日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案の策定について
所管部課	福祉部 障がい福祉課、衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
内容	<p>令和2年11月にまとめた「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度から令和5年度）素案」について、パブリックコメントや関係団体等ヒアリングで寄せられた意見（別添、報告事項3-1）を踏まえ、「足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画案」（別添、報告事項3-2）のとおり計画案を策定したので報告する。</p> <p>1 主な内容</p> <p>第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけを説明する。</p> <p>第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方 国が示す成果目標と、それに対する区の考え方を示す。</p> <p>第3章 足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 国基本指針に基づく区の成果目標を設定し、目標達成のためのサービス体系とサービス見込量確保のための方策を示す。</p> <p>第4章 足立区障がい者計画の進捗状況 平成30年3月に策定した計画の成果目標および活動指標の進捗状況を確認し、今後の取り組み方針を示す。</p> <p>第5章 資料 障がい関連手帳所持者数の推移と計画策定経過</p> <p>2 本計画案の特徴</p> <p>(1) 計画策定にあたって、初めて、①障がい者 ②障がい児の保護者 ③サービス事業所 を対象としたアンケート調査を実施し、サービス見込量及びサービス確保のための方策に当事者の意向を反映させた。</p> <p>(2) 国から示された計画策定上の基本方針にもとづき、前期計画の成果目標に ①相談支援体制の充実・強化 ②障害福祉サービス等の質の向上の項目を追加した。</p> <p>3 区民への周知</p> <p>(1) 「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を区ホームページに掲載</p>

「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案」に対する
パブリックコメントの実施状況及び意見に対する区の考え方

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和2年11月25日(水)から令和2年12月25日(金)まで

(2) 意見提出数など

① 意見提出者数

- ・ 法人 1法人
- ・ 団体 1団体
- ・ 個人 2名

② 提出方法

- ・ 窓口への持参 1名・1法人
- ・ 郵送 なし
- ・ ファクシミリ なし
- ・ 区ホームページの意見受付フォーム 1名・1団体

③ 意見の件数

- ・ 法人 14件
- ・ 団体 1件
- ・ 個人 10件
- ・ 計 25件 同趣旨の意見を集約した件数 24件

2 意見及び区の考え方(表中の頁は素案の該当頁)

No	寄せられた意見	区の考え方
「計画策定の背景」に関すること		
1 1頁	計画策定の背景について、国の障害者基本計画に基づく足立区障がい者計画にふれており、その前提となる障害者権利条約を位置づけ、ふれてほしい。	障害者権利条約については足立区障がい者計画の中に記載しています。本計画には明記していませんが、その理念に基づき策定しています。 (障がい福祉課)
「国の成果目標に対する足立区の目標」に関すること		
2 11頁	児童発達支援センターの増設について、次期には確実な実行を期待する。	次期計画期間中の開設に向け、準備を進めます。 (障がい福祉課)
「目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図」に関すること		
3 15頁	施策体系図について、15頁の見出しにある、「足立区障がい者計画」は「足立区障がい福祉計画」ではないか。	この体系図は「障がい者計画」のもので間違いありません。 (障がい福祉課)

No	寄せられた意見	区の考え方
【ひと】 柱立て（１）「さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成」に関すること		
4 25頁	移動支援事業について、重要な社会資源である。計画は今期と比べ研修修了者数が減っており、サービスの質の低下や供給量の減少を招きかねないので受講者数を増やしてほしい。	今期は計画値に対して実績値が大きく下回りました。次期は演習日程や内容の見直しを進めて、研修受講者を増やし、質の向上に取り組みます。 (障がい福祉センター)
5 31頁	インターンシップの受け入れについて、大学の就職課やキャリアセンター等との連携協議の場を設け、受け入れる法人の参加を検討してほしい。また、人材確保のための広報活動等への具体的な支援を検討してほしい。	大学等との連携協議の場には、法人の皆さんにも参加いただきたいと考えます。また、人材確保のための支援策に関しても、一緒に検討いただきたいと思います。 (障がい福祉課)
【ひと】 柱立て（２）「障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み」に関すること		
6 33頁	障がい者に対する理解について、社会全体に深めていく取組みは極めて重要である。差別や偏見をなくすため、研修の対象と回数を拡充し、様々なイベント等を実施してほしい。	区内で開催される各種イベントでブースを設けるなど、あらゆる機会を捉えて、障がい者理解促進等の啓発事業に積極的に取り組みます。 (障がい福祉課)
【くらし】 柱立て（１）「乳幼児期から青年期までの切れ目ない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築」に関すること		
7 44頁	気づきのしくみについて、保育園が対象で幼稚園は外されている。このしくみでカバーされない子どもたちについてどう考えていくのか。	現在保育園全園で、該当年齢人口の5割が対象となります。今後幼稚園への実施は相談体制の確立、療育機関の充実と合わせて検討します。 (こども支援センターげんき)
8 45頁	チューリップシートについて、入学児童全員に提出を求めている、学校が必要な情報を収集するためのツールとなっていないか。当初は就学支援シートとして、支援を必要とする子どもの家族が、その必要性を学校に伝える目的だった。本来の趣旨の就学支援シートのあり方を検討すべき。	現在、全ての保護者が子どもの情報を学校に伝えるツールとして活用しています。小学校は必要とする子どもも含め個人面談時や、学校生活支援シート作成に活用しています。また就学前機関から提出される指導要録等や個別支援計画、療育機関からの情報提供書等も、必要に応じて活用しています。 (こども支援センターげんき)

No	寄せられた意見	区の考え方
9 50頁	放課後等デイサービスについて、質の向上は各事業所が責任を持って取り組むべき内容だが、行政でなければ実行できない監査等により、質の向上の一契機としてほしい。	指導検査は、東京都の役割となっており、区は発達支援体制強化のための集合研修、専門職派遣による支援助言、ネットワークによる事業所間の連携構築等に取り組んでいます。 (障がい福祉センター)
10 51頁	入所調整について、多様なニーズを持つ在校生が増えているため、区・特別支援学校・施設の連携を密にし、施設へのスムーズな入所移行へ繋げてほしい。	現在実施している入所調整のしくみの中で、区が中心となり、三者の連携強化取り組みます。 (障がい福祉課)
【くらし】 柱立て (2) 「成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実」に関すること		
11 54頁	短期入所について、「中重度の障がい者に対応できる」ということを入れてほしい。	中重度の必要性を強調するため、「中・重度の障がい者に対応できる事業所」と追記しました。 (障がい福祉課)
12 54頁	緊急一時保護事業について追記をしてほしい。介護者の高齢化が進み、入院等で緊急に家族が介護できない状態になった時に、一時的に看てもらえる体制が必要。	緊急一時保護事業は地域生活支援拠点等の整備の中に位置づけ、令和2年度から事業を開始しており、事業拡充に引き続き取り組みます。 (障がい福祉課)
13 60頁	共同生活援助(グループホーム)について、区内定員数が計画を大きく上回る実績であるのに、次期は現状の延びと乖離する計画となっている理由は。	今期の計画値を上回って増えたのは中軽度の障がい者を対象とする共同生活援助のみでした。そのため、次期は中重度対応に絞って整備を進める方針としたことによるものです。 (障がい福祉課)
14 60頁	共同生活援助について、住み慣れた地域での生活や、入所施設からの地域移行のためにも不可欠だが、重度障がい者の対応に必要な職員等の確保が課題となっている。整備のための具体的な施策を示し、都と重複しない区の人員確保や経営支援策等を検討してほしい(2件)。	重度障がい者を対象とするグループホームの整備は喫緊の課題であり、国の報酬改定や、都加算の見直しの状況も踏まえながら、具体的な方策を検討します。 (障がい福祉課)

No	寄せられた意見	区の考え方
15 68頁	地域活動支援センターについて、高齢障がい者の利用が以前より懸案事項であり、介護保険等への移行を含め、今後の具体的な方向性を示していただきたい。	高齢障がい者の移行が課題となっている地域活動支援センターを運営する法人との協議を継続して進め、具体的な方向性を検討します。 (障がい福祉課)
【くらし】 柱立て (3) 「就労支援の充実 (それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)」 に関すること		
16 75頁	就労継続支援A型について、第5期の実績値が計画値を大幅に下回っている。この要因について、どのように分析しているのか。 次期の方針に「量の確保とともに支援の質を高める仕組みを検討」とあるが、その具体的な施策内容を示していただきたい。	平成29年度の報酬改定等により、A型事業所の運営が厳しくなったことで、新規参入事業所が全国的に激減した影響と考えています。 支援の質を高めることは、他の事業も含めた課題であり、具体的な方策は事業所の意見も伺いながら検討していきます。 (障がい福祉課)
17 79頁	優先調達について、区が購入する物品等の種目を拡大していただきたい。	障害者就労支援施設等で受託できる業務や販売品情報の集約と周知に取り組んでいます。具体的に拡大できる物品等あれば教えていただき、周知します。 (障がい福祉課)
【くらし】 柱立て (5) 「重度化・高齢化を見据えた拠点づくり」 に関すること		
18 83頁	地域生活支援拠点について、今年度末までに整備するとあるが、具体的な準備状況は。	面的整備で実施することとし、必要な5つの機能を既存事業に位置付け対応できるよう、各事業の実施主体と協議を進めて、今年度中の整備を予定しています。 (障がい福祉課・障がい福祉センター)

No	寄せられた意見	区の考え方
【くらし】 柱立て（6）「相談支援体制の強化」に関すること		
19 85頁 86頁	相談支援事業について、相談支援事業所に対する区独自の助成等の検討はしているか。また、事業所数が伸び悩んでいる要因と、相談支援体制の充実・強化等に関する具体的な区の施策を教えてください。	独自の助成は、どういう形の補助が効果的か検討している段階です。事業所が増えない一番の要因は報酬単価が低いという点と考えます。充実・強化は、事業所を増やすだけではなく質の向上等も求められており、トータルな取り組みが必要と考えます。相談支援事業ネットワークで、相談支援専門員のスキルアップのための研修等を実施しています。 (障がい福祉課)
【まち】 柱立て（1）「安心・安全なまちづくりの実現」に関すること		
20 87頁	福祉避難所について、協定の締結が済んでいない施設がホームページに載っている。老朽化した施設やバリアフリー未対応の施設も含まれていて、福祉避難所に適しているか再考の必要がある。	区が運営時に福祉避難所に指定し、民営化後に利用協定が締結されていないままの施設があり、昨年度より協定締結のため、施設を訪問し協議しています。未協定施設のホームページ掲載は見直し、早期の協定締結に向け協議を進めます。 (災害対策課)
【まち】 柱立て（2）「便利で快適な道路・交通網の整備」に関すること		
21 91頁	歩道のバリアフリー化について、福祉施設周辺の歩道を優先的に整備していただきたい。	バリアフリー推進計画の重点整備地区を優先的に進めています。重点整備地区では、福祉事務所周辺の道路はバリアフリーを優先的に進める重点整備地区に位置づけています。 (工事課)
22 91頁	点字ブロックの設置について、視覚障害者の安全な歩行に欠かせないもので、次期の取り組み方針に記載してください。	「点字ブロックの設置や段差の解消等、歩道のバリアフリー化を実施する」と記載します。 (工事課)

No	寄せられた意見	区の考え方
23 92頁	ホームドアの設置について、割合ではなく区内に通る路線ごとに示してください。	区内鉄道駅のホームドア設置状況は現在改訂作業を進めている「障がい者のしおり2021」の中のバリアフリーマップに掲載します。 (障がい福祉課)
全体		
24	活動指標を過去形で表現しているものがある。実績を示す場合にはよいが、計画では目標や見込量を示すべきもので、過去形でない方がよい。	活動指標は平成30年に障がい者計画を策定した際に定めたものです。指標は計画の進捗状況を計るものであり、区の他の計画についても同様となっていることから、今回は見直しません。 (障がい福祉課)



**足立区第6期障がい福祉計画
足立区第2期障がい児福祉計画
(令和3年度から令和5年度)**

令和3年2月



福祉部 障がい福祉課

衛生部 中央本町地域・保健総合支援課

目 次

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ	1
1 策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方	3
1 国の考え方～成果目標～	3
2 足立区の考え方	4
第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画	5
1 国の成果目標に対する足立区の目標	5
2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図	15
3 サービス見込量及び確保のための方策	19
第4章 足立区障がい者計画の進捗状況	25
1 成果指標の進捗状況と目標値	25
2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針	26
第5章 資料	99
1 障がい関連基礎データ	99
2 策定経過	106

本計画内の各表記は以下のとおりとします。

- ・今期の取り組み内容：平成30年度から令和2年度までの事業の取り組み内容
 - ・次期の取り組み方針：令和3年度から令和5年度までの事業の取り組み方針
- また、各活動指標の令和2年度の実績値は令和2年10月時点の推計値です。

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

1 策定の背景

足立区障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。足立区第6期障がい福祉計画では、第5期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異の評価や、障がい者（児）数の推移も踏まえて内容を見直し、サービス見込量等を推算しました。

足立区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。足立区第2期障がい児福祉計画では、第1期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異の評価や、障がい児の推移も踏まえて内容を見直し、障がい児に関連するサービス見込量等を推算しています。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、国が令和2年5月に告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（以下、「基本指針」といいます。）に則して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び見込量、地域生活支援事業の実施に関する事項を定めたものです。

また、基本指針に基づく活動指標のほか、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」のために定めた足立区独自の活動指標について、進捗状況を確認し、後期の目標値を設定しました。

2 計画の期間

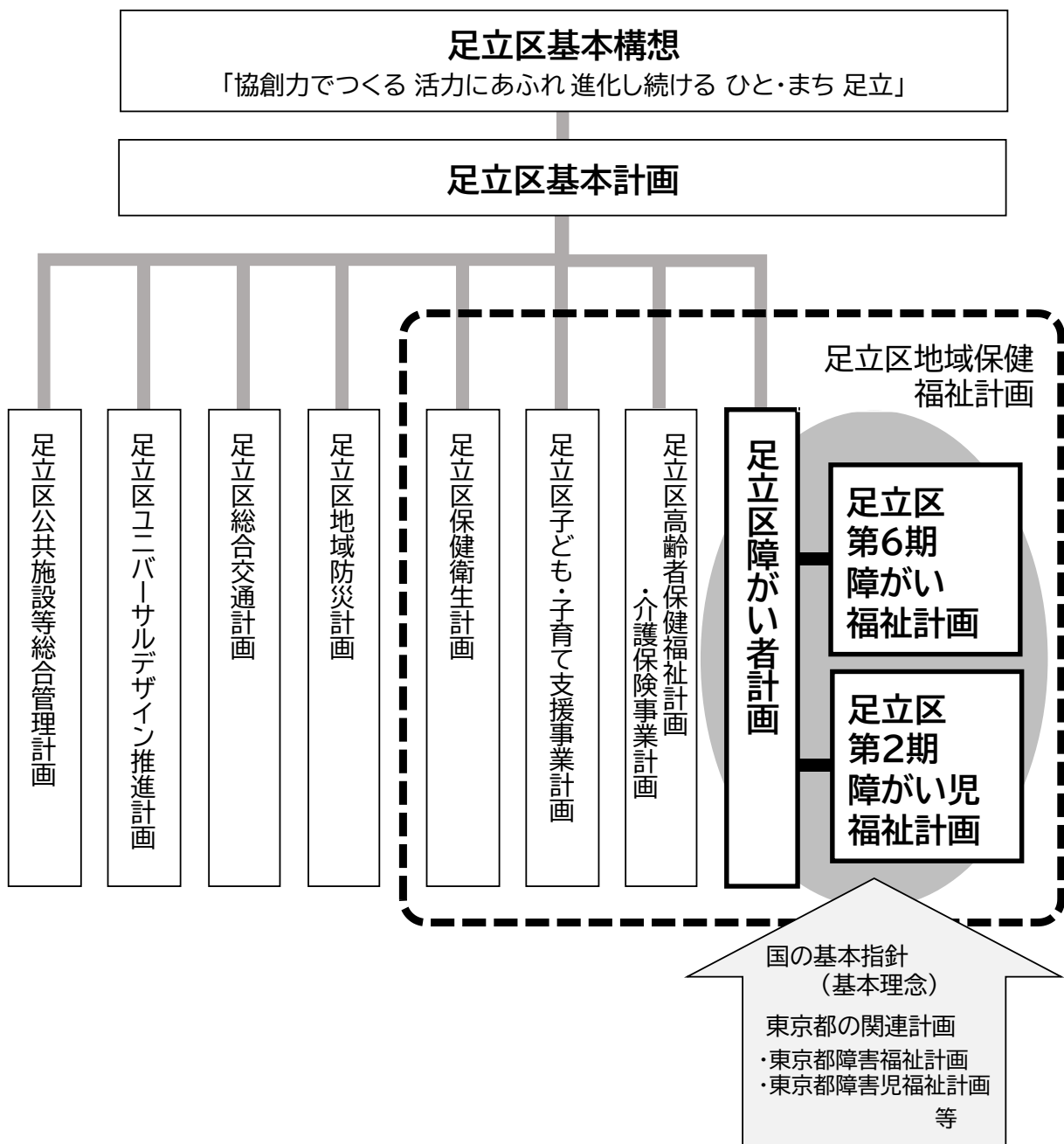
障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、令和3年度から3年間の計画として策定します。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

3 計画の位置づけ

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、「足立区基本構想」が掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」、及びその実現に向けた4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）に基づいて、施策と活動指標を体系化することにより、調和と整合性を図っています。

また、足立区基本構想の実現に向けた計画である「足立区基本計画」の障がい者施策に関する分野別計画として位置づけられている「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」との整合性を図って策定します。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方～成果目標～

国は、基本指針において、令和5年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」といいます。）を、以下のように示しています。

項目		国が示す成果目標		頁
①	施設入所者の地域生活への移行	1	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	5
		2	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	6
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※都道府県のみ目標値設定	1	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	7
		2	令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。	7
		3	精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。	7
③	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		7
④	福祉施設から一般就労への移行等	1	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。	8
		2	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	9
		3	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	10
⑤	障害児支援の提供体制の整備等	1	児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	11

⑤	障害児支援の提供体制の整備等	2	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	11
		3	各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ※都道府県のみ目標値設定	12
		4	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	12
		5	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	13
⑥	相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。		14
⑦	障害福祉サービス等の質の向上	都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。		14

2 足立区の考え方

足立区では、国が示した基本指針や、区における上位計画である足立区基本構想及び基本計画に基づいて、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」 「足立区第5期障がい福祉計画」 「足立区第1期障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」に向けた取り組みを進めてきました。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいに関する手帳等を有する障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等事業所の実態とニーズを明らかにすることを目的として、令和元年度に区内在住の障がい者、障がい児の保護者、区内障害福祉サービス等事業所を対象とした、足立区初のアンケート調査を実施しました。

また、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」で定めた成果指標・活動指標について、平成30年度から令和2年度にかけての進捗状況の確認を行いました(第4章1参照)。

アンケート調査の結果から明らかになった実態や課題、ニーズと、平成30年度から令和2年度の足立区障がい者計画の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の指針や他の足立区の各種関連計画との整合性や調和を図りながら、第3章で国の成果目標に関する足立区の目標数値を定めました。

あわせて足立区障がい者計画で定めた成果指標・活動指標を見直し、令和3年度から5年度までの目標値を設定しています(第4章2参照)。

第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画

1 国の成果目標に対する足立区の目標

【国が示す成果目標①－1】施設入所者の地域生活移行促進

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

前期計画では、これまでの地域移行の現状を踏まえ、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者の6%が地域生活へ移行する目標を設定しました。平成28年度末時点の638人の入所者のうち、グループホーム等地域生活に移行した障がい者は21人・3.3%（退所者の総数は60人）にとどまっています。

令和元年度に実施した事業者調査では、地域移行したサービス利用者がある事業者では、同様に少数に留まっています。また、都外の施設入所者を対象として実施した生活意向に関する聴き取り調査（障害支援区分認定調査時にあわせて実施）では、回答のあった92人のうち約8割が入所期間5年以上で、今後の生活について、「このまま今の施設で生活を続けたい」が41人、「わからない、回答することが難しい、回答できない」が36人と全体の8割以上を占め、今後の地域移行の進展が困難な状況が明らかになっています。

地域移行に積極的に取り組むことが難しい実態はありますが、令和5年度末までの地域移行者数について、国が求める6%の38人という目標を設定し、重度障がい者に対応できるグループホームの整備などに努めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
21人（3.3%）	38人（6.1%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 8	共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数（61頁）
10	施設入所支援施設利用者数（63頁）

【国が示す成果目標①－2】施設入所者数の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

施設利用者及びその保護者の高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、退所する施設入所者と、新たに入所する地域の障がい者数が均衡すると考え、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者数は同数という目標を設定しました。平成28年度末時点の入所者数638人に対し、令和元年度末の入所者数は1.9%、12人減り、626人でした。

令和元年度に実施した障がい者調査は、在宅の方を対象に実施したのですが、将来希望する暮らし方として、グループホームや施設への入所を希望する方は全体の約1割であり、約6割の方は家族との同居やひとり暮らしによる地域での生活を望んでいます。

こうした調査結果とニーズを踏まえ、令和5年度末に令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減となる614人という目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
626人（12人・1.9%減）	614人（12人・1.9%減）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 10	施設入所支援施設利用者数（63頁）

【国が示す成果目標②－1・2・3】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【国が示す成果目標③】地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、必要な各機能を関係機関で分担する、いわゆる面的整備で令和2年度中の設置を予定しています。国の成果目標は、その機能の充実を目的とした運用状況の検証及び検討をすることとしているので、足立区地域自立支援協議会で運用状況の検証・検討を実施する方向で調整しています。

事業者調査の結果では、特に「緊急時の受け入れ」、「相談支援の充実」、「専門的人材の確保」、「地域の連携体制」の体制整備の必要性が挙げられており、それらの機能の充実に向けた取り組みが必要です。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
未実施	自立支援協議会において実施

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (5)	重度化・高齢化を見据えた拠点づくり
施策 ①	地域生活支援拠点の整備
活動指標 1	地域生活支援拠点の整備（84頁）

【国が示す成果目標④－1】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者

令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

平成28年度に福祉施設から一般就労への移行者は87人、令和元年度実績では1.28倍の111人と、前期の目標値である1.5倍には届きませんでした。

事業者調査の結果では、回答のあった134事業所のうち、就労移行支援事業のサービス利用者がある事業所は5.2%であり、就労継続支援A型事業は3.7%、就労継続支援B型事業は9.7%となっています。充実を期待する足立区の障がい福祉施策として、18歳以上の障がい者調査では精神障がい者における「就労・就学支援の充実」の希望が高く、18歳未満の障がい児調査でも「就労支援の充実」が最も高くなっており、就業可能な年齢の障がい者や将来就業する障がい児への支援を充実させていく必要があります。

こうした実態やニーズを踏まえ、令和5年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値を141人と設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
111人（1.28倍）	141人（1.27倍）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 4	就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援（78頁）

【国が示す成果目標④－2】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援を利用した者の割合

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

この成果目標は、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

障がい者調査において、就労継続意向及び就労意向のある人の悩みや不安として、「給与が希望より少ない」や「体調や障がい、精神面の状態の維持が難しい」が多くなっています。就業を継続するためには、働きやすい環境に調整するための支援が必要になっています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援事業を活用し、就労を継続できるよう、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値である141人の7割、99人が就労定着支援を利用する目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
77人（66.7%）	99人（70.2%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（79頁）

【国が示す成果目標④－3】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

この成果目標も、上記④－2と同様に、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

就労定着支援事業は平成30年度から制度化されたもので、初年度は88人だった支給決定者数は、令和元年度には150人まで増えています。事業所数も、制度施行時は3か所でしたが、令和3年1月には12か所まで増えました。

18歳以上の障がい者調査では、一般就労・就労継続支援A型で就労している人の約7割が働き続ける上で何らかの悩みや不安を抱えています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援12事業所の75%、9事業所の就労定着率が8割以上となる目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
7事業所（63.6%）	9事業所（75.0%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（79頁）

【国が示す成果目標⑤－1】 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

足立区では、平成28年度末時点で児童発達支援センターを3か所設置していましたが、障がい特性が多様化する中、令和2年度末までに増設を目指していました。

達成には至りませんでした。支援を必要とする乳幼児に対して、より手厚い支援を提供できるよう、引き続き増設に向けた取り組みを実施し、早期の開設を目指します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
設置済（3か所）	3か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（48頁）

【国が示す成果目標⑤－2】 保育所等訪問支援事業の実施体制構築

令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

18歳未満の障がい児調査では、「通園先の保育園などを訪問して行う適応指導など（保育所等訪問支援）」を利用している障がい児は約5%にとどまっており、事業を活用できていないケースが多いと考えられます。保育所等の先生、保護者への助言を通じて、より多くの障がい児が落ち着いて集団生活が送れるように支援を行っていくことが望まれます。

事業をより積極的に活用していくために、令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所を1か所増やして6か所にするという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
実施済（5か所）	6か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 1	保育所等訪問支援利用者数・利用日数（40頁）

【国が示す成果目標⑤－3】 難聴児支援中核機能体制の確保

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【国が示す成果目標⑤－4】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

現時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスとして「放課後や休日に通って受ける訓練（放課後等デイサービス）」が半数弱で最も高く、「療育（児童発達支援）」が次に続くなど、ニーズの高い事業です。

国の成果目標を超えてはいますが、それぞれ1事業所ずつの増設を目標とします。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
児童発達支援事業所 4か所	児童発達支援事業所 5か所
放課後等デイサービス事業所 1か所	放課後等デイサービス事業所 2か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
③	学齢期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（48頁）
2	放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数（51頁）

【国が示す成果目標⑤－5】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

足立区では、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置しており、医療的ケア児とその家族への支援について意見交換を行っています。

事業者調査では、サービスの提供における課題として「医療的ケアへの対応が難しい」が約16%となっており、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、総合的に調整を行う立場としてコーディネーターを配置することが望まれます。

令和元年度時点で、医療的ケア児コーディネーター研修を受講した区職員は5人ですが、コーディネーターとして配置されているわけではありません。

医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考に、医療的ケア児の相談体制のあり方を検討し、令和5年度末までに区内に3人配置するという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
なし	3人

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 5	医療的ケア児コーディネーターの配置人数（44頁）

【国が示す成果目標⑥】 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

総合的・専門的な相談支援を担う基幹相談支援センターは、区立の障がい福祉センター自立生活支援室が担い、区内相談支援事業所を対象としたネットワーク会議を年6回程度開催し、相談支援専門員による支援の質の向上に取り組んでいます。

一方で相談支援事業所数は伸び悩み、計画相談支援・障害児相談支援の支給決定者も頭打ちとなっています。相談支援体制を充実・強化するために、まず事業所を増やすことが一番の課題であると考えられることから、足立区の成果目標を相談支援事業所数の増とし、令和5年度末までに50事業所とする目標に向けて取り組みます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
28事業所	50事業所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（6）	相談支援体制の強化
施策 ①	相談支援体制の強化・充実
活動指標 2	指定特定・指定障害児相談支援事業所数（86頁）

【国が示す成果目標⑦】 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

サービスの質を向上させる取り組みについては、「サービス見込量及び確保のための方策（第3章3、19頁以降）」及び「活動指標の進捗状況と次期取り組み方針（第4章2、26頁以降）」の中で、それぞれに質の向上という視点を盛り込みます。また、質の向上を評価する仕組みについて検討します。

2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

視点	柱立て	施策
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実
		変更
		② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成
	(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み	③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり
		① 障がい者差別解消の取り組みの強化
		② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発
③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発		
	④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動	
くらし	(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築	① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり
		② 乳幼児期の取り組みの充実
		③ 学齢期の取り組みの充実
		④ 学齢期から青年期への円滑な移行
	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	① 障がい福祉サービスの充実

活動指標	頁	国成果目標
1 移動支援従事者養成研修修了者数	26	
2 手話講習会修了者数	27	
3 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数	28	
4 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数	29	
1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数	30	
2 追加 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数	31	
1 障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数	32	
2 障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数	33	
1 障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数	34	
1 啓発事業等を実施した学校数・参加者数	35	
1 ヘルプマークの配付数	36	
2 ヘルプカードの配付数	37	
1 小・中学校と特別支援学校との交流回数	38	
2 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数	39	
1 保育所等訪問支援利用者数・利用日数	40	⑤-2
2 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数	41	
3 変更 ペアレント・メンターの人数	42	
4 追加 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数	43	
5 追加 医療的ケア児コーディネーターの配置人数	44	⑤-5
1 「気づきのしくみ」から相談につながった件数	45	
2 「チューリップシート」の提出件数	46	
3 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数	47	
4 児童発達支援施設利用者数・利用日数	48	⑤-1・4
5 医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数	49	
1 就学相談利用件数	50	
2 放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数	51	⑤-4
1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数	52	
2 第一希望（本人または家族等の希望）の区内障がい者通所施設に入ることができた割合	53	
1 居宅系サービス利用者数・利用時間数	54	
2 短期入所（ショートステイ）施設利用者数・利用日数	55	
3 療養介護施設利用者数	56	
4 生活介護施設利用者数・利用日数	57	
5 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数	58	
6 自立訓練（生活訓練）施設利用者数・利用日数	59	
7 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数	60	
8 共同生活援助（グループホーム）利用者数・区内定員数	61	①-1
9 追加 自立生活援助事業利用者数	62	
10 施設入所支援施設利用者数	63	①-1・2
11 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数	64	

視点	柱立て	施策
くらし	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	② 地域生活支援事業の充実
		③ 地域移行支援の推進
		④ 地域定着支援の推進
	(3) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)	① 就労支援サービスの充実
	(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実
	(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり	① 地域生活支援拠点の整備
追加	(6) 相談支援体制の強化	① 相談支援体制の強化・充実
まち	(1) 安心・安全なまちづくりの実現	① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進
		② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進
		③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進
	(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)	① スムーズに移動できる交通環境の整備
		② 安全に利用できる道路環境の整備
		③ 安全な駅の整備
区	(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み	① 各種ネットワークの構築と推進 ② 障がい者への虐待防止と権利擁護
	追加 (2) 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備	① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実 ② ボランティアの育成
くらし	(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

活動指標	頁	国成果目標
1 手話通訳者等の派遣件数（意思疎通支援）	65	
2 日常生活用具給付件数	66	
3 移動支援事業（個別支援型）利用者数・利用時間数	67	
4 移動支援事業（車両移送型）通所バス利用者数	68	
5 地域活動支援センター利用者数・登録者数	69	
6 巡回入浴利用者数	70	
7 日中保護利用者数	71	
1 地域移行支援事業利用者数	72	
2 精神病床における1年以上の長期入院患者数	73	
1 地域定着支援事業利用者数	74	
1 就労移行支援施設利用者数・利用日数	75	
2 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数	76	
3 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数	77	
4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援	78	④-1
5 就労定着支援事業利用者数	79	④-2・3
6 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額	80	
1 障がい者アート展の入場者数・出品応募者数	81	
2 追加 あだちスポーツコンシェルジュ利用者数	82	
3 障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数	83	
1 地域生活支援拠点の整備	84	③
1 移動 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数 ← ひと（1）① から移動	85	
2 移動 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 ← くらし（2）① から移動	86	⑥
3 追加 計画相談支援・障害児相談支援利用者数	87	
1 福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合	88	
1 治安が「良い」と感じる区民の割合	89	
1 ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績	90	
1 障がい者が利用しやすいバス停の整備数（コミュニティバスはるかぜ）	91	
1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長	92	
1 ホームドアが設置されている区内駅の割合	93	
1 障がい関連ネットワークの開催回数	94	
1 後見人等利用者数	95	
2 障がい者虐待の通報件数	96	
1 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数	97	
2 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	98	
廃止 同行援護従事者養成研修修了者数 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止		
廃止 ここあだちカレッジ受講者のボランティア団体登録割合 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止		
廃止 東京都障害者総合スポーツセンターに登録する区内障がい者数 変更 ⇒ 東京都で目標値の設定困難とのことから、「あだちスポーツコンシェルジュ利用者数」に変更		

3 サービス見込量及び確保のための方策

この項は、基本指針により市町村が定めるとされている、「各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策」について整理したものです。

足立区第5期障がい福祉計画・足立区第1期障がい児福祉計画期間における実績（令和2年度は推計値）と、アンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの見込量を算出しました。各サービスの見込量は、それぞれ区が定めた活動指標と連動していますので、個々のサービスの詳細は該当頁を参照ください。

【訪問系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	利用者数	人/月	1,075	1,095	1,165	1,215	1,265	1,318	54
	利用量	時間/月	20,170	21,763	21,486	22,570	23,707	24,903	
重度訪問介護	利用者数	人/月	98	96	102	106	111	116	54
	利用量	時間/月	25,783	24,280	25,565	26,854	28,209	29,632	
行動援護	利用者数	人/月	126	113	134	140	146	152	54
	利用量	時間/月	4,150	3,731	4,356	4,576	4,807	5,049	
同行援護	利用者数	人/月	276	256	281	293	306	319	54
	利用量	時間/月	8,483	6,820	8,836	9,282	9,750	10,242	
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	54
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	

■ 現状

足立区の障がい者の年齢構成比は、身体障がい者や難病医療費助成対象者では半数以上が65歳以上となっており、今後も高齢化が進むことで介護保険サービスに切り替わる障がい者の増加が想定されます。また、手帳等を保有する障がい者の数は年々増加傾向が続いており、重度障害者等包括支援以外のサービス利用実績も概ね増加傾向にあり、令和3年度から5年度にかけても増加が見込まれます。

一方、事業者調査では、事業所経営の課題として「職員の確保が難しい」と回答した事業所が65.7%あり、新規のサービス提供依頼についても、対応できている事業所は39.6%にとどまっています。また、サービス提供における課題について、「量的に利用者の希望に応えられない」が30.6%あり、「質的に応えられない」の15.7%を大きく上回るなど、すべてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。

■ 確保のための方策

支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。

【日中活動系サービス（介護給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用者数	人/月	1,620	1,630	1,658	1,672	1,685	1,698	57
	利用量	日/月	30,475	31,869	33,160	33,300	33,420	33,560	
療養介護	利用者数	人/月	62	65	66	66	66	66	56
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	295	274	293	307	322	338	55
	利用量	日/月	2,708	2,726	2,836	2,950	2,950	2,950	
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	18	17	20	21	22	23	55
	利用量	日/月	93	117	124	132	140	149	

■ 現状

利用実績は全体的に概ね増加傾向であるため、令和3年度から5年度にかけても増加を見込んでいます。

なかでも生活介護は、利用者数・利用量とも増加しており、18歳以上の障がい者調査においても、現在利用しているサービスに対して「今後も利用したい」と答えた方が多く、引き続き増加が見込まれます。

療養介護については、入院患者を対象に、医療機関において日中提供される支援であることから、利用実績が少なく、対象者も限られていることから、横ばいを想定しています。

短期入所については、福祉型はレスパイトとして家族支援のニーズが、医療型は医療的ケアの必要な利用者対応のニーズがあり、今後もそれぞれ利用の増加が見込まれます。特に18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスのうち「一時的な預かり（ショートステイ・日中一時支援）」の割合が1割強であるのに対して、今後利用したいサービスとしては4割強になっており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

また、中重度の障がい者に対応し、比較的長期間受け入れてもらえる事業所が都内に少なく、区内の短期入所は予約をするのも困難で緊急時の利用が見込めず、青森県や長崎県などの遠方へ行かないと利用できない状況も生じています。

■ 確保のための方策

重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向（障がい程度や居住地等）を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい福祉施設整備方針（平成26年4月策定）」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めます。

短期入所については共同生活援助（グループホーム）の整備時に、あわせて短期入所機能の付加を検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。

【日中活動系サービス（訓練等給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	37	25	35	35	35	35	58
	利用量	日/月	294	195	280	280	280	280	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	40	53	60	65	70	75	59
	利用量	日/月	578	860	960	1,040	1,120	1,200	
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	14	7	10	10	10	10	60
	利用量	日/月	430	190	300	300	300	300	
就労移行支援	利用者数	人/月	229	238	261	284	307	330	75
	利用量	日/月	3,655	3,717	4,107	4,539	5,015	5,542	
就労継続支援A型	利用者数	人/月	221	216	220	220	220	220	76
	利用量	日/月	4,407	4,262	4,400	4,400	4,400	4,400	
就労継続支援B型	利用者数	人/月	965	1,002	1,049	1,098	1,149	1,203	77
	利用量	日/月	14,533	15,384	15,814	16,256	16,710	17,177	
就労定着支援	利用者数	人/月	68	113	140	150	160	170	79

■ 現状

自立訓練については、機能訓練及び生活訓練、宿泊型自立訓練いずれも、年度によって実績に差があるものの、障がい者調査では、今後利用したいという回答が多くなっています。標準利用期間が定められているサービスのため、利用者数自体が伸びることを見込んでいませんが、生活訓練は精神障がいの利用者が増えていることから、微増の見込みとなっています。

就労移行支援については、区内外を問わず事業所が増えており、利用者数も増加傾向が続いていることから、今後も増加を見込んでいます。

就労継続支援A型については、障がい者調査で利用希望が多いサービスのひとつになっていますが、平成30年度の報酬改定で報酬が低く抑えられたことから、新規で参入する事業者はなくなり、既存の事業所の撤退や他事業への変更もみられることから、横ばいとなりました。

就労継続支援B型については、過去3年の利用実績が増加傾向にあり、今後も地域における障がい者雇用に代わる場としての役割が高まることが想定されます。

就労定着支援については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても、定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

■ 確保のための方策

就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えてきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

【居住系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	利用者数	人/月	4	10	14	15	16	17	62
共同生活援助	利用者数	人/月	654	719	767	815	863	911	61
施設入所支援	利用者数	人/月	638	626	622	619	617	614	63

■ 現状

共同生活援助については、施設入所者数の削減と地域移行の推進に取り組んできたことにより、過去3年間で利用者数が増加しており、今後も増加傾向が続くことが想定されます。

施設入所支援については、引き続き入所者数の削減に取り組むことから、見込量も減少を想定しています。一方、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う「親なき後」対応等により、施設入所を必要とする障がい者も一定数見込まれることから、十分なサービスの提供ができるよう、調整を図ります。

■ 確保のための方策

区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が地域において自立した生活を送れるよう、新規開設希望事業者に重度対応を要望するなど、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組みます。

【相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	538	744	921	1,141	1,413	1,749	87
地域移行支援	利用者数	人/月	10	7	10	10	10	10	72
地域定着支援	利用者数	人/月	7	6	6	7	7	7	74

■ 現状

平成27年度よりサービス等利用計画の作成が求められたことから、計画相談支援利用者数は増加しています。しかし、相談支援事業所が思うように増えず、相談支援専門員は増えても、セルフプラン（相談支援専門員以外の者が作成したサービス等利用計画）の割合が減少しません。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行や精神障がい者の退院促進に必要なサービスですが、希望者は概ね利用できている状況にあります。

■ 確保のための方策

国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

【障害児通所支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用者数	人/月	401	413	449	477	505	533	48
	利用量	日/月	3,933	3,762	4,041	4,293	4,545	4,797	
医療型 児童発達支援	利用者数	人/月	35	33	35	36	38	40	49
	利用量	日/月	259	263	280	288	304	320	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	41
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	810	769	904	977	1,050	1,123	51
	利用量	日/月	10,489	10,241	11,453	12,707	14,099	15,643	
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	31	22	60	65	70	75	40
	利用量	日/月	81	37	150	163	175	188	

■ 現状

障害児通所支援については、増加傾向が続いており、今後も増加が見込まれます。18歳未満の障がい児調査では、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」が高くなっており、ニーズに対応できるよう、体制の整備を進めます。

唯一利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、事業者調査でも実施を検討している事業所はありませんでした。今後もニーズの把握に努め、区内での居宅訪問型の実施を検討します。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したことで、定員が埋まらない事業所がある一方で、利用希望を断らざるを得ない状況が続き、2か所目・3か所目を開設する事業所もあるなど、二極化の傾向にあります。利用児童に対する、障がい者虐待ともとれる不適切な支援の通報が減らず、サービスの質の向上が重要な課題となっています。

■ 確保のための方策

医療的ケア児や重症心身障がい児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ないことから、既存の事業所のみならず、今後区内に新規開設を予定する法人等に働きかけ、体制の整備を進めます。

放課後等デイサービスの事業所はこれからも増加が見込まれますが、質の向上に向けた効果的・効率的な支援の方法について、引き続き検討します。

【障害児相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援	利用者数	人/月	146	150	143	160	180	200	87

■ 現状

障害児相談支援については、実績数は大きく変化がないものの、障害児通所支援の利用者は増えていることから、セルフプランの割合が増えています。計画相談支援同様、適切なサービス利用を進めるためにも、相談支援体制の充実に努めます。

【地域生活支援事業】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日常生活用具給付	給付件数	件/年	13,284	14,133	14,500	14,525	14,525	14,525	66
移動支援	延べ利用者数	人/年	9,988	9,936	10,000	10,050	10,100	10,150	67
地域活動 支援センター	支給決定者数	人/年	262	230	220	200	200	200	69
	登録者数	人/年	371	433	450	460	470	480	
日中保護	利用者数	人/年	80	88	90	90	90	90	71

■ 現状

日常生活用具の給付については、地域で生活する障がい者から申請があった場合に、必要に応じて給付しているため、同じ品目でも年度によって増減があり、実績も一概に増加傾向にあるとはいえません。給付品目・給付額に関しては適宜見直しを実施しており、令和2年10月からは在宅の人工呼吸器使用者等を対象に、外出支援の目的でポータブル電源等を追加しています。

移動支援については、利用者数の増加が続いていましたが、令和元年度末と2年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛から、実績が下がりました。また従事者の確保が課題となっていることから、令和3年度より委託料の改定を行う予定です。

地域活動支援センターについては、障がい別に状況が異なります。

視覚・聴覚・肢体不自由・高次脳機能障がい者の地域活動支援センターは、障がいごとの活動に一定のニーズがあり、利用者数は横ばい傾向ですが、利用者の高齢化が課題となっています。一方で、知的障がい者の地域活動支援センター支給決定者数は、減少傾向にあります。就労継続支援事業の利用が年齢的に難しくなった知的障がい者の移行を想定していましたが、移行は進まず、就労継続支援の高齢化が顕著です。精神障がい者の地域活動支援センター登録者数は様々な利用が可能なることから、増加傾向が続いています。

日中保護については、事業規模は小さいながら一定の利用希望があり、実施する事業所を増やすことができれば、さらに利用は増えるものと思われませんが、なかなか事業所を増やすことができません。

■ 確保のための方策

日常生活用具の給付については、給付品目と給付額を実情等に応じて適宜見直し、技術革新等にも対応しながら、日常生活の利便性を高める支援を継続します。

移動支援については、令和2年度は開催できなかった移動支援従事者養成研修（26頁）について、開催方法を工夫しながら実施し、従事者の養成に努めます。

地域活動支援センターについては、自立支援給付の日中活動サービスと同様に、支援の質を高める方策を検討し、安定的な運営を図ります。

日中保護については、短期入所事業所の増設とあわせ、日中保護の実施についても働きかけ、利用できる事業所の増を目指します

第4章 足立区障がい者計画の進捗状況

1 成果指標の進捗状況と目標値

区の4つの視点に基づく成果指標は、以下のとおりです。令和2年度の間接評価（上段：実績、下段：目標値）及び国の基本指針を踏まえ、令和5年度末の目標値を一部修正しました。

視点	成果指標・目標	計画作成時 実績	中間評価	目標値
		平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
【ひと】 障がい者福祉を支える ひとづくり (心のユニバーサル デザイン)	日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合	—	35.6% (35.0%)	40.0%
	「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	—	34.3% (45.0%)	50.0%
【くらし】 いつまでも住みなれた 地域で安心して暮らし 続けられる社会の実現	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合	—	34.6% (48.0%)	50.0%
	支援が必要と思われる就学前（1歳児～5歳児）の乳幼児のうち、発達相談につながった割合	60.0%	65.0% (65.0%)	70.0%
	福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍とする（国の成果目標）	87人 (28年度)	106人 (131人)	139人
【まち】 安心して生活できる 社会基盤の整備	「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合	—	37.6% (41.0%)	43.0%
	「快適で安全なまちである」と思う区民の割合	41.5% (27年度)	53.4% (43.5%)	*60.0% 45.5%
	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合（再掲）	—	34.6% (48.0%)	50.0%
【区】 協創を基盤とした 共生社会の実現	障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進（協創プラットフォームの構築）	(目標のため成果指標はなし)		
	障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現			

* 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合は、中間年で目標値を超えたため、上方修正した。

2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針

ひと 障がい者福祉を支えるひとづくり(心のユニバーサルデザイン)

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

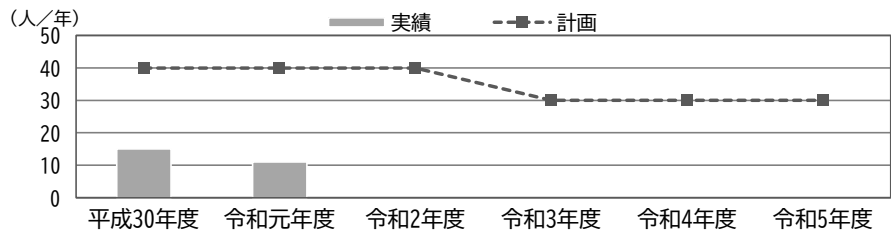
【活動指標1】移動支援従事者養成研修修了者数

知的障がいについての知識や援助技術を習得するための講義や演習を実施して、知的障がいのある方の外出・移動を安全に支援できる移動支援従事者を養成しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	40	40	40	30	30	30
	実績	15	11	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

年度によって修了者数にばらつきがあるものの、民間のグループホームや当事者の方に協力いただき、外出活動の演習を行うなど、研修を継続して開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせました。

次期の取り組み方針

移動支援事業従事者の養成は、知的障がい者の自立した生活と社会参加を後押しするために重要です。令和3年度以降の研修に関して、講義や演習内容について見直しを進め、研修受講者が参加しやすい日程に変更し、コロナ禍においても感染症対策を徹底しながら修了者数の増に努めます。

担当所管 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

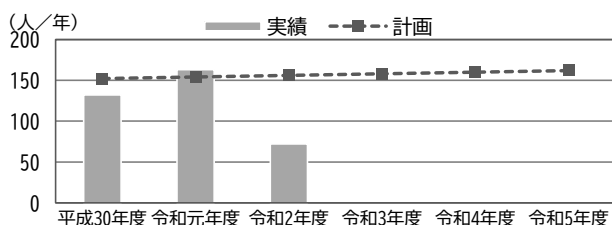
【活動指標2】手話講習会修了者数

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者をめざす方を養成しています。

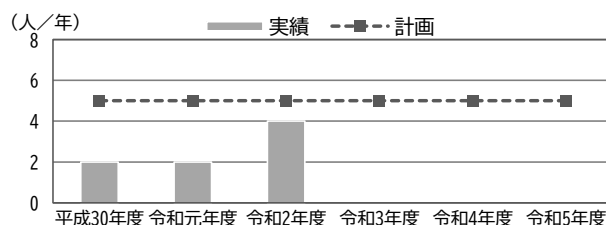
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会修了者数(人/年)	計画	152	154	156	158	160	162
	実績	132	163	72	-	-	-
手話通訳者新規登録者数(人/年)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	2	2	4	-	-	-

手話講習会修了者数



手話通訳者新規登録者数



今期の取り組み内容

毎年区で手話講習会を継続して開催してきました。手話通訳者の養成をさらに推進するため、令和元年度より、これまでの初級・中級・上級コースに加え、養成コースを新設しました。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、定員を前年の半数以下に減らし、実施しました。

また、足立区総合ボランティアセンターに新たに登録される手話通訳者が令和2年度は4人で、平成27年以降では最も多くなりました。

次期の取り組み方針

修了者数を増やし、聴覚障がいや手話に対する理解を広めます。また、手話通訳者として活動する人材を増やすため、今後も養成を進めます。

担当所管 障がい福祉課

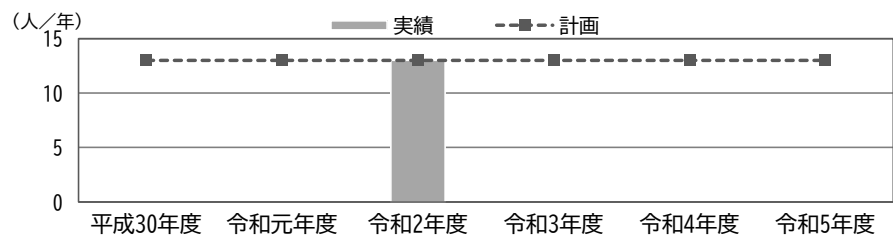
柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

【活動指標3】 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数

失語症を含む高次脳機能障がいの理解を高め、意思疎通支援を行うことができる人材を育成する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	13	13	13	13	13	13
	実績	0	0	13	-	-	-



今期の取り組み内容

平成24年度からNPO法人足立さくら会が実施しており、令和2年度より区の業務委託として位置付けました。平成30年度・令和元年度は開催場所の確保が難しく未実施でしたが、令和2年度は区の事業と連携して研修体系を見直し、13人のサポーターを養成することができました。

次期の取り組み方針

今後も研修を通して高次脳機能障がいを理解し、場面に応じた適切な対応のできるサポーターの育成を目指します。

担当所管 | 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

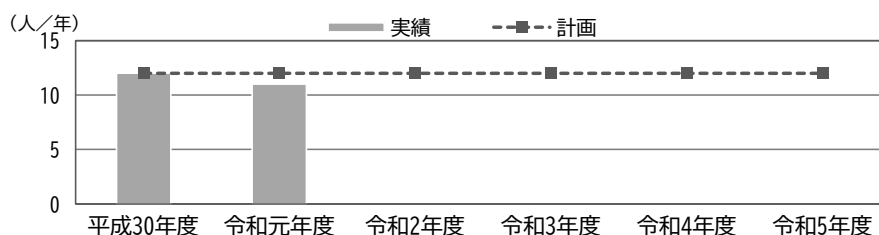
【活動指標4】発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数

園での指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成することを目的に、関係部署と連携し発達障がい児に対する理解と具体的な対応を学ぶ専門研修を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講修了者数(人/年)	計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	11	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

研修修了者は、それぞれの保育園で発達支援に関するリーダー的役割を担っています。体験型の研修であるため、人数に限りがありますが、継続して研修を開催し、発達支援コーディネーターの育成を進めてきています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました）。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら実施していき、区内の公立・民間保育園全園に研修修了者が配置できることを目指します。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

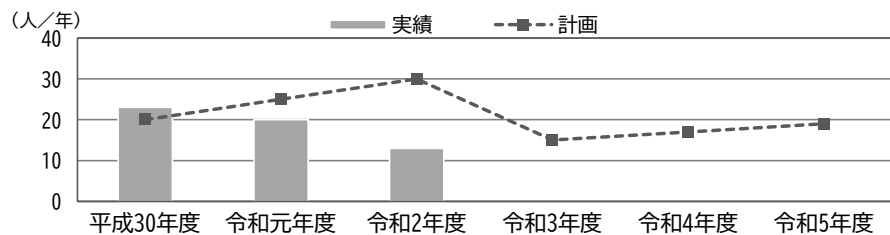
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

【活動指標1】精神障がい者ピアサポーターの登録者数

精神科病棟に入院している患者のところに外向き、自らの経験談を話すピアサポーター（地域で生活している精神障がいの当事者）の活動を支援し、長期入院患者の地域移行を促進する、足立区精神障がい者自立支援センターに登録されたピアサポーターの人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人/年)	計画	20	25	30	15	17	19
	実績	23	20	13	-	-	-



今期の取り組み内容

就職や家庭の事情、体調の悪化などの理由で、活動が続けられなくなり辞退するピアサポーターが多く、また、毎年2月にピアサポーター養成研修を実施していますが、こちらも受講者数が伸びず、サポーターの新規登録人数が増えないことから、登録者数が減少しています。



次期の取り組み方針

登録者数の増加に向けて、広報による周知や周知先の拡大などに取り組みます。また、魅力ある活動先の一つとしてアウトリーチを取り入れ、登録者数の増を目指します。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

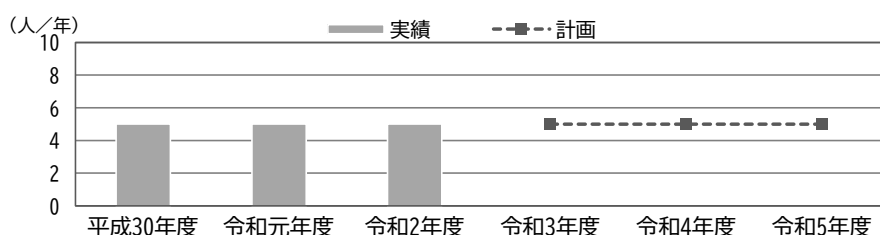
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

【活動指標2】障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数

ピアサポーターは、自らが自立した生活をしており、地域の事情等に精通している障がい当事者です。障がい者の自立生活に関する様々な相談を受け、対等な関係で傾聴し、自身の体験に基づいて課題解決の支援等を行います。現在は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、高次脳機能障がいのあるピアサポーターが相談活動をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動者数(人/年)	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-



今期の取り組み内容

各サポーターがそれぞれ月1回を基本に相談活動を行い、障がいのある方の自立生活を支援してきました。



次期の取り組み方針

今後もピアサポート活動を通して障がい者やその家族の支援を継続しつつ、ピアサポーターの育成と支援力の向上に取り組めます。

担当所管	障がい福祉センター
------	-----------

柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

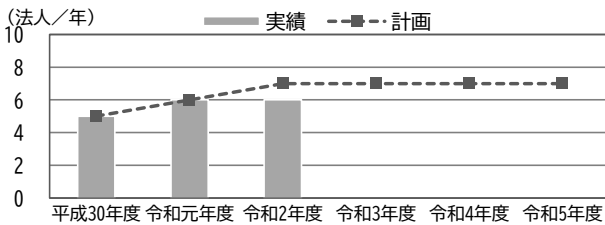
【活動指標1】障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数

障害福祉サービス等に従事する人材を確保するため、福祉系の大学を中心としたインターンシップの受け入れを行っています。

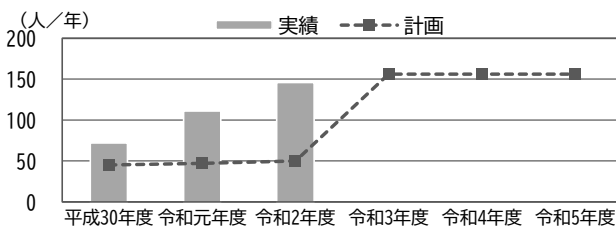
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	5	6	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	72	111	146	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	17	89	73	-	-	-

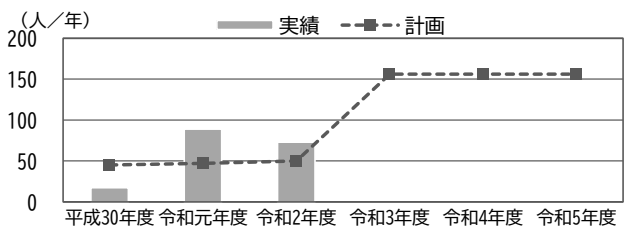
受入法人



受入可能人数



受入人数



今期の取り組み内容

各法人の積極的な取り組みにより、計画を大幅に上回る受け入れ可能人数を確保し、受入人数も計画以上の実績を達成しました。

次期の取り組み方針

区内に所在する大学の就職課やキャリアセンターと連携協議の場を設けるなど、区内法人とも協働しながら連携を強化し、インターンシップの受け入れを通して、人材の確保に努めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

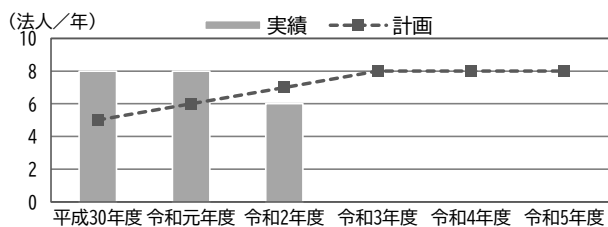
【活動指標2】障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数

地域で暮らす障がいのある方と関わる経験や、福祉の仕事の体験を通して、障がいへの理解を深めることを目的として実施します。主に中学校の体験授業が多くなっていますが、一部区内大学からも受け入れています。

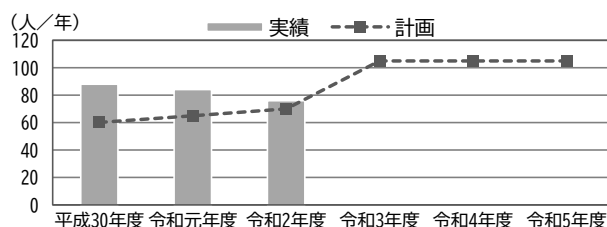
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	8	8	8
	実績	8	8	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	88	84	76	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	52	47	2	-	-	-

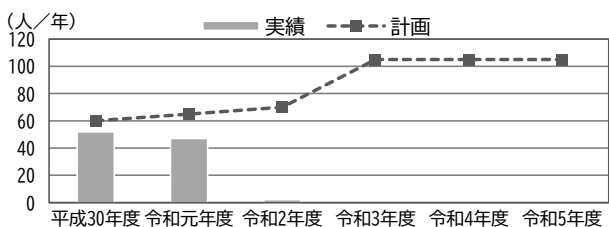
受入法人



受入可能人数



受入人数



今期の取り組み内容

法人の積極的な取り組みにより、受入法人、受入可能人数は、概ね計画した数を確保しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より受け入れ人数が減少しています。



次期の取り組み方針

今後は障がいに対する地域の理解者、将来の支援者を育成するため、小学生や高校生を受け入れ拡大策を検討します。また、感染防止対策を徹底したうえで、内容を工夫しながら、受け入れを継続します。

担当所管

障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

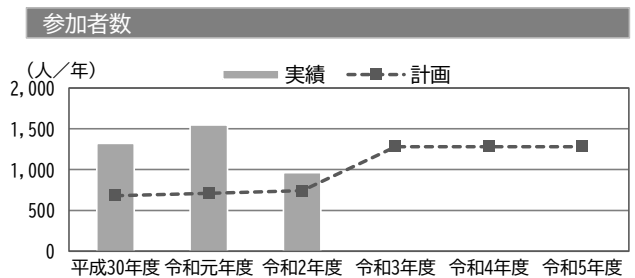
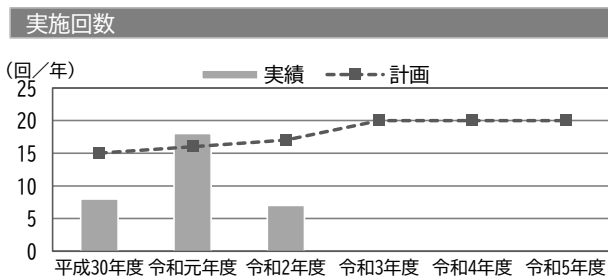
柱立て(2) - 施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化

【活動指標1】障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数

区職員や区民等を対象に、障がい者の差別を解消すること、合理的配慮を進めることを目的とした研修を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	15	16	17	20	20	20
	実績	8	18	7	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	680	710	740	1,280	1,280	1,280
	実績	1,321	1,547	961	-	-	-



今期の取り組み内容
 研修の実施回数は年度によりばらつきがありますが、研修には計画を上回る人数が参加しています。平成30年度に障がい理解促進のためのパンフレット等を購入し、研修実施の際に活用しています。



次期の取り組み方針
 あらゆる機会を捉えて、様々な対象に向けた研修の実施に努めます。また、区職員の差別解消の意識や理解度を測る方法を検討します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発

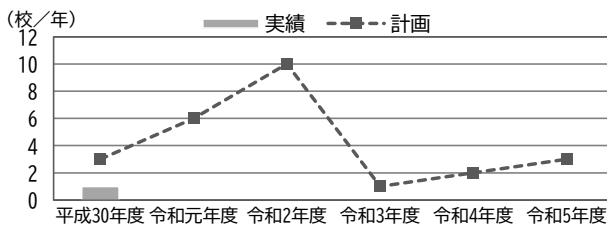
【活動指標1】啓発事業等を実施した学校数・参加者数

障がい理解の促進を目的として、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対して障がい理解に関する授業を行っています。小学校等から障がい理解に関する話を聞く機会を設けることで、区民の障がい理解が促進されると考えています。

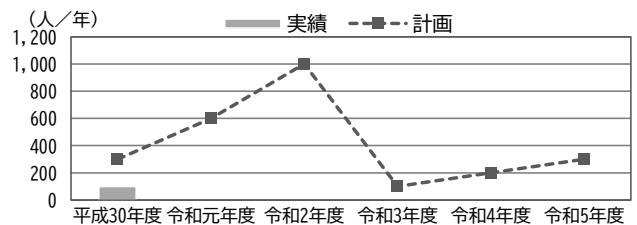
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施学校数(校/年)	計画	3	6	10	1	2	3
	実績	1	0	0	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	300	600	1,000	100	200	300
	実績	100	0	0	-	-	-

実施学校数



参加者数



今期の取り組み内容

啓発事業等で活用するために、平成30年度に小学生向けの障がい理解に関するDVDを購入しました。教育委員会と連携するとともに、校長会で障がい理解に関する出前授業の実施についての働きかけを行いました。が、依頼に繋がりませんでした。

次期の取り組み方針

学校からの依頼が減少しているため、改めて教育委員会と連携し、校長会や特別支援教育コーディネーターへの働きかけを継続しつつ、実施回数の増に向けて、人権教育推進校に対して実施の依頼を行います。

担当所管 障がい福祉課

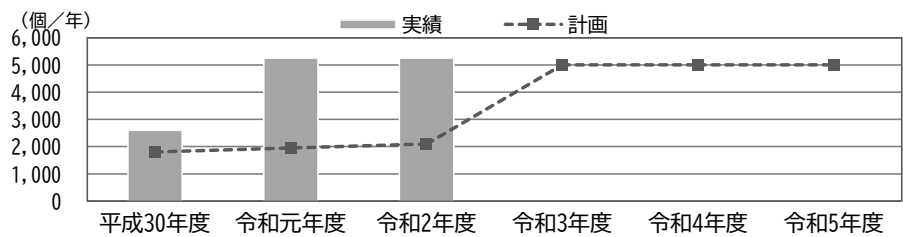
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標1】 ヘルプマークの配付数

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲に知らせることで援助が受けやすくなるよう、東京都が作成したヘルプマークを必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

配付数(個/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,800	1,950	2,100	5,000	5,000
	実績	2,600	5,250	5,250	-	-	-



今期の取り組み内容

援助を必要としている方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。区内で行われるイベントやSNSでも周知を行い、ヘルプマークを必要とする方だけでなく、区民の理解を促進するための取組みも行いました。

次期の取り組み方針

ヘルプマークを必要とする方への配付と並行して、支援する側の区民の理解がより促進されるよう、あだち広報やSNS等による啓発活動を実施していきます。

担当所管 障がい福祉課

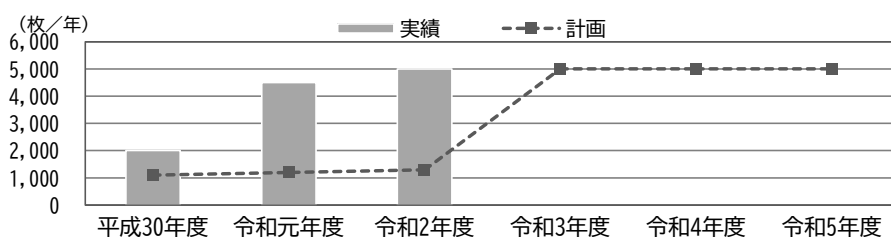
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標2】ヘルプカードの配付数

自身で配慮してほしい内容等を伝えることが難しい方が日常生活の中で困った時や災害時に、周囲に自身の状況や必要な支援の内容等を伝えるためのヘルプカードを作成し、必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配付数(枚/年)	計画	1,100	1,200	1,300	5,000	5,000	5,000
	実績	2,000	4,500	5,000	-	-	-



今期の取り組み内容

自身で支援内容を伝えることが難しい方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。また、ヘルプカードを常時身につけている方のためにヘルプカードケースを作製し、令和2年2月から障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センターで配付を開始しました。



次期の取り組み方針

ヘルプマークに比べ、ヘルプカードの普及は進んでいないことから、ヘルプカードケースとあわせて普及を進めます。

担当所管	障がい福祉課
------	--------

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

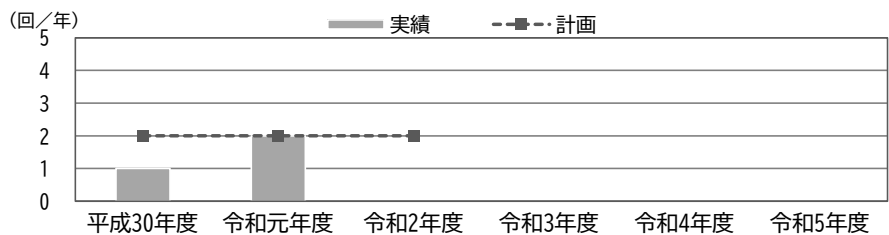
【活動指標1】小・中学校と特別支援学校との交流回数

平成29年10月にオランダオリンピック委員会・スポーツ連合(NOC*NSF)と連携協定覚書(MOU)を締結しました。令和2年までの4年間、年2回程度パラリンピアンや障がい者スポーツの専門家が来日し、スポーツを通じた障がい者の社会参画を目的に、花畑地域の小・中学校、都立特別支援学校との交流事業を実施しています。

実績及び計画

交流回数(回/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	2	2	2	未定	-
	実績	1	2	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

平成29年以降、交流事業を続けてきましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。



次期の取り組み方針

東京2020大会延期のため、令和3年まで交流期間を延長予定です。

担当所管 経営戦略推進担当課、スポーツ振興課、教育指導課

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

【活動指標2】 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数

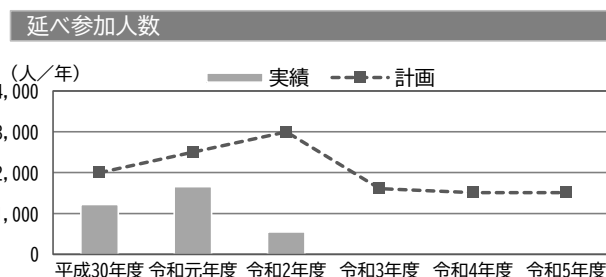
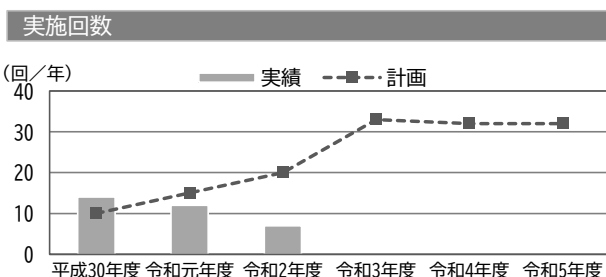
総合型地域クラブへのパラスポーツ普及・啓発事業委託及び施設指定管理者事業を通じて、ゴールボール等の体験会の開催や、障がい者スポーツフェスティバルでのサウンドテーブルテニス等のパラスポーツの体験会を実施しています。

足立区総合スポーツセンター「スペシャルライフコート」にて、就労継続支援事業所等向けに、ダンスやボッチャ、サッカーなどの運動教室を実施します。

また、オランダ連携プロジェクトでは、オランダのパラスポーツ専門家やアスリート、総合型地域クラブ、スポーツ推進委員、各施設指定管理者、障がい者施設、足立区のパラアスリートが一堂に会しワークショップを開催しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	10	15	20	33	32	32
	実績	14	12	7	-	-	-
延べ参加人数(人/年)	計画	2,000	2,500	3,000	1,610	1,510	1,510
	実績	1,218	1,654	550	-	-	-



今期の取り組み内容

東京オリンピック2020に向けて、実施回数、参加人数の拡大に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実績が落ち込みました。

次期の取り組み方針

新型コロナウイルスの感染状況を見ながら令和3年度以降の事業の実施や開催方法について検討していきます。

担当所管 | スポーツ振興課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

くらし いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

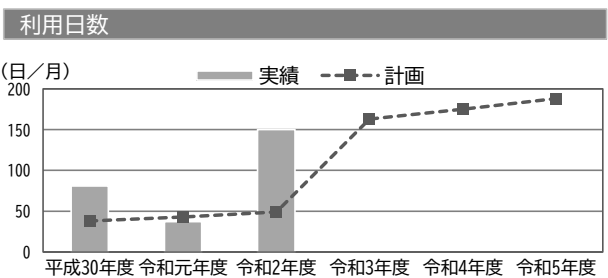
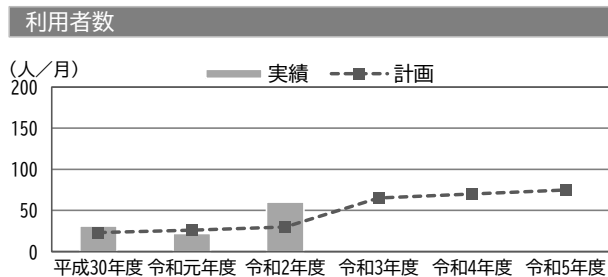
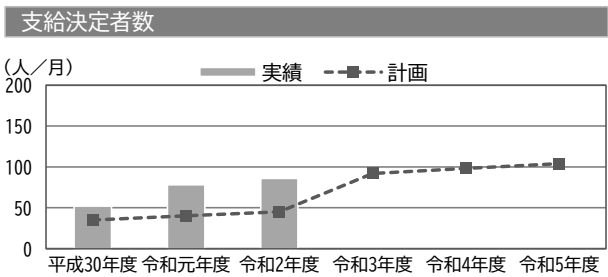
【活動指標1】 保育所等訪問支援利用者数・利用日数

保育所等を利用している障がい児を対象に、訪問支援員が保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ⑤-2 「保育所等訪問支援事業の実施体制構築」(11頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	35	40	45	92	98	104
	実績	52	78	86	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	23	26	30	65	70	75
	実績	31	22	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	38	43	49	163	175	188
	実績	81	37	150	-	-	-



今期の取り組み内容
 保育所等訪問支援事業所数が2か所から5か所まで増え、訪問支援を利用したいが事業所が見つからないという状況はなくなり、計画を上回る利用に対応できました。

次期の取り組み方針
 事業内容を保育所・学校等に周知してさらにニーズの喚起を図り、引き続き事業所の増に取り組めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

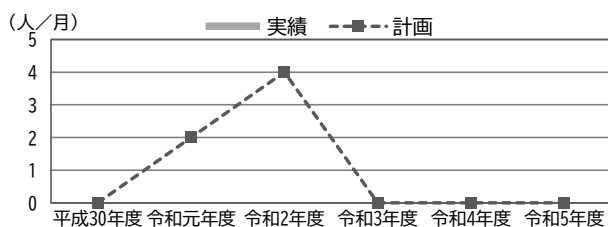
【活動指標2】居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や生活能力の向上のための訓練を訪問して行う事業です。

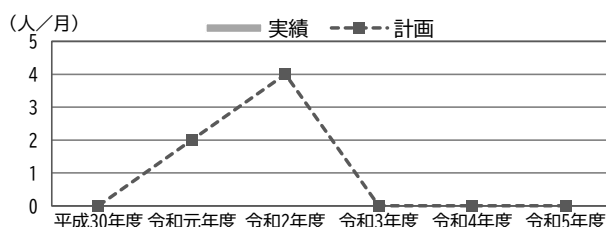
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	0	8	16	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-

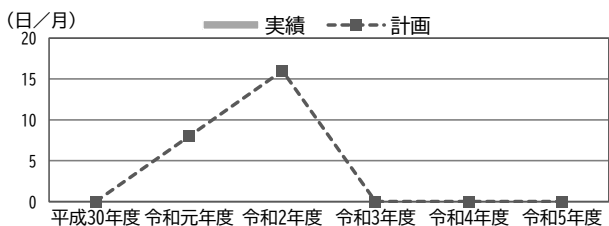
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

平成30年度に制度化された事業であり、ニーズの掘り起こしに取り組みましたが、利用希望者はなく、区内で実施する事業所もできませんでした。

次期の取り組み方針

今後、居宅訪問型のニーズが発生した時のために、区内児童発達支援事業所と協議を進めます。

担当所管 障がい福祉課

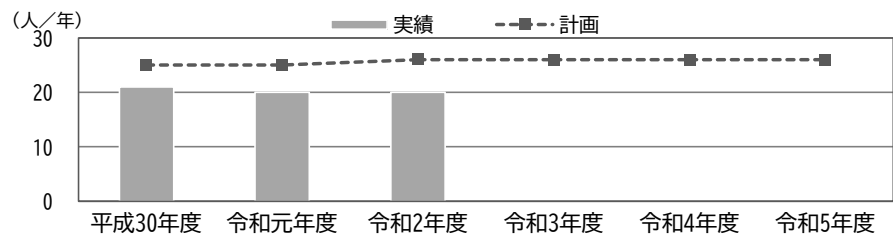
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 変更

【活動指標3】ペアレント・メンターの人数

利用者のニーズに合わせ、個別相談・グループ相談等を実施し、保護者の不安に寄り添っていきます。また、必要に応じ関係機関を紹介します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・メンター登録者数 (人/年)	計画	25	25	26	26	26	26
	実績	21	20	20	-	-	-



今期の取り組み内容

平成28年度に開始した先駆的な事業であり、登録者の確保に取り組んできました。

次期の取り組み方針

公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することでさらに区民サービスの向上に努めていきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

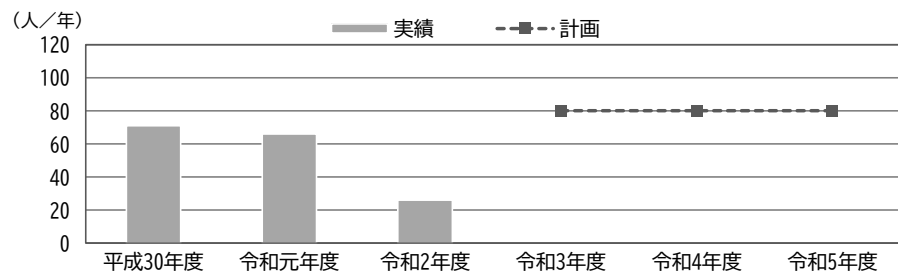
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

【活動指標4】ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数

学齢期(小学生)の保護者に対し、発達障がいの特性や対応方法を講義、ディスカッション、個別面談等を通して支援していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講修了者数 (人/年)	計画	-	-	-	80	80	80
	実績	71	66	26	-	-	-



今期の取り組み内容

区の広報やホームページで参加を募りました。

次期の取り組み方針

小学校の特別支援教室担当教諭やスクールカウンセラーと連携し、必要な保護者に直接伝えてもらい、参加を募っていきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

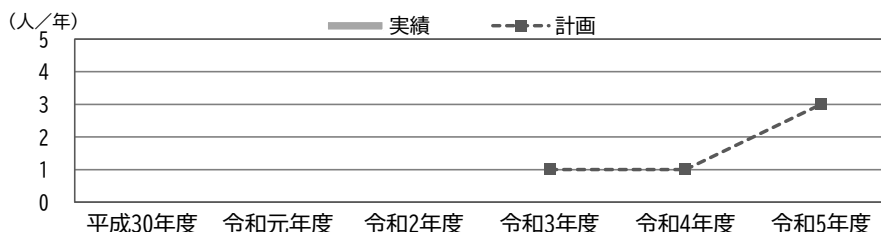
【活動指標5】 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活において医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児）への支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して暮らしていける体制づくりを行います。

⇒ 国の成果目標 ⑤-5「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」（13頁）

実績及び計画

配置人数(人/年)	計画 実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		-	-	-	1	1	3
		0	0	0	-	-	-



今期の取り組み内容

コーディネーターの配置に向け、平成30年度から東京都で実施している医療的ケア児コーディネーター養成研修の区職員の受講を進めてきました。



次期の取り組み方針

今後も区職員の研修受講者を増やしつつ、医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考にしながら、効果的な配置先を検討し、令和3年度中の配置に向けて進めます。

担当所管	障がい福祉課
-------------	--------

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

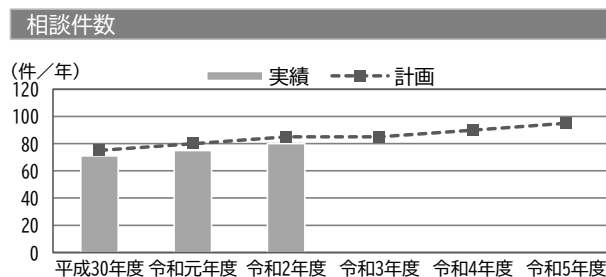
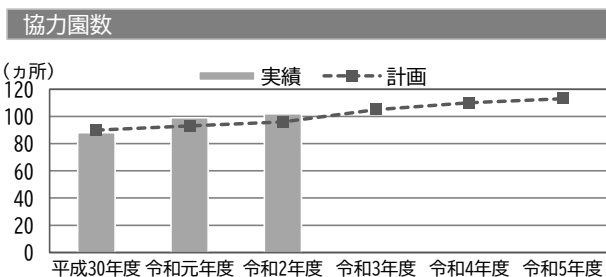
【活動指標1】「気づきのしくみ」から相談につながった件数

発達に支援が必要な児童の課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するため、認可保育園に通う、社会性が芽生えだす4歳児を対象とした保護者アンケートに基づき、心理職や作業療法士が行動観察を行うことで、早期発見の仕組みを構築しています。

子どもの特性を保護者が理解し、対応することで子どもの困り感を軽減することができます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力園数(カ所)	計画	90	93	96	105	110	113
	実績	88	99	102	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	75	80	85	85	90	95
	実績	71	75	80	-	-	-



今期の取り組み内容

早期発見・早期支援の重要性を伝え、計画を上回る協力園を確保しました。

次期の取り組み方針

引き続き協力園を増やし、区内全認可保育園での実施を目指します。
 子どもの特性を保護者や保育者に伝えるだけでなく、具体的な対応を伝える仕組みを検討していきます。
 また、幼稚園への対象拡大は、相談体制の確立や療育機関の充実とあわせて検討します。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

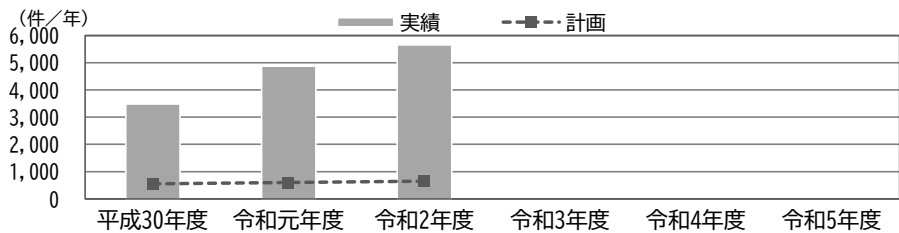
柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標2】「チューリップシート」の提出件数

保護者自らが情報をつなぐツールとして、就学予定の小学校に全員が提出します。受け取った学校はそれを元に児童の状況を把握し、必要に応じ個別指導計画作成時に活用します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提出件数(件/年)	計画	550	600	650	全就学児童		
	実績	3,481	4,875	5,653	-		



今期の取り組み内容

平成29年時点では、発達に心配のある児童にのみ配付していましたが、平成30年度より全家庭に配付して記入してもらうように変更し、内容も記述式から記入しやすい「できる」「にがて」の択一方式としました。提出されたチューリップシートの小学校における新たな活用方法を検討しています。



次期の取り組み方針

個別に小学校新入学児をもつ全家庭に郵送し、100%の提出率を目指します。また、外国籍の方向けに外国語対応のチューリップシートを作成していきます。

担当所管	こども支援センターげんき支援管理課
------	-------------------

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

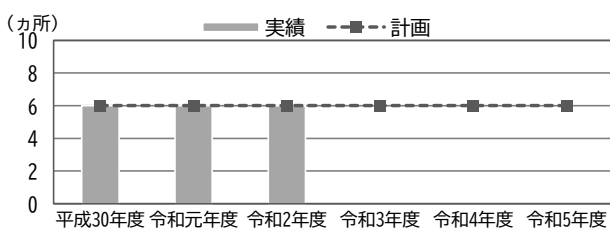
【活動指標3】 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数

通いながれた地域の保健センターで出張相談日を設け、より身近で相談しやすい環境を整備します。

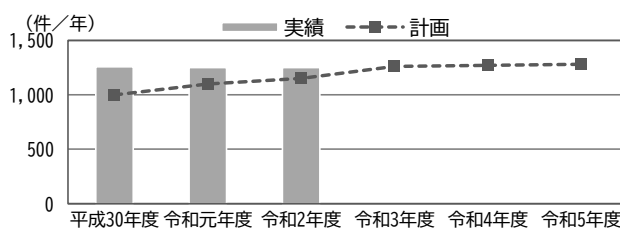
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談場所数(カ所)	計画	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	1,000	1,100	1,150	1,260	1,270	1,280
	実績	1,258	1,249	1,250	-	-	-

相談場所数



相談件数



今期の取り組み内容

平成30年度から5カ所の保健センター等も活用して対応にあたりました。

次期の取り組み方針

今後も保護者が相談しやすい環境の整備を進めていきます。

担当所管

こども支援センターげんき支援管理課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標4】 児童発達支援施設利用者数・利用日数

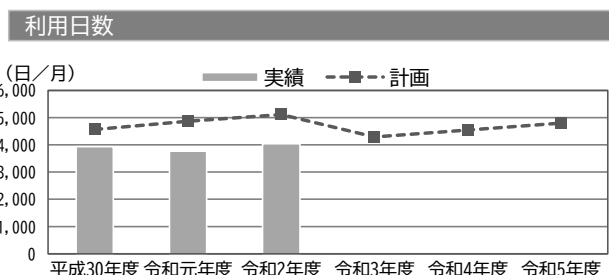
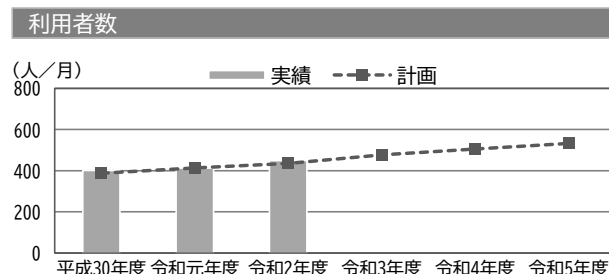
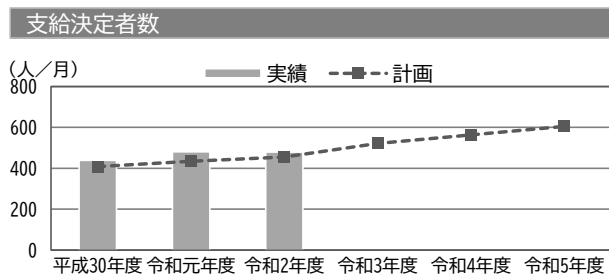
就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ⑤-1「児童発達支援センターの設置」(11頁)

⑤-4「主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保」(12頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	408	434	455	521	563	605
	実績	439	481	479	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	388	414	435	477	505	533
	実績	401	413	449	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	4,564	4,869	5,116	4,293	4,545	4,797
	実績	3,933	3,762	4,041	-	-	-



今期の取り組み内容

令和3年2月現在、区内には2か所の児童発達支援センター、25か所の児童発達支援事業所があり、毎年増加する利用ニーズに対応してきました(令和元年度の利用実績が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです)。利用児の多くが児童発達支援センターに集中しており、専門的な療育に対するニーズが高まっています。

次期の取り組み方針

毎年30人程度の増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めることが求められており、児童発達支援センターの増設が急がれます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

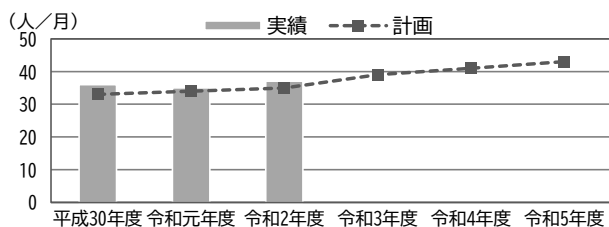
【活動指標5】医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数

未就学児で肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

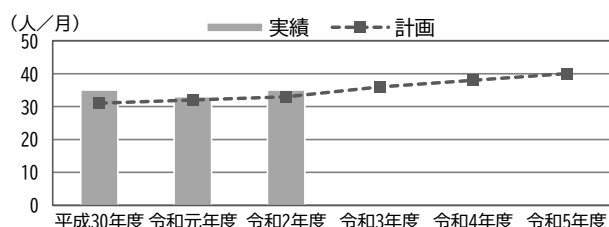
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	33	34	35	39	41	43
	実績	36	35	37	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	31	32	33	36	38	40
	実績	35	33	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	323	333	343	288	304	320
	実績	259	263	280	-	-	-

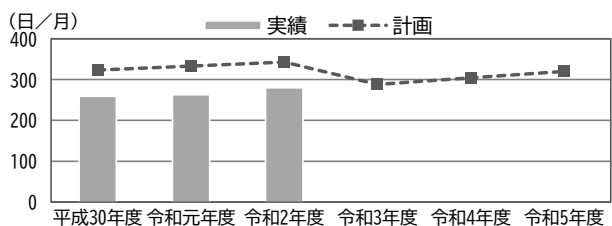
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

利用者は微増傾向であり、利用ニーズに対応しました。現在、区内には1か所の医療型児童発達支援センター（都立）があります。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

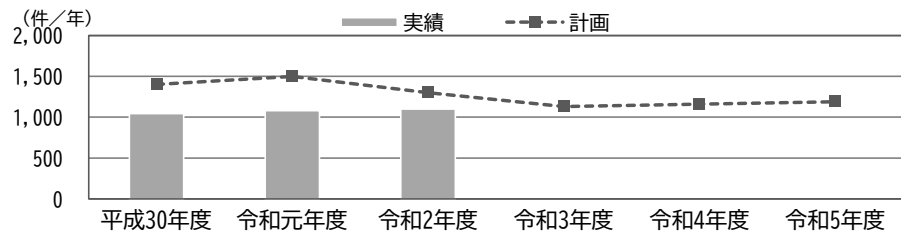
柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標1】 就学相談利用件数

障がいがある等の特別な支援が必要な児童・生徒の適切な就学先の決定を支援します。

実績及び計画

利用件数(件/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,400	1,500	1,300	1,130	1,160
	実績	1,044	1,079	1,100	-	-	-



今期の取り組み内容

就学相談により適切な就学先が選択・決定できるよう、令和2年度までに特別支援教室の中学校全校への設置を目指して取り組んできました。



次期の取り組み方針

令和2年度に特別支援教室の全小・中学校への配置が完了し、今後相談件数の大幅な増減はないものと見込まれ、引き続き丁寧な相談を維持していきます。

担当所管

こども支援センターげんき支援管理課

柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標2】放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数

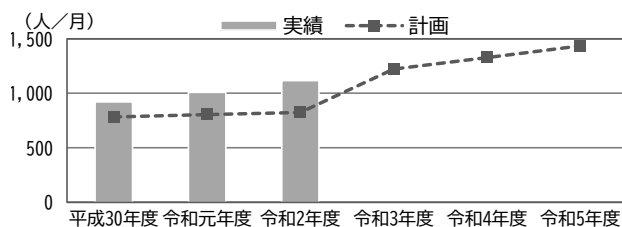
学校(幼稚園・大学を除く。)に就学中の障がい児を対象に、主に授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⇒ 国の成果目標⑤-4「主に重症心身障がい児を支援する障がい通所支援事業所の確保」(12頁)

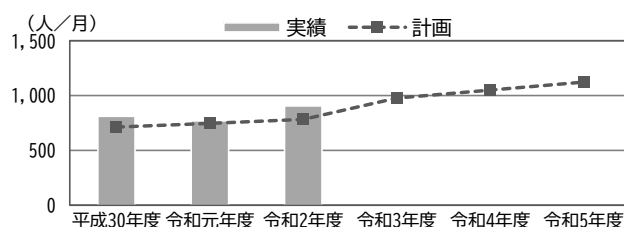
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	783	805	823	1,222	1,328	1,434
	実績	920	1,008	1,116	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	712	747	782	977	1,050	1,123
	実績	810	769	904	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	10,254	10,767	11,151	12,707	14,099	15,643
	実績	10,489	10,241	11,453	-	-	-

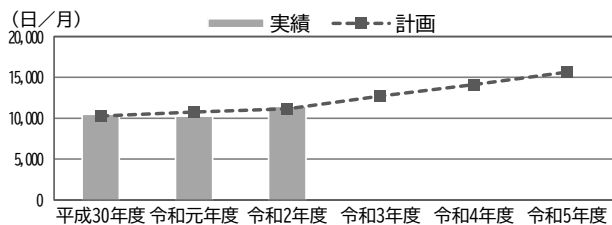
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

支給決定、利用の増加傾向が続いており、それに合わせて対応してきました。令和3年2月現在、区内には51か所の事業所があり、他区と比べて多い状況となっています。

次期の取り組み方針

事業所数は増えていますが、肢体不自由児や医療的ケア児を含む重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所を増やす取り組みを進めます。また、今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

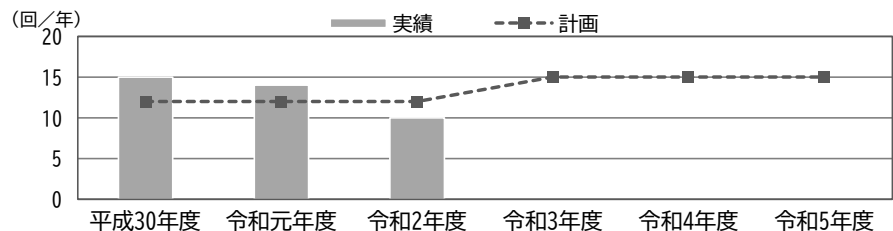
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標1】特別支援学校と区が進路協議を行った回数

特別支援学校の在校生が卒業後に必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の進路担当教諭と障がい福祉課で情報共有等を行っています。また、区内の障がい者通所施設の利用を希望する在校生については、区で入所の調整を行っているため、本人に合った施設へ調整するために必要な情報の共有も行っていきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議回数(回/年)	計画	12	12	12	15	15	15
	実績	15	14	10	-	-	-
(参考)入所調整対象者数(人)	実績	85	88	93	-	-	-



今期の取り組み内容

特別支援学校の進路担当教諭と情報共有を行うだけでなく、入所調整担当が実際に特別支援学校を訪問し、学校での様子を見学する機会を設けました。

次期の取り組み方針

多様なニーズを持つ在校生が増えていることから、特別支援学校との連携をさらに強化します。また、入所調整にあたって、進路先である障害福祉サービス事業所と特別支援学校の連携強化も支援します。

担当所管 | 障がい福祉課

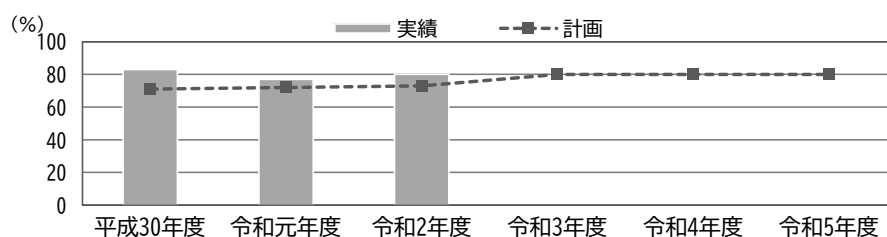
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標2】 第一希望(本人または家族等の希望)の区内障がい者通所施設に入ることができた割合

特別支援学校在校生で区内の障がい者通所施設を希望する方の入所調整は、本人や家族の第1希望施設から第3希望施設の中で調整しています。なるべく多くの方が第1希望の施設に調整することができるよう、特別支援学校の進路担当教諭や障がい者通所施設との情報共有等を行うとともに、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、通所施設を整備しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1希望での入所割合(%)	計画	71	72	73	80	80	80
	実績	83	77	80	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年度に73%を目指す計画でしたが、それを上回る入所割合を達成しました。

次期の取り組み方針

家に近いというだけでなく、活動内容や支援の質から、本人にマッチした事業所を希望する傾向にあります。そうした障がい者や保護者のニーズに即し、かつ、可能な限り身近な地域に整備できるよう取り組みを進めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

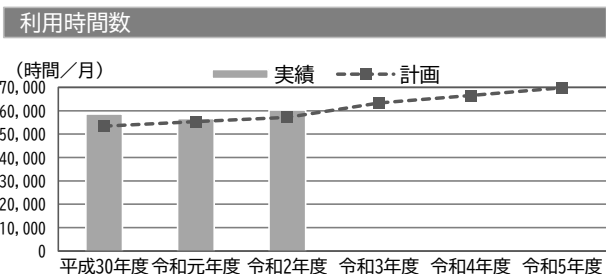
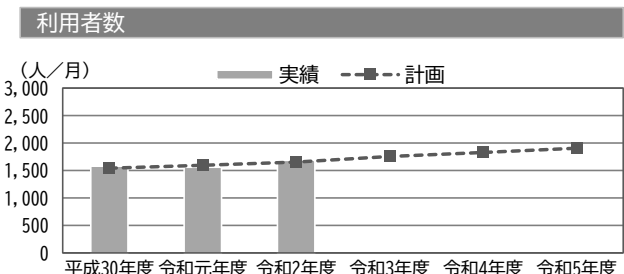
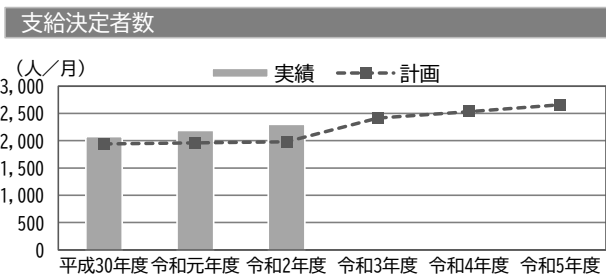
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標1】居宅系サービス利用者数・利用時間数

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、居宅における生活全般の援助や、視覚障がいや行動障がいがある等で移動に著しい困難を有する方の外出時における支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,940	1,960	1,980	2,414	2,533	2,658
	実績	2,077	2,190	2,300	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,539	1,595	1,650	1,754	1,828	1,905
	実績	1,575	1,560	1,682	-	-	-
利用時間数(時間/月)	計画	53,366	55,308	57,215	63,282	66,473	69,826
	実績	58,586	56,594	60,243	-	-	-



今期の取り組み内容
 計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針
 今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にサービス提供従事者の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

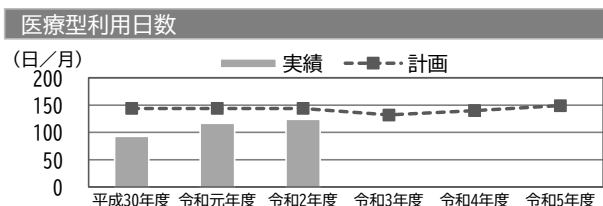
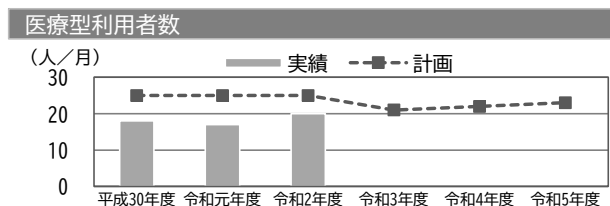
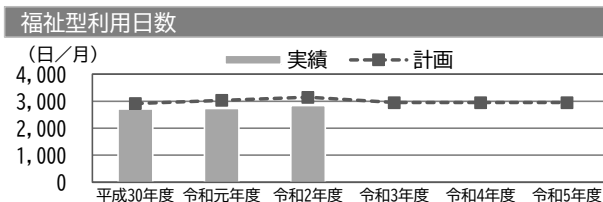
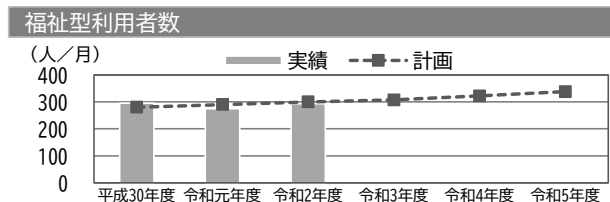
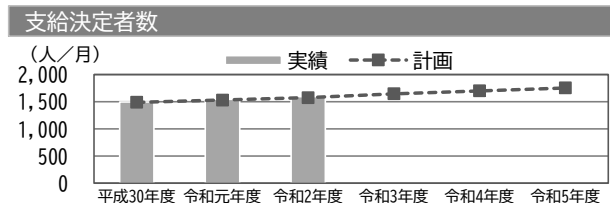
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標2】短期入所(ショートステイ)施設利用者数・利用日数

自宅において監護する方が病気等の理由により一時的に入所が必要な方に、夜間を含めた短期間、施設等で入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,489	1,532	1,575	1,648	1,701	1,756
	実績	1,497	1,544	1,596	-	-	-
福祉型利用者数(人/月)	計画	280	290	300	307	322	338
	実績	295	274	293	-	-	-
福祉型利用日数(日/月)	計画	2,916	3,036	3,147	2,950	2,950	2,950
	実績	2,708	2,726	2,836	-	-	-
医療型利用者数(人/月)	計画	25	25	25	21	22	23
	実績	18	17	20	-	-	-
医療型利用日数(日/月)	計画	144	144	144	132	140	149
	実績	93	117	124	-	-	-



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで、緊急時に利用でき、中・重度の障がい者に対応できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

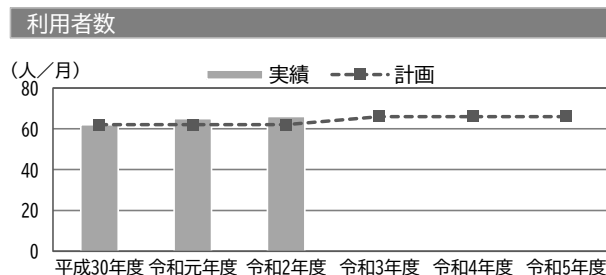
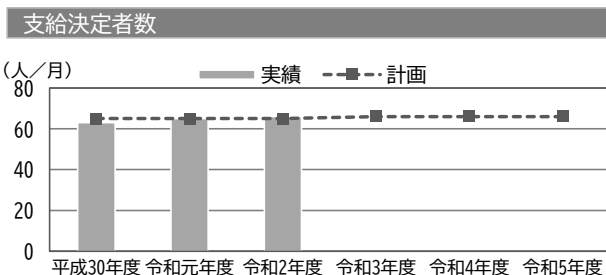
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標3】療養介護施設利用者数

医療及び常時の介護を必要とする障がい者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	65	65	65	66	66	66
	実績	63	65	66	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	62	62	62	66	66	66
	実績	62	65	66	-	-	-



今期の取り組み内容

計画をやや上回る支給決定者数、利用者数であり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

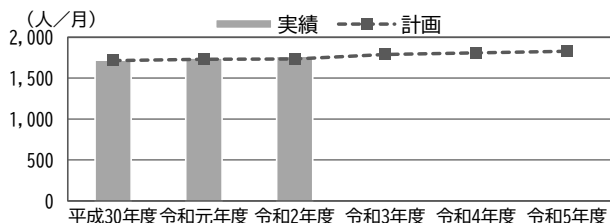
【活動指標4】生活介護施設利用者数・利用日数

常時介護を必要とする障がい者に対し、日中、施設における入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

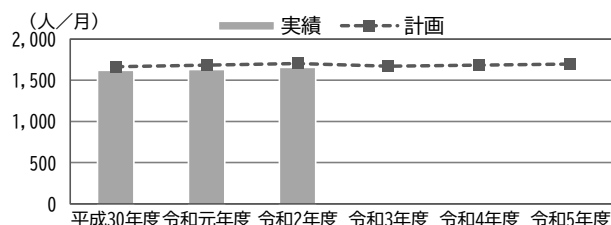
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,715	1,730	1,735	1,788	1,809	1,830
	実績	1,720	1,746	1,767	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,665	1,685	1,705	1,672	1,685	1,698
	実績	1,620	1,630	1,658	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	31,928	32,594	33,265	33,300	33,420	33,560
	実績	30,475	31,869	33,160	-	-	-

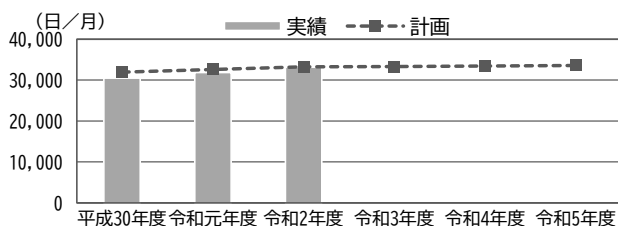
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

特別支援学校卒業予定者の他、障がい者の重度化・高齢化等により、生活介護の利用者数は年々増えています。供給量確保のため、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、区内の生活介護施設の整備を行いました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量を確保するため、足立区障がい者通所施設整備方針に沿って施設整備を進めるとともに、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

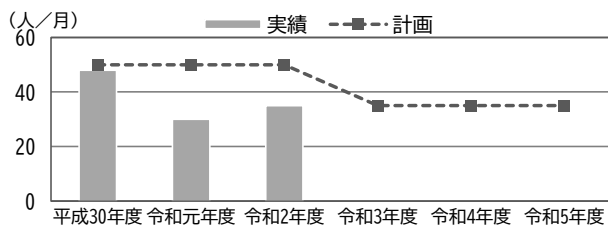
【活動指標5】 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上などに必要な訓練等を行う事業です。

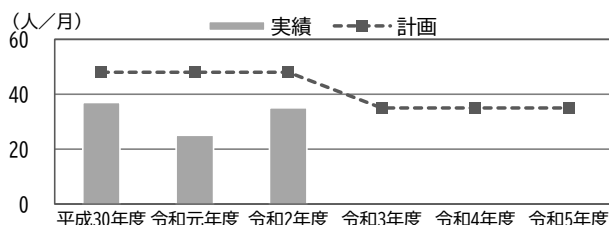
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	35	35	35
	実績	48	30	35	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	48	48	48	35	35	35
	実績	37	25	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	372	372	372	280	280	280
	実績	294	195	280	-	-	-

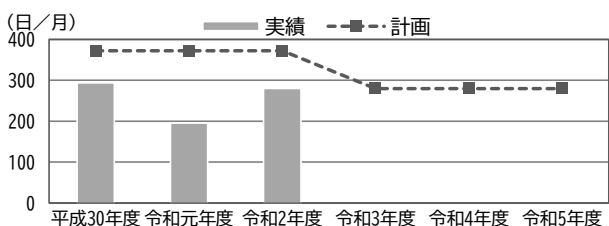
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

機能訓練を必要とする障がい者の利用ニーズに対応してきました。区内の事業所は障がい福祉センターの1か所であり、中途障がい者を中心に機能訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

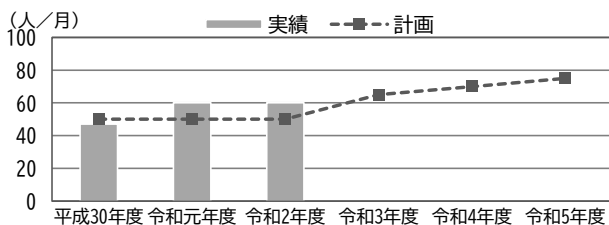
【活動指標6】自立訓練(生活訓練)施設利用者数・利用日数

障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な生活能力の維持・向上のための訓練等を行う事業です。

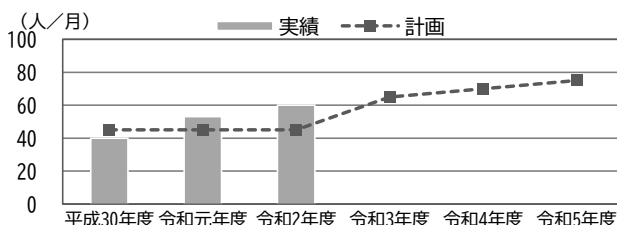
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	65	70	75
	実績	47	60	60	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	45	45	45	65	70	75
	実績	40	53	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	672	672	672	1,040	1,120	1,200
	実績	578	860	960	-	-	-

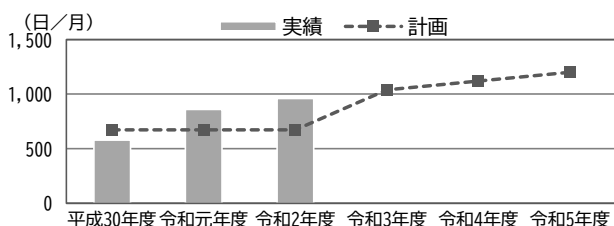
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用日数に対応してきました。区内の事業所は2か所であり、知的障がい者や発達障がい者を対象とする事業所の他、障がい福祉センターでは高次脳機能障がい者を対象に生活訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

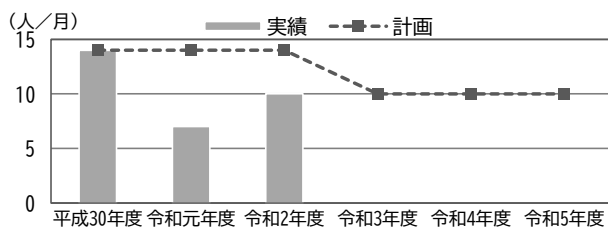
【活動指標7】 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、居室などの設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行う事業です。

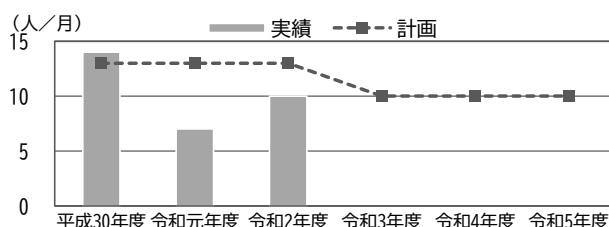
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	14	14	14	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	13	13	13	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	348	348	348	300	300	300
	実績	430	190	300	-	-	-

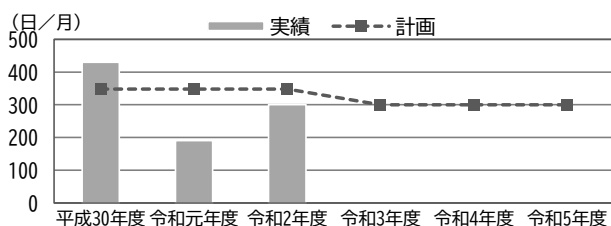
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

年度ごとにばらつきはありますが、訓練を必要とする障がい者のニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標8】共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数

共同生活を行う住居において、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行う事業で、地域の障がい者の利用はもとより、施設入所者の地域生活移行に欠かせないサービスです。

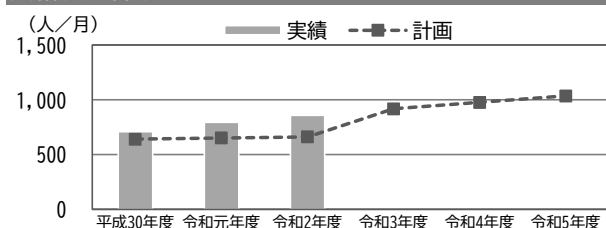
⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)

実績及び計画

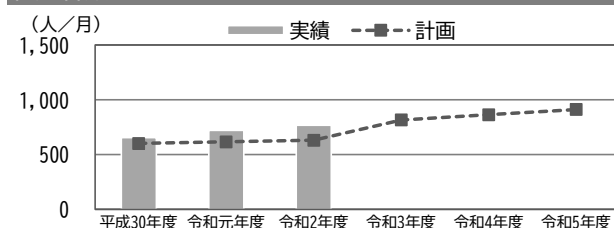
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	640	650	660	916	975	1,034
	実績	708	793	857	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	600	615	630	815	863	911
	実績	654	719	767	-	-	-
区内定員数(人/年)	計画(身・知)	340	346	352	475	480	485
	計画(精)				125	130	135
	実績(身・知)	329	443	470	-	-	-
	実績(精)	102	115	120	-	-	-

※ 令和2年度以前の計画については、福祉部(身体・知的)と衛生部(精神)合算の値

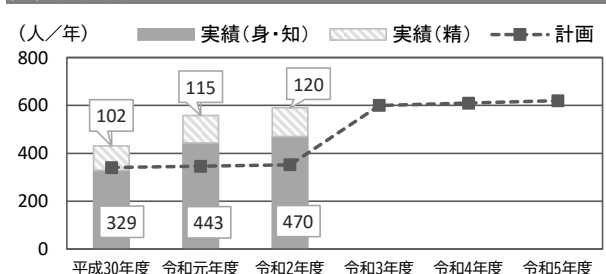
支給決定者数



利用者数



区内定員数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数に対応してきました。施設入所者の地域移行の受け皿となることから、身体・知的障がい者と精神障がい者それぞれの定員の拡大に取り組みました。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備促進に必要な課題を整理し、支援策を検討して定員拡大に努めます。また、精神障がい者向けグループホームについては、通過型(3年間利用)を中心に、定員数の増を図っていきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

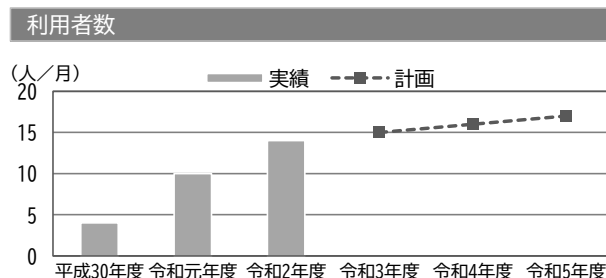
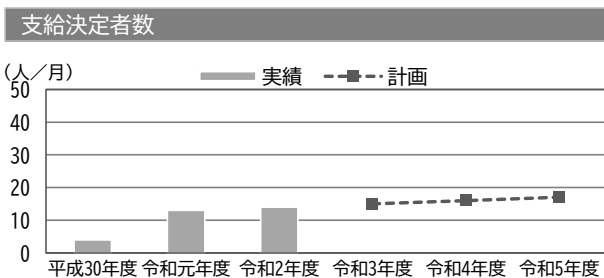
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実 **追加**

【活動指標9】 自立生活援助事業利用者数

障害者支援施設等を利用していた方が居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	13	14			
利用者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	10	14			



今期の取り組み内容

支給決定者数、利用者数ともに増加傾向であり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

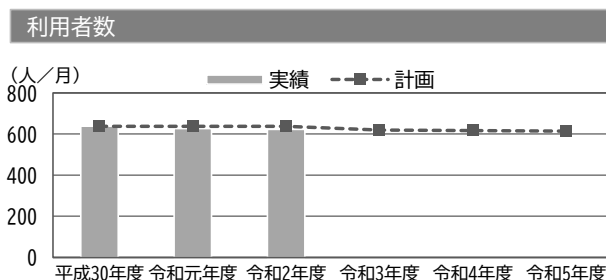
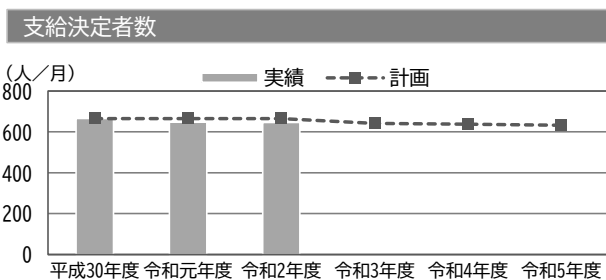
【活動指標10】施設入所支援施設利用者数

施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつまたは食事等の介護等を行います。

- ⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)
 ①-2「施設入所者数の削減」(6頁)

実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	665	665	665	642	637	633
	実績	666	647	646			
利用者数(人/月)	計画	637	637	637	619	617	614
	実績	638	626	622			



今期の取り組み内容

利用者数としては微減傾向ではありますが、障がい者や介護者の高齢化等にもともない、一定程度の需要があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き障がい者の地域移行の視点から入所者削減の取り組みを進めつつ、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるよう、量の確保とともに支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

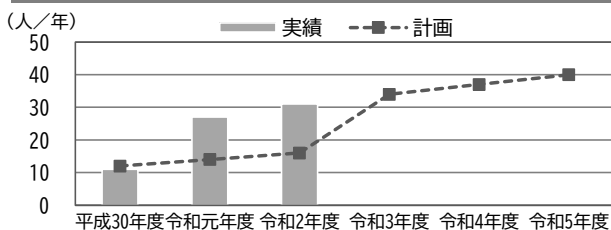
【活動指標11】重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数

重症心身障がい児(者)と医療的ケア児の健康保持と家族の休息時間の確保を目的として、自宅に訪問看護師を派遣し家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって行う事業を実施しています。

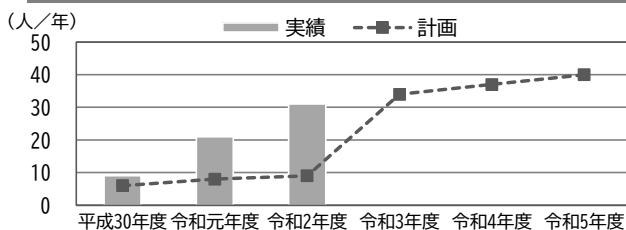
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年)	計画	12	14	16	34	37	40
	実績	11	27	31	-	-	-
利用者数(人/年)	計画	6	8	9	34	37	40
	実績	9	21	31	-	-	-
利用時間数(時間/年)	計画	54	63	72	680	740	800
	実績	111	421	620	-	-	-
委託事業所数(カ所)	計画	2	2	3	13	14	15
	実績	2	8	12	-	-	-

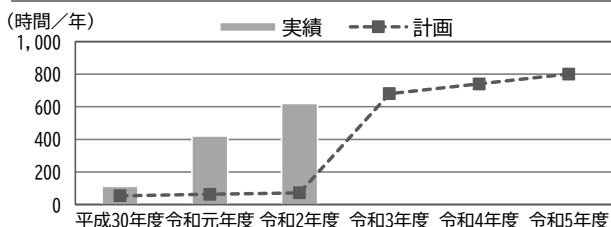
支給決定者数



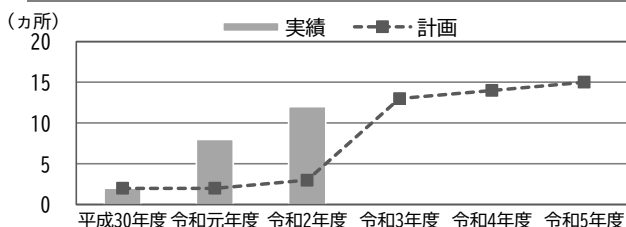
利用者数



利用時間数



委託事業所数



今期の取り組み内容

令和元年度から医療的ケア児を対象に加え、必要な方が事業を利用できるよう、利用希望に応じて委託事業所を増やしてきました。支給決定者数、利用者数、利用時間数が計画を大幅に上回っており、増加するニーズに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き制度の周知に努め、必要とする家族が支援を受けられるよう、委託事業所の増に努めます。

担当所管

障がい福祉課

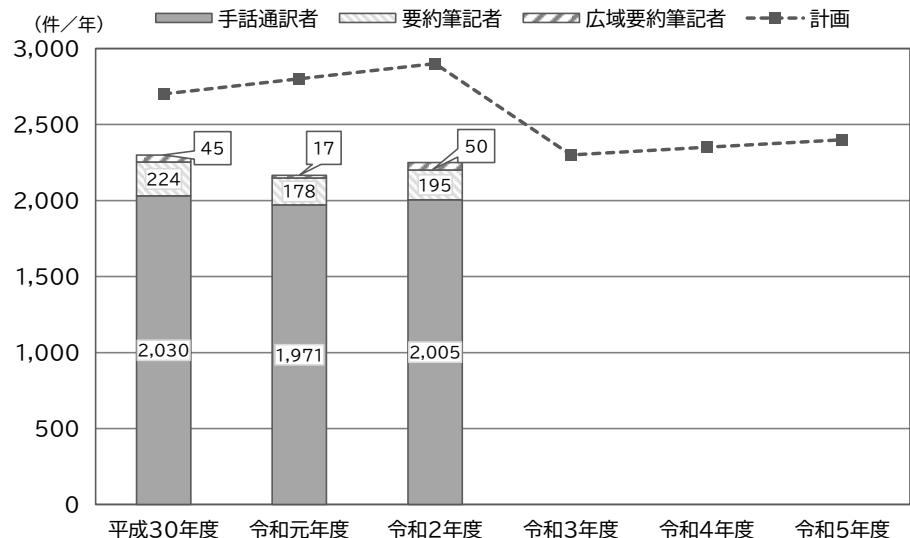
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標1】手話通訳者等の派遣件数(意思疎通支援)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣件数(件/年)	計画	2,700	2,800	2,900	2,300	2,350	2,400
	実績	2,299	2,166	2,250	-	-	-
手話通訳者(件/年)	計画	-	-	-	2,040	2,075	2,110
	実績	2,030	1,971	2,005	-	-	-
要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	210	225	240
	実績	224	178	195	-	-	-
広域要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	50	50	50
	実績	45	17	50	-	-	-



今期の取り組み内容

東京都による養成だけでなく、足立区でも手話通訳者の養成を行い、人材育成に取り組みました。

次期の取り組み方針

利用者にとってわかりやすい制度となるよう事業の進展に努めます。また、手話通訳者として活動する人材の育成に力を入れていきます。

担当所管 障がい福祉課

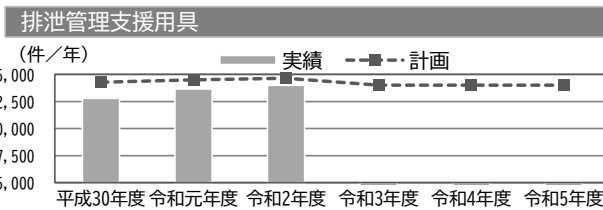
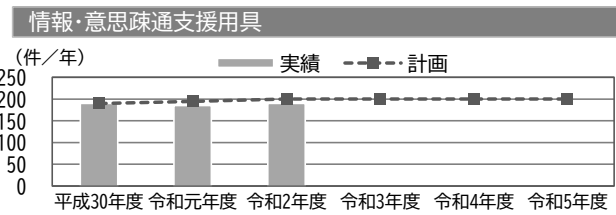
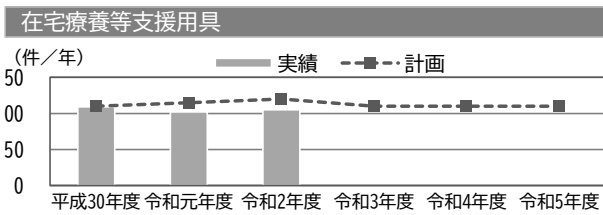
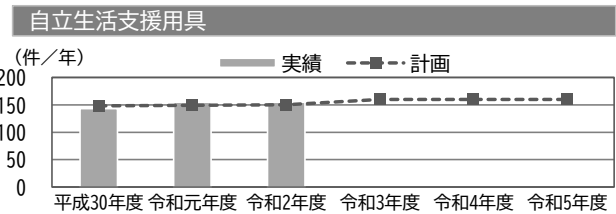
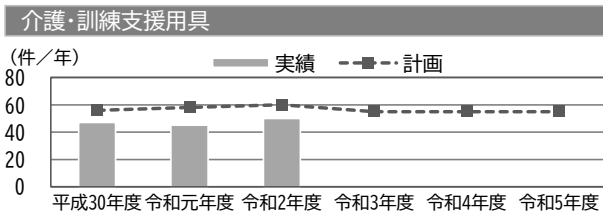
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標2】日常生活用具給付件数

在宅の障がい者(児)や難病患者の日常生活を容易なものとするための自立支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件/年)	計画	56	58	60	55	55	55
	実績	47	45	50	-	-	-
自立生活支援用具(件/年)	計画	148	149	150	160	160	160
	実績	143	155	155	-	-	-
在宅療養等支援用具(件/年)	計画	110	115	120	110	110	110
	実績	109	102	105	-	-	-
情報・意思疎通支援用具(件/年)	計画	190	195	200	200	200	200
	実績	190	185	190	-	-	-
排泄管理支援用具(件/年)	計画	14,280	14,494	14,639	14,000	14,000	14,000
	実績	12,795	13,646	14,000	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

いずれの用具も計画に近い給付件数があり、利用ニーズに合わせて対応してきました。給付できる種目や基準額等については、実情等に応じて制度の改正を行い、対応してきました。

次期の取り組み方針

必要とする障がい児・者に適切に給付するとともに、種目の改廃を検討し、技術革新に対応します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

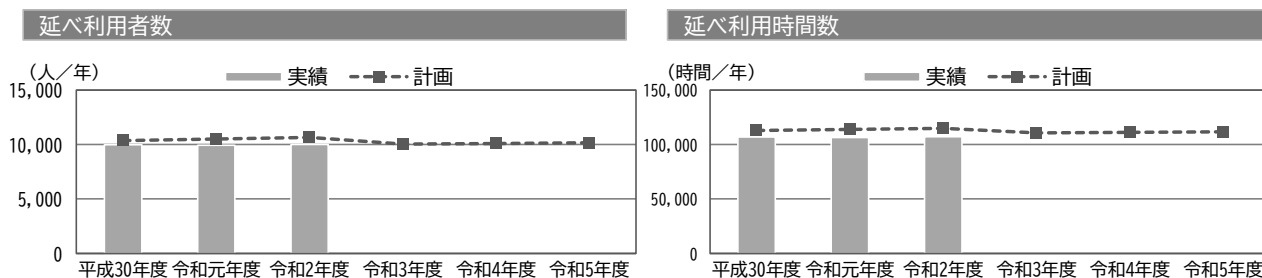
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標3】移動支援事業(個別支援型)利用者数・利用時間数

屋外での移動が困難な障がい者(児)に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人/年)	計画	10,360	10,510	10,660	10,050	10,100	10,150
	実績	9,988	9,936	10,000	-	-	-
延べ利用時間数(時間/年)	計画	112,945	113,825	114,705	110,550	111,100	111,650
	実績	106,905	106,465	107,000	-	-	-



今期の取り組み内容

計画に近い利用があり、それに合わせて対応してきました。
 また、サービスの利用促進を目的として平成30年度に単価の改定を行いました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にガイドヘルパーの確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

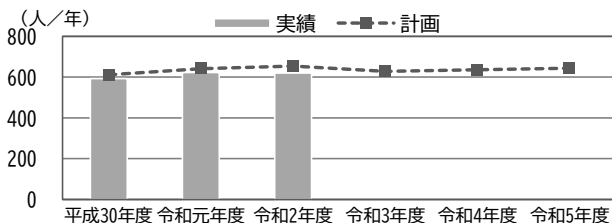
【活動指標4】移動支援事業(車両移送型) 通所バス利用者数

施設への移動(通所)に困難がある障がい者に対して支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進する事業です。

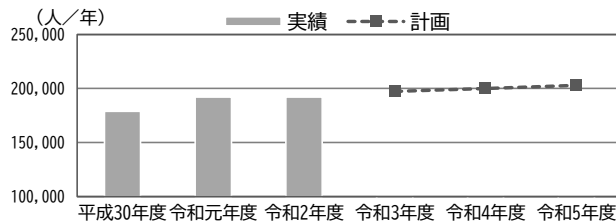
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用申込者数(人/年)	計画	612	642	654	628	636	644
	実績	593	623	620	-	-	-
延べ利用者数(人/年)	計画	-	-	-	197,344	200,106	202,907
	実績	178,924	191,933	191,933	-	-	-
延べ運行台数(台/年)	計画	-	-	-	9,264	9,356	9,449
	実績	8,600	9,173	9,173	-	-	-

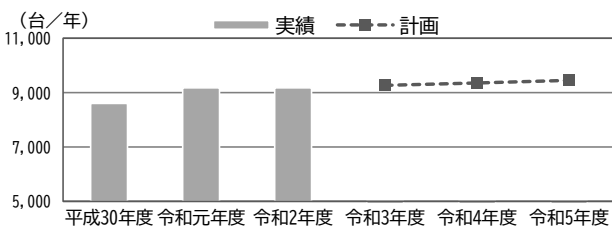
利用申込者数



延べ利用者数



延べ運行台数



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

現在、39台運行しており、運行の効率化を図るため「2回に分けて送迎する運行方式の導入運行」や「身体障がい者系施設の地区別運行」を実施してきました。

次期の取り組み方針

令和3年度からは(仮称)花畑障がい者通所施設の開設にあわせ新たな地区別運行を実施予定です。また、通所者の高齢化、重度化、医療的ケアを要する障がい者からの需要が増す傾向もあります。諸所の要望に応じていくとともに、新たな地区別運行方式を円滑に実施していきます。

担当所管

障がい福祉センター

柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標5】地域活動支援センター利用者数・登録者数

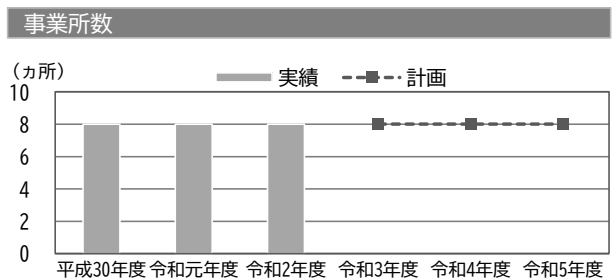
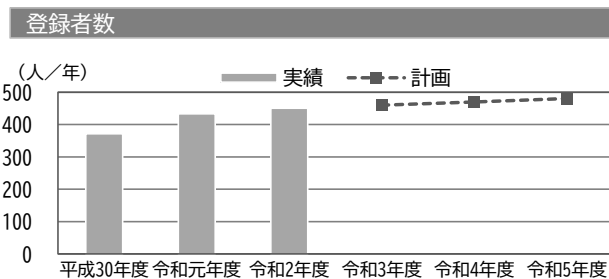
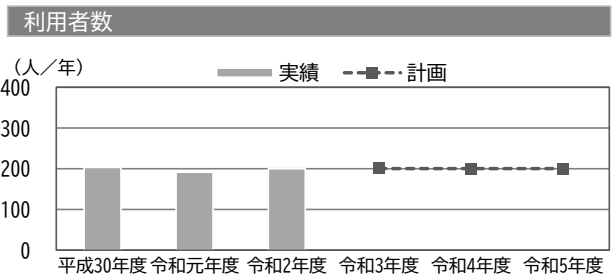
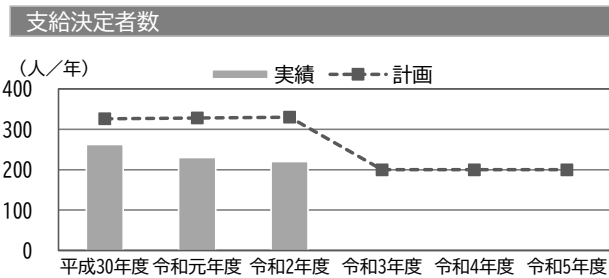
創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を通して障がい者の社会参加をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年) ※1	計画	326	328	330	200	200	200
	実績	262	230	220	-	-	-
利用者数(人/年) ※1	計画	-	-	-	200	200	200
	実績	203	191	200	-	-	-
登録者数(人/年) ※2	計画	-	-	-	460	470	480
	実績	371	433	450	-	-	-
事業所数(カ所)	計画	-	-	-	8	8	8
	実績	8	8	8	-	-	-

※1 身体・知的・高次脳機能障がい者対象の支給決定者数・利用者数

※2 精神障がい者対象の施設の登録者数(支給決定者数の代わりに登録者数で把握)



今期の取り組み内容

一定程度ある利用ニーズに対して、身体・知的障がい者を対象とする5事業所、高次脳機能障がい者を対象とする1事業所、精神障がい者を対象とする2事業所に対応してきました。身体・知的・高次脳機能障がい者の利用者数は横ばいですが、精神障がい者の登録者数は年々増加しています。

次期の取り組み方針

引き続き区内の8事業所においてサービス提供体制を確保しつつ、支援の質の向上に向けた取り組みを検討し、障がい者の社会生活を後押ししていきます。

担当所管 | 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

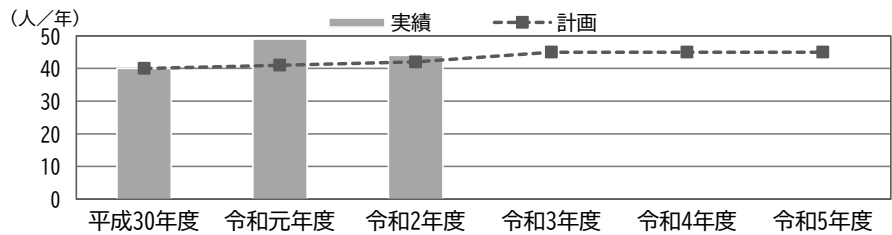
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標6】巡回入浴利用者数

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	40	41	42	45	45	45
	実績	40	49	44	-	-	-



今期の取り組み内容

65歳になると介護保険制度の巡回入浴を利用していただくことになるため、利用者数は大きく伸びないと見込んでいましたが、計画を上回る利用がありました。

次期の取り組み方針

引き続き一定程度ある利用ニーズに対応するとともに、引き続きサービスの質の向上に努めます。

担当所管 障がい福祉課

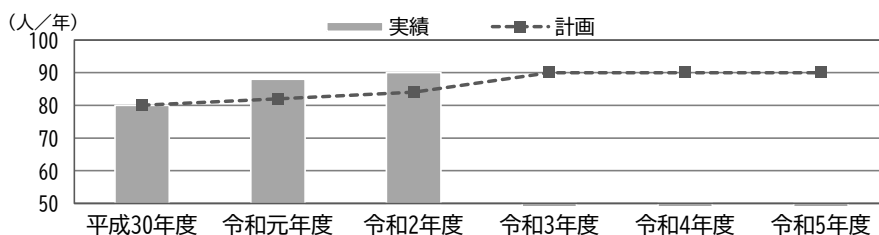
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標7】日中保護利用者数

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を図る事業を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	80	82	84	90	90	90
	実績	80	88	90	-	-	-



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

計画を上回る利用があり、それに合わせて対応してきました。



次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

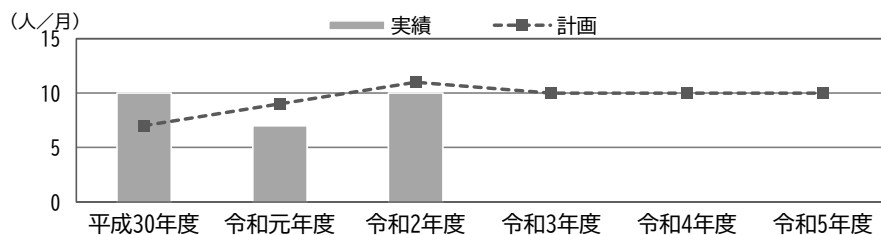
柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

【活動指標1】地域移行支援事業利用者数

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に必要な支援を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	計画	7	9	11	10	10	10
	実績	10	7	10	-	-	-



今期の取り組み内容

年度によりばらつきはありますが、毎年度利用者があり、対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

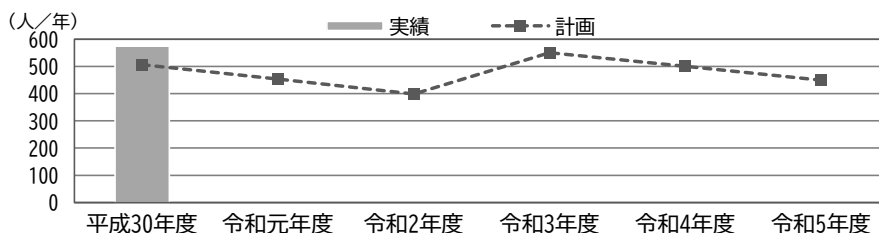
【活動指標2】精神病床における1年以上の長期入院患者数

区内在住者のうち1年以上精神科病院に入院した人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院患者数(人/年)【低減目標】	計画	506	453	399	550	500	450
	実績	574	-	-	-	-	-

※ 実績値はReMHRAD(地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース)より情報提供された数字を入力(平成30年度が最新)



今期の取り組み内容

円滑な退院に向けて、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の活用を進めてきました。

次期の取り組み方針

精神障がい者が長期入院に至らないように医療機関、相談支援事業所等との連携を強化し、地域移行に向けた支援を実施していきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

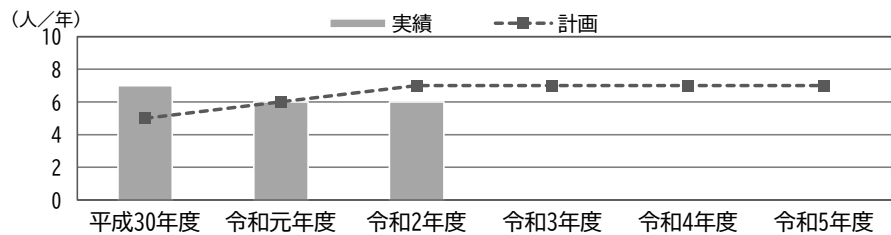
柱立て(2) - 施策④ 地域定着支援の推進

【活動指標1】 地域定着支援事業利用者数

単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	7	6	6	-	-	-



今期の取り組み内容

毎年度利用者があり、対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

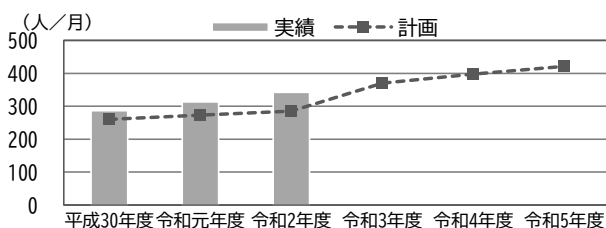
【活動指標1】 就労移行支援施設利用者数・利用日数

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う事業です。

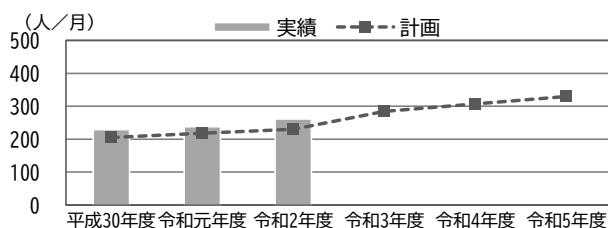
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	260	273	285	370	398	421
	実績	286	313	342	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	205	218	230	284	307	330
	実績	229	238	261	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	3,423	3,640	3,841	4,539	5,015	5,542
	実績	3,655	3,717	4,107	-	-	-

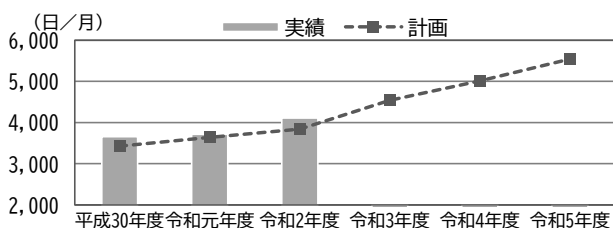
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

計画をやや上回る支給決定数、利用者数、利用日数であり、増加するニーズに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

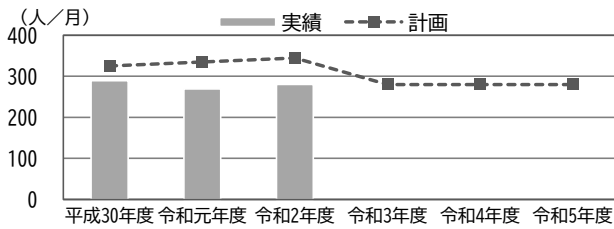
【活動指標2】 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者のうち、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対して、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

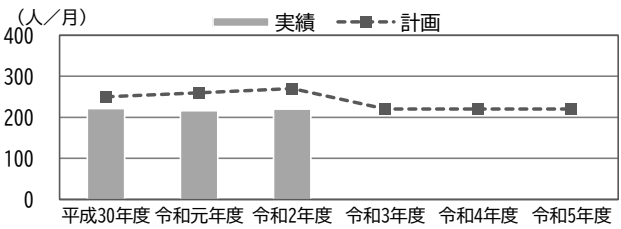
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	325	335	345	280	280	280
	実績	289	269	280	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	250	260	270	220	220	220
	実績	221	216	220	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	5,260	5,578	5,792	4,400	4,400	4,400
	実績	4,407	4,262	4,400	-	-	-

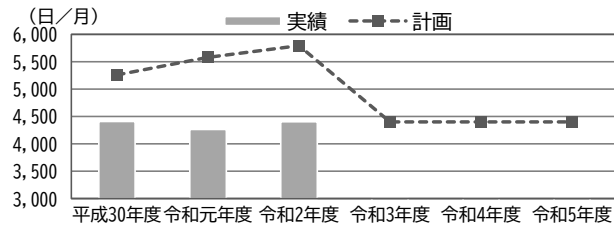
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

毎年度、一定以上の利用があり、利用ニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

事業所数は減少傾向にあるものの、障がい者雇用において一定のニーズがある事業であり、量の確保とともに支援の質を高める仕組みを検討します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

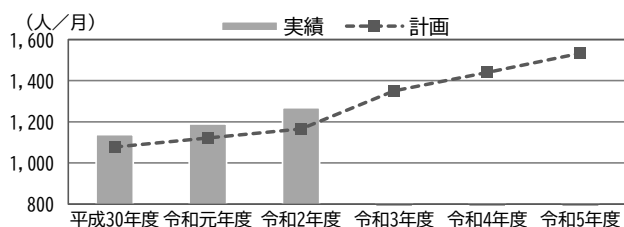
【活動指標3】 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

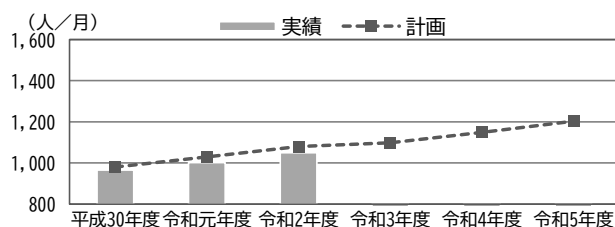
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,078	1,121	1,166	1,351	1,440	1,534
	実績	1,138	1,190	1,268	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	980	1,030	1,080	1,098	1,149	1,203
	実績	965	1,002	1,049	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	14,266	14,993	15,721	16,256	16,710	17,177
	実績	14,533	15,384	15,814	-	-	-

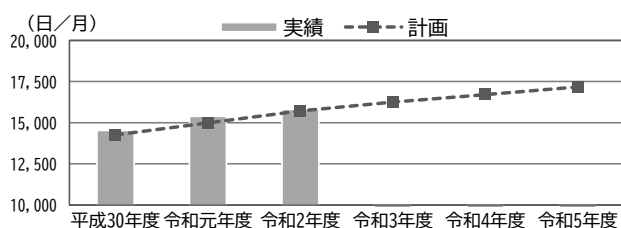
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

支給決定者数、利用者数、利用日数いずれも、計画に近い増加傾向を続けており、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実 **追加**

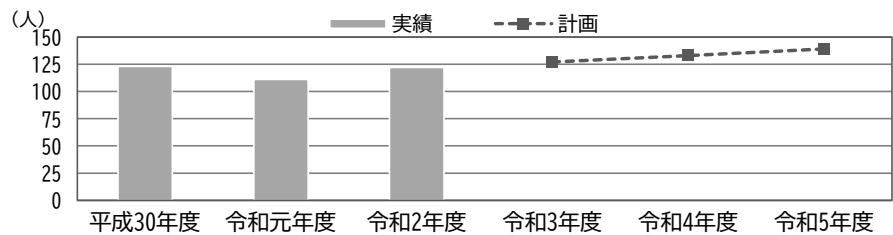
【活動指標4】 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⇒ 国の成果目標 ④-1「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者」(8頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移行者数(人)	計画	-	-	-	127	133	139
	実績	123	111	122	-	-	-



今期の取り組み内容

就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型・B型事業所や生活介護事業所からも一般就労がありました。就労定着支援事業が制度化され、継続して雇用される障がい者が増えていましたが、今後新型コロナウイルス感染症が障がい者雇用にどのような影響を及ぼすのか、注視が必要です。その影響で、就職が決まらなかった特別支援学校卒業生については、就労移行支援事業で受け止め、就職に向けた支援を継続します。

次期の取り組み方針

ハローワークも参加している地域自立支援協議会はたらく部会や、区内就労系サービス事業所のネットワークでの情報共有を密にし、雇用情勢を適切に把握しながら、目標とする一般就労移行者の増に取り組めます。

担当所管 | 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

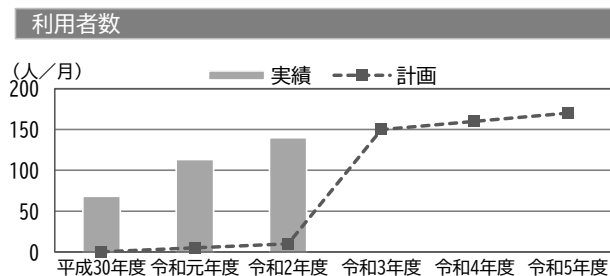
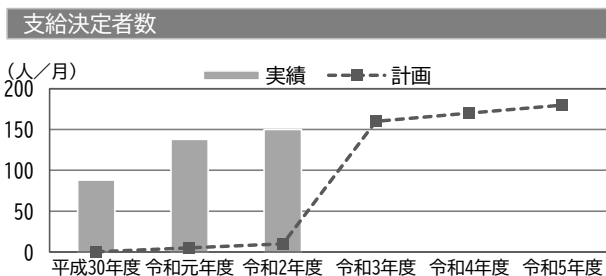
【活動指標5】 就労定着支援事業利用者数

就労移行支援等を利用後、一般企業等へ就労した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問や来所により就労の継続を図るために必要な支援を行う事業です。

- ⇒ 国の成果目標 ④-2「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援を利用した者の割合」(9頁)
- ④-3「就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数」(10頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	5	10	160	170	180
	実績	88	138	150	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	5	10	150	160	170
	実績	68	113	140	-	-	-



今期の取り組み内容

平成30年度に追加された事業であり、計画を大幅に上回る支給決定者数、利用者数があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

障がい者の安定的雇用に重要な事業であり、また、新たに国の成果目標が定められたことから、2つの目標値を念頭に、事業所数を増やすだけでなく、支援の質を高める仕組みを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

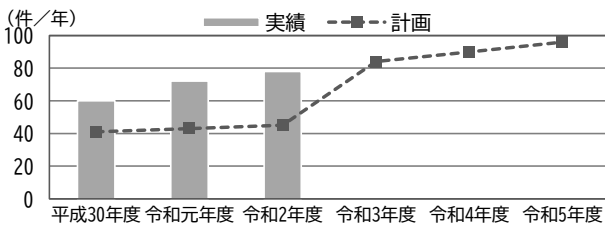
【活動指標6】 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づき、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の自立促進のため、足立区が購入する物品等を障がい者就労支援施設等に発注するものです。

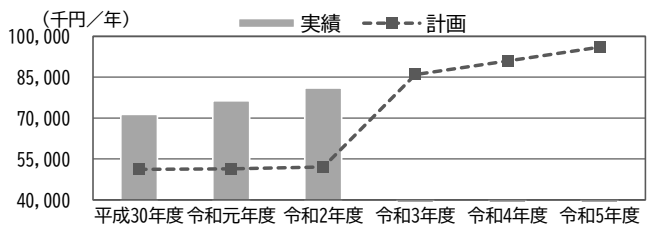
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注件数(件/年)	計画	41	43	45	84	90	96
	実績	60	72	78	-	-	-
発注金額(千円/年)	計画	51,120	51,340	52,000	86,000	91,000	96,000
	実績	71,390	76,359	81,000	-	-	-

発注件数



発注金額



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

全庁的に実績を伸ばすよう取り組んだ結果、計画を上回る発注件数、発注金額となりました。

次期の取り組み方針

さらなる発注の拡大に向け、障がい者就労支援施設等で受託できる業務や販売品の情報の集約と周知に取り組み、法に基づき、全庁的な実績を伸ばしていくことを目指します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり

柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

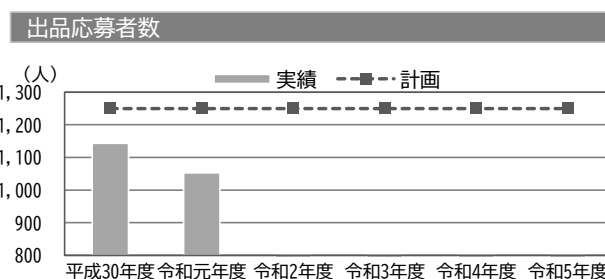
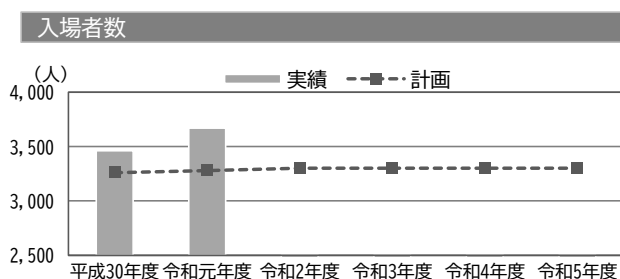
【活動指標1】障がい者アート展の入場者数・出品応募者数

障害者基本法第9条に基づく障害者週間である12月3日から12月9日に合わせて実施する事業です。障がい者(児)の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、区民への障がい理解の促進を目的として、障がい者アートの作品展やイベント、舞台発表などを行っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入場者数(人)	計画	3,260	3,280	3,300	3,300	3,300	3,300
	実績	3,460	3,670	0	-	-	-
出品応募者数(人)	計画	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	実績	1,143	1,053	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

入場者数は平成30年度、令和元年度で計画を上回りました。

次期の取り組み方針

今後も区民に障がい福祉への関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会、文化、その他の活動に参加する意欲を高める取り組みを推進します。

担当所管 障がい福祉センター

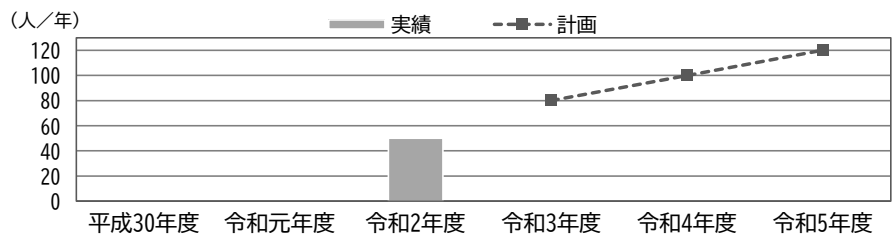
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実 追加

【活動指標2】あだちスポーツコンシェルジュ利用者数

障がい者の生活状況や希望を伺ったうえで、参加可能なスポーツ施設や総合型地域クラブ、学校開放団体の活動情報を案内するほか、見学・体験会の立会いやサークル加入の調整など、障がいのある方の運動・スポーツ活動への参加をサポートします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	-	-	-	80	100	120
	実績	-	-	50	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年9月よりスポーツ振興課に相談窓口を開設しました。

次期の取り組み方針

地域包括支援センター、相談支援事業所、障がい福祉施設、スポーツ施設等との連携強化により相談体制や運動・スポーツ活動の充実を図っていきます。

担当所管 | スポーツ振興課

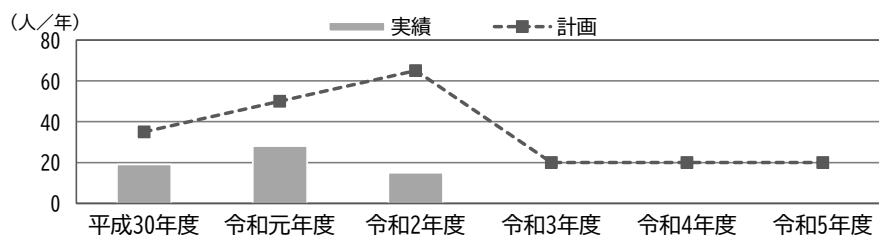
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

【活動指標3】障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするうえで基礎的な知識を習得することができるよう、「初級障がい者スポーツ指導員（日本障がい者スポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	35	50	65	20	20	20
	実績	19	28	15	-	-	-



今期の取り組み内容

全4日間の講習期間を要することや、講師・会場の調整を要したために当初目標としていた年複数回の実施が難しい状況の中、年1回であっても定期開催することで、着実に障がい者のスポーツ推進を支援する人材の育成に取り組んできました。
 目標値を下回ったものの参加者にはスポーツ関係者や障害福祉サービスに従事する方も多く、今後の各自の活動の場で役立てられる知識を習得する講習会とすることができました。

次期の取り組み方針

今後も定期的な講習会の開催を通して、着実な人材育成に取り組むとともに、こうした障がい者のスポーツ推進を支援する人材が、今後さらに意欲的に活動していくことができるよう、資格取得後に地域で活躍できる場の整備に取り組んでいきます。

担当所管	スポーツ振興課
------	---------

柱立て(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり

柱立て(5) - 施策① 地域生活支援拠点の整備

【活動指標1】地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援など必要なサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するものです。そのために以下の5つの機能が必要とされており、令和2年度末までに整備することとされています。

⇒ 国の成果目標 ③「地域生活支援拠点の整備」(7頁)

相談	コーディネーターを配置し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談を行う
緊急時の受け入れ	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制
体験の機会・場	共同生活援助等の障害福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供体制
専門的人材の確保・養成	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成
地域の体制づくり	多様なニーズに対応するサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制構築

(厚生労働省「地域生活支援拠点等について【第2版】平成31年3月」より)

今期の取り組み内容

令和元年度に地域自立支援協議会各専門部会で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、必要とされている機能の優先度や課題について整理しました(優先度の高い順に標記)。

- ① 緊急時の受け入れ： 短期入所は満床で利用できないことが多く、専用の緊急保護の場が区内に複数必要
- ② 専門的人材の確保・養成： 福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題
- ③ 相談： 各事業所等で日常的に対応しており、基幹的な役割を持つ事業所において、情報集約や共通化を図る仕組みが必要
- ④ 体験の場・機会： 各事業所で体験は行えるが、継続して行える体験の機会・場が必要
- ⑤ 地域の体制づくり： 短期入所や居宅介護等のネットワークの構築が必要

上記の課題を踏まえて、令和2年度より緊急一時保護事業を開始しましたが、必要な5つの機能に該当する事業を地域生活支援拠点の事業として再構築し、面的整備型による地域生活支援拠点として、地域自立支援協議会の合意を得て整備します。



次期の取り組み方針

令和3年度以降は、地域生活支援拠点の機能充実のために、地域自立支援協議会で5つの機能に関する検証・検討を行い、不足している機能や資源、課題を整理します。将来的には拠点となる事業所を整備し、多機能拠点整備型の目指します。

担当所管	障がい福祉課、障がい福祉センター
-------------	------------------

柱立て(6) 相談支援体制の強化

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 **追加**

【活動指標1】 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数

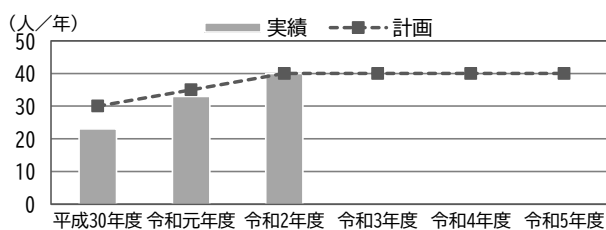
障がい者(児)の自立した日常生活や社会生活の実現のために、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡調整等を行う相談支援専門員を養成する研修を東京都が実施しています。足立区では、平成28年度から障がい福祉センターで研修を実施し、区の相談支援体制の充実に向けて相談支援専門員を養成しています。

実績及び計画

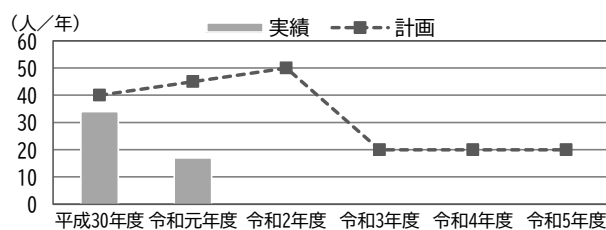
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初任者研修修了者数(人/年)	計画	30	35	40	40	40	40
	実績	23	33	40	-	-	-
現任研修修了者数(人/年)	計画	40	45	50	20	20	20
	実績	34	17	0	-	-	-

※ 令和2年度の現任研修は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

初任者研修修了者数



現任研修修了者数



今期の取り組み内容

平成28年度から障がい福祉センターで初任者研修を実施していましたが、初任者研修の受講が進み、現任研修のニーズが高まったことから、平成30年度は現任研修を実施しました。

次期の取り組み方針

都が実施する初任者研修に希望者全員が受講できる状況になったことから、区の初任者研修実施は見直し、相談支援専門員の質の向上に向けた研修に変更して実施します。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

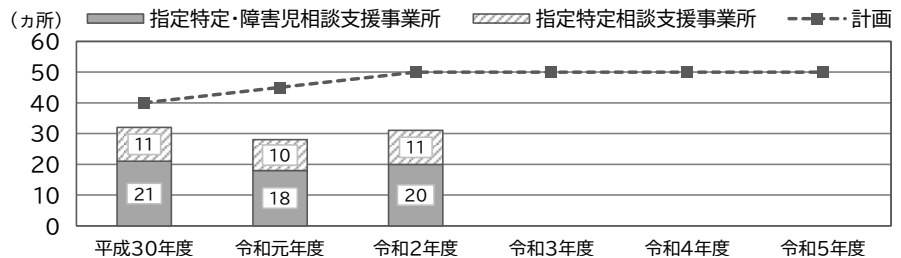
【活動指標2】指定特定・指定障害児相談支援事業所数

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）と地域相談支援を申請した障がい者に対する相談支援を行う指定特定相談支援事業者と、障害児通所支援を申請した障がい児に対する相談支援を行う指定障害児相談支援事業者の指定を行っています。

⇒ 国の成果目標 ⑥「相談支援体制の充実・強化等」（14頁）

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区内事業所数(カ所)	計画	40	45	50	50	50	50
	実績	32	28	31	-	-	-
指定特定・障害児相談支援事業所数(カ所)	計画	-	-	-	30	30	30
	実績	21	18	20	-	-	-
指定特定相談支援事業所のみ(カ所)	計画	-	-	-	20	20	20
	実績	11	10	11	-	-	-



今期の取り組み内容

基幹相談支援センターである障がい福祉センターと協力して相談支援事業所の増と質の向上に向けた取り組みを行いました。



次期の取り組み方針

相談支援の拡充に必要な相談支援事業を増やすため、国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、効果的な区の支援策を検討するとともに、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行います。また、既存の事業所には、相談支援専門員の資格を持っているものの、相談支援業務に従事していない人の活用を求めています。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

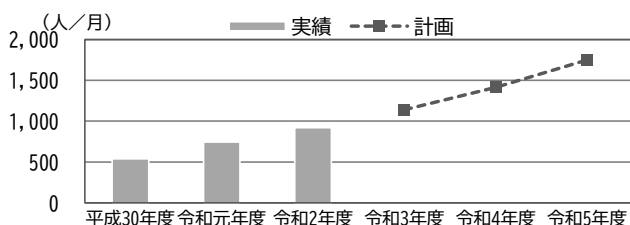
【活動指標3】 計画相談支援・障害児相談支援利用者数

障害福祉サービスを申請した障がい者(児)及び地域相談支援を申請した障がい者に対して相談支援を行う事業です。相談支援専門員が「サービス等利用計画(児童は障害児支援利用計画)」を作成します。

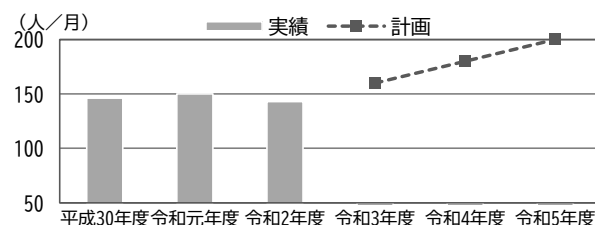
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	1,141	1,413	1,749
	実績	538	744	921	-	-	-
障害児相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	160	180	200
	実績	146	150	143	-	-	-

計画相談支援の利用者数



障害児相談支援の利用者数



今期の取り組み内容

毎年度一定以上の利用者数があり、特に計画相談支援の利用者数は年々増加しており、それに合わせて対応してきました。



次期の取り組み方針

区職員が支援して作成するセルフプランを減らし、相談支援事業所関与の割合を増やします。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

まち 安心して生活できる社会基盤の整備

柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現

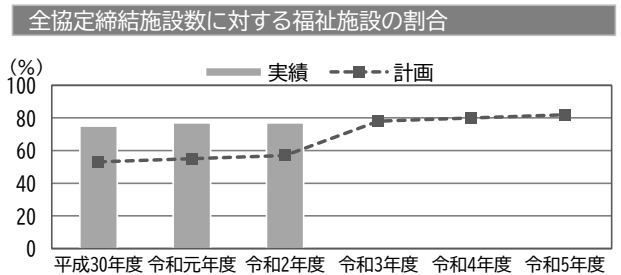
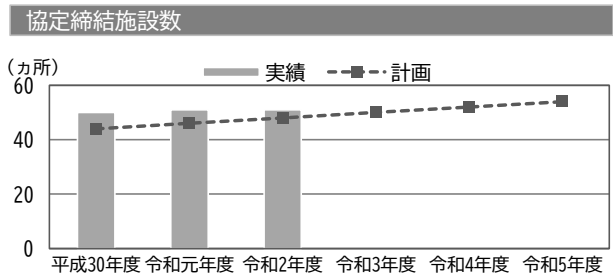
柱立て(1) - 施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

【活動指標1】福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合

民間企業や自治体などと、大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進めるための災害協定を進めます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定締結施設数(カ所)	計画	44	46	48	50	52	54
	実績	50	51	51	-	-	-
全協定締結施設に対する福祉施設の割合(%)	計画	53	55	57	78	80	82
	実績	75	77	77	-	-	-



今期の取り組み内容
 計画的に福祉避難所の締結施設数の増加に取り組み、計画を上回りました。

次期の取り組み方針
 引き続き、協定締結先を増やしていきます。

担当所管 災害対策課

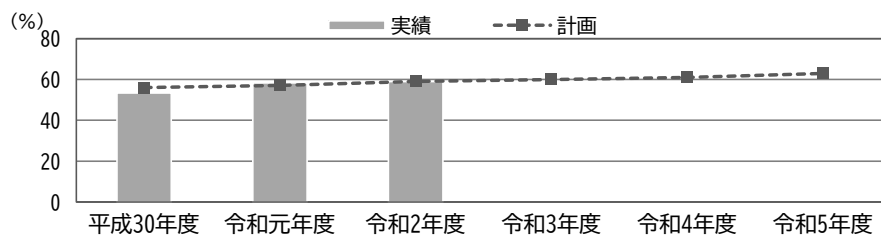
柱立て(1) - 施策② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

【活動指標1】治安が「良い」と感じる区民の割合

「美しいまち」は「安全なまち」を合言葉に、障がいの有無にかかわらず、誰もが実感できる「安全で安心なまち足立」の実現に向け、地域総ぐるみで取り組んでいます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治安が「良い」と感じる 区民の割合(%)	計画	56	57	59	60	61	63
	実績	53.4	58.3	59	-	-	-



今期の取り組み内容

安全で安心なまちの実現に向けて努力してきており、令和元年度に計画を達成しました。

次期の取り組み方針

今後も、安全で安心なまちの実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。

担当所管 危機管理課

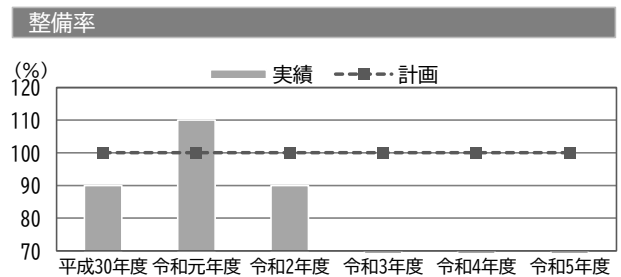
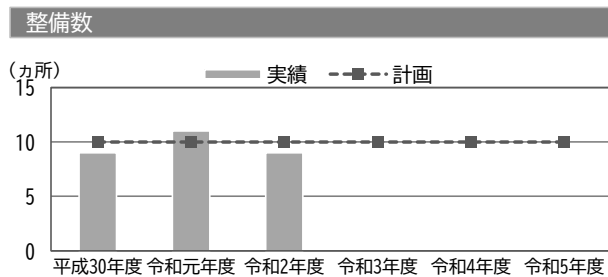
柱立て(1) - 施策③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

【活動指標1】ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績

足立区ユニバーサルデザイン推進計画や各公共施設の整備計画に基づき、公共施設の新築及び大規模改修時には、全ての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備数(カ所)	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	9	11	9	-	-	-
整備率(%)	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	90	110	90	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

公共施設の新築及び大規模改修時にすべての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していくようにして、取り組んできました。

次期の取り組み方針

今後も足立区ユニバーサルデザイン推進計画や公共施設の整備計画等に基づき、だれもが利用しやすい、「ユニバーサルデザイン」に配慮した施設の整備を進めていきます。

担当所管 | ユニバーサルデザイン担当課

柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)

柱立て(2) - 施策① スムーズに移動できる交通環境の整備

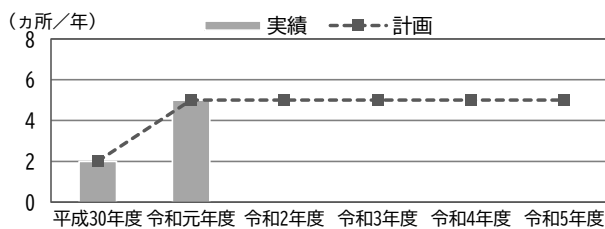
【活動指標1】障がい者が利用しやすいバス停の整備数(コミュニティバスはるかぜ)

はるかぜバス停におけるベンチ・点字ブロックの設置を行っています。

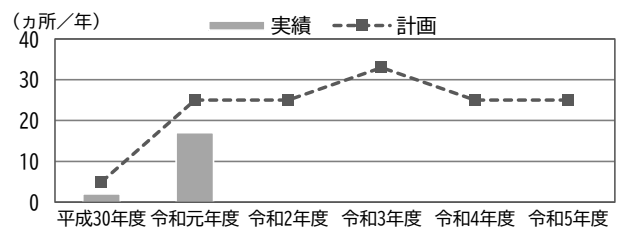
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベンチ整備数(カ所/年)	計画	2	5	5	5	5	5
	実績	2	5	0	-	-	-
点字ブロック整備数(カ所/年)	計画	5	25	25	33	25	25
	実績	2	17	0	-	-	-

ベンチ整備数



点字ブロック整備数



今期の取り組み内容

毎年度、道路形状や経年劣化等を考慮し、整備を実施してきました。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の整備の実施は見送りました。

次期の取り組み方針

足立区総合交通計画に基づき着実に整備していきます。

担当所管 交通対策課

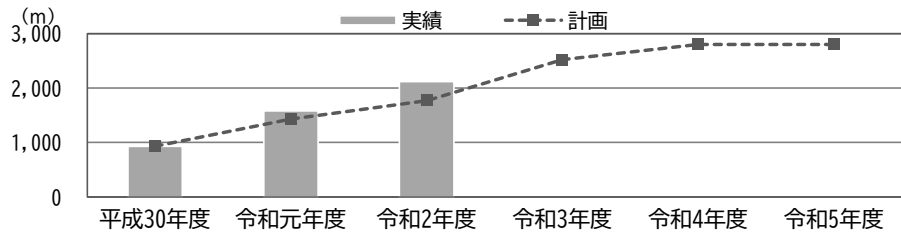
柱立て(2) - 施策② 安全に利用できる道路環境の整備

【活動指標1】バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長

ユニバーサルデザインに基づく安全な歩行空間の確保のために区内の道路のバリアフリー化を進める事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応歩道(m)	計画	930	1,430	1,770	2,520	2,800	2,800
	実績	930	1,580	2,120	-	-	-



今期の取り組み内容

おしべ通り、谷在家一丁目、谷中二丁目、区役所周辺の道路の整備を進めた結果、計画を上回りました。

次期の取り組み方針

足立区基本計画に基づき、点字ブロックの設置や段差の解消等、歩道のバリアフリー化を実施し、だれもが歩きやすい道路を整備していきます。

担当所管 工事課

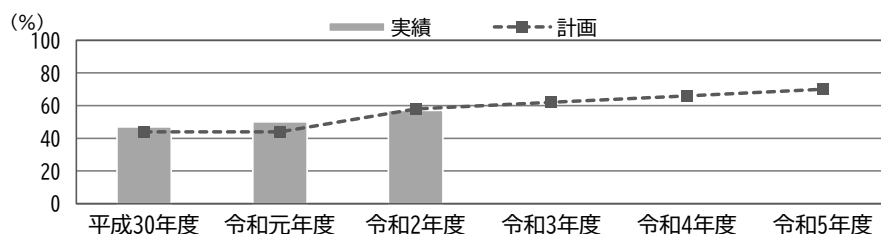
柱立て(2) - 施策③ 安全な駅の整備

【活動指標1】ホームドアが設置されている区内駅の割合

駅のホームの縁端に設けられたホームと線路を仕切るドアであるホームドアは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、令和2年度までに整備することとなっています。各鉄道会社により計画的に設置が進んでおり、区内駅では既に日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス、東京メトロ千代田線、JR常磐線等で設置されています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置割合(%)	計画	44	44	58	62	66	70
	実績	47	50	57	-	-	-



今期の取り組み内容

既に整備されていた駅に加えて、北千住駅の一部ホームにホームドアが設置されました。

次期の取り組み方針

早期に100%設置となるよう各鉄道会社に要請を続けます。

担当所管 障がい福祉課

区 協創を基盤とした共生社会の実現

柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み

柱立て(1) – 施策① 各種ネットワークの構築と推進

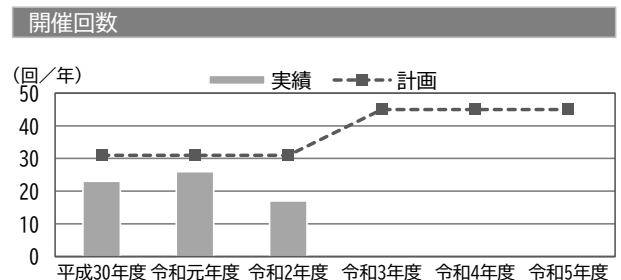
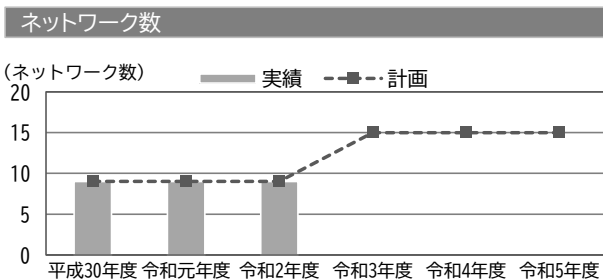
【活動指標1】障がい関連ネットワークの開催回数

足立区では平成19年3月に障害者総合支援法に基づく協議会として「足立区地域自立支援協議会」を設置し、障がい福祉施策に係る様々な課題や、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行っています。

また、障がい種別やサービス毎のネットワークがあり、事業所、当事者、障がい者団体、民生委員などが参加し、情報共有や研修等を行うことで、連携体制の構築を図っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネットワーク数	計画	9	9	9	15	15	15
	実績	9	9	9	-	-	-
ネットワーク開催回数(回/年)	計画	31	31	31	45	45	45
	実績	23	26	17	-	-	-



今期の取り組み内容
 平成30年度からは、地域自立支援協議会の各専門部会の開催数を指標として取り入れ、各専門部会で地域課題等について検討しました。



次期の取り組み方針
 令和3年度からは、既に区が事務局となって実施していた障害福祉サービス等事業所のネットワークの開催回数を指標の計画値に含めることとします。各種サービスの支援の質の向上に寄与する関係機関ネットワークをさらに拡充し、障がい福祉サービス全体の質の底上げを図ります。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課

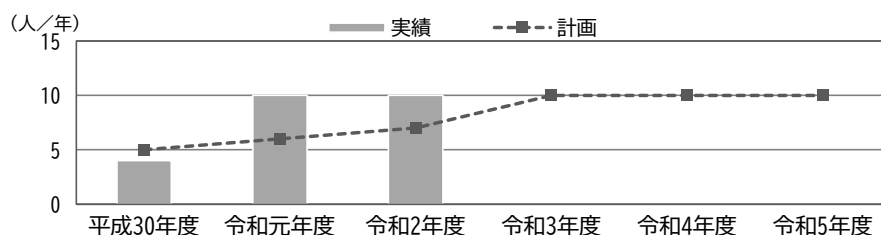
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標1】 後見人等利用者数

判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、身寄りがいない、親族が協力しないなどの理由で成年後見制度の申立てをする人がいない方の場合は、区長申立てを行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	10	10	10
	実績	4	10	10	-	-	-



今期の取り組み内容

制度の利用促進に取り組み、まだ毎年度少数ではあるものの、計画を上回る利用につながりました。



次期の取り組み方針

障がい者の権利擁護と意思決定支援を重視した適切な支援を実施するため、成年後見制度の利用促進を行います。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

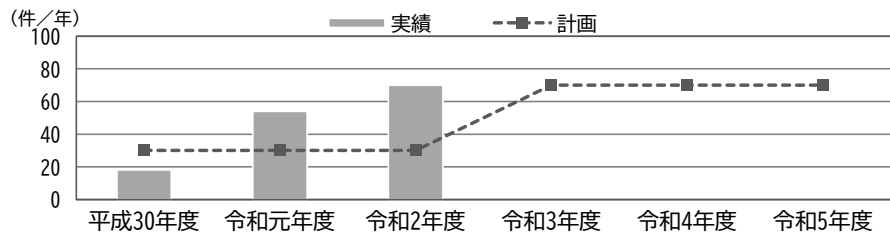
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標2】 障がい者虐待の通報件数

足立区障がい者虐待防止センターでは、障がい者への虐待の通報を受け付けています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数(件/年)	計画	30	30	30	70	70	70
	実績	18	54	70	-	-	-



今期の取り組み内容

通報件数は増加しており、計画を上回っていますが、研修等を行い、取り組みが反映されるようになってきました。

次期の取り組み方針

障がい者虐待の防止のため、援護係職員向けの内部研修を行うとともに、関係機関向けにも研修や情報交換会等を実施し、関係機関との連携強化を図ります。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 追加

【活動指標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数

保健、医療、福祉関係者等で構成する足立区地域自立支援協議会精神医療部会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をテーマとして、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように協議をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

関係者ごとの参加者数(人/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
精神科の医療関係者	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-
精神科以外の医療関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
福祉関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
介護関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
当事者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
家族関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-

今期の取り組み内容

平成30年度から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けての内容を議題として取り上げ、意見交換をしてきました。



次期の取り組み方針

引き続き協議を重ね、システム構築に向けての仕組みづくりと関係機関との連携強化を図っていきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 追加

【活動指標2】 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数

精神障がい者が地域で生活する上で困難さを感じることについて、足立区地域自立支援協議会精神医療部会の中で課題を整理し、解決に向けた道筋を協議しています。協議の中で課題解決の目標を設定し、その振り返りを精神医療部会でを行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

今期の取り組み内容

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援協議会精神医療部会において、システム構築の概念を共有し、住まいの確保支援の体制等について協議しました。



次期の取り組み方針

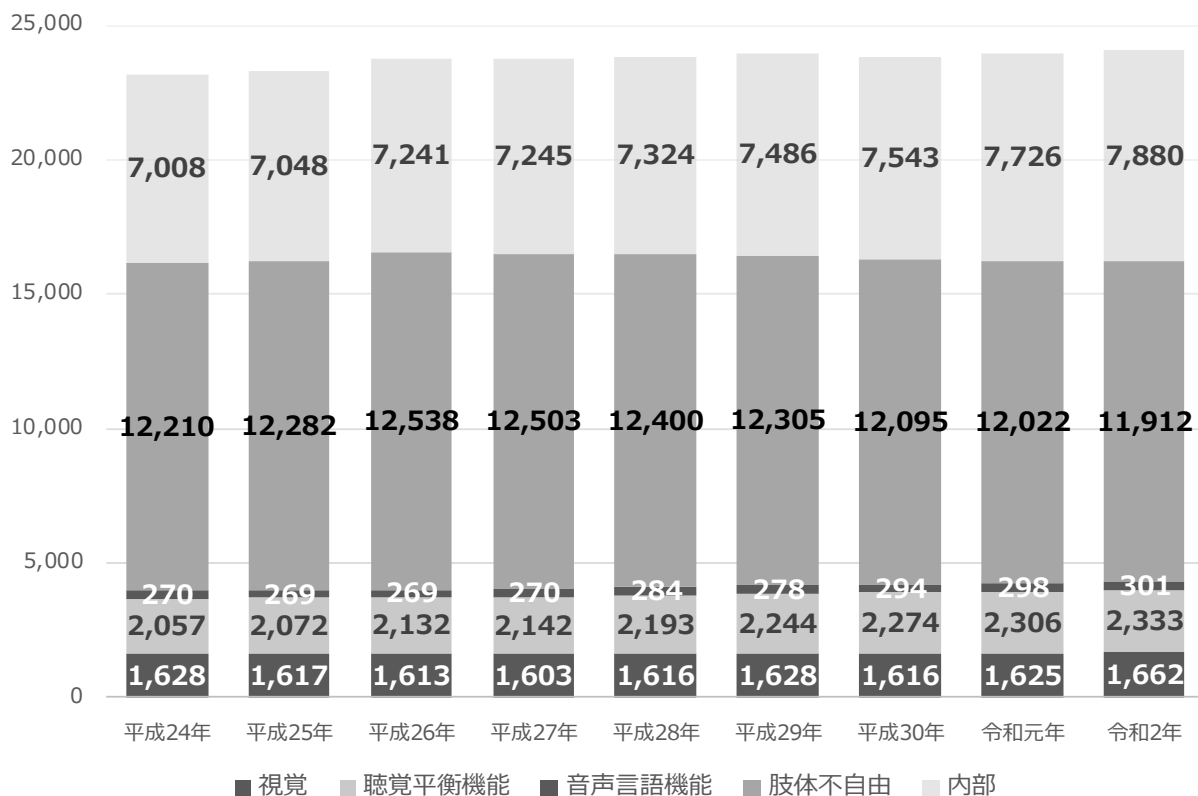
区全体の地域包括ケアシステムにおける目標を踏まえながら、精神障がい者が地域で生活する上で必要な課題から目標を設定し、協議の場において評価を実施していきます。

担当所管	中央本町地域・保健総合支援課
-------------	----------------

第5章 資料

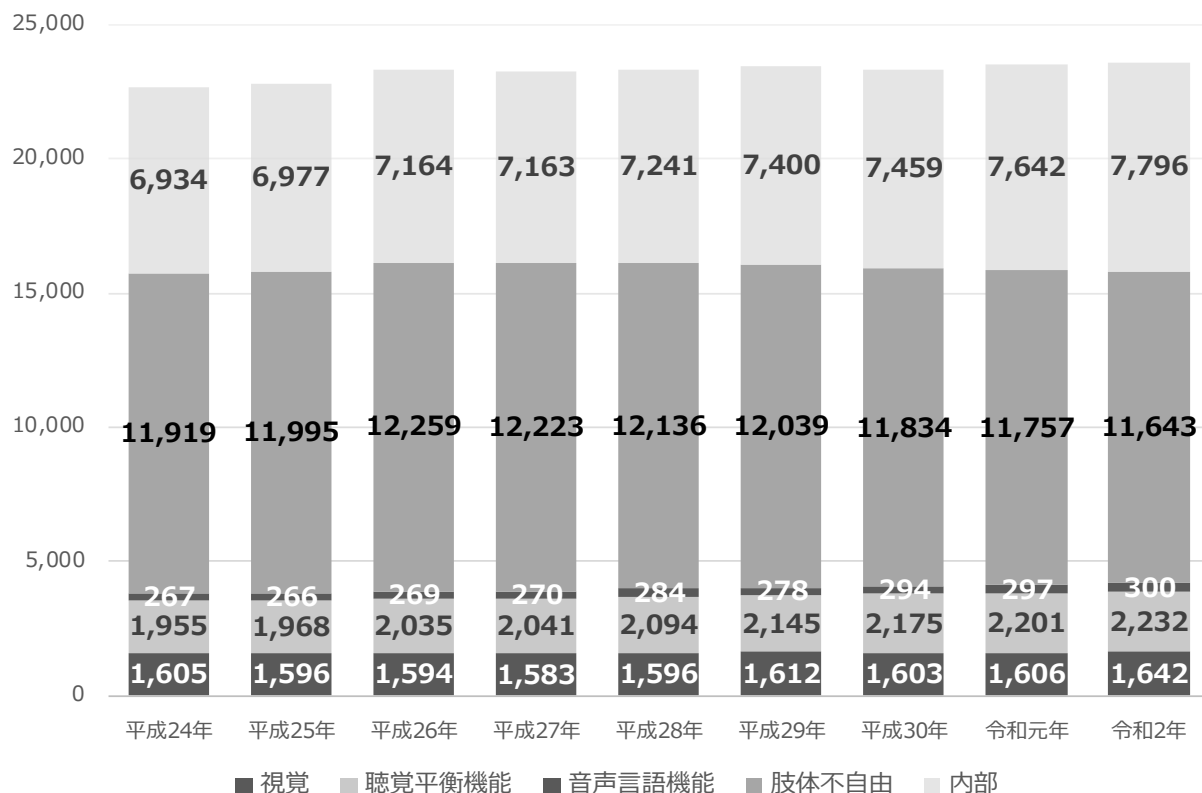
1 障がい関連基礎データ

身体障害者手帳所持者（総数）



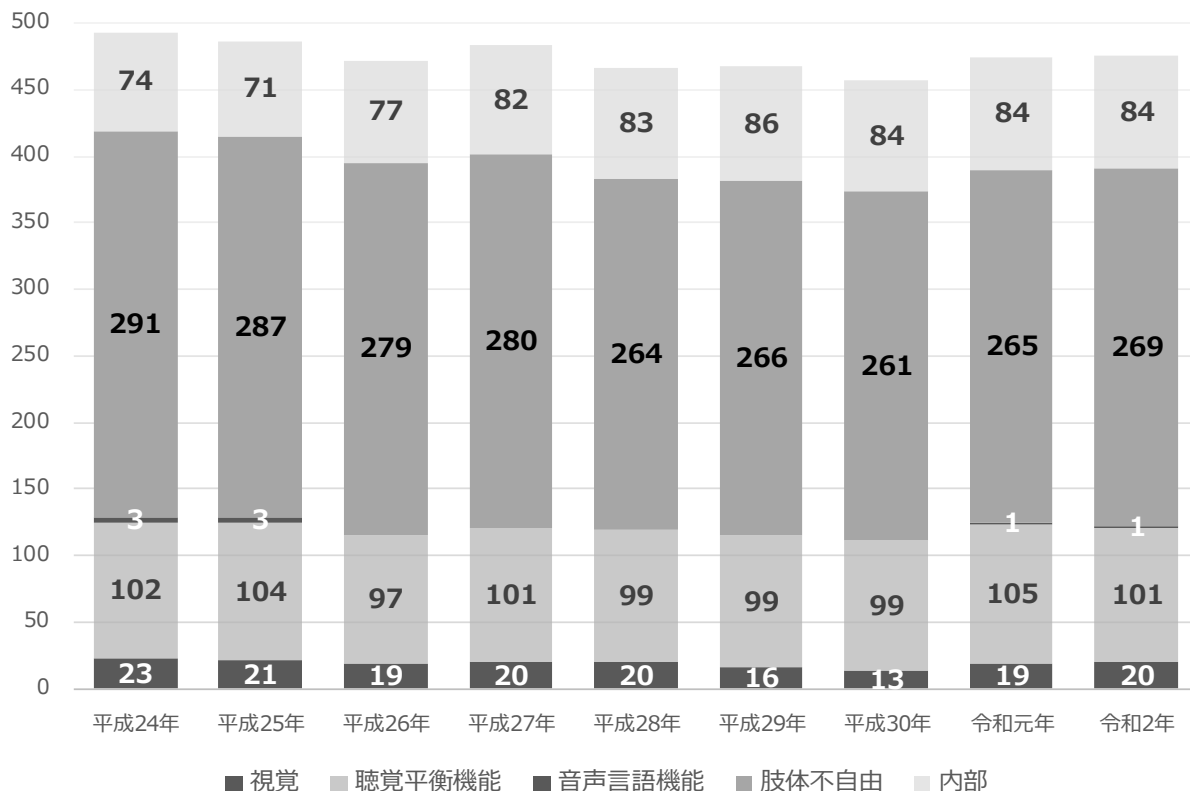
総数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	1,628	1,617	1,613	1,603	1,616	1,628	1,616	1,625	1,662
聴覚平衡機能	2,057	2,072	2,132	2,142	2,193	2,244	2,274	2,306	2,333
音声言語機能	270	269	269	270	284	278	294	298	301
肢体不自由	12,210	12,282	12,538	12,503	12,400	12,305	12,095	12,022	11,912
内部	7,008	7,048	7,241	7,245	7,324	7,486	7,543	7,726	7,880
総数	23,173	23,291	23,793	23,763	23,817	23,941	23,822	23,977	24,088

身体障害者手帳所持者（18歳以上）



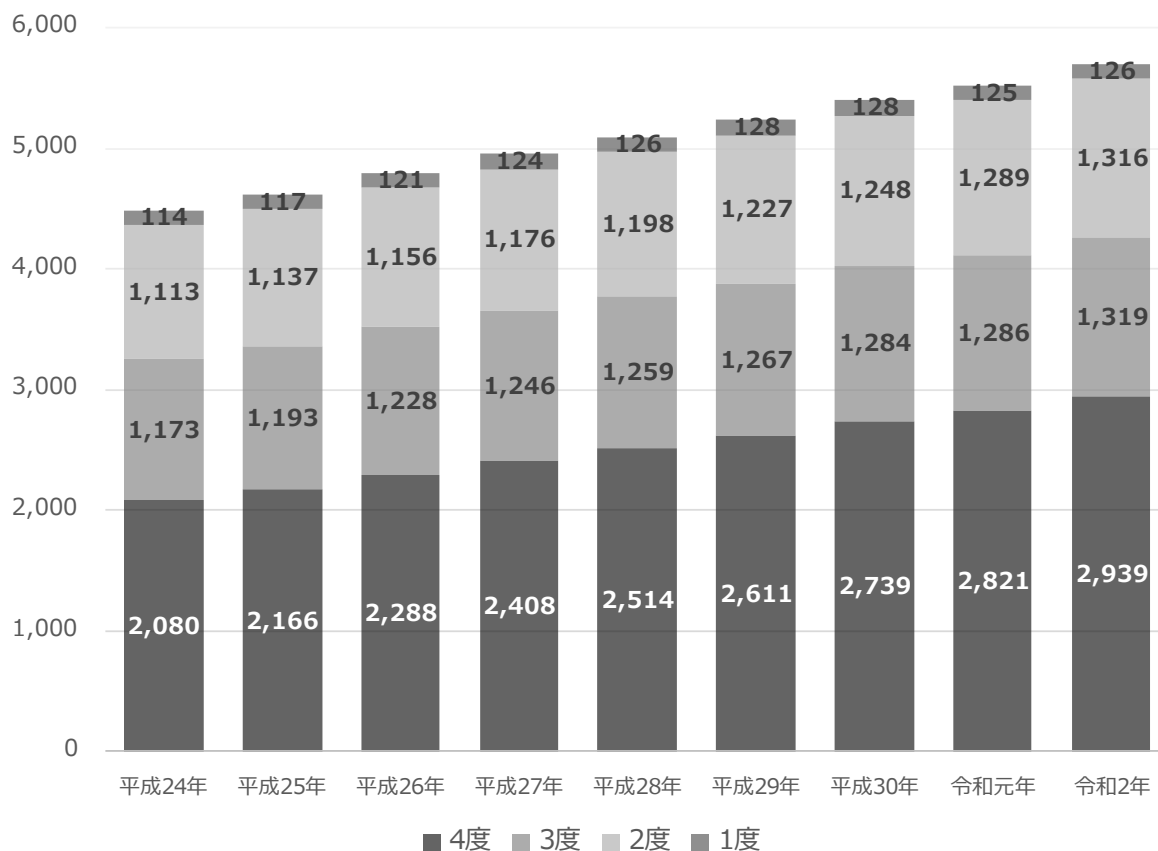
18歳以上	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	1,605	1,596	1,594	1,583	1,596	1,612	1,603	1,606	1,642
聴覚平衡機能	1,955	1,968	2,035	2,041	2,094	2,145	2,175	2,201	2,232
音声言語機能	267	266	269	270	284	278	294	297	300
肢体不自由	11,919	11,995	12,259	12,223	12,136	12,039	11,834	11,757	11,643
内部	6,934	6,977	7,164	7,163	7,241	7,400	7,459	7,642	7,796
総数	22,680	22,805	23,321	23,280	23,351	23,474	23,365	23,503	23,613

身体障害者手帳所持者（18歳未満）



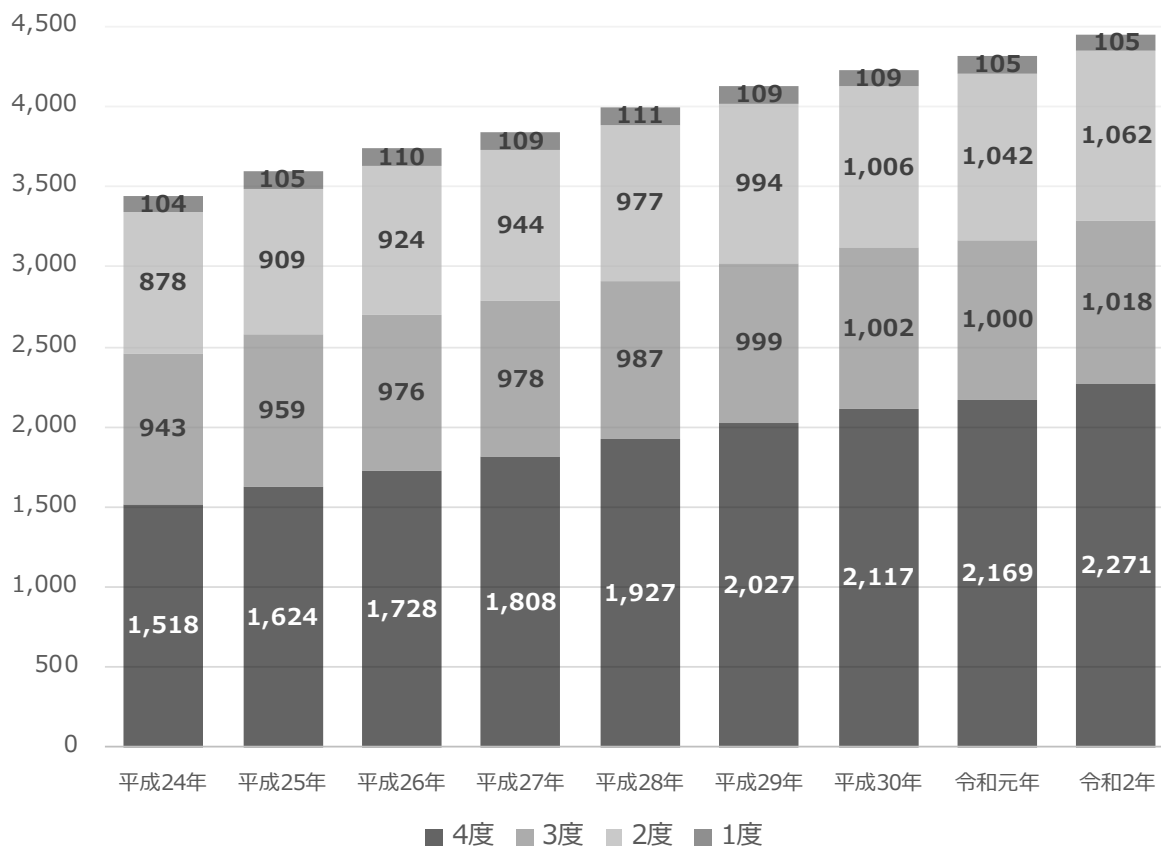
18歳未満	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	23	21	19	20	20	16	13	19	20
聴覚平衡機能	102	104	97	101	99	99	99	105	101
音声言語機能	3	3	0	0	0	0	0	1	1
肢体不自由	291	287	279	280	264	266	261	265	269
内部	74	71	77	82	83	86	84	84	84
総数	493	486	472	483	466	467	457	474	475

愛の手帳所持者（総数）



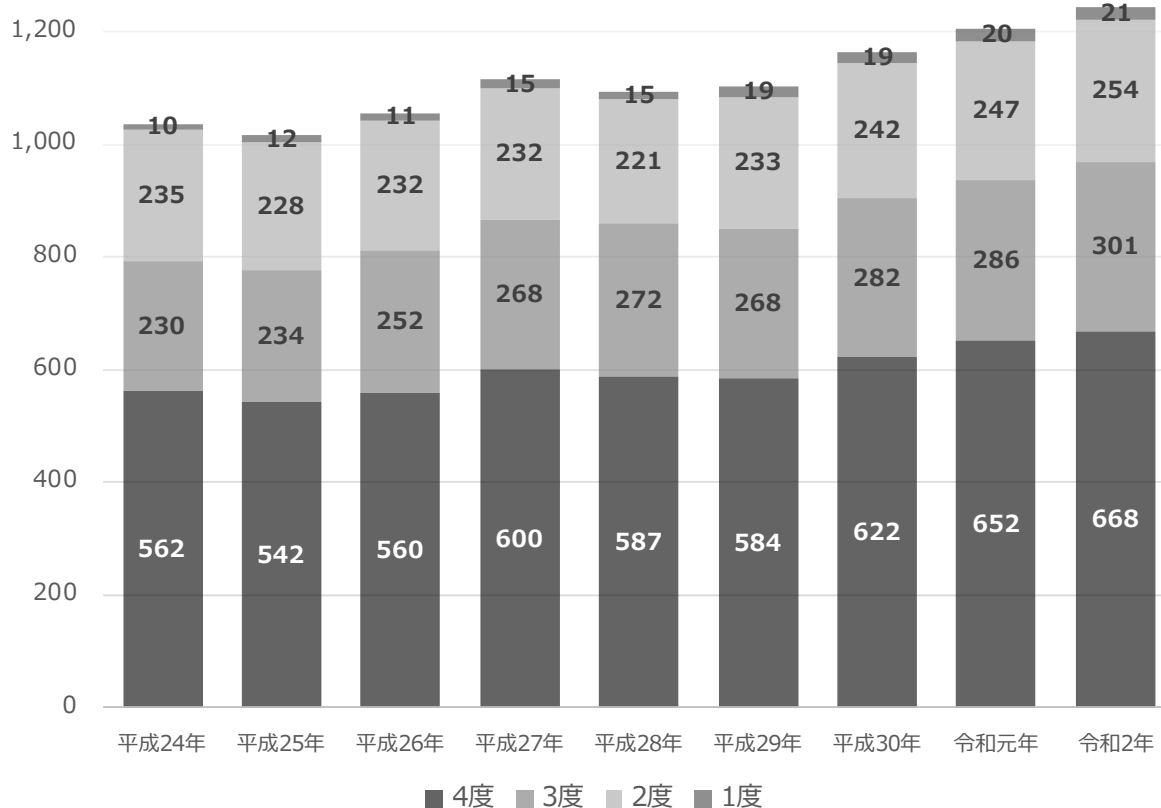
総数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1度	114	117	121	124	126	128	128	125	126
2度	1,113	1,137	1,156	1,176	1,198	1,227	1,248	1,289	1,316
3度	1,173	1,193	1,228	1,246	1,259	1,267	1,284	1,286	1,319
4度	2,080	2,166	2,288	2,408	2,514	2,611	2,739	2,821	2,939
総数	4,480	4,613	4,793	4,954	5,097	5,233	5,399	5,521	5,700

愛の手帳所持者（18歳以上）



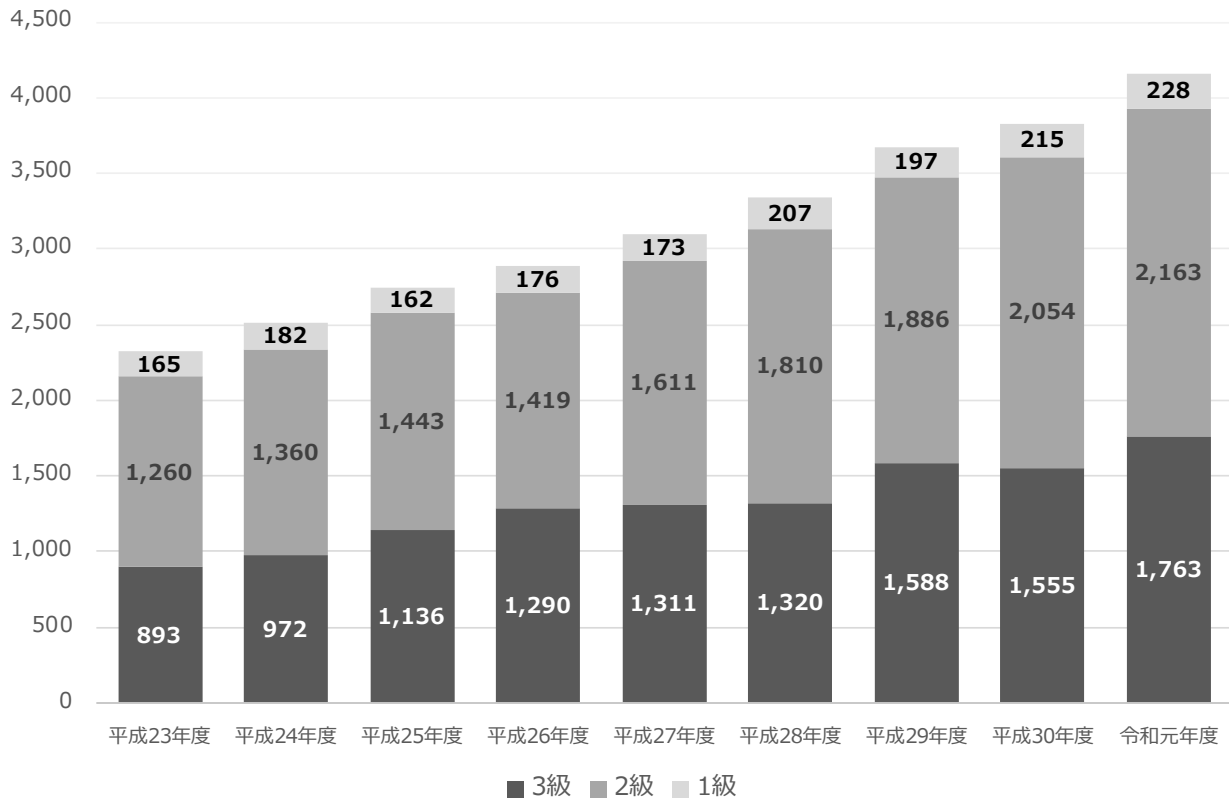
18歳以上	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1度	104	105	110	109	111	109	109	105	105
2度	878	909	924	944	977	994	1,006	1,042	1,062
3度	943	959	976	978	987	999	1,002	1,000	1,018
4度	1,518	1,624	1,728	1,808	1,927	2,027	2,117	2,169	2,271
総数	3,443	3,597	3,738	3,839	4,002	4,129	4,234	4,316	4,456

愛の手帳所持者（18歳未満）



18歳未満	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1度	10	12	11	15	15	19	19	20	21
2度	235	228	232	232	221	233	242	247	254
3度	230	234	252	268	272	268	282	286	301
4度	562	542	560	600	587	584	622	652	668
総数	1,037	1,016	1,055	1,115	1,095	1,104	1,165	1,205	1,244

精神障害者保健福祉手帳所持者（総数）



総数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	165	182	162	176	173	207	197	215	228
2級	1,260	1,360	1,443	1,419	1,611	1,810	1,886	2,054	2,163
3級	893	972	1,136	1,290	1,311	1,320	1,588	1,555	1,763
総数	2,318	2,514	2,741	2,885	3,095	3,337	3,671	3,824	4,154

2 策定経過

(1) 主な策定スケジュール

	足立区	障がい者 団体等	区議会 厚生委員会	介護保険・ 障がい福祉 専門部会	地域保健 福祉推進 協議会	地域 自立支援 協議会	国・東京都	パブリック コメント
令和元年	10月	調査票検討						
	11月	調査対象 抽出		調査実施 報告	調査実施 報告			
	12月	調査実施				調査実施 報告		
令和2年	1月							
	2月							
	3月	調査集計						
	4月	調査報告書 まとめ						
	5月						基本指針 改定	
	6月							
	7月			調査結果 報告	調査結果 報告	調査結果 報告		
	8月	素案検討						
	9月						策定Q&A 発出	
	10月	素案まとめ						
	11月		ヒアリング ・意見募集	素案報告	素案報告		策定Q&A 2 発出	11月25日～ 12月25日 (31日間)
	12月					素案報告	東京都 ヒアリング	
令和3年	1月	計画案 まとめ						
	2月	パブコメ まとめ		計画案報告	計画案報告		都障害施策 推進協議会 提言案	意見への 区の考え方 公表
	3月	計画完成		計画案報告				

(2) 障がい者団体等ヒアリングについて

計画素案を送付し、ヒアリングの実施日を調整しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ヒアリングではなく書面による意見提出とした団体もありました。

実施団体	実施日等
足立区障害者団体連合会	書面提出
足立区手をつなぐ親の会	令和2年12月21日(月)
足立区肢体不自由児者父母の会	書面提出
足立区重症心身障害児(者)を守る会	書面提出
社会福祉法人あだちの里	令和2年12月21日(月)
社会福祉法人あいのわ福社会	書面提出
社会福祉法人あしなみ	書面提出
社会福祉法人からしだね	令和2年12月21日(月)

(3) パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 令和2年11月25日(水)から12月25日(金)まで (31日間)
- ② 意見提出 4名 (1法人、1団体、個人2名)
- ③ 提出方法 窓口への持参 2名
区ホームページの意見受付フォーム 2名
- ④ 意見件数 法人 14件
団体 1件
個人 10件 計 25件